

# 平成17年第2回定例会会議録

平成17年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期19日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 9日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
9月10日	土	休 会	（市の休日）
9月11日	日		（市の休日）
9月12日	月	休 会	議案調査
9月13日	火		議案調査（質疑通告締切、正午まで）
9月14日	水		議案調査
9月15日	木	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
9月16日	金		一般質問
9月17日	土	休 会	（市の休日）
9月18日	日		（市の休日）
9月19日	月		（市の休日）
9月20日	火	本 会 議	一般質問
9月21日	水	委 員 会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月22日	木		
9月23日	金	休 会	（市の休日）
9月24日	土		（市の休日）
9月25日	日		（市の休日）
9月26日	月	休 会	議事整理
9月27日	火	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 平成 17 年 第 2 回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
9月9日（金曜日） 本会議	
1．議事日程第1号.....	15
2．本日の会議に付した事件.....	16
3．出席議員氏名.....	18
4．欠席議員氏名.....	20
5．事務局職員出席者.....	20
6．説明のため出席した者の職氏名.....	20
7．開 会.....	22
8．諸般の報告.....	22
9．開 議.....	22
10．市長の発言申し出.....	22
11．日程第1 会議録署名議員の指名.....	23
12．日程第2 会期の決定.....	23
13．日程第3 委員長報告.....	23
14．日程第4 議案第82号から議案第85号まで上程・説明・質疑・討論・採決...	29
15．日程第5 議案第86号から議案第104号まで上程・説明.....	32
休 憩.....	38
開 議.....	38
16．日程第6 議案第105号から議案第107号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	47
17．日程第7 議案第108号から議案第109号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	49
18．日程第8 陳情第2号及び要望上程.....	51
19．日程第9 報告第14号から報告第15号まで報告.....	51
20．日程第10 休会の議決.....	52
21．日程通告 散会.....	53
9月10日（土曜日） 休 会	
9月11日（日曜日） 休 会	
9月12日（月曜日） 休 会	
9月13日（火曜日） 休 会	

9月14日(水曜日) 休 会

9月15日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	57
2. 本日の会議に付した事件.....	57
3. 出席議員氏名.....	57
4. 欠席議員氏名.....	59
5. 事務局職員出席者.....	59
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	59
7. 開 議.....	61
8. 日程第1 質疑.....	61
(1) 森 隆博君質疑.....	61
(2) 川口良郎君質疑.....	69
(3) 山田健二君質疑.....	74
休 憩.....	76
開 議.....	76
(4) 甲斐健彦君質疑.....	77
(5) 渡邊康雄君質疑.....	83
(6) 福川幸子さん質疑.....	86
9. 日程第2 委員会付託.....	89
昼食休憩.....	92
開 議.....	92
10. 日程第3 一般質問.....	92
(1) 松本 登君質問.....	92
1 福祉施策について(主に介護保険について).....	92
市民部長 木下儀郎君答弁.....	95
(2) 松本 登君再質問.....	98
市民部長 木下儀郎君答弁.....	100
(3) 松本 登君再々質問.....	100
市民部長 木下儀郎君答弁.....	101
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	102
1 グリーンツーリズムをどう推進するか.....	102
2 交通弱者、高齢社会に向けての交通手段の確保をどう構築するか.....	103
企画部長 村山 隆君答弁.....	104

( 2 ) 怒留湯健蓉さん再質問.....	107
企画部長 村山 隆君答弁.....	109
( 3 ) 怒留湯健蓉さん再々質問.....	110
企画部長 村山隆君答弁.....	112
市長 福村三男君答弁.....	113
休 憩.....	115
開 議.....	115
( 1 ) 渡邊康雄君質問.....	115
1 財政需要について.....	115
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	116
建設部長 石原公久君答弁.....	117
市民部長 木下儀郎君答弁.....	118
( 2 ) 渡邊康雄君再質問.....	118
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	119
建設部長 石原公久君答弁.....	119
市民部長 木下儀郎君答弁.....	120
( 3 ) 渡邊康雄君再々質問.....	120
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	123
市長 福村三男君答弁.....	124
( 1 ) 中山繁雄君質問.....	125
1 JRの廃止について.....	126
2 国道325号の改良に伴う旭志幹線道路の整備について.....	126
3 畜産特区について.....	126
企画部長 村山隆君答弁.....	127
建設部長 石原公久君答弁.....	128
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	129
( 2 ) 中山繁雄君再質問.....	130
( 1 ) 森 隆博君質問.....	131
1 新市の保険事業について.....	131
2 福祉ゾーンの計画について.....	132
市民部長 木下儀郎君答弁.....	133
( 2 ) 森 隆博君再質問.....	135
市民部長 木下儀郎君答弁.....	137
市長 福村三男君答弁.....	137

11. 日程通告 散会.....	140
------------------	-----

9月16日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号.....	143
2. 本日の会議に付した事件.....	143
3. 出席議員氏名.....	143
4. 欠席議員氏名.....	145
5. 事務局職員出席者.....	145
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	145
7. 開 議.....	147
8. 日程第1 一般質問.....	147
(1) 川口良郎君質問.....	147
1 権限移譲について.....	147
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	148
農業委員会会長 松田榮一君答弁.....	149
建設部長 石原公久君答弁.....	150
(2) 川口良郎君再質問.....	151
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	154
助役 村上建二君答弁.....	154
(3) 川口良郎君再々質問.....	155
(1) 坂本昭信君質問.....	156
1 工業団地誘致について.....	156
企画部長 村山 隆君答弁.....	157
(2) 坂本昭信君再質問.....	158
企画部長 村山 隆君答弁.....	158
(3) 坂本昭信君再々質問.....	159
市長 福村三男君答弁.....	159
休 憩.....	160
開 議.....	160
(1) 上田 巖君質問.....	160
1 小学校の落しトイレ問題について.....	160
教育長 田中忠彦君答弁.....	161
(2) 上田 巖君再質問.....	161
教育長 田中忠彦君答弁.....	162

市長 福村三男君答弁.....	163
( 3 ) 上田 巖君再々質問.....	163
教育長 田中忠彦君答弁.....	164
市長 福村三男君答弁.....	164
( 1 ) 水上博司君質問.....	165
1 第3セクター事業について.....	165
2 大規模林道菊池人吉線及び鞍岳林道新山線改良工事について.....	166
3 菊池地域の森林状況について.....	167
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	167
( 2 ) 水上博司君再質問.....	169
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	170
( 3 ) 水上博司君再々質問.....	171
市長 福村三男君答弁.....	172
昼食休憩.....	174
開 議.....	175
( 1 ) 二ノ文伸元君質問.....	175
1 老人福祉センターについて.....	175
市民部長 木下儀郎君答弁.....	176
( 2 ) 二ノ文伸元君再質問.....	178
建設部長 石原公久君答弁.....	179
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	180
市民部長 木下儀郎君答弁.....	180
( 3 ) 二ノ文伸元君再々質問.....	181
市民部長 木下儀郎君答弁.....	182
( 1 ) 福川幸子さん質問.....	182
1 基幹産業の農業対策について.....	182
2 教育・文化の郷づくりについて.....	183
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	184
教育長 田中忠彦君答弁.....	184
市長 福村三男君答弁.....	187
( 2 ) 福川幸子さん再質問.....	188
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	189
教育長 田中忠彦君答弁.....	190
( 3 ) 福川幸子さん再々質問.....	191

休 憩.....	191
開 議.....	191
( 1 ) 甲斐健彦君質問.....	192
1 国保税の一本化についてこの際大幅減税を求める.....	192
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	193
( 2 ) 甲斐健彦君再質問.....	194
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	195
( 3 ) 甲斐健彦君再々質問.....	195
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	196
( 1 ) 坂井正次君質問.....	197
1 農林業の振興について.....	197
2 市の活性化について.....	198
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	200
企画部長 村山 隆君答弁.....	204
( 2 ) 坂井正次君再質問.....	205
市長 福村三男君答弁.....	205
9 . 日程通告 散会.....	208

9月20日(月曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第4号.....	211
2 . 本日の会議に付した事件.....	211
3 . 出席議員氏名.....	212
4 . 欠席議員氏名.....	213
5 . 事務局職員出席者.....	213
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	214
7 . 開 議.....	215
8 . 日程第1 一般質問.....	215
( 1 ) 隈部忠宗君質問.....	215
1 歴史ある菊池市の文化をどう行政に反映するか.....	215
企画部長 村山 隆君答弁.....	216
教育長 田中忠彦君答弁.....	217
( 2 ) 隈部忠宗君再質問.....	219
教育長 田中忠彦君答弁.....	220
( 3 ) 隈部忠宗君再々質問.....	221



市長 福村三男君答弁.....	221
( 1 ) 奈田臣也君質問.....	223
1 新庁舎建設について.....	223
2 新市発展の新たな構想.....	224
企画部長 村山 隆君答弁.....	225
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	226
建設部長 石原公久君答弁.....	228
企画部長 村山 隆君答弁.....	228
休 憩.....	228
開 議.....	229
( 2 ) 奈田臣也君再質問.....	229
市長 福村三男君答弁.....	230
( 3 ) 奈田臣也君再々質問.....	232
市長 福村三男君答弁.....	233
( 1 ) 木下雄二君質問.....	234
1 合併後の経費節減について.....	234
2 地域活性化事業について.....	235
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	236
企画部長 村山 隆君答弁.....	237
教育長 田中忠彦君答弁.....	238
( 2 ) 木下雄二君再質問.....	238
教育長 田中忠彦君答弁.....	239
( 3 ) 木下雄二君再々質問.....	240
市長 福村三男君答弁.....	240
昼食休憩.....	242
開 議.....	242
( 1 ) 坂本正弘君質問.....	242
1 市営住宅建設について.....	242
2 教育行政について.....	243
建設部長 石原公久君答弁.....	244
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	244
教育長 田中忠彦君答弁.....	245
( 2 ) 坂本正弘君再質問.....	246
教育長 田中忠彦君答弁.....	247

( 3 ) 坂本正弘君再々質問.....	248
教育長 田中忠彦君答弁.....	248
休 憩.....	249
開 議.....	249
9 . 追加議事日程 ( 第 4 号の追加 1 ) .....	249
日程第 1 議案第 1 1 0 号から議案第 1 1 2 号まで一括上程・説明.....	249
日程第 2 質疑.....	251
日程第 3 委員会付託.....	251
10 . 日程通告 散会.....	251
9 月 2 1 日 ( 水曜日 ) 常任委員会 ( 総務・文教厚生・経済・建設 )	
9 月 2 2 日 ( 木曜日 ) 常任委員会 ( 総務・文教厚生・経済・建設 )	
9 月 2 3 日 ( 金曜日 ) 休 会	
9 月 2 4 日 ( 土曜日 ) 休 会	
9 月 2 5 日 ( 日曜日 ) 休 会	
9 月 2 6 日 ( 月曜日 ) 休 会	
9 月 2 7 日 ( 火曜日 ) 本会議	頁
1 . 議事日程第 5 号.....	255
2 . 本日の会議に付した事件.....	255
3 . 出席議員氏名.....	255
4 . 欠席議員氏名.....	257
5 . 事務局職員出席者.....	257
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	257
7 . 開 議.....	259
8 . 日程第 1 各常任委員長報告.....	259
・総務常任委員長報告.....	259
・文教厚生常任委員長報告.....	261
・経済常任委員長報告.....	263
・建設常任委員長報告.....	266
休 憩.....	269
開 議.....	269
委員長報告に対する質疑.....	269
( 1 ) 中原 繁君質疑.....	270

( 2 ) 甲斐健彦君質疑.....	274
( 3 ) 二ノ文伸元君質疑.....	274
( 4 ) 福川幸子さん質疑.....	276
( 5 ) 笠 愛一郎君質疑.....	278
( 6 ) 水上博司君質疑.....	283
( 7 ) 中山和幸君質疑.....	284
討 論.....	285
採 決.....	290
9 . 日程第 2 意見書案第 5 号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する 意見書の提出について上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	291
10 . 日程第 3 小川会館建設特別委員会委員長報告・質疑.....	293
11 . 日程第 4 議員派遣について.....	297
12 . 日程第 5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	298
13 . 閉 会.....	299

第 1 号

9 月 9 日

# 平成17年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

平成17年9月9日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 委員長報告
- 第4 議案第82号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、  
共同処理する事務の変更及び規約の一部変更)
- 議案第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更)
- 議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市一般会計補正予算(第2号))
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第86号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について
- 議案第87号 菊池市生活安全条例の制定について
- 議案第88号 菊池市ダム流域対策協議会条例の制定について
- 議案第89号 菊池市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第90号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 平成17年度菊池市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第95号 平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 96 号 平成 17 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 97 号 平成 17 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 98 号 平成 17 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 99 号 平成 16 年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 100 号 平成 16 年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 101 号 平成 16 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 102 号 反訴の提起について
- 議案第 103 号 字の区域の変更について（花房北部地区）
- 議案第 104 号 字の区域の変更について（赤北地区）

一括上程・説明

- 第 6 議案第 105 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議案第 106 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議案第 107 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 議案第 108 号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 議案第 109 号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 8 陳情第 2 号 老人福祉センター改築をめぐる陳情書
- 要 望 公共施設の木造化・木質化に係る要望書

第 9 行政報告について

- 報告第 14 号 専決処分の報告について
- 報告第 15 号 専決処分の報告について

一括報告

第 10 休会の議決

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員長報告
- 日程第 4 議案第 82 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更)

議案第 8 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算(第 1 号))

議案第 8 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更)

議案第 8 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算(第 2 号))

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 5 議案第 8 6 号 菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について
- 議案第 8 7 号 菊池市生活安全条例の制定について
- 議案第 8 8 号 菊池市ダム流域対策協議会条例の制定について
- 議案第 8 9 号 菊池市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第 9 0 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 1 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 2 号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 3 号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 4 号 平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 9 5 号 平成 1 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 6 号 平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 7 号 平成 1 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 8 号 平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 9 号 平成 1 6 年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 1 0 0 号 平成 1 6 年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 1 0 1 号 平成 1 6 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 1 0 2 号 反訴の提起について

議案第103号 字の区域の変更について（花房北部地区）

議案第104号 字の区域の変更について（赤北地区）

まで一括上程・説明

- 日程第6 議案第105号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
議案第106号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について  
議案第107号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第7 議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第109号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第8 陳情第2号 老人福祉センター改築をめぐる陳情書  
要 望 公共施設の木造化・木質化に係る要望書  
日程第9 行政報告について  
報告第14号 専決処分の報告について  
報告第15号 専決処分の報告について

一括報告

- 日程第10 休会の議決

-----  
出席議員（57名）

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君



1 1 番	怒留湯	健	蓉	さん
1 2 番	坂 本	昭	信	君
1 3 番	安 武	俊	右	君
1 4 番	森	誠	雄	君
1 5 番	隈 部	忠	宗	君
1 6 番	工 藤	春	雄	君
1 7 番	奈 田	臣	也	君
1 8 番	葛 原	勇次郎		君
1 9 番	河 島	秀	逸	君
2 0 番	木 下	雄	二	君
2 1 番	福 川	幸	子	さん
2 2 番	坂 井	正	次	君
2 3 番	森	隆	博	君
2 4 番	山 瀬	義	也	君
2 6 番	栗 原	康	敏	君
2 7 番	渡 邊	康	雄	君
2 8 番	栃 原	茂	樹	君
2 9 番	青 木		積	君
3 0 番	坂 田	公	弘	君
3 1 番	野 口	和	夫	君
3 2 番	牧 野	洋	一	君
3 3 番	松 本		登	君
3 4 番	森	俊	二	君
3 5 番	中 原		泉	君
3 6 番	松 本	隆	幸	君
3 7 番	坂 本	正	弘	君
3 8 番	石 本	利	治	君
3 9 番	上 田		巖	君
4 0 番	水 元	征	雄	君
4 1 番	東	政	孝	君
4 2 番	中 山	和	幸	君
4 3 番	工 藤	恭	一	君
4 4 番	木 村	末	弘	君
4 5 番	岩 下	満州子		さん

46番	笠	愛一郎	君
47番	中原	繁	君
48番	出口	サチコ	さん
49番	荒木	建令	君
50番	境	和則	君
52番	福島	利徳	君
53番	工藤	道昭	君
54番	甲斐	健彦	君
55番	北田	彰	君
56番	外村	國敏	君
57番	久川	知一	君
58番	徳永	隆義	君
59番	横田	輝雄	君

-----

欠席議員（2名）

25番	本田	憲一	君
51番	森田	精一	君

-----

事務局職員出席者

事務局長	樋口	昭彦	君
議事課長	春木	義臣	君
議事係長	城	主一	君
議事係参事	吉野	幸子	さん

-----

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
助役	村上	建二	君
収入役	高本	信男	君
総務部長	緒方	希八郎	君
企画部長	村山	隆	君
市民部長	木下	儀郎	君
経済部長	岡崎	俊裕	君
建設部長	石原	公久	君
菊池総合支所長	城	直輝	君

七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部首席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教育総務課長	山 田 憲 章 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員事務局長	山 口 正 司 君

午前10時00分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は57名です。定足数に達していますので、ただいまから平成17年第2回菊池市議会定例会を開会します。

-----  
議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。監査委員から平成17年7月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細については事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----  
午前10時01分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

ここで市長から9月6日台風14号による被害状況について報告の申し出がっておりますので、発言を許します。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） おはようございます。会議の冒頭に少し時間をいただきまして、去る9月5日から6日にかけて九州を縦断いたしました台風14号の被害状況等につきましてご報告を申し上げます。

台風の勢力が非常に強く、またスピードの方は遅く、長時間風雨にさらされることが予測されましたために、5日の午後5時5分に災害対策本部を設置し、警戒に努めたところです。予想よりも少し九州山地の西側を通過し、少しは勢力が軽減されたようですが、農作物にとっては大変な、大切な時期で、現在調査段階ではございますが、被害も相当額にのぼるものと、このように思われます。特に果樹の梨、栗におきましては、約2割の落下がみられているとの報告を受けております。

まず、台風接近に伴います自主避難は、市全域で71所帯、142名、人的被害ではガラスによる軽傷者1名、住家被害が一部損壊1棟、非住家では一部破損が11棟でございます。また、古川地区で6日の午前9時30分から、豊間、鉾の甲地

区で午後2時から約200戸で停電が発生しましたが、6日の午後7時20分にすべて復旧をいたしております。雨による浸水被害はあっておりません。このほか、農林作物、農地、農業用施設、公共土木施設につきましては、現在調査を進めているところでございます。早急な復旧に努めてまいりますので、議会の皆様方をはじめ市民各位にご協力をお願い申し上げ、台風被害の状況報告をさせていただきます。

-----

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、川口良郎君及び中山繁雄君を指名します。

-----

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る9月2日の議会運営委員会におきまして、本日から9月27日までの19日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月27日までの19日間と決定しました。

-----

日程第3 委員長報告

議長（北田 彰君） 日程第3、委員長報告を議題とします。建設常任委員長から所管事務調査について報告の申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、建設常任委員会の所管事務調査について、報告を受けることに決定しました。

建設常任委員長の発言を許します。

建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、去る8月8日に建設常任委員会を開催いたしまして、閉会中の所管事務調査を行っております。ウォーキングトレ

イル事業並びに上水道事業につきまして、審議いたしましたので、その結果について報告をいたします。

まず、ウォーキングトレイル事業というものでございますが、これは6月の定例会でも報告をいたしておりますので、重複することもあるかと思いますが、ウォーキングトレイル事業という意味につきましては、山野や川など、自然の中を散策する事業ということでございました。

それから橋の必要性についてでございますが、旧七城町におきましては菊池川、鴨川、迫間川などの河川が流れておることからいたしまして、川を活かしたまちづくりや、それから川を活かした観光振興に取り組んでおりました。そういう意味で、この事業も町の主要施設であるリバーサイドパークや温泉ドーム、そして道の駅七城メロンドームなどを河川を使った周遊コースとして整備することから、現在の高島橋の下流に斜張橋の橋を架けるという事業が行われたわけでございます。年間の利用者数の見込みにつきましては、事業計画における年間の利用数は1日当たり100人であるということでございます。これは、河川敷を利用したひまわりやコスモス祭りなどの各イベントをやりますので、その来場者を含めた年間利用者数を1日当たりの平均値にしたものでございます。毎日100人通るということではございません。そういうイベントをやったときのも年間合わせて平均の1日100人だということでございました。

それから、橋梁整備に対する事業費といたしましては、その財源の内訳、また総事業費についてでございますが、橋梁整備に要する事業費は、下部工が約9,700万円、上部工が2億5,900万円、護岸工事が7,500万円、その計で約4億3,000万円となっております。その財源の内訳といたしましては、国の地方道路交付税、いわゆる補助金でございますが、これが55%。それから、補助裏といたしまして95%を過疎債や合併特例債の起債で充当するというところでございました。設計変更した主な理由についてでございますけれども、このことにつきましては発注後は設計の変更は行っていないということでございます。発注前に橋梁の構造について、当初はSPC複合橋でございましたけれども、堤防開削工事や、これに伴う工期との関係から、国土交通省との許可の問題で受託事業ができないというようなことでございましたので、斜張橋を選択せざるを得なくなり、PC3径間斜張橋へ変更したそうでございます。それに伴う工事費の増額でございますが、この橋梁の構造の変更に伴う工事費の増額は約8,000万円でございます。それから、指名業者及び落札業者との契約についてでございますけれども、下部工につきましては共同企業体JVの5社を指名してあります。その企業名は申し上げますと一番に、荒木・田代、それからこれは七城の田代組とタシロ建設がございませ

で、同じ田代でございますが、荒木・田代・タシロ建設工事共同企業体、2番目が緒方・三牧・美麗建設工事共同企業体、3番目が丸昭・七城建設工事共同企業体、4番が味岡・山東建設工事共同企業体、5番目が森・キクナガ・久川建設工事共同企業体でございます。この5社でございます。この中で緒方・三牧・美麗建設工事共同企業体が契約金9,765万円で落札をいたしております。また、上部工の指名業者も共同企業体のJV5社を指名してあります。1番が丸鉄、それから森建設工事共同企業体、2が梅林・緒方建設共同企業体、それから3番目が松本・荒木建設工事共同企業体、4番目がさとう・味岡建設工事共同企業体、5番目が志多・丸昭建設工事共同企業体でございます。この中で、梅林・緒方建設工事共同企業体が契約金額の2億5,914万円で落札をしております。

それから、橋の完成時期でございますが、現在施工しております上部工までは、来年、18年の3月を竣工予定になっております。全体事業は、平成20年度を完成の予定としているそうでございます。これは、歩道・車道を含めた道路を橋田大尺線まで延ばしていかなければなりませんので、そういった事業を含めまして平成20年度までで完成するというところでございました。

取り付け道路の計画についてでございますが、橋が架かっても兩岸の道路が整備されないと有効利用ができないわけでございますので、このウォーキングトレイル事業の基本計画では、右岸の河川堤防道路を利用して3mの遊歩道と4mの車道として整備することになっております。しかし、国土交通省の河川環境整備事業と一部重複するところがあるために、再度事業計画について慎重に検討を行い、また関係機関との協議を進めていきたいということでございました。現時点では、現在の取付け道路を仮設で一部やっておりますが、そのまま本年度については利用いただくということを考えております。その後、国土交通省、それから県、または関係集落と協議を重ねて、どの位置に、どういうふうにつくったら一番安くあがるか。そしてまた、利用が便利がいいかというようなことを来年度事業で正式には行っていきたいと考えているそうでございます。

それから、設計業者についてでございますが、これは熊本市水前寺の中央技術コンサルティングということでございました。

護岸工事についてでございますが、河川内に構造物を設置する場合は、国土交通省や菊池川漁協と事前に協議をする必要がありますが、その条件事項などを含めまして、必要経費全体を予算計上して事業を進めなければならないということでありまして、今後護岸工事も当然国土交通省との事前協議でその約束をしておりますので、施工する必要があるそうでございます。平成16年12月の臨時議会において上部工不足部分の補正予算が増えすぎたために先送りになったそうでございます。

当初からわかっていたということでございますが、当初からわかっておったということでございます。先ほど申し上げましたが、予算の関係上、また補助の関係上、どうしても先延べしなければならないというようなことで、国土交通省との協議において了解を取っております。来年3月までにはどうしても完成させなければならないということになっているそうでございます。

以上がウォーキングトレイルでございますが、上水道につきましては今後の土地購入にあたって、また場所の選定、取得価格等の再検討をすべき旨の付帯決議をいたしておりましたので、その件についても調査をいたしました結果、8月8日までは当初の予定地につきましては白紙にいたしまして、あと4カ所等を8月8日の時点では検討をしておるといような回答を受けております。それから、今日聞きましたけれども、大体1カ所話が、大体済んで了解を受けているというよう話をちょっと聞きましたので、詳しいことにつきましては、また後で聞きたいと思っております。

以上をもちまして、8月8日の建設常任委員会を開催しました所管事務の調査といたしまして報告をいたします。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

中原 繁君。

[ 登壇 ]

（中原 繁君） おはようございます。ただいまの建設委員長のご報告に対しまして、2、3点再度質疑させていただきたいと思っております。

最初、前回私がお聞きしておったことについては、大変丁寧にご答弁をいただきまして、感謝申し上げるところでございます。そこでですね、今、説明がありました、要するに落札業者、指名業者も含めて上部、下部とも緒方さんが取っておられると。この契約金の下部工の9,765万円に対して、それぞれの各落札業者の方々のこの工事費の割合と申しますかね、それについてご説明をもう一度お願いしたいと思います。さらには、完成は来年の3月ということで、全体的な完成は平成20年度というようなことでありますが、これはほとんどいわゆる遊歩道の整備だろうと思っております。そこでですね、20年度まで、これから先、あとどのくらいの予算が必要なのか。総体的に大体幾らになるのか。その辺についても、再度ご説明を願いたいというふうに思います。

それからですね、私もちょっと私なりに資料をいただきながら調査をしたんですけども、最初は平成14年度にこの計画が始まったようでございまして、平成14年の7月15日に基本計画策定の発注がなされております。そして9月20日、



この基本計画が完成をし、その後9月30日に国土交通省と協議がなされております。その中にですね、上内田川、あるいは迫間川のもぐり橋について協議をしたということでありませけれども、このときにはこのいわゆる今のウォーキングトレイルの斜張橋といいますか、あるいはPC橋といいますか、その協議はなされなかったのか、なぜなされなかったのか、それを聞きたいと思います。さらに、この上内田川、迫間川のもぐり橋というのは、大体何なのか。この橋とどういう関係があるのかですね。その辺についてもおわかりになるならば、範囲内でご答弁をいただきたいというふうに思います。

それからですね、不思議なことにですね、平成15年の9月まで一切国土交通省との協議がなされておられません。そこで、9月4日に国土交通省と平成15年の国土交通省との協議の中で、この人道橋の件についていろいろと協議がなされております。そのときに国土交通省は、七城町が計画しているこの、いわゆるSPC橋は、兩岸橋台の施工時に堤防の開削工事が必要であるため、これは原則的に国土交通省の受託事業となる、受託工事となるというようなことを国土交通省からそのような話があるようでございますが、そこでですね、なぜこのときに国土交通省に受託をしなかったのか。もしこれを国土交通省にお任せをしておったならば、私は、この工事費というのは大幅な、まだ安い値段でできたというふうに考えるところでありますが、その辺の理由については、なぜ国土交通省の受託事業として任せなかったのか。その理由をですね、お聞かせ願いたいというふうに思います。

そこで、七城町としては何とかこれをクリアするためにいろいろ協議がなされたようでございます。七城町独自でできないのか、そのような経緯があるようでございますが、私は一番問題なのは、ここで今の部分だと思います。1年間もブランクがあって、その中で国土交通省との協議が1回もなされなかったというようなところが一番不思議に思うところでございます。

以上のことについて、再度答弁をいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） お答えをいたします。

今、4項目についてお尋ねがございましたけれども、当委員会といたしましては過去に遡っての云々というようなことを先だつての定例会で付託を受けたわけではございませんので、継続費として上がっておりますので、これは12月の七城町の定例会で、議会で議決されたのを執行部が執行しておると。それから、3月の31日付で、またこの菊池市として合併しまして専決処分としてこの継続費がまた上がって、これは6月の定例会の17日に承認をされております。それを、また予算

の、合併した本格予算として三度目にまた継続費として上がってきたわけですので、その継続費として認めるか、認めないかというのを建設委員会では付託を受けたという考えで、委員さん、皆と協議がなされたわけですので、過去に遡ってのいろいろについては審議をいたしておりません。それで、今4項目についてお尋ねがございましたけれども、委員会として私がお答えするわけにはいきませんので、またそれも今お尋ねになった件については、委員会では審議をいたしておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[ 登壇 ]

（中原 繁君） 審議はいたしておりません、ならばもうこれ以上聞いても無駄と思いますけれども、もぐり橋の件については、この橋との関連というのは全然議論もなかったわけでしょうか。さらには、予算の総額、平成20年度までの予算総額は大体幾らぐらいになるのか。この辺についても、全く議論がなされたかったのか。それはちょっと、私もちょっと不思議でなりません。またですね、それから私、受注業者の、いわゆる落札した受注業者の工事費の割合というのも全くわかりませんか。再度、お願いしたいと思います。

それから、先ほどからお尋ねしました国土交通省になぜ工事委託をしなかったのか。再度、お尋ねいたしますが。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） 再度お尋ねでございますけれども、過去のことでございますので、それを付託を受けておりますなら当委員会といたしましても審議をいたしております。先ほど申し上げましたとおり、なかなかお尋ねになりたいということはわかりますけれども、総事業費につきましては先ほど申し上げましたけれども、最後の方がまだ打ち合わせてやらなければならないというようなことで、はっきりまだ聞いておりません。そういうことでございますので。

以上で、答えを終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[ 登壇 ]

（中原 繁君） 委員長、少しなんか勘違いなさっているような気がいたします。付託を受けとらんじゃなくて、去る6月の議会でこのトレイル事業、予算が上がって、それを付託受けて結局審議なされた。その流れの中で、今回まできとるわけですから。付託を受けとらんということはおかしいと思います。ならもう、何もしとらん

ということで、これ以上ですね、私がお尋ねしてもですね、もう答えが出てきませんので、一応これで終わりたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

-----  
日程第4 議案第82号から議案第85号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第82号から議案第85号までの4議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。議案の説明をいたします。

議案は、議案その1、その2、その3及び水道事業会計決算意見書、参考資料といたしまして新旧対照表を添付いたしています。

議案その1の1ページをお願いします。議案第82号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを説明いたします。本案は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページが専決第39号、専決処分書でございます。去る8月1日合併により、新しい「八代市」が誕生いたしました。前日の7月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から八代郡坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村及び八代市千丁町排水処理組合を脱退させ、8月1日から八代市を加入させるため同組合の規約の一部変更を専決処分したものでございます。

別冊の新旧対照表の1ページから4ページをご参照いただきたいと思います。

以上、議案第82号の説明でした。

5ページをお願いします。議案第83号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成17年度菊池市一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、専決第40号、専決処分書でございます。

8ページをお願いします。平成17年度菊池市一般会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9,814万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億5,114万5,000円とするものでございます。今回の専決処分は、7月4日から5日及び8日から11日の集中豪雨による災害復旧に係る経費の補正と、それに伴う地方債の補正でございます。

事項別明細書で主なものを説明します。

14ページをお願いします。歳入です。款12分担金及び負担金、目10災害復旧費分担金284万7,000円の補正は、農地等災害復旧事業地元分担金でございます。款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金2,834万7,000円の補正は、現年度補助災害復旧費負担金でございます。目10災害復旧費国庫補助金1,942万4,000円は、農地等災害復旧費補助金768万6,000円と林業施設災害復旧費補助金1,173万8,000円でございます。款19繰越金、目1繰越金2,322万7,000円の補正は、今回の補正財源に充てるものです。款21市債、目10災害復旧費2,430万円の補正は、公共土木施設の災害復旧事業債でございます。

16ページをお願いします。歳出でございます。款10災害復旧費、目1農地等災害復旧費1,946万1,000円の補正は、7月の集中豪雨による国庫災害復旧7カ所及び単独災害復旧45カ所の工事請負費と小災害復旧事業費補助金が主なものです。目3林業施設災害復旧費2,598万4,000円の補正は、国庫災6カ所、単独災2カ所、小災害3カ所、合計11カ所の工事請負費が主なものです。款10災害復旧費、目2現年度災害復旧費4,250万円の補正は、国庫災22カ所の工事請負費が主なものでございます。目3単独災害復旧費1,020万円の補正は、13カ所の工事請負費が主なものでございます。戻っていただきまして、10ページでございます。第2表地方債補正の追加でございます。災害復旧事業費に2,430万円を補正するものでございます。

以上、議案第83号の説明でした。

議案の21ページをお願いします。議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、専決第42号、専決処分書でございます。菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、地方自治法第179条の第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成17年8月12日、菊池市長、福村三男。この案件は、旧菊池南部清掃組合、現在の菊池環境保全組合のし尿処理等を菊池広域連合で行うために、菊池広域連合の処理する事務及び広域計画のうち、し尿処理の項中、「菊池市及び菊池南部清掃組合の設置、管理及び運営しているものを除

く。」を削るとともに条項の整理を行い、し尿については菊池広域連合の処理する事務であることを明確したものでございます。菊池広域連合の規約を改正する場合には、構成する団体の議決が必要でありますので専決処分をしたもので、菊池市以外の構成4町も専決処分をいたしております。なお、新旧対照表の5ページを参照いただきたいと思います。

以上、議案第84号の説明を終わります。

23ページをお願いします。議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成17年度菊池市一般会計補正予算(第2号)を説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、専決第43号、専決処分書でございます。

26ページをお願いします。一般会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,719万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億7,834万4,000円とするものでございます。今回の専決処分は、来る9月11日執行されます衆議院議員総選挙に係る経費の補正でございます。

事項別明細書で主なものを説明します。

32ページ、お願いします。歳入です。目2総務費委託金2,712万6,000円の補正は、衆議院議員総選挙に係る県から委託金でございます。

次に歳出でございますけれども、2,719万9,000円の補正は、投開票の立会人報酬、投開票の事務従事者240人への時間外勤務手当、選挙執行までに係ります時間外勤務手当、選挙事務に伴う消耗品、投票所入場券の郵送代、選挙ポスター掲示板の設置及び撤去の委託料並びに投票受付用パソコンの備品購入費等でございます。

以上、議案第82号から議案第85号までの説明でございました。よろしく願いいたします。

議長(北田 彰君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第82号から議案第85号までの4議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第 8 2 号から議案第 8 5 号までの 4 議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号から議案第 8 5 号までの 4 議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----  
日程第 5 議案第 8 6 号から議案第 1 0 4 号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第 5、議案第 8 6 号から議案第 1 0 4 号までの 1 9 議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 本日、平成 1 7 年第 2 回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から 9 月 2 7 日までの 1 9 日間の日程でご審議をお願いするものでございます。議案につきましては、ただいまご承認をいただきました専決処分の報告案件のほか、条例 8 件、補正予算 5 件、決算の認定 3 件、事件議決案 6 件、人事案件 2 件及び報告 2 件をお願いするものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案について説明申し上げます。

議案その 2 でございます。議案第 8 6 号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の  
手続に関する条例の制定については、本市の公の施設の管理について、地方自治法に規定する指定管理者の指定の手続きに関し、必要な事項を定めるため制定するものです。

議案第 8 7 号、菊池市生活安全条例の制定については、市民、事業者及び菊池市が一体となって、地域の安全に関する意識を高め、犯罪等を防止し、安全で住みよい地域社会を実現するために制定するものです。

議案第 8 8 号、菊池市ダム流域対策協議会条例の制定については、ダム流域の水質保全、住環境の改善及び地域の活性化に資する調査審議を行うため制定するもの

です。

議案第 89 号、菊池市都市計画審議会条例の制定については、都市計画法において規定する都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

議案第 90 号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、泗水公民館の一室を市民の利用に供するため改正するものです。

議案第 91 号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業の給水区域に森北の一部を加えるための改正です。

議案第 92 号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定については、旧菊池市と旧泗水町の水道料金について、統一を図るため改正するものです。

議案第 93 号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、安定的な水道水の供給と給水区域の拡大を図るため、水源中央簡易水道と迫間簡易水道を統合するための改正です。

次に、議案第 94 号、平成 17 年度菊池市一般会計補正予算ですが、その概要について申し上げます。総務費関係では、地域需要の呼び起こし、地域資源の有効利用、地産地消の促進を図るための「地域通貨」を発行するための経費、旧菊池東中跡地の「ふるさと水源交流館」の利用拡大のための宿泊棟の新築及び校舎改築等グリーンツーリズム施設整備のための経費、民生費では老人福祉センター建設候補地の不動産鑑定委託料、次世代育成支援対策施設整備補助金による菊池乳児保育園と吉富保育園の改築経費、衛生費では環境センターの「し尿処理施設」の解体事業費、農林水産業費では農道等の整備のための農村総合整備事業費、土木費ではウォーキングトレイル事業で護岸工の工事請負費、教育費関係では各種競技会の九州大会、全国大会への出場時の生徒派遣補助金、福本、富地区の埋蔵文化財発掘経費、総合体育館の屋根補修経費が主なものです。

以上によりまして、一般会計歳入歳出予算の総額に 6 億 3,511 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 241 億 1,345 万 4,000 円とするものです。

議案第 95 号、平成 17 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算は特別財政調整交付金の補助決定に伴うもので、歳入歳出予算の総額に 524 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 55 億 980 万 5,000 円とするものです。

議案第 96 号、平成 17 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算は平成 16 年度の給付費の確定に伴うもので、歳入歳出予算の総額に 1 億 3,777 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 38 億 7,418 万 8,000 円とするものです。

議案第 97 号、平成 17 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算は泗水町

の集落排水事業の工事に伴うもので、歳入歳出予算の総額に181万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,065万6,000円とするものです。

議案第98号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算は「つまごめ荘」の改築に伴う経費で、歳入歳出予算の総額に8億9,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,268万8,000円とするものです。

次に、議案第99号から議案第101号の3議案は、旧菊池市、旧泗水町及び合併後の菊池市の平成16年度水道事業会計決算について、監査委員の審査に付しましたので、地方公営企業法の規定により、その意見書をつけて議会の認定をお願いするものです。

次に、議案第102号、反訴の提起について説明いたします。この反訴の提起につきましては、合併前の平成16年2月、旧旭志村が発注しました「四季の里旭志」貸切風呂建築工事の中で、同工事に含まれていた温泉井戸ポンプの入れ替え工事において、請負業者、株式会社斉藤工務店がポンプ落下事故を起しております。このポンプに係る回収費用は約2,500万円要していますが、旭志村が暫定的に支払った1,209万3,690円の残金1,372万8,687円について、請負代金請求訴訟を提起されております。旭志村の承継人菊池市はポンプ落下事故は請負会社の過失により生じたものであり、暫定的に支払った1,209万3,690円の支払いを求めて、反訴を提起するものです。なお、反訴を提起するには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があり、お願いをするものです。

次に、議案第103号、字の区域の変更につきましては、県営花房北部地区ほ場整備事業の施行により、大字下河原地内の字について変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき議決をお願いするものです。

議案第104号、字の区域の変更につきましては、前案件と同じく、七城町赤北地区区画整理事業の施行により字の区域について変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき議決をお願いするものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

市長（福村三男君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案その2をお願いいたします。1ページでございます。



議案第 8 6 号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。平成 1 5 年の地方自治法の改正によりまして、従来管理委託している公の施設については、平成 1 8 年 9 月 1 日までに直営にするか、あるいは指定管理者を指定し管理させるか、いずれかにしなければならないと規定されました。本市においては、1 6 3 ヲ所の公の施設があり、そのうち 1 1 9 施設が市の直営で、4 4 施設が地区や社会福祉協議会、第 3 セクターなどの公共的団体に管理を委託しています。本条例は、公の施設の管理について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の手續に関し、必要な事項を定める必要があるために制定するものでございます。

2 ページをお願いします。条例の主な内容を説明いたします。第 1 条は（趣旨）で、指定管理者の手續きに関し、必要な事項を定めるものとしております。第 2 条は（指定管理者に管理を行わせる公の施設）で、公の施設で指定管理者制度を導入する場合には、それぞれの設置及び管理条例の中でその旨を規定することを定めたものでございます。第 3 条は（指定管理者の指定の申請）で、指定管理者を公募により選定する際の申請の手續きを定めています。第 4 条は（選定基準）で、申請があった際に最も適当と認める団体等を指定管理候補者として選定するための基準を定めたもので、第 1 号から第 3 号では、当該公の施設を利用する住民にとって平等に利用できるものであるか、施設の設置目的を最大限生かすものか等の選定基準を定めています。第 5 条は（指定管理候補者の選定の特例）で、公募により指定管理候補者を選定することができなかつた場合や公募によらず指定管理候補者を選定する場合について規定したもので、第 1 項第 4 号は施設の設置目的や機能等を勘案し、特定の団体を指定管理者とした方が住民サービスの低下を招かない等の判断をした場合、市長等により指定管理候補者を選定できる旨を定めています。第 6 条は（協定の締結）で、指定管理者として指定することに議会で議決をいただいたのち、指定管理者と施設の管理について協定を締結することを定めたものでございます。開けていただきまして、第 7 条は（指定管理者の指定等の告示）で、指定を行ったとき等は、住民に対し周知するため告示することを定めています。第 8 条は（委任）で、附則で、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上、議案第 8 6 号の説明でした。

5 ページをお願いします。議案第 8 7 号、菊池市生活安全条例の制定についてをご説明申し上げます。本条例は、市、市民及び事業者等が一体となって、地域の安全に関する意識を高め、犯罪を未然に防止し、もって安全で住みよい地域社会を実現するため条例を制定するものでございます。平成 1 6 年菊池警察署管内の刑法犯の状況をみますと、9 9 0 件で年々増加傾向にあり、特に車上狙い、自動販売機、

脱衣場狙い等が多発しており、犯罪者の低年齢化が進んでおります。このような状況下、安全で安心なまちづくりのためには、地域の自主防犯機能を強化することで犯罪を発生させない環境づくりが重要であります。

6ページお願いします。条例の主な内容をご説明申し上げます。第1条は（目的）で、この条例は地域における犯罪等を防止するため、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が一体となって、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図ることを目的といたしております。第2条は（定義）で、それぞれの用語の意義を定めております。第3条は（市の責務）で、目的達成のため各種施策を実施するとともに、第2項で警察その他関係団体と連携を図ることといたしております。第4条は（市民の責務）市民自ら生活の安全確保及び地域の安全活動の推進と市が実施する施策に協力するよう努めるものといたしております。第5条は（事業者の責務）第6条は（土地建物所有者等の責務）で、事業者が事業活動を行う場合あるいは所有または管理する土地建物についても、同様の努力規定を定めたものでございます。第7条は（生活安全推進協議会）を設置することの規定でございます。第8条は（委任）で、附則でこの条例は平成17年10月1日から施行することといたしております。

以上、議案第87号の説明でした。

8ページをお願いします。議案第88号、菊池市ダム流域対策協議会条例の制定についてご説明申し上げます。本条例は、竜門ダム及び流域の活性化を図ることを目的とし、ダム流域の水質保全・住環境の改善及び地域の活性化に資する調査審議を行うための協議会を設置するものでございます。

9ページをお願いします。条例の主な内容でございますけれども、第1条は（設置）第2条は（所掌事務）で、協議会は第1号から第4号に掲げる事項について調査審議することといたしております。第3条は（組織）で、竜門ダム流域等を代表する者、市職員及び市長が適当と認める者の中から25名以内の委員をもって組織することといたしております。第4条は（委員の任期）で、任期は2年といたしております。第5条は（会長及び副会長）第6条は（会議）で、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないと定めております。第7条は（庶務）で、建設部土木課において処理することといたしております。開いていただきまして、第8条は（委任）で、附則で、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上、議案第88号の説明でした。

11ページをお願いします。議案第89号、菊池市都市計画審議会条例の制定についてご説明申し上げます。本条例は、都市計画法第77条の2第1項で、都市計

画法によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市に都市計画審議会を置くことができると規定されております。また、同条第3項において、都市計画審議会を置く場合には、組織及び運営に関して必要な事項は政令で定める基準に従い、市の条例で定めることとしておりますので、このたび菊池市都市計画審議会を設置することに伴い、条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、条例でございます。第1条は（趣旨）、第2条は（所掌事務）で、第1項で審議会は市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議し、答申すると規定しております。第3条は（組織）、第4条は（任期）で、委員の任期は2年としております。第5条（会長）は、委員の互選によって定めることといたしております。第6条は（臨時委員）、第7条は（会議）、第8条は（庶務）で、建設部都市計画課において処理することといたしております。第9条は（委任）で、附則で平成17年10月1日から施行するといたしております。

以上、議案第89号の説明でした。

14ページをお願いします。議案第90号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、今まで泗水公民館の会議室を教育委員会の会議室として使用してまいりましたけれども、その必要がなくなり、小会議室として一般の利用に供することとし、その使用料を新たに追加するための一部改正でございます。

15ページが、一部を改正する条例でございます。別表第3の4に次のように加えるということで、別表第3の4は菊池市泗水公民館使用料で、小会議室の項を追加するものでございます。附則で、この条例は平成17年10月1日から施行するとしております。なお、新旧対照表の7ページから8ページををご参照いただきたいと思います。

以上、議案第90号の説明でございました。

16ページをお願いします。議案第91号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、菊池市水道事業の設置等に関する条例第2条に定める給水区域に新たに菊池市森北の一部を含めるための一部改正でございます。

17ページが一部を改正する条例でございます。第2条第2項中「森北の一部」を加えるものです。附則で、平成17年10月1日から施行することといたしております。新旧対照表の9ページをご参照いただきたいと思います。

以上、議案第91号の説明でございました。

18ページをお願いします。議案第92号、菊池市給水条例の一部を改正する条

例の制定についてご説明申し上げます。本案は、合併協議会においての水道料金の取り扱いは、「使用料金については現行のまま新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する」ということで確認されております。現在、旧菊池市と旧泗水町は料金体系が別となっておりますが、今回の一部改正により新市における使用料金を旧菊池市の区域の料金表に統一するものでございます。

19ページ、一部を改正する条例でございます。第27条及び別表を改正するもので、附則で平成17年10月1日から施行することといたしております。

新旧対照表により説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いします。表の左側が現行条例、右側が改正案でございます。改正しますのは、第27条料金で、下線で示している部分でございます。旧菊池市と旧泗水町の給水区域を統一し、右側の改正案とするものでございます。別表につきましても、旧菊池市と旧泗水町の区域の料金表を統一するための改正でございます。

以上、議案第92号の説明でした。

議長（北田 彰君） ここで暫時休憩をします。

-----  
休憩 午前11時00分

開議 午前11時10分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、20ページをお願いします。議案第93号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。本案は、水源中央簡易水道と迫間簡易水道を統合することにより、両給水区域に安定的な水道水の供給と給水区域の拡大を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

21ページが、一部を改正する条例でございます。第3条の表中の名称を「水源・迫間簡易水道」に変更するとともに給水区域を表のとおり改正するもので、附則で、平成17年10月1日から施行するといたしております。

以上、議案第93号の説明をいたしました。

23ページをお願いします。議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算をご説明します。今回の補正の概要につきましては、先ほど市長がご説明申し上げましたので、事項別明細書で主なものを説明いたします。34ページをお願いします。歳入でございます。款12分担金及び負担金、目10災害復旧費分担金72

万1,000円の補正は、治山施設災害復旧事業費地元分担金、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金5,381万6,000円の補正のうち、次世代育成支援対策施設整備交付金5,293万円の補正でございますけれども、これは菊池乳児保育園及び吉富保育園の改築に伴うものでございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金2,475万円の補正は、ウォーキングトレイル事業に伴う緊急地方道整備事業交付金でございます。款14国庫支出金、目6及び目7は、竜門ダム周辺の施設管理委託を商工観光課から維持課へ所管替えによる予算の組替えでございます。款15県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金6,977万8,000円の補正は、旧菊池東中跡地を活用した「ふるさと水源交流館」の宿泊棟新築並びに校舎改修等グリーンツーリズム施設整備事業に係る「元気な地域づくり整備交付金」でございます。目5農林水産業費県補助金4,831万8,000円の補正のうち、農村総合整備事業補助金2,236万5,000円の補正は、七城町の農道・水路等の整備に伴うもの、また園芸産地“活力”強化対策事業補助金558万9,000の補正は、ごぼう部会及びJA菊池旭志中央支所ニンニク部会等への補助に伴うもの、地域水田農業条件整備事業補助金1,058万2,000円の補正は、永営農組合と旭志農業機械利用組合への補助に伴うもの。開けていただきまして、畜産振興総合対策事業補助金330万円の補正は、肉用牛330頭の放牧経費に係る補助金で、事業主体はJA菊池でございます。款15県支出金、項3委託金、目9教育費委託金1,305万円の補正は、福本・富地区の埋蔵文化財発掘調査の委託金、款18繰入金、目4介護保険特別会計繰入金5,468万3,000円の補正は、国県支出金の清算に伴う一般会計への繰入金、款18繰入金、目21環境センター整備基金繰入金1億745万1,000円の補正は、環境センターのし尿処理場解体事業に充てるものでございます。款19繰越金、目1繰越金1億1,276万3,000円の補正は、今回の補正財源として充てるものでございます。款20諸収入、目1受託事業収入157万4,000円の補正は、農業者年金事務委託料で、目3雑入597万8,000円の補正は、災害共済金とくまもとみどりの財団助成金でございます。開けていただきまして、款21市債、目2総務費6,600万円の補正は、グリーンツーリズム事業に伴う辺地対策事業債。目7土木債7,340万円の補正のうち、急傾斜地崩壊対策事業に伴う一般公共事業債950万円、合併特例事業債は、ウォーキングトレイル事業4,770万円及び若木姫井線道路改良事業に伴う230万円及び臨時地方道整備事業債1,360万円は、単県道路事業18件分でございます。

次に、40ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明を申し上げます。款1議会費、目1議会費181万円の補正は、9月、12月定例会及び臨時会の会議

録作成委託料の不足分をお願いするものでございます。款2 総務費、目7 財産管理費358万5,000円の補正は、第3庁舎の軒天部分の壁の崩落及びバルコニーの手すりの補修工事が必要になりましたための工事請負費が主なものでございます。目8 企画費1,712万7,000円の補正は、地域経済の活性化を推進することを目的に地域通貨を発行するにあたり、事業主体であります「地域通貨実行委員会」へのプレミア分と事務費の補助でございます。目9 地域振興費1億7,464万9,000円の補正は、委託料としまして旧菊池東中跡の「きくちふるさと水源交流館」の北側校舎改修及び宿泊棟新築工事の設計管理委託料1,000万円と誘致企業向けの工業団地PR用CD作成委託料200万円、工事請負費といたしまして、「ふるさと水源交流館」の北側校舎改修、宿泊棟新築、体育館改修等の工事費1億4,124万9,000円並びに地域づくり推進補助金2,000万円で、旧4市町村で実施されていた地域づくり推進事業に対し、新たに要綱を定め、補助金を交付するものでございます。開けていただきまして、款2 総務費、目2 賦課徴収費400万円の補正は、法人市民税をはじめ市税の還付金に充てるものでございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費317万5,000円の補正のうち、社会福祉協議会への運転業務に対する補助金追加分310万3,000円が主なものでございます。また、目1 高齢者福祉費131万3,000円のうち43万4,000円は、平成13年に老人クラブ連合会の要望があり、旧菊池市において数カ所の候補地を検討してまいりましたが、その中の第1候補地であります隈府下町の土地の不動産鑑定のための委託料でございます。開けていただきまして、款3 民生費、項3 児童福祉費、目4 児童福祉総務費8,129万5,000円の補正のうち、次世代育成支援対策施設整備補助金7,939万5,000円で菊池乳児保育園及び吉富保育園の改築に伴う補助金でございます。款4 衛生費、目1 保健衛生総務費278万1,000円は、母子・乳幼児・重身に係る医療費助成の入力及び通知書作成事務を委託するものでございます。目3 し尿処理費1億1,800万9,000円の補正は、環境センターのし尿処理場を解体するための工事請負費で、環境センター整備基金を充てて行うものでございます。開けていただきまして、款5 農林水産業費、目2 農業総務費181万7,000円の補正は、農業集落排水処理事業特別会計への繰出金でございます。目3 農業振興費6,199万3,000円の補正のうち、調査設計委託料850万円は、農業総合整備事業に係る第2期の実施計画に伴うもの、工事請負費2,500万円は、農道・水路等の整備で農村総合整備事業計画に基づき実施するものでございます。負担金補助及び交付金の「園芸産地“活力”強化対策事業補助金」558万9,000円は、ごぼう部会とJA菊池旭志中央支所ニンニク部会への補助金、地域水田農業条件整備事業補助金

1,058万2,000円は、永営農組合と旭志農業機械利用組合への補助金でございます。目4 農業振興施設費506万5,000円の補正は、平成16年台風及び雷被害に伴うハウスリース事業分の修繕費で、災害共済金を充当するものでございます。目5 畜産事業費330万円の補正は、畜産振興総合対策事業補助金で、肉用牛330頭を阿蘇に放牧するための経費でございます。目6 農地費179万1,000円の補正のうち、開けていただきまして、工事請負費127万7,000円は、永南堆肥舎の排水路及び側壁工事でございます。款6 商工費、目3 商工業施設費555万円の減額補正は、竜門ダム周辺の施設管理委託等を建設部維持課へ所管替したことによる減でございます。開けていただきまして、款7 土木費、目1 道路橋梁総務費2,990万円の補正は、単県道路事業負担金1,440万円、急傾斜地崩壊対策事業負担金で単県2カ所、国庫3カ所分で1,050万円、及び豊水川の単県砂防事業負担金500万円、委託料431万5,000円は、住吉赤星線と金峰線の測量設計委託料、工事請負費7,735万6,000円は、ウォーキングトレイル事業の護岸工の工事費7,500万円及び岩本姫井線道路改良工事235万6,000円でございます。款9 教育費、目2 事務局費105万8,000円の補正は、外国人青年招致事業による外国人3人所得税補てん金でございます。目1 学校管理費664万3,000円の補正のうち、事務用機器は七城中の教育用パソコンリース料499万2,000円、開けていただきまして、負担金補助及び交付金134万1,000円の補正は、各種競技会に出場する生徒への派遣費補助金で、九州大会33名、全国大会12名に対して補助するもの、目6 文化財保護費1,661万円の補正の主なものは、福本・富地区の埋蔵文化財発掘調査のための測量委託及び作業員の賃金でございます。開けていただきまして、目2 体育施設費676万2,000円の補正のうち工事請負費の440万円は、総合体育館の屋根のコーティング部分が破損したため、防水工事を行うものでございます。款10 災害復旧費、目4 治山施設災害復旧費430万5,000円の補正のうち工事請負費350万円は、森北線と小迫線の災害復旧工事費でございます。

28ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費でございます。款7 土木費、項2 道路橋りょう費、巨甲森線道路改築事業の今橋が年度内に完成が見込めないためでございます。

29ページをお願いします。第3表債務負担行為については、本年度から複数年契約をするために、期間及び限度額の設定4件をお願いするものでございます。

30ページが、第4表地方債の補正でございます。起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後限度額を25億740万円とするものでございます。

以上、議案第94号の説明でした。

57ページをお願いします。議案第95号、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。58ページをお願いします。特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億980万5,000円とするものでございます。今回の補正は、平成16年度から国の補助100%の特別財政調整交付金で実施しています収納率向上特別対策事業の補助決定に伴う補正でございます。

事項別明細書で説明いたします。62ページ、歳入でございます。款3国庫支出金、目1財政調整交付金524万4,000円の補正は、特別財政調整交付金の補助決定に伴うものでございます。

次に、歳出でございますけれども、款1総務費、目1賦課徴収費310万1,000円の補正のうち賃金112万円は、申告時の受付業務のための臨時職員2名の賃金、備品購入費150万円は業務用パソコン1台及び徴収用の軽自動車1台分を購入するものでございます。

以上、議案第95号の説明でした。

65ページをお願いします。議案第96号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。66ページをお願いします。特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,777万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,418万8,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、平成16年度給付費の確定に伴う準備基金への積立金、国庫・県支出金返納金及び一般会計への繰出金の補正でございます。

事項別明細書で主なものを説明します。70ページ、歳入でございます。款8繰越金、目1繰越金1億3,630万2,000円の補正は、補正財源として充てる前年度繰越金でございます。

開けていただきまして、歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費147万円の補正は、介護保険法の改正に伴うシステム改修のための電算委託料でございます。款5基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金3,661万2,000円の補正は、給付費の不足を生じた場合に応じるための準備基金積立金でございます。款6諸支出金、目2償還金4,500万6,000円の補正は、平成16年度給付費確定に伴う各返納金でございます。款6諸支出金、目1他会計繰出金5,468万4,000円の補正は、前年度分の清算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、議案第96号の説明でした。



75ページをお願いします。議案第97号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。76ページ、特別会計補正予算(第1号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,065万6,000円とするものでございます。今回の補正は、泗水町の集落排水事業に伴う公共枡を設置するものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。80ページをお願いします。歳入です。款5繰入金、目1一般会計繰入金181万7,000円の補正は、補正財源として一般会計から繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございますけれども、款1事業費、目1事業費181万7,000円の補正のうち工事請負費180万円は、6ヵ所に公共枡を設置するものでございます。

以上、議案第97号の説明でした。

83ページをお願いします。議案第98号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算を説明いたします。84ページ、特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,268万8,000円とするものでございます。今回の補正は、特別養護老人ホーム「つまごめ荘」の改築に伴う第1期の工事請負費が主なものでございます。

事項別明細書で主なものを説明申し上げます。90ページをお願いします。歳入でございます。款4繰入金、目2基金繰入金9,962万4,000円の補正は、施設整備基金を取り崩し補正財源に充てるもの、款7県支出金、目3施設整備補助金3億3,676万5,000円の補正は施設整備費補助金、款8市債、目1市債4億5,680万円の補正は、補助裏の財源で介護サービス施設整備事業債でございます。

次に、歳出でございます。款3施設整備費、目1施設整備費8億9,318万9,000円の補正のうち、委託料6,472万円は、建築及び設備の実施設計委託料5,038万3,000円、施工監理委託料1,123万7,000円、2階建のため地質調査が必要となるための調査委託料300万円が主なものでございます。工事請負費8億1,671万7,000円は、改築及び拡張工事で、並びに既存建物の解体工事が主なものでございます。また、公有財産購入費は、来客用及び職員の駐車場用地3,816㎡の購入費でございます。

87ページに戻っていただきまして、第2表継続費でございます。款3施設整備費、項1施設整備費、総額17億9,800万9,000円は、つまごめ荘の改築に

ついて、平成17年度から平成19年度の3年間の継続事業とするためのものがございます。

次に、第3表地方債でございます。施設整備に伴い市債を発行するもので、限度額を4億5,680万円とするものがございます。

以上、議案第98号の説明でした。

95ページをお願いします。議案第99号、平成16年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について。それに121ページをお願いします。議案第100号、平成16年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について。それに157ページをお願いします。議案第101号、平成16年度菊池市水道事業会計決算の認定について、説明いたします。これらの3議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものがございます。今回の決算につきましては、市町村合併に伴いまして合併前の旧菊池市及び旧泗水町それぞれ決算し、合併後の3月22日から3月31日までの10日間は、新市としての決算となります。決算の内容につきましては、監査委員の審査を詳細に受け、意見書が添付されております。まず、95ページの議案第99号でございますが、合併前の旧菊池市水道事業会計決算の認定についてでございますが、98ページ、99ページの決算報告書をお開きいただきたいと思っております。収益的収入及び支出は、収入決算額2億7,071万2,412円で、支出決算額2億1,821万488円となっております。開けていただきまして、資本的収入及び支出は、収入決算額685万6,500円、支出決算額1億6,216万7,022円となっております。不足する額1億5,531万522円は、下段で説明しておりますとおり、それぞれの項目で補てんをいたしております。102ページをお願いします。102ページは損益計算書で、水道事業の営業成績を示すものがございます。営業収益2億4,552万3,799円、営業費用1億7,157万3,953円、営業外収益1,237万2,785円、営業外費用3,698万269円で、当年度純利益は4,853万3,502円でございます。103ページは剰余金計算書で、まず利益剰余金の部は、剰余金の処分及び未処分利益剰余金の残額を示すものがございます。減債積立金は、前年度未処分利益剰余金より4,052万円を繰り入れ、7,000万円を処分しておりますが、これは前のページで説明しました資本的収入額が資本的支出額に不足している額の補てんとして財源に充てるものがございます。補てん財源として処分したものでございます。未処分利益剰余金は、減債積立金4,052万円の処分を行っております。また、平成16年度に発生しました純利益4,853万3,502円を繰越利益剰余金年度末残高に加算し、当年度未処分利益剰余金は9,705万6,885円でございます。104ページ、105ページは資本剰余金の部で、それぞれ掲載

しておりますのでご参照いただきたいと思います。105ページ中段に翌年度繰越資本剰余金が2億3,836万5,758円で、その下段が平成16年度剰余金処分計算書(案)でございます。これは、当年度末処分利益剰余金9,705万6,885円を翌年度繰越利益剰余金として処分をお願いするものでございます。106ページ、107ページは、貸借対照表でございます。負債、資本の合計が14億4,848万1,343円でございます。108ページ以降は、事業報告でございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、122ページ、議案第100号、平成16年度旧泗水町水道事業会計の決算の認定についてご説明を申し上げます。123ページ、ご覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出は、収入決算額で1億6,876万1,467円で、124ページ支出決算額で1億9,096万8,690円となっております。125ページでございますが、資本的収入及び支出は、収入決算額で1,318万9,000円で、126ページ、支出決算額で1億3,903万7,522円となっております。不足する額1億2,584万8,522円は、下段で説明しておりますとおり、それぞれの項目で補てんを行っております。127ページをおねがいします。損益計算書で水道事業の営業成績を示すものでございます。営業収益1億5,801万7,112円、営業費用1億3,170万4,918円、営業外収益289万347円、営業外費用5,325万8,599円で、当年度純損失としまして2,515万1,282円となり、いわゆる単年度の赤字額でございます。128ページは剰余金計算書で、利益剰余金の部は、剰余金の処分及び欠損金の残額を示すもので、減債積立金200万円は、当年度末残高としてそのまま積立金の合計となります。欠損金は、繰越欠損金年度末残高に当年度純損失を加えた合計で当年度末処理欠損金は2億812万8,705円となります。資本剰余金の部は、ご参照をお願いしたいと思います。130ページ、131ページは貸借対照表でございます。資産の部の資産合計が19億5,684万3,497円。負債の部と資本の部の合計も同額となり、合致いたしております。132ページは欠損金処理計算書で、133ページ以降は事業報告でございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、157ページをおねがいします。議案第101号、3月22日から31日までの合併後における平成16年度菊池市水道事業会計の決算の認定について説明をいたします。160ページ、161ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出は、収入決算額で9万2,663円で、支出決算額で241万6,792円となっております。開けていただきまして、資本的収入及び支出は、収入決算額で5,494万6,500円、開けていただきまして、支出決算額はございません。166ページは損益計算書でございますが、営業収益1万4,400円、営業

費用232万3,440円、営業外収益1,411円、営業外費用はございませんので、当年度純損失としまして230万7,629円となります。167ページは、利益剰余金計算書でございます。168ページ、169ページは、資本剰余金の部でございますので、ご参照いただきたいと思います。169ページ中段に翌年度繰越資本剰余金が7億2,043万5,845円で、その下が平成16年度欠損金処理計算書でございます。これは、当年度未処理欠損金1億1,337万9,449円を同額、翌年度繰越欠損金として処分をお願いするものでございます。170ページ、171ページは、貸借対照表でございます。資産の部の資産合計で34億9,511万7,983円。負債の部に資本の部を加算した負債・資本合計額も同額で合致いたしております。172ページ以降は、業務報告及び明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、平成16年度水道事業会計決算における合併前と合併後のご報告をいたしました。

なお、両水道事業会計を単純に合算してみた場合、単年度では約2,107万円が当期純利益となり黒字決算となりますが、累積で見た場合は約1億1,300万円が未処理欠損金となっております。また、別冊として、監査委員から平成16年度菊池市水道事業会計決算審査意見書が添付されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第99号、議案第100号及び議案第101号の説明でございました。

190ページをお願いします。議案第102号、反訴の提起についてをご説明いたします。議案第102号、反訴の提起について。本市は、次のとおり反訴を提起するものとする。平成17年9月9日。菊池市長、福村三男。当事者、反訴原告、本訴被告でございますが、熊本県菊池市隈府888番地、旭志村訴訟承継人、菊池市代表者、市長、福村三男。反訴被告、本訴原告でございますが、熊本県菊池市旭志弁利1646番地。株式会社齊藤工務店代表者、代表取締役、齊藤康男。管轄裁判所、熊本地方裁判所。3、事件名、金員返還反訴請求事件でございます。4、事件の内容でございますが、旭志村は平成16年2月2日、株式会社齊藤工務店との間で旭志村を発注者、同社を請負者として、請負代金3,871万3,500円、これは消費税を含んでおりますけれども、その後4,042万3,950円に増額となっております。「四季の里旭志」貸切風呂建築工事を工事名とする公共工事請負契約を締結した。ところが、株式会社齊藤工務店は、温泉井戸ポンプ入れ替え工事中であった同年3月18日、ポンプ落下事故を起こし、株式会社齊藤工務店に責任がある場合は同社がその責任の程度・割合に応じて旭志村に対し賠償することを条件

として、これに伴う回収工事に要する費用のうち1,209万3,690円の暫定的な支払を願いたい旨申し入れ、旭志村はこれに応じて同社に1,209万3,690円を暫定的に支払った。その後、株式会社斉藤工務店は、旭志村に対し、請負代金のうち1,372万8,687円が未払いであるとして、その支払を求めて、熊本地方裁判所に平成17年(ワ)第292号請負代金請求訴訟を提起している。しかし、前記ポンプ落下事故は株式会社斉藤工務店の過失により生じたものであるから、旭志村の承継人である菊池市は同訴訟内において株式会社斉藤工務店に対し、前記のとおり暫定的に支払った1,209万3,690円などの支払を求めて反訴を提起するものでございます。反訴の提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決が必要でございますのでお願いするものでございます。

以上、議案第102号の説明でした。

192ページをお願いします。議案第103号、字の区域の変更について説明いたします。菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。今回の変更は、県営花房北部地区ほ場整備事業に伴うものでございます。変更する字につきまして、変更前の大字、字、区域。変更後の大字、字と表に整理し、記載しています。位置図、字区域変更図を添付いたしておりますので、参照いただきたいと思います。

以上、議案第103号の説明でした。

次に、議案第104号、字の区域の変更について、ご説明を申し上げます。195ページをお願いします。菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更する場合には、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。今回の変更は、七城町蘇崎の赤北地区区画整理事業の実施に伴うものでございます。変更する字につきまして、変更前の大字、字、区域。変更後の大字、字と表に整理し、記載しております。位置図、字区域変更図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第104号の説明を終わらせていただきます。

議長(北田 彰君) 以上で、議案の説明を終わります。

-----  
日程第6 議案第105号から議案第107号まで一括上程・説明

議長(北田 彰君) 次に、日程第6、議案第105号、から議案第107号の3議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第105号から議案第107号の提案理由を申し上げます。「議案その3」でございます。

議案第105号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、議案第106号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について及び議案第107号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての3議案につきましては、市町村の合併によりまして、熊本県市町村総合事務組合を構成する市町村の減少並びに処理する事務に変更が生じたので、規約の変更につきまして地方自治法の規定により議決をお願いするものです。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさめますので、議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案その3をお願いします。1ページの議案第105号から3ページの議案第107号までについてご説明いたします。

それでは、1ページをお願いします。議案第105号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、水防法の改正に伴い、処理する事務の第3条第5号中、「第34条」を「第45条」に条項の整理をするものでございます。また、先の6月定例会で、菊池南部清掃組合の名称を菊池環境保全組合に変更する議決をいただき8月1日より施行されておりますが、市町村総合事務組合に加入しておりますので、今回、組合の規約の中で名称を変更するものでございます。

次に、2ページでございますが、議案第106号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、平成17年10月1日、八代郡竜北町及び同郡宮原町が合併し氷川町が誕生するため、熊本県市町村総合事務組合同規約の中で、「竜北町及び宮原町」を「氷川町」に、また「宮原町及び八代市中学校組合」を「氷川町及び八代市中学校組合」に改めるもので、附則により、規約の施行を17年10月1日といたしております。

次に3ページ、議案第107号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、平成17年10月3日、玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町が合併し、新玉名市が誕生することにより、熊本県市町村総合事務組合同規約の中で、「岱明町、

横島町、天水町」及び「玉名市横島町中学校組合」を削り、「玉名市外四ヶ町病院組合」を「玉名市玉東町病院組合」に改め、新たに加わる共同処理する事務に「玉名市」を加える改正をするものでございます。

附則で、規約の施行を17年10月3日からといたしております。

以上、説明いたしました3議案につきましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。別冊で、変更する規約の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第105号から議案第107号までの説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第105号から議案第107号の3議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第105号から議案第107号の3議案を一括して採決します。

お諮りします。議案第105号から議案第107号の3議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号から議案第107号の3議案は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第7 議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

議案第109号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第108号、人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第109号、人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについての2議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案その3でございます。4ページをお願いいたします。

議案第108号並びに議案第109号、人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本市の人権擁護委員は、現在13名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。その中の工藤鐵雄委員並びに三池和博委員が平成17年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任候補者の推薦について熊本地方法務局長から依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされており、十分検討しました結果、議案第108号、菊池市旭志麓2525番地、工藤鐵雄氏、昭和13年11月6日生まれ、並びに議案第109号、菊池市旭志川辺517番地、三池和博氏、昭和14年8月2日生まれの両氏を再度推薦いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第108号から議案第109号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第108号及び議案第109号の2議案について採決します。

お諮りします。議案第108号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第8 陳情第2号 福祉センターの改築をめぐる陳情書

要望 公共施設の木造化・木質化に係る要望書

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、陳情第2号、要望書の2件が本定例会までに提出されました陳情、要望であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

-----  
日程第9 行政報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

議長（北田 彰君） 次に、日程第9、報告第14号及び報告第15号の専決処分報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 6ページをお願いします。報告第14号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。その3の6ページをお願いします。議案のその3でございます。

報告第14号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項により報告するものでございます。

7ページが専決第38号、専決処分書でございます。交通事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成17年7月20日、菊池市長、福村三男。

事故の内容を説明いたします。事故発生日、平成17年5月27日。相手方、菊池市森北850番地、米川修。事故の概要でございますが、本市職員が公務のため公用車をバックで車庫から出す際に、後方及び左右確認を怠ったことにより、右側

から進入してきた相手方の車と接触し損害を与えたものでございます。損害賠償額、15万9,914円。決定事項として、本件事故に関する一切の損害賠償として上記金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないものとする。

以上、報告第14号でございました。

次に、8ページをお願いします。報告第15号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。同じく地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をしましたので、報告するものでございます。

9ページが専決第41号、専決処分書でございます。同じく交通事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分するというので、平成17年7月30日、菊池市長、福村三男。事故の内容をご説明申し上げます。事故発生日、平成17年7月5日。相手方、菊池郡合志町幾久富1909番地1472、平尾恵美子さん。事故の概要、本市職員が公務出張中、合志町大字豊岡の町道上群・中林線の交差点において、前方不注意により右折しようとした前方の相手方車両と追突し損害を与えたものでございます。損害賠償の額、10万9,290円。決定事項として、双方とも異議を申し立てないというものでございます。

以上、報告第15号でございました。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第14号及び報告第15号は、地方自治法第180条第2項の規定により報告にとどめます。

-----

#### 日程第10 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第10、休会の件を議題とします。

お諮りします。来る12日、13日及び14日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、来る12日、13日及び14日を休会とすることに決定しました。

なお、10日及び11日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日10日から14日は休会ですので、会議を来る15日午前10時から開きます。質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、13日の正午まで事務局

にご提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

-----  
散会 午後零時05分

第 2 号

9 月 1 5 日

# 平成17年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

平成17年9月15日(木曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑(議案に対する質疑)
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

-----

出席議員(56名)

- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 山田健二君   |
| 3番  | 樋口正博君   |
| 4番  | 二ノ文伸元君  |
| 5番  | 川口良郎君   |
| 6番  | 中山繁雄君   |
| 7番  | 水上博司君   |
| 8番  | 岩根孝明君   |
| 9番  | 三池健治君   |
| 10番 | 清水昭栄君   |
| 11番 | 怒留湯健蓉さん |
| 12番 | 坂本昭信君   |
| 13番 | 安武俊右君   |
| 14番 | 森誠雄君    |
| 15番 | 隈部忠宗君   |
| 16番 | 工藤春雄君   |
| 17番 | 奈田臣也君   |
| 18番 | 葛原勇次郎君  |

19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	枋原茂樹君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子さん
47番	中原繁君
48番	出口サチコさん
49番	荒木建令君
50番	境和則君
51番	森田精一君
52番	福島利徳君
53番	工藤道昭君
54番	甲斐健彦君

55番	北田	彰君
56番	外村	國敏君
57番	久川	知一君
58番	徳永	隆義君
59番	横田	輝雄君

-----

欠席議員（3名）

2番	倉本	義雄君
25番	本田	憲一君
46番	笠	愛一郎君

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口	昭彦君
議事課 長	春木	義臣君
議事係 長	城	主一君
議事係 参事	吉野	幸子さん

-----

説明のため出席した者

市 長	福村	三男君
助 役	村上	建二君
収 入 役	高本	信男君
総務部 長	緒方	希八郎君
企画部 長	村山	隆君
市民部 長	木下	儀郎君
経済部 長	岡崎	俊裕君
建設部 長	石原	公久君
菊池総合支所 長	城	直輝君
七城総合支所 長	平野	國臣君
旭志総合支所 長	稲葉	公博君
泗水総合支所 長	井手	政寛君
建設部総括審議員	松岡	隆君
企画部首席審議員	友田	豊和君
財政課 長	川上	憲誠君
教 育 長	田中	忠彦君

教育総務課長	山田憲章君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君



午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----

#### 日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） おはようございます。許可をいただいておりますので、通告にしたがいまして質疑を行いたいと思います。

はじめに、議案第94号の項の総務管理費、議案書の41ページのところであります。節の19の負担金補助及び交付金、地域通貨実行委員会への補助金についてございまして、この地域通貨実行委員会補助金の1,656万7,000円のこの目的についてと、市が1割の負担を出してもメリットはあるのかということ。それと、期間は何年か、何ヵ月かの計画がなされておるのか。それと、対象加盟店についてどこまでの範囲の計画をなされているかということであります。

次が、議案第98号の菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてであります。87ページの第2表継続費、第3表地方債のところでありまして、今回いきなりつまごめ荘の建築工事が提出されたわけですが、旧の建設委員会、つまごめ荘の建設委員会の人たちにお尋ねしましてもご存じなかったということで、合併後、ここ数ヵ月間で強行的にこの提案をしなければならなかった理由。それと、合併協議にも出ていなかったわけでありまして、提出前に議会への説明もなしで12億円の地方債、負債を認めると言われるわけといたしますか、ことにつきまして、質疑を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

第1点目の地域通貨実行委員会補助金1,656万7,000円の目的についてで

ございますが、その目的は大きく3つを考えているものでございます。

まず1つ目に、新菊池市の市民の一体感、連帯感を創出し、人の交流を盛んにすること。2つ目に、新しい菊池市の産品に消費者の目を向ける機会をつくり、地産地消を推進すること。3つ目に、熊本市や近隣市町村への買い物客の流出に歯止めをかけ、市内における消費の拡大を促進し、地域経済の活性化を推進することとしております。この目的を達成するために、菊池市地域通貨実行委員会を立ち上げ、事業を実施する予定でございます。

まず第1点目の市が1割を負担するメリットについてでございますが、市が負担する1割は購入した地域通貨を使用する際の付加価値を10%、約10%のプレミアとしており、この1割分を地域通貨実行委員会への補助金として負担するものであります。新市がスタートして約半年が経過しましたが、すべての市民の皆様が、まだ旧4市町村が1つになったという感じになっておられないと思います。そこで、新たな取り組みである地域通貨を発行することにより、先ほどの3つの目的を達成するために市が積極的に関わることは非常に重要なことであると考えています。また地域経済が低迷する今日、菊池市内での消費が拡大することによる波及効果も期待されます。平成12年の消費動向調査によりますと、市民の買い物場所は6割弱は菊池市ですが、4割強は熊本市や菊陽町、あるいは山鹿市等となっております。この4割強の人たちが地域通貨により、菊池市で買い物をされることになれば、経済効果も上がるのではないかと考えられます。

以上、新市にとって大きなメリットがあるものと考えているものであります。

2点目の実施の期間についてでございますが、今年度は一応12月1日から翌年2月28日までの3ヵ月を予定しています。来年度以降の実施につきましては、今年度の実績を十分検証し、関係機関、関係団体と協議を行い、実施に向け検討したいと考えております。対象加盟店についてでございますが、基本的には小売業や飲食業、サービス業等の店舗及びメロンドームや菊池観光物産館等の第3セクター販売施設を対象としたいと考えていますが、今後実行委員会の中で十分検討してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

最初のご質問ですが、改築につきましては入所者家族会の要望、組合議員さんの一般質問などもあり、平成14年9月、旧菊池広域行政事務組合議会において建設特別委員会が設置され、築後30年近く経過した施設の老朽化による雨漏りの改

善、6人部屋の解消、入所者の占有床面積の改善等を目的として、先進地研修も踏まえ委員会で審議がなされてきたところでございます。第3回特別委員会より施設整備に係る事前協議書の提出については、従来型か、小規模生活単位型でいくか、それぞれのメリット、デメリットの検討をいただき、平成15年8月に従来型、4人部屋、2人部屋、1人部屋の定員125名、ショートステイ20名、2階建てで県へ提出しました。これまでもその都度委員会で経過報告はしていましたが、プライバシー保護等を重要視した小規模生活単位型並びに定員は現状のままでの県の担当者からの進言がございました。このことは、平成15年9月22日、第4回委員会において経過を説明いたしました。これを踏まえまして、小規模生活単位型へ転換するように決まったわけでございます。平成15年12月19日、県より国庫補助協議の対象外との文書で通知を受けまして、平成16年2月24日、第5回委員会におきまして小規模生活単位型での構想図の検討がなされました。小規模生活単位型ということでございまして、面積的に増えますので、現駐車場を計画しておるということでございます。それで、一部2階建てということになったわけでございます。この構想の検討がなされまして、平成16年8月、施設整備に係る事前協議書を県へ提出いたしました。平成17年2月の第6回委員会におきまして、総事業費概算、補助金の減少等を報告をいたしまして、また状況の動向は報告してまいりましたが、新市へ移行して進めるということで審議終了となっております。関係市町村議会は、各組合議員さんより報告があっているものと理解しております。新菊池市となり、文教厚生常任委員会にも事業内容等の説明を5月と6月の2回に行いまして、今回定例会へ補正予算の計上となり、お願いしておるものがございます。

次に、起債関係でございますが、起債関係につきましてはただいま申し上げましたように本年5月、6月に文教厚生常任委員会に事業内容等を説明いたしまして、今回の補正をお願いしておるわけでございますが、この事業費の財源内訳としまして、国・県の交付金3億3,676万5,000円、それから施設整備基金の繰入金3億4,001万7,000円を差し引きました継続費で計上しておりますところの12億180万円の起債を計画しておるわけでございます。なお、補助金が減額されておりますけれども、これは特別委員会の審議中に補助金当初4億490万円ということでしたけれども、国の行財政改革等交付金が補助金から交付金制度に変わりまして3億3,676万5,000円の内示をいただいております。したがって、この減額は9,813万5,000円ということでございます。申し上げましたように、これに国・県交付金、基金繰入金を残しました約12億円強を今回財源ということで充てたということでございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 今、企画部長の方から一応説明ありましたが、この地域通貨につきまして、目的等については承諾できますけれども、一応3ヵ月間で1,656万7,000円という金を市から持ちだしてやった場合、現状の商工会、店舗等にお尋ねしましたけれども、七城、泗水、旭志のあたりでは、この通貨を使うような店がないということでありました。要するに、これは菊池市のただの商店街だけの通貨というような形になってしまうんじゃないかなという懸念をしておるところであります。そういうことで、この加盟店に加入される商店街の数字を示していただきたいというふうに思います。

それと、この地域通貨の現状では、一応市が1割を、10%を負担しながら加盟店が出てきた場合、後には加盟店よりその補助するような説明を聞きましたが、市が出しておるときには多分加入されると思いますけれども、商店街が今の現状です。厳しい商店街に5%ないし1割の負担をしると言ったら、皆さん止められるんじゃないかなということであればですね、本当にこのばらまきの補助の対象になりはしないかなというふうに心配するところでもあります。

それと、通貨のポイント制で、スタンプサービスを合わせて実施するということでお聞きしておりますけれども、50ポイント貯めた場合、1ポイントが550円ということありますので、50ポイント貯めて2万7,500円ほどお買い物をした場合には温泉券のプレゼントをやるとか、100ポイント、5万5,000円以上買い上げた方には地域通貨2枚ということありますので、約1,100円の通貨を配付すると。200ポイント以上の場合が2,000円分の食事券という形でお聞きしましたが、実際言ってこれだけのその加盟される店が多分少ないといえますか、菊池市の商工会の中におきましても、商工会に加入されている店は約半分ほどとお聞きしております。全体的にですね、その温かく行きわたるという目的が補助金であろうと思いますし、一部のところだけのばらまきじゃないかなと懸念するところでもあります。そういうことで、この特に旧菊池市での加盟店数を示していただきたいということと、その各市町村の商工会あたりの反応はどうであったかということ。それと、地域の合併を機に旧市町村の住民間の相互の交流活性化を目的というような形でお聞きしておりますが、使う場所がない市町村に対して活性化が求められるかということ。そういったことで、再度この通貨についてのお尋ねをしたいと思います。

その後のつまごめ荘の建設にあたりましては、私が平成12年から介護保険がスタートいたしまして、13年度よりつまごめ荘におきまして約1億2,000万円

ほどの剰余金が残ってくるということでありまして、建設委員会を立ち上げて基金積立というような目的で残していこうということでスタートいたしまして、第1回目の建設委員長を私が仰せつかりました。そしてまた、その広域行政事務組合の監査委員もさせてもらっておりました関係上、中身についても多少は理解できることもあります。このときの目的が、平屋で建てると。できるだけ木材を多く取り入れて柔らかさを出すと、ユニットケア方式を取り入れる。できるならば、ユニットケア全部であります。予算の都合で半分でも取り入れてやっていきたいというのがその時点までの建設委員会で確認しておったところでありまして。さらに、その時点で国・県の補助が約8億ほどありまして、14年度に私が建設委員長を辞める時点で最低でも6億6,000万円は国の補助が来ると。建設をやるとしても、その基金積立が今現在もうどれだけになっておるかということと、この補助金が、今説明ありましたように、年々と削減されてきたということはわかりますけど、1人当たりに対してどれだけの配付の補助がなされておるのかということ詳しくわかったら説明をお願いしたいと思えます。

それと、2期工事に分けてやらなければならないというのは、2期に分ければそれだけ建築費の増額にもつながるんじゃないかなと思うわけでありまして、その2階建てにする目的と、この財産購入で土地あたり、駐車場という目的でありますけれども、その購入にあたりまして、以前がつまごめ荘の東側にあたります道路の買収時期の坪単価というのがありまして、その単価を用いてこのたびまた購入の予定であるのか。それとも今の田んぼというところの、農地という感覚でこの計上をされたのかという点について、再度お尋ねをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） お尋ねの加入店が少ないのではないかというふうなことで、具体的な数字ということでございますけれども、一応商工会等の話し合いの中におきましては、確かに加入店は半分程度ということでございまして、具体的な数値はつかんでいませんもんですから、その点をご容赦願ひたいと思えます。一応、関係団体との協議の経緯につきましては、7月の下旬から旧4市町村の各商工会事務局に一応その趣旨説明を実施したものでございます。その後、8月中旬に4つの商工会で協議していただきまして、その中で出た課題、問題点について協議したところでございます。一応、今後は地域通貨の実行委員会等立ち上げまして、実施要綱の策定やあるいは取扱い店舗の選定など、課題・問題点も含めながら事業実施に向けて協議してまいりたいと考えています。

なお、菊池市のみということですが、ばらまきにならないかということですが、一応そういう状況が発生しないように、商工会とも十分協議していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

ユニットケアと木造化ですかね、内装も木造かというお話がございましたが、これにつきましては今回の計画では床および壁等の材料を木質化するというので、約65%程度だったろうと思いますが、これを木製品を使用するように計画しております。

それから、以前森委員長さんのときに6億6,000万円の補助金ということでございましたけれども、これについては私もちょっと調査しておりませんで聞いておりますところでは、先ほど申し上げました4億490万円というふうに聞いております。

それから、1人の補助ということですが、今回の改築の補助対象が以前改築してまだ日が浅いというようなことで、全部の、現在120床ございますが、120床は認められておりません。その内のということで、1人当たりの補助は確か330万円ではなかったろうかと思っております。ちょっと後で調べてご説明したいと思います。

それから、2期工事に分けた理由、あるいは建築費というふうなお尋ねでございましたが、2期工事に分けました理由は、まず土地の問題、それから先ほど申し上げましたように個室ということでございますので、それぞれの面積が増えまして、現在駐車場を使っております用地も含めまして計画しておるわけでございます。そういったことで、個室を計画しましたので、それによって面積が増えるということと、駐車場を、現在の駐車場を利用いたしましても、どうしても面積的にできないというふうなことで、一部2階建てということでございます。

それから、2期工事に分ける理由ということでございましたが、2期工事につきましては現在建物が2棟ございますが、その2棟と、それから現在デイサービスのセンターがございますが、その施設を除きまして現在入所されております120床ですね、これ関係を1期、2期というふうに分けて計画しております。理由といたしましては、仮設の施設をつくるのも考えられますけれども、仮設をつくりまして場所がないということで、まず1期地区を解体して工事を終わらせて、それによってそこにまた入所してもらって、その次に2期工事地区を解体して工事を

して、また入所していただく。そして、現在のデイサービスセンターの方も大規模改修いたしまして、計画では19年、17、18、19年で全体事業計画を終わりたいというふうに考えております。

それから、用地の購入につきましてお尋ねがございましたけれども、用地につきましては現在あそこの今地区のところに道路が、市道ができておりますけれども、その購入単価を例としたいということで考えております。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 先ほどの質問の中で、1点だけ欠落していた点がございしますので、説明したいと思います。

まず、店舗の負担関係等ですけれども、現在予算上は全額市負担というふうなことで計上をしています。また、会員、会員外等につきましては、今後実行委員会で十分検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 地域通貨につきましては市長の選挙公約であったというふうに聞いておりますし、今、部長の説明の中にありましたように、その加盟店はつかめておらないと。今からその商工会等と協議をやりながら立ち上げていくというふうなことであるようでありますが、そういうぐらいの問題であるならですね、今回提案すべきじゃなかったらというふうに思います。そういうことで、市長の方に、その地域通貨についての思い等もあろうと思いますので、最後に市長の方からこの地域通貨についてのまとめとして返答をいただきたいというふうに思います。

それと、さっき、つまごめ荘の方で市民部長の方の説明いただきましたが、全くこの説明もなっておらないということでありまして、要するに介護保険制度の維持をやっていく場合、入居者1人10.65という基準、部屋の面積があります。そういう面積に対しまして、いろいろと補助が付くわけでありまして、この補助金についてもまだ把握されておらんということでありまして、これにつきましてはまた後でお願いをしたいと思っておりましたが、やはりこう全議員さんにわかるようなきちとした説明をやっていただきたいと、設けてやっていただきたいというふうに思います。

それから、土地の購入であります。元々ですね、川沿いの農地をですね、道路拡張と合わせて買うという、その考え方が一つ基本的に間違っておらんかなというふうに思うわけでありまして。私たちが一番初めあそこに建設する場合には、解体費

もかなりかかるし、入居者の移動等もやれば中に人件費あたりもかかってくるということでありましたので、新たに土地を購入して建てて、今の施設は地域の人たちの憩いの場あたりに利用していくならというふうなことであったわけですが、今回2階建てまでして、そして120分の部屋は取れないというような計画ですね、強行的に本当にやっていかれるのかということに不信感を抱いているところでもあります。そういうことで、つまごめ荘につきましては特別委員会、できますならば全員協議会を開いていただいて、明確に本会期中にお願いするということを申し上げておきます。

地域通貨につきましては、今、先ほど申し上げましたように、市長の方からその地域通貨に対しての選挙公約であったというふうに聞いておりますので、よかったらその地域通貨の取り組みについて、一応報告をお願いします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 森議員の方から地域通貨について私の想いをというお尋ねでございます。ただいままで企画部長の方からお答えいたしましたように、地域通貨をもって合併後の4市町村の皆さん方、住民の、新市民となられた融和をなるべく早く図っていくということでものこみであります。ただいまご指摘いただきましたように、選挙におきますところの一つの公約として、何をもってこの合併の中でいち早く、なるべく早い時期に市民の皆さん方が同じ価値観に基づいて新市をつくっていくという、そういった協調路線というものを敷いてかなきゃならないということを申し上げてまいりました。その中の1つとして、この地域通貨のことを掲げてきたわけでありまして、もちろん、それぞれの地域にあります、泗水であれば夏に立派な夏祭りもありましたし、また今後コスモスマラソンもありますし、七城町におきましてもふるさと夏祭りがありました、それぞれの地域においてホタルフェスタとかといったものを含めて祭りがありましたから、それぞれのイベントはそのまま新市に持ち込もうという確認がなされて、本年度実行をされました。この後、全市民を挙げてのやはりこのイベントを組む予定を考えておるわけですが、そのような一つ一つの中の一コマとして、この地域通貨も市民の融和を図っていくための施策であるというふうに捉えております。この地域通貨のただいまのご質疑の中にありましたけれども、決してその参加の商店街の方が負担をするというものではないわけでありまして、発行額の1割を行政が負担をすると、1万円の発行については、9,000円で商品券を買えば、地域通貨を買うという形になって、そして9,000円の商品券を買った方々が地域通貨としてそれをお店にもつ



ていけば1万円のものが買えるということでありまして、商店街の負担は一切ありません。先ほどまたポイント制のようなお話があっておりましたけれども、そういった論議は全くなされてもありません。単純に1割を行政が負担して、そしてこのような地域通貨によってこの地域だけしか使えない、その一つの喜びと言いましょいうか、そういったことをもって交流になるということでございます。よく新券発行なんかになれば、新しいお札を何か俺だけ持っているよと、私だけ持っているよといった意識になりますけれども、地域通貨もどちらかとしてはそうかなと思います。それから、参加商店街がどうなのかといったご懸念もあるようですが、まずはやっぱりこの地域通貨というものが、まず発行してその魅力というものを消費者の市民の方々がお感じになる、あるいは商店街の加盟の方々が加入をしてないとよそにお客様が、そのものだけ買われるわけではありませんから、やっぱり加盟しとった方がよかったなど、この次発行されれば、またこれを加盟しようというふうになられることを望んでおります。もちろん、商工会加盟の方々以外の皆さん方におかれましても、できればそういったことにご理解をいただきながら、この後の検討委員会の方で協議を進めていただければなど、このように思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

(森 隆博君) 一応、想いはわかりましたので、取り組まれるならばですね、もう少し明確さを出して、今後取り組みをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(北田 彰君) 次に、川口良郎君。

[ 登壇 ]

(川口良郎君) 質疑をさせていただきます。

まず最初に1点目ですが、議案第89号の菊池市都市計画審議会条例の制定についての部分で、第3条に学識経験者の選定ということがあります。都市計画法といえますのは、有効な都市機能というんですかね、整備を図るという面と、乱開発を防止するという面があるかと思いますが、その反面、いろんな形で規制が加わってまいります。これは、市民の方に直接規制が関わってきますので、この場合に都市計画審議会の中に実務経験者、いわゆる県の建築主事をやられた方だとか、これは民間にはおられます。あるいは開発許可関係の内容をわかっておられる測量士、あるいは司法書士という方がおられるわけですがけれども、そういう実務経験者の方をお一人お入れになられるお気持ちはないのか。これを1点、質問いたします。

それから2点目ですが、議案第92号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは旧泗水町と旧菊池市の水道料金が相違をしておりました。今回はそれを統一するというお考えであろうというふうに思っております。

す。また、既にご承知のとおり、旧菊池市の水道会計は単年度で約4,800万円ほどの利益が出ております。ただ、残念であります。泗水の方は単年度で約2,500万円の欠損が出ているということでありまして、累計で約2億8,000万円ほどの累損があります。そういうことから考えて、まず1点目といたしまして、泗水町の料金が値上がりをするわけですけれども、月間大体どのくらいの値上がり金額になるのか、これは4人家族の場合で結構です。これをお示しいただきたいと思っております。それから、その場合における単年度の収支見込み、大体どのくらいになるのか、どういう状況になっていくのか、これもお示しをいただきたいというふうに思います。

それから次であります。同じ水道会計の水道の決算の報告書の問題であります。私がどうしてもわからなかった点が1点だけあります。金額の相違というのが実はあります。この理由を述べていただきたいというふうに思いますが、99ページの決算報告書、金額にしまして1,294万5,382円、この中には消費税というものが含まれているはずで、これは損益計算書、あるいは明細書にはこの消費税というものは入らない金額が明示してありますので、これはマイナスをしますと1,233万7,396円という金額になります。一方、102ページに損益計算書があるわけですが、この中で営業外収益が1,237万2,785円となっております。113ページのこれは明細書ですけれども、これも同じ金額であります。いわゆる決算報告書と損益計算書、明細表との差額に3万5,389円の差額が生じております。これが1点目です。これは、旧菊池市の決算の関係です。

それからもう1点は、旧菊池市の水道会計の決算報告の中で、同じ内容ですが、124ページの営業外費用、これが決算報告書には5,678万8,685円。それから、127ページの損益計算書、あるいは148ページの明細書につきましては5,325万8,599円と、その差額が353万86円、これだけ差額があります。この理由を教えてください。

次であります。監査の方で指摘を受けておりますが、9ページ、菊池市水道事業会計決算審査意見書の9ページになりますけれども、水道事業の料金の滞納があった場合における東京高裁の判断が示されています。これによりまして、2年の短期消滅時効適用判断ということが示されました。いわゆる水道料金の滞納があった場合には2年で時効を迎えるよということでありまして、これに対する対応策というものをお考えおられると思っておりますので、これにつきましてのご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 1点目の都市計画審議会委員の中の実務経験者の選定ということのご質疑でございますが、市町村都市計画審議会を組織する委員は、政令によりまして学識経験のある者、市町村の議員、関係する行政機関もしくは都道府県の職員が住民の代表から構成し、市町村長が任命することとなっております。今回提案しております条例では、学識経験者5名以内と定めておりまして、選定にあたりましてはご指摘のとおり、経済・都市計画全般に精通される学者の方や商工業・農林業分野の方々などより選定する考えてでございます。建築士等の実務経験のある方を選任したらどうかというようなご意見でございますが、その選定にあたりましては、今後国や県の関係行政機関と十分協議を重ねながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（北田 彰君） 水道局長、後藤 定君。

[ 登壇 ]

水道局長（後藤 定君） よろしくお願いたします。

2点目の水道料金に改正に伴う泗水町区域の影響度についてでございますが、一般家庭用の口径13mmを例に積算しました場合、1人が一月に使用する量を平均8m<sup>3</sup>と想定いたしまして、4人世帯で月額260円、年額で3,120円の増額になります。また、3人世帯では月額170円、年額で2,040円ほどの値上がりになるかと思われれます。

次に、料金改正に伴う単年度収支見込みでございますが、単純に増収面で見ますと、超過料金対象水量を月平均7万m<sup>3</sup>としました場合、年間で消費税抜きの金額で約800万円から850万円の増収を見込んでおります。なお、今回の改正での一般家庭用13mm口径の基本料金につきましては、旧泗水町の場合、基本料金とメーター使用料の2本立てになっていましたので、今回基本料金に統一しておりますが、結果としましては基本料金的には現行の料金と変わっておりません。増額となる要因につきましては、1m<sup>3</sup>当たりの超過料金の部分でございますが、10円50銭高くなりまして147円となりますので、この超過使用量部分での影響が反映されるということになります。

次に、3点目の金額の相違でございますが、旧菊池市の決算書で営業外収益の差額3万5,389円につきましては、消費税及び地方消費税の納税計算上生じる差額が主なものでございます。消費税及び地方消費税納付額は消費税申告書に基づきまして、決算書の98、99ページでございますが、収益的支出で542万7,200円を納付しておりますが、決算書では収益収入の仮受消費税及び地方消費税

1,285万1,217円と100から101ページの資本的収入の仮受消費税及び地方消費税32万6,500円を合計しました額、1,317万7,717円が仮受消費税となります。また、98から99ページの収益的支出の仮払消費税及び地方消費税342万206円と、100から101ページの資本的支出の仮払消費税及び地方消費税427万2,513円、さらに決算書には表示してありませんが、貯蔵品購入に伴う仮払消費税及び地方消費税が2万2,409円ございまして、合計額の771万5,128円が仮払消費税額となります。したがって、仮受消費税額の1,317万7,717円から仮払消費税額の771万5,128円を差し引きました額が546万2,589円となり、納付額の542万7,200円を差し引きますと、議員ご指摘の3万5,389円の差額が生じるということになります。これは、経理上、営業外収益の雑収益等で処理することになっております。なお、決算報告書は税込み、他の財務諸表は税抜き金額でございます。

次に、旧泗水町決算書の営業外費用の差額353万86円につきましては、先ほど旧菊池市の分で説明しました消費税及び地方消費税の納税計算上生じる差額と同様でございます。まず123ページの収益的収入の仮受消費税及び地方消費税の785万4,008円と125ページの資本的収入の仮受消費税及び地方消費税24万1,000円を合計しました809万5,008円が仮受消費税額となります。

次に、124ページの収益的支出の仮払消費税及び地方消費税137万9,863円と126ページの資本的支出の仮払消費税及び地方消費税318万5,059円を合計しました456万4,922円が仮払消費税額となります。したがって、仮受消費税額の809万5,008円から仮払消費税額の456万4,922円を差し引きました353万86円がご指摘の差額金額となっております。本来はこの金額が納付額となるものでございますが、旧泗水町におきましては国庫補助金等の特定収入額が約1,130万円ございまして、この収入額に係る特定収入見合いの消費税及び地方消費税減額調整額が53万8,714円となり、先ほどの差額353万86円を加算しました額、406万8,800円を消費税及び地方消費税としまして申告納付しておるところでございます。

最後に、4点目の水道料金消滅時効の対応でございます。平成15年10月、最高裁判所は水道料金債権の消滅時効をこれまでの地方自治法を根拠とする5年から民法を根拠とする2年が適用されると判断した東京高裁の判決を是認する判断をしたところでございます。このことによって、今後はこの方向で取り組むことになってまいります。県下のほとんどの市もまだ明確な方向性を決めかねている状況でございますし、また日本水道協会も現在調査検討中と聞いているところでございます。そのようなことから、上水道を抱えている他の市や同協会との連携のもとに水

道局としての今後の対応を図ってまいりたいと考えております。ただ、今日の経済情勢、あるいは今回の判決を受けまして、今後の大きな課題と受け止めておりまして、滞納整理業務の強化が必要であろうと認識しております。そのためには、人材の確保をはじめとする体制づくりなどを図りながら、ある一定期間以上の未納者に対しましては、停水予告を踏まえた納入誓約書、あるいは相談業務等を強化しながら、時効中断措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 実は再質疑するつもりなかったんですが、1点だけやらせていただきます。建設部長の方から建築主事の問題でご答弁いただきました。国・県の事例を参考にと、で慎重に検討したいというお話をいただいたんですけども、実は私、そういうのが一番きらいでして、合併して自分たちのまちを自分たちでつくっていかなくちゃいけない、いわゆる分権の考え方が出てきていると思うんですよ。都市計画法というのは、先ほどお話ししたとおり、非常に優良な街なみをつくる法律である、あるいは乱開発を防止するということは確かですけども、この逆に行けば、住民の方々が家を建てられるときいろんな規制がかかってきます。その中に、確かに学校で勉強された方がそこに入ってこられるのも結構ですが、実務経験のある方じゃないと現実の問題というのは恐らくわからないだろうと思います。いろんな業種の市民の方からも募っていただいても結構ですが、じゃこういう都市計画を、あるいはこういう地域にしたときにどういう規制が加わってくるのかというのを全くわからない中で、私の一番きらいな考え方ですけど県の指導でやりましたと。これの最たるものが、西合志・合志の調整区域がそうなんです。今になって、大変な苦勞をしています、行政は。ですから、やっぱり自分たちのまちですから自分たちで考えた都市計画法をつくっていただきたいと思っていますし、そのためには、やはり菊池市の土地利用の目的を達成するような都市計画法と、あるいは地域というものをやっていただきたいと思っています。そのためには、やはりそういう方々を入れるべきであって、県とか国の事例、そんなのには私は関係ないんじゃないかなと。菊池がやるか、やらないかというだけの問題じゃないかなと私は思っているんですけど、その辺のところ部長、もう1回答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お答えさせていただきます。全く同感でございます。私も新市の将来を定める重要な計画でございますので、新市が将来を見据えて10年

後、20年後の新市の都市計画はどうあるべきか、新市にあった都市計画が必要かと考えております。したがって、マニュアル的なコンサルに委託するようなことはやめたいというふうに考えております。また、基本的な事項等につきましては、大学の教授で都市計画を専攻とされている教授の先生方も今は2名ほど候補者として今考えているところでございます。単なる地域づくりやマニュアル的な都市計画じゃなくて、新菊池市に合った都市計画を策定するための地域の将来像を見据えた考え方の持てる方を選任したいというふうに考えております。十分今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、山田健二君。

[ 登壇 ]

（山田健二君） それでは、通告にしたがって質疑をさせていただきます。

まず第1番目に、議案第86号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について質疑をさせていただきます。この条例案を読んでおると、4条に選定基準というのがありますし、第5条に指定管理候補者の選定の特例というのがあります。そういう管理をされる業者の選定基準というのが大体書いてありますけれども、それを読んでおると地方自治法の92条の2、議員の兼業禁止、あるいは142条の首長の兼業禁止という事項がありますけど、そういった規定を反映したものが一切見あたらないということでございます。やっぱり本市におきましては、この議会におきましても、政治倫理条例策定特別委員会というのをつくっておいて、その中でいろんな議論、作業をやられていると思いますけれども、そういった流れにやはり逆行しているんじゃないでしょうかと思います。そこで、市といたしましては、この条例にそういった事項というのを付け加える気はないかどうか、質疑をさせていただきます。

第2番目なんですけれども、議案第102号、反訴の提起について質疑させていただきます。ここはですね、ちょっと内容がわからないというところがありますので、お答えをいただきたいと思っております。まず、第1点目といたしまして、総額で4,000万円、約4,000万円だと思いますが、この請負代金の約4,000万円というのは、まず支払っておられるのかどうかということです。それともう一つは、最初にポンプの回収工事ということで1,200万円、約1,200万円払っておられます。その後に斉藤工務店さんの方から1,300万円もう一回払ってくれということでございますけれども、合わせて大体2,500万円ぐらい回収工事がかかったと理解してもよろしいのでしょうか。それとも、そしてですね、相手方の要求といたしましては4,000万円プラスその2,500万円で、約6,500万

円要求しているのか。市はそれに対してどういうふうな形で対応しているのか。  
4,000万円の中にそれが全部含まれていると理解していいのかどうか。そのあたりをお答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、1点目のことについてお答えします。地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止の規定は、指定管理者には適用されませんので、指定管理者の公募に参加しようとする団体に議員の方が名前を連ねていても法的には問題はありません。したがって、現段階ではこの規定を条例に反映する考えはありません。現在、県内で議員の兼業禁止の規定を条例で定めている自治体はございませんが、鳥取県のように議会の議員、知事、副知事、出納長等やこれらのものの配偶者、子、父母などが社長や代表取締役等に就任している法人、その他の団体を指定管理者から除く旨を条例に規定している自治体もございます。これは指定管理者に応募する者と指定管理者の選定に関わる者が同じでは誤解を招く恐れがあることからこの理由でございます。また、議会の政治倫理条例策定特別委員会においても、政治倫理条例についてご議論をいただいている最中でございますので、今後は委員会の意向等も参考にさせていただきながら、近隣自治体の状況等も勘案し、検討したいと考えております。

次に2点目でございますけれども、反訴の提起についてでございます。四季の里旭志貸切風呂建築工事代金の支払い状況についてでございますけれども、平成16年2月17日に前払い金として1,548万円を支払い、平成16年5月25日に2,323万3,500円を支払い、平成16年8月1日に171万450円を支払っております。支払総額では4,042万3,950円を支払っております。

次に、市といたしましてポンプが落下したために回収工事が生じたものであり、ポンプ回収工事と貸切風呂の建築工事とは全く別の工事と考えております。ポンプ回収工事に係ります費用は2,500万円でございます。したがって、ポンプの回収工事の代金は請負工事代金には含まれていないと考えており、相手方の斎藤工務店におきましても同様の考えだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[ 登壇 ]

（山田健二君） この反訴の提起について、市も含まれていないと、であるから過失、向こう側の過失だからポンプの回収工事は支払う必要はないということで理解してよるしいのかということをもう1回お伺いしたいと。

それともう1点は、この指定管理者についてなんですが、これ法ですね、これは適用しないということですが、もし法でカバーできないのであれば条例でカバーするのが当たり前なんじゃないだろうかと思います。そうやってですね、近隣自治体がどうのおっしゃいますけれども、菊池市がどう考えるのかと、菊池市がどういう自治体をつくっていかうと考えているのかと、そこがやっぱり一番重要なんじゃないかなと思います。やっぱり当然ですね、ここにおられる議員の方は倫理観がかなりある方だと思われまので、あんまりそういったことに首を突っ込まれる方はいらっしゃらないと思いますが、やっぱりそういう余地を与えておくのはやっぱりまずいんじゃないかなと思います。ぜひともですね、ここは検討をいただきたいと思います。それでは、その2点について、もう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目のポンプの落下事故に対する過失の問題でございますが、これは市としては斎藤工務店の方に過失があるということで、今回反訴の提起を行ったわけでございます。

2点目の公の施設の指定管理者の問題でございますけれども、これにつきましては他の自治体ということじゃなくて、現在政治倫理の特別委員会が開催されておまして、そこで十分議論がなされていると思います。それを踏まえて、市としての考え方を今後条例の方で検討したいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[ 登壇 ]

（山田健二君） 管理者のことなんですが、市としてこれから検討するということは、盛り込む可能性もあるということで理解をしてよろしいでしょうか。それでは、終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 答弁要りますか。

[ 登壇 ]

（山田健二君） 答弁要らんです。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時00分

開議 午前11時10分  
-----



議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） それでは、2点にわたって質疑をいたします。

1点は配付してあるとおり、竜門ダム流域の条例の問題です。それから2点目は、一般会計の歳出に関わる問題であります。

それでは、1点はですね、菊池市ダム流域対策協議会条例、この制定についてですね、ご質問を申し上げます。これは、旧菊池市からずっと継続して、今度また新たな菊池市に提起されたというふうに思うわけですが、まず第1番目に第1条、竜門ダム流域等の対策について調査審議するため、菊池市ダム流域対策協議会を設置するというふうになっております。この第1条のですね、竜門ダム流域等ということで、この地理的範囲はどこを指すのかということで限定がしてありませんので、流域等で漠然と定めてある。これをどういう地域をですね、指すのか、具体的に明らかにしていただきたい。竜門ダムから流れております迫間川、これは菊池市で止まるとるわけじゃなくて、合併しても七城町まで流れている。そうすると、新菊池市としては七城町も含めて流域等というふうに指すのかどうか。その辺を具体的にお示しを願いたいと思います。

それから第2条でですね、調査審議すると、いろいろ水質保全、住環境の改善、地域の活性化、それから水没者及び残存周辺地の振興、もう竜門ダムができて相当な年数が経っておると。ことさらにこの条例で特別に竜門ダム流域ということで、これらの調査審議、具体的施策をですね、特別にする必要があるのかどうか。その辺については、お答えを願いたいと思います。今もってなぜその竜門ダムを特別にですね、こういう形で調査審議をするのか。

それから、第3条で委員25名以内となっておりますが、3項目挙げてダム流域等を代表するもの、2が市の職員、3がその他市長が適当と認める者ということで、具体的な定数が、定めがありません。これは第8条で必要な事項は市長が定めとなっておりますが、市長がお定めになるというふうに思いますが、どういう構想で、何名ぐらいをですね、それぞれ指名をされるのか、任命をするのか、お答えを願いたいと思います。そういう点から見るとですね、私はもうこの条例は必要ないんじゃないかというふうに思うわけですが、もう1点ですね、せっかく調査審議をするとなっておりますが、調査審議をした結果はどうするのか。それは書いてないわけですね。調査審議のしっぱなし。何の役に立つのかと。いろいろ条例を見てもですよ、その諮問に応じて答申するとか、あるいは建議するとか、あるいは国・県・市に意見を述べるとか、そういうことができるというふうに大体こういう条例

はなっているわけですよ。ところがこれは、何も書いてない。調査審議して、それで終わり。一杯飲んで終わりと、こういうことではないかというふうに思うわけですが、それらの点についてですね、具体的にお答えを願いたいと思います。

次です。一般会計補正予算の43ページのですね、款3民生費、項2高齢者福祉費の目1高齢者福祉費の委託料、不動産鑑定委託料43万4,000円にかかわってお尋ねを申し上げます。確かこの不動産鑑定の該当地は下町の有田物産跡地とこれには、市の方は出しておるわけですけど、有田物産跡地ということで、不動産鑑定を委託をするということに間違いはないかどうか、まずお答えを願いたい。そして、その有田物産跡地というのをどういう経過を経て、どういう手順を持って有田物産跡地を選定したのか、その辺を具体的にお答えを願いたいと思います。

まず、第1回目の質疑とします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お答えをさせていただきます。

この条例の制定につきましては、旧菊池市ダム流域対策協議会条例を基に6月の議会終了後に、旧協議会の関係議員さん方と協議を申し上げ、その結果によりまして旧条例を踏まえた形でご提案申し上げているものでございます。

まず、第1点目の流域の範囲ということで、どこまでを指すのかということでございますが、流域の範囲につきましてはご指摘のとおり菊池市管内の流域でございますので、当然七城町までを指すものでございます。ですが、当面は旧菊池市内の迫間川流域とさせていただきたいというふうに考えております。今後におきましては、旧七城町流域の関係区長さんや議員さん方とも協議を重ね、そのご意向を協議会に諮りながら流域の範囲は検討していきたいというふうに思っております。

次に、2点目でございますが、この条例の第2条に4項目の所掌事務を定めております。当協議会の目的は、河川環境や水質保全、また水没者及び残存周辺地区の振興対策が主目的でございます。もう必要あるのかというご指摘でございますが、ダムが完成いたしまして試験淡水を行った上で、水質の汚濁といいますが、汚れた水が流域に流れて、流域の方々が非常に不安がられたという経過がございます。そういったものもございまして、今後もうしばらく継続してダムを見守っていくといいますが、それに合わせて流域の振興対策も考えていくというようなものでございます。

また、調査審議した結果につきましては、河川の管理者であります熊本県、さらにはダムを管理しております国土交通省への陳情や要望活動を行っていくものでございます。

次に、3点目の委員の定数でございますが、条例第3条の組織の中に全体の定数は25名以内と定めておりました、その内訳につきましては竜門ダム流域を代表される方々を中心に委嘱させていただきたいというふうに思っております。それぞれに何名ずつを指定するのかというご指摘でございますが、関係流域がそれぞれの区でございますので、旧菊池市管内の流域の区の区長さん方を中心にしながら任命をさせていただきたいと思っております。まだ具体的には何名、どの組織から何名というものは定めておりませんが、十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 老人福祉センターの鑑定委託する土地は有田物産跡地かというお尋ねでございます。予算書案に上程しております不動産鑑定委託料についてはお尋ねのとおり、有田物産を第一の候補地として考えているための経費でございます。

それから、どのような経過でということございましたが、この建設予定地の選考につきましては、旧市の福祉課において協議が進められまして、庁議を経まして、平成17年2月に候補地を絞り込まれまして、同年2月及び3月に旧菊池市市議会にも説明がなされてきたところでございます。新市におきましてもこれらの経過を基に、合併後、5月の文教厚生常任委員会で老人福祉センターの事業説明と合わせて候補地の説明を行いまして、6月の同常任委員会で候補地の現地調査を踏まえまして、7月の同常任委員会で第一候補地の確認を得たところでございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） ただいまこの場所は平成17年2月、今年に決めたとおっしゃいますが、私のこれは邪推でしょうかね。平成16年2月の合併に伴うですね、資料があるわけですよ。新市建設計画素案補足資料というのがあるわけですけども、大体今回建設費用として大体構想されておる7億8,000万円、この金額で既に16年2月には老人福祉センター整備事業ということで7億8,038万3,000円で計上されているわけですね。偶然の金額の一致なのか、私の邪推なのか。この金額がですね、どうやってお決めになったのか、これらを詳しくしていただきたいというふうに思います。そうすると、今年の2月に予定地協議ということで、旧菊池市に出されました資料によりますと、有田物産跡地、用地取得額は2億2,800万円、用地の総面積は4,500㎡と、こういうことになっておるわけですが、これ

坪単価計算しますと1坪当たり16万7,200円になるんですね。菊池駅の筋向かい側の裏手の方ですが、売買実例として菊池市内で、旧菊池市内ですけれども、中央通りで菊池市の銀座と言われる中央通りで実際売買実例は坪7万円。それから正観寺で実際売買実例は10万円。そうすると、ここのですね、路線価についてもですね、2万3,000円、これ㎡ですね、表の方が4万2,000円ですけど、表はわずかにですね、入口が道路についているだけということで、正確にこの地形状況を分析をして計算をしますとですね、4万3,000円なんか到底ならないというふうなことで、この16万8,000円といいますか、坪単価、2億2,800万円というのはどういうことで計算なさったのか。その点について、詳しくお知らせ願いたい。そうすると、これがもう既に出回っていると。今から不動産鑑定士、誰を入れるか、地価の評価をいたしますと、こういうことでしょう。これは私に言わせれば、手順が逆ではないか。先に売買金額を決めて、後で専門家のですね、評価をお願いします。専門家がこれは市が出した2億2,800万円を追認するということにもなりかねんと。そんな専門家なら、こら専門家じゃないということで拒否せにゃいかんけどもですね、私はちょっとね、これは手順が逆と。土地の場所の選定についてもですね、その有田物産跡地を決めた。そうすると検討委員会は今年の6月の予算でこれの検討委員会ができた。それに与えられた建設資料、これには場所がですね、7ヵ所載っているわけですけど、大変素晴らしいやっぱり資料になっているわけですよ。第1候補地、竜門ダム跡地は県が売りません。こやんとば候補地に挙げて何になるんですか。候補地2、ヨーカドー跡、高すぎます。九電跡、狭すぎます。キャニオン裏、勾配があって不都合です。デオデオ隣地、勾配がありますと、交通アクセスが少ない。候補地、夢空間隣接地、土地は広く確保できるが、国道がアクセス路となり、交通量が多く、横断歩道が交差点内になるので、交通事故の心配がある。候補地4、有田物産は土地は広く確保できる。土地の中に利水があるが、菊池プラザ周辺ということで、交通の利便性は高い。これ出したらね、もうここに誘導するような資料じゃないですか。こやんとが資料と言えますか。私はこの土地の決め方、場所の決め方、それからこれからどうやっぱりその地価をですね、2億2,800万円ということでなしに、正当な金額にどういうふうに評価してもらうのか、その辺について一言述べておきたいということで質疑をするわけです。それから、先ほど述べましたように、路線価については先ほど述べました。私もですね、菊池市内の不動産業者やその他、不動産関係の精通者に聞いてみたんです。あそこは幾らぐらいで評価したら売買ができますかというふうに言ったら、2億2,800万円の16万8,000円、この単価は高すぎます。なら、幾らですか。頭の10万円を外して下さい。6万8,000円なら妥当ですと。それなら

ば、商いになりましょうと。複数の方がそうおっしゃる。そういう点ですね、まさに今回の予定価格、住民が納得できるような適正な価格をですね、評価してもらうように私はそういうことでくぎを差しておきたいと。したがって、2億2,800万円というのはどういう道筋で、どういう過程でそれをお決めになったのか、まずはお答えを願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

確かに平成17年の2月に行われました旧菊池市議会の全員協議会の資料によりますと16万7,200円という坪単価が出ているようでございます。これは、用地の問題を旧菊池市の考えとして旧菊池市議会にもお諮りをし、候補地を決定した上で新市に引き継いだということで、多くの候補地の中から絞り込まれまして、その説明資料として議会に示されたものでございまして、概算の事業費の算定を含め、全体の事業内容を比較検討していただくための金額として示されたものであります。鑑定結果を用地取得価格の参考にはいたしますけれども、このお話の用地取得の案に左右されることはありません。不動産につきましては、その土地の持ついろいろな要因で価格は形成されますので、適正な価格について評価が必要であるというふうに考えて今回お願いしておるものでございます。なお、不動産鑑定の結果によりまして庁内で検討し、正式に決定されれば交渉準備を進めたいと思いますけれども、その後の用地等価格評価審議会等において価格を決定し、用地の交渉に入りたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 部長は合併してからおいでになったわけだから、前のやつを答弁するで大変ご苦労だと思っただけでも、これはやっぱり行政はですね、継続ですから、合併は皆さん進んで合併されたわけでしょう。だから前のやつもきちんと押さえて答弁なさるといのは当たり前な話で。それでね、私はやっぱりこういう資料を今度の委託料、委託する相手さんにはですよ、もう全く白紙でね、評価してもらうということですね、お願いしたいというふうに思います。それでね、市長にお伺いして、市長のね、反論を聞いておきたいんですけども、今ね、この2億2,800万円であの土地を買いますよというのがある程度市民の間にね、広がっているんですよ。そうすると、当然に売る方の側も、これはもうキャッチされていると。2億2,800万円を買ってもらうなら助かるねと、おるが家も今は景気の悪

うしてねん倒れよるもんねと、こっで救済策としてですね、やってもらうなら非常に助かるがねという思いになるというのは当たり前の話ですよ。そういうね、風評が市民の間に広がりつつある。専門家的な人はね、そういうふうな意見を持っている。あれは、あの企業の救済策だもんなて、開口一番おっしゃられる。そういう点ですよ、市長としてそういうふうな風評が立つということは、快からぬ問題だろうと思いますので、市長のご見解を伺っておきたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、甲斐議員の方から答弁の機会を与您いただきました。一企業の救済のために行政をそのような方向に導くことは100%許されない話でもありますし、私の考えの中にももちろんありません。価格的なものにつきましては、ただいま部長の方から答弁いたしましたように、昨年2月に皆様方に説明する、旧議会におきましての説明の資料として、ヨーカドー跡はどれくらいの費用がかかるのかと。この物産跡についてはどのくらいかかるかといった比較対象の中で、非常にこの数字的に概算の概算の分をお示ししたという、それが市民の方に文書として出回っているということですが、これは本当はやはり皆様方市議会につきましては、鑑定を入れた結果、こういう数字になっていますということをお示すべきことであつたと思いますが、その当時におきましては、この大変長きにわたりまして老人クラブ連合会の長年の懸案事項でありました。合併までにはなんとかそのような方向性というのをはっきり示してほしいと、強い意向もあっておりましたんで、特に商店街の活性化、あるいはまたまち総におきます街なみの住環境の整備、そういったことを進めている中におきましては、現在地については非常に難点があると。交通弱者の多い中において、あの地域についてはどんどん高齢化が進むために、やっぱり街の中につくるべきであろうと。都市整備的なものにもそういったことでやろうということ、街部の中を検討したわけでもあります。しかしながら、今、いろいろとご指摘ありましたように、幾つかの候補地の中から現在のところ絞り込んできたということでもあります。それで、この鑑定を事前に入れるか、入れないかということにつきましては、やっぱりまだそこまでの熟度に達していないということでありました。当時におきましては、合併というものについて、この合併がどうなっていくかという様相の中でのこの3年ほど、13年からの論議になっておりまして、老人福祉センターの改築というものについては、平成13年度からのスタートになっておるようですが、もっと前からお話もあって聞いております。そこで、この改築の原資をどうするかということで、この補助対象に乗らないということで、補助ゼロということでありましたものですから、前市長の時

代にも目標達成に至らなかったと思いますし、私の方といたしましても国の補助金ということだけではなくて、例えば日本財団などなどをお尋ねしながら、何かこの補助事業に該当する事業はないかということで探したんですが、ございませんでした。そこで、この時間的な流れが、期間が、経過が経ってまいりまして、そこでこの財源というものがこの合併ということになりまして、合併特例債が充当できるということで、にわかにこの老人福祉センターというものがピッチを上げることになってまいりました。ただ、その当時においては、旧菊池市議会の皆さん方ご承知のとおり、保健福祉センターとして、いわば子どもたちの保健福祉、保健的なものと福祉センターとを併設するということがあったんですが、保健センターは合併後に4市町村の新市として取り組むべきであるということで、専門部会の方でそのような結論が出されまして、それを受けて旧菊池市の方においては2町1村においてあります福祉センターと同じように、この地域的になくはならないものであると。合併して新しい施設としてつくるべきものではないということで、そこで旧菊池市として老人福祉センターの建設に進んでいくということになったというようなことをごさいます、そのためにどこかの土地を特定に決めて、これを買う、あるいは企業の救済にするということは、この時間的経過の中でご理解をいただきたいと、このように思います。

[ 登壇 ]

( 甲斐健彦君 ) 後は委員会で十分審査して下さい。

終わります。

議長( 北田 彰君 ) 次に、渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

( 渡邊康雄君 ) それでは、通告いたしておりました件につきまして、質疑をさせていただきます。

議案第86号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について質疑いたします。第1番に、総務部長の議案説明をお聞きいたしました限りにおいてはですね、この条例の制定が自治法の改正ということからこれを制定するというような説明だったかと思えます。単なる自治法の改正によるこの条例制定なのか。また、しっかりした目的を持った改正なのか、それについて、まずお尋ねたいと思います。またこの条例の運用についてどのように生かしていくおつもりなのかをお尋ねいたしたいと思えます。3番目でございますが、私はこれは勸奨退職者への再就職の受け皿というような考え方ですれば、大変効果が期待できるのではないかというような思いもあるんですが、そのような考えはないのか、お尋ねしたいと思えます。

第1回目の質疑は、以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 第1点の目的についてでございますけれども、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間業者の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの質の向上と行政経費の削減を図っていくことを目的といたしております。自治法の改正に伴うものでございまして、目的としてはそういう目的でございます。

次に、運用についてでございますけれども、指定管理者を指定するまでの流れですが、初めに指定管理者制度を導入する施設を選定し、指定の手続き、管理基準、業務の範囲等をこの設置条例に謳い込みます。次に、募集要項を市の広報やホームページ等で掲載し、指定管理者の応募を受け付けます。応募期間は1ヵ月程度を想定いたしております。

次に、応募した団体から提出された事業計画書などを基に、条例案第4条に規定する選定基準を行い、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定いたします。そして最後に、当該団体を指定管理者として指定することについて、議会の議決をいただき、指定し、当該施設の管理運営を行ってもらうという流れになっております。条例案第5条に規定する公募によらず指定管理候補者を選定する場合においても、事業計画書等の提出を義務付け、選定基準に基づき指定管理候補者を選定し、議会の議決をいただくことといたしております。また、期待される効果ということで、退職者の受け皿ということでございますけれども、現時点ではそのような想定はいたしておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 再質疑をさせていただきます。

が、その前に、総務部長、部長就任おめでとうでございます。しかしお祝いを申し上げますけれどもですね、大変な時期に総務部長就任であろうかと、常にこれからご苦労も大変多かるうかと思っ、前もって労っておきたいと思ひます。それといひますのもですね、合併によって大変職員が余ってきた。これを適正数にできるか、できないか。総務部長の手腕にかかっているわけでございます。よくやると評価されたときには、多分「人切り希八郎」というように呼ばれるかもしれません。できなかったときには、多分「昼行灯希八郎」というような呼ばれ方をするかもしれません。そういうふうな大変難しい時期の就任であるかと思ひます。ただい



まのご答弁で、一応再就職のための受け皿としては考えないということですが、職員をですね、やはり勧奨退職等で適正数にするということは、大変苦勞の多いことかと思えます。やはり5年も先に、例えば5年も先に退職をされる方ですね、やはり受け皿がどこかになければですね、これはなかなか勧奨ですから、勧奨できないのではないかというふうに思うわけです。ただ、これを受け皿を先ほどから、受け皿といいますか、この指定管理者の団体というのがいかにも公募されて民間からということですが、これは私はあまり民間、民間でですね、官の仕事を民間にやって成功するというのはいいときはいいんですけど、悪いときは悪いというような、例えばの例ですが、イギリスでは水道局を民間に、民営にしたばっかりに大変な失敗をしたと。その結果、NPO法人で引き受けたというようなこともあるわけですが、できるならこの指定管理団体をですね、やはりNPO法人等に引き受けさせる。要するに利益中心の営業をすることじゃなくてですね、やはりそれじゃない管理者にやるべきではないかとも思うわけです。ただ、これをいかにもこの条例を読んでみますと、あくまでも一般公募、公募して民間のノウハウを利用するというようなことが強調されているわけなんですけれども、私はこれをうまく使えばですね、やはり職員の皆さん方がですね、勧奨退職等によって辞められた方の受け皿には十分なり得るものと。これは十分に検討すべきではないかと思うんですが、全くそんなのは考えてないということですので、失望のいたりでございます。「昼行灯の希八郎」にならないようにですね、ひとつぜひともご考慮願いたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） うれしいやら、悲しいやらということで、うれしいようになるように努力してまいりたいというふうに思います。

まず、勧奨退職者の受け皿ということですが、適正な職員の実現は、本市行政の当然重要な課題の1つと考えております。しかしながら、勧奨退職と申しますと、あくまで職員一人一人の意思と申しますか、それに委ねる部分があるわけですが、それを予定した受け皿という団体については、現在のところは考えられないということですが、また、勧奨退職者をとということで、もしなった場合においても、この指定管理者というのが1年1年の契約になりますから、5年前に辞めたとしても1年1年の契約ということで非常に厳しい状態になるということをお考えすると、こういう勧奨退職ということをお前提にした受け皿という団体としては考えにくいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） どうも就任早々から随分頭の固い希八郎さんのように思わずにはいられないわけございまして、やはりですね、条例をつくられて、やはりこれからの菊池市を取り巻く諸問題、重要課題、これを解決するためには、あらゆる方法を使っていくと。頭を柔軟にですね、持っていくということをひとつぜひともお願いできるものではないかという質疑にさせていただきます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 次に、福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 皆様、もうお疲れのところですので、私は手短かにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算について質疑をいたします。

1つ目、款の2総務費、項1総務管理費、目の9地域振興費、節15工事請負費の1億4,124万9,000円の目的と財源内訳をご説明をお願いします。

41ページでございます。2つ目、款の2総務費、項の1総務管理費、目9地域振興費、節19の負担金補助及び交付金の地域づくり推進補助金の2,000万円の地域づくり推進補助金とはどういう内容の事業で、どういう内訳になるのかというのをご説明をお願いいたします。

3つ目が、款の2総務費、項の1総務管理費、目10国際交流費、節19の負担金補助及び交付金のきくち・ワイフ物語推進協議会補助金は、当初予算でも500万円計上してございましたけれども、今回95万6,000円補正をする理由についてご説明をお願いいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず第1点目の地域振興費の工事請負費1億4,124万9,000円ですけれども、この予算につきましてはきくちふるさと水源交流館の機能充実を図るための宿泊施設、交流施設等の整備に係る予算でございます。ご承知のとおり、きくちふるさと水源交流館は、グリーンツーリズムの拠点施設として、旧菊池市においてやすらぎ空間整備事業を活用して平成15年度から整備を進めてきてあるものでございます。ここでは、棚田や森林、あるいは河原などの豊かな地域資源を活用した農業体験のイベントや長期の自然体験キャンプなどを通し

て、消費者と生産者、いわゆる都市と農山村との交流により、グリーンツーリズムの推進と農山村の活性化を図っております。きくちふるさと水源交流館の平成16年度の利用者は延べ1万9,300人、うち宿泊者は4,100人となっております。この中には、国際ワークキャンプによる韓国、日本をはじめとする6ヵ国、10人の大学生を中心としたボランティアが当施設に長期滞在し、地域住民と交流を深めながら森林整備や里山保全のための活動を実施するなど、国際的な広がりを見せております。しかしながら、現在、当施設には宿泊機能が備わっておらず、簡易宿泊所として旧東中学校の特別教室を利用するなど、利用者の衛生面や安全面、またプライベート面などに対し一切配慮されていない施設となっており、今回宿泊施設の整備を図るものでございます。また、都市と農山村の交流により推進するためには、農林業の現状や郷土料理をはじめとする安全安心な食の再生を学ぶ場所が必要でございまして、北側校舎を調理実習室、食堂、厨房等の施設として改修を予定しています。あわせて、体育館につきましては外壁等相当に傷んでいるため、交流施設として改修を予定しています。そのほか、武道場、理科室の解体工事と外構工事を予定しています。今回の施設整備により、菊池市グリーンツーリズムの拠点施設としての機能充実を図るものでございます。なお、財源内訳としまして、工事費1億4,124万9,000円のうち、県補助金6,450万円、辺地債6,125万円、その他一般財源を1,549万9,000円を予定しています。また、辺地債、起債につきましては、元利償還金の80%にわたる4,900万円が地方交付税の基準財政需要額に算入される予定です。

次に、地域づくり推進補助金ですが、今回の補助金の創設につきましては、住民総参加のまちづくりを基本理念の下に制定するものでございまして、各行政区はもちろんのこと、地域づくりを目的として活動するNPO法人やそれに準ずる団体も一応対象事業者としているところでございます。市民主体のまちづくりの大きな柱である地域コミュニティ施策は、合併前においてもこれを支援するため、各市町村におきまして独自の取り組みが実施されていまして、合併協議でも新市において内容検討をし、新たな補助金制度を制定するとされています。地域づくり推進補助金は、地域コミュニティ支援の直接的な制度として3つの事業に対し補助を行うものでございまして、その内容としましては、地域のために施設等の整備を図りますところの地域づくり施設整備事業と、地域の特色ある様々な活動に対して補助を行う地域づくり活動事業、また地域の指導者となり得る人材の育成を目的とした人材育成事業、以上の3つの事業を柱として考えているところでございます。それぞれの補助額でございしますが、地域づくり施設整備事業につきましては、工事費の対象経費の3分の2以内で、上限が40万円、地域づくり活動事業につきましては対象経

費の3分の2以内で、上限が20万円、人材育成事業につきましては対象経費の3分の2以内で、上限が10万円を予定しております。なお、補助金の下限は、施設整備事業は20万円、地域づくり事業は10万円を予定しております。今回の補正予算に計上させていただいております本補助金の予算2,000万円の内訳でございますが、施設整備事業につきましては800万円、地域づくり活動事業につきましては1,100万円、人材育成事業につきましては100万円を予定しているところです。

最後になりますが、本補助金要綱制定にあたりましては、既に予算化されています地区敬老会補助金や自治公民館活性化事業助成金などの補助金等の重複を生じないようにして、自ら考え、自ら実践するという考え方を通じ、市民主体のまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

最後ですけれども、きくち・ワイフ物語推進協議会助成金ですが、昨年20世紀最後の具象派巨匠と言われておりますバルテュス氏夫人の節子さんが20年ぶりに菊池市の方へ里帰りされた際に、バルテュス自画像のリトグラフを菊池市へ寄贈していただきました。しかし、貴重な絵画でありまして、展示、保管には多くの制約がございます、どのようにして一般公開を行ったらよいのか。またどのような展示、保管方法がよいのか、熊本県立美術館より助言や指導を受けながらいろいろと検討を重ねてまいったところでございます。同時に、一般公開の時期も検討してまいりましたところ、本年10月5日から11日まで、熊本市鶴屋百貨店におきまして朝日新聞社主催で節子の暮らし展「和の心」の開催が日本で最初に計画されてまいりまして、その後、東京、大阪においても開催が予定されております。それに合わせまして、菊池夢美術館においても9月の21日から10月11日まで、バルテュス・節子展の開催も同時期に計画されているものでございます。その主展示品として、バルテュス自画像リトグラフと、新たに9月7日にスイスの節子さんのご厚意によりまして、バルテュス氏が生前絵画制作に使用してまいりましたパレット、筆2点、絵の具3点の貴重な画材を寄贈していただき、日本では菊池市だけにしかない品々と一緒に展示できることとなり、このような貴重な品々を保管・管理し、今後イベントを機に一般公開を行い、多くの市民の皆さんに鑑賞していただくため、また夢美術館だけではなく、いろいろな公共施設においても展示が可能なキャスター付き展示台制作費について補正予算を計上するものでございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 菊池ふるさと水源交流館については、また旧菊池市時代より取り

組まれていたようですので、今回はグリーンツーリズムについても一般質問があるようですので、あとはもう委員会が審議が行われますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。

-----  
日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第86号から議案第104号まで、陳情第2号、要望までの21案件をお手元に配付しております。議案・陳情書などの付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成17年 第2回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第 86号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について
	議案第 87号	菊池市生活安全条例の制定について
	議案第 94号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第102号	反訴の提起について
文教厚生 常任委員会	議案第 90号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 94号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 95号	平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案第 96号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第 98号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	陳情第 2号	老人福祉センター改築をめぐる陳情書
経済 常任委員会	議案第 94号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第103号	字の区域の変更について(花房北部地区)
	議案第104号	字の区域の変更について(赤北地区)
	要 望	公共施設の木造化・木質化に係る要望書
建設 常任委員会	議案第 88号	菊池市ダム流域対策協議会条例の制定について
	議案第 89号	菊池市都市計画審議会条例の制定について
	議案第 91号	菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 92号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
建設	議案第 93号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 94号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第 97号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
常任委員会	議案第 99号	平成16年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について
	議案第100号	平成16年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について
	議案第101号	平成16年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は1時5分から再開します。

-----  
休憩 午後零時05分

開議 午後1時08分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、渡邊議員より発言の申し出がありましたので、これを許します。

渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 先ほど質疑の中で、「人切り希八郎」と申し上げましたけれども、どうもこれは議会内で不穏当発言じゃないというご指摘を受けました。常日ごろから私は緒方希八郎君を大変愛しております、愛しとるばかりに忠告という形ですね、申し上げた次第でございます。そういう意味で不適當であるならば、潔く訂正、取り消しをしたいと思いますので、よろしく願います。

-----  
日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含め45分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一括質問で、3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 通告をしておりました福祉施策、主に介護保険につきましてお尋ねをいたします。

本市における福祉のまちづくりについては、建設計画によりますと少子高齢化の進展に伴い福祉サービスの必要性により、地域福祉計画を策定、福祉行政を市民と共に推進し、市民が安心して生活できるまちづくりを目指すとして、その具現化のための施策が多岐にわたり網羅されており、市の福祉の充実に向けての方針が明確に示され、その方向性が伺えるところであります。

まず、介護保険についてであります。制度スタートは平成12年4月でありました。この制度は、これまで家族が在宅で支えてきました介護を社会全体で支えていこうという全く新しい試みであります。介護の対象者であります高齢者65歳以



上の現況につきましては、建設計画の人口推計によりますと、平成17年、5万2,400人、高齢人口1万3,200人、高齢化率25.2%。5年後の平成22年、5万1,900人、高齢人口1万3,300人、高齢化率25.6%。さらに5年後の平成27年、5万1,200人、高齢人口1万4,200人、高齢化率27.7%となっております。全国的にも少子高齢化が進み、平成18年をピークに人口減少に転じると推計は伝えております。介護保険の実際の運用につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき執行されるところでありますが、合併直後ということであり、新市としての具体的計画はありませんが、現時点での高齢者の実数、その割合、平成16年度の要介護認定申請者の数、要介護認定者については6段階区分ごとの数についてお知らせを下さい。

さて、本年度法律の定めにより大幅な制度改正が行われました。現在、要介護認定者は全国で制度スタート時に比べ8割増の390万人と言われ、給付費も平成16年度は5兆5,000億円と1.7倍となっております。現実には、高齢化時代を迎え制度の普及で、需要はどんどん拡大された結果であり、需要の拡大は制度の趣旨からみれば大変喜ばしいところではありますが、保険財政から見れば厳しい運営となり、3年ごとに保険料は値上げされ、さらに今後も続いていくものと思われまます。被保険者から見れば、厳しい現実であります。この制度はスタートから試行錯誤を繰り返し、この5年間で制度のほころびも明らかとなりました。また現行の負担と給付で十分であるのか、今回の改正はこの制度の充実とともに、給付増に歯止めをかけることにあります。ただ改正に伴う声として、自宅で介護を受けようとする人が増えそうとも言われております。このことは、在宅介護を目指すという精神には合致をいたすところではありますが、実際は早くも来月から改正に伴い介護施設の利用者負担が増えることに関連があります。その改正の内容であります。柱は介護予防サービスの導入と施設入所者からの食費、居住費の徴収であります。予防サービスの対象者は、要支援、要介護1の軽度の利用者であり、全国で160万とも予測をされております。そのサービスの主体は、筋力トレーニングであります。これは、軽度の認定者が自分でやれることまでヘルパーに頼むため、心身の機能が低下するとともに、給付増につながるという現実的な見地から、筋力トレーニングはこの歯止め策ということのようであります。制度は改正されましたので、保険者たる市としては、安全の準備を含め検討中のことと思います。この筋力トレーニングについて、ちょっと考えてみましても、機器の導入、施設の整備、トレーニングの場所、トレーニング指導者の確保、参加者の送迎等あります。さらに実施が民間事業者の場合、その指導、補助、あるいは監視体制等の検討が必要であろうと思います。介護予防市町村モデル事業の結果によりますと、マシン使用による筋力向上訓

練を行った要支援、要介護1、2の軽度者のうち、機能を改善した者39%、悪化したもの32%とあります。モデル事業では、改善した者もありましたが悪くなった者もいるということであり、実施するのは保険者たる市ということであり。筋力トレーニングには、スポーツを通じての体力増強が一般的であります。腕立て伏せとか、腹筋運動等に加え、機器を用いた訓練がありますが、制度改正では機器訓練が主のようであります。トレーニングには専門知識を持つ資格者の指導があつて、はじめて安全と効果が期待できるのではないのでしょうか。さらに、国では制度改正に伴い、筋力トレーニング等の予防サービスについて、市がサービス事業者に支払う報酬を成果に応じて上乘せする方針であり、成功報酬という考え方であり。予防の効果を評価し、加算する。逆の場合は報酬を減らす仕組みのようであります。新予防給付は、要介護度が重くなるのを防ぎ、結果として給付増を押さえるということにあります。改正では筋力トレーニングを基本として、栄養改善、歯のケア等の日常生活の訓練を組み合わせ提供するようではありますが、運営にあたる市としては大変だなという思いが実感であります。この制度改正、特に予防サービスの導入について、どう対応されるのか。見解とともに答弁をいただきたいと思ひます。また、合併並びに制度改正に伴い、老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定が第一であります。計画なくしては事務事業の執行はできません。計画策定にあつてのその手順、民間も含めてどう対応されるのか、その時期、完成までのスケジュールを明示して下さい。

次に、市営の特別養護老人ホームつまごめ荘の改築についてお尋ねをいたします。平成17年度の施政方針には、改築についての掲載がありませんでした。広域行政事務組合時に計画が進められていたと思ひますが、さらに合併時の経緯もあつたかと思ひますが、改築に係る予算が今議会に提案をされております。市の事業としては、超大型の工事ではありますが、施政方針並びに建設計画にも掲載されず、突然補正予算として、しかも実施設計から工事請負費等の提案がなされております。市執行の大型の事業あるいは工事につきましては、全体計画がまずあつて、そして基本計画、あるいは基本構想といったものが順序としてあると思ひますし、これがなくしては次に進むことはできないのではないかと思ひます。なぜ年度途中、この時期だったのか。改築の取り組みの経緯について説明をお願いしたいと思ひます。

また、ホームは現在運営中であり。この時期、制度改正と同時期であります。改築にあたりましては、制度を全面的に採用されるものと思ひますが、施設内の部屋はユニット式個室でしょうか。あるいは準個室でしょうか。または、現在のままの改築でしょうか。制度改正では、現在のままでも負担増となります。改築に

は関わりなく、現在の利用料の1割負担と食費のアップ、さらには施設の宿泊費、すなわち居住費の支払いが加わります。入所者にとりましては、暮らしは快適となりますが、負担のアップは厳しいところでもあります。試算によりますと、年金全額でも払いきれないというケースが出ております。そこで、モデルケースで現在の場合と改築の場合の前後の金額をお示し下さい。

施設に対する国の方針は個室であります。現在は6人、4人、2人部屋であります。現在の定数を個室でカバーすることが基本と思えます。当然、改築にあたりましては、基準との整合性を図らなければなりません。その場合、個室となりますと入所者から見た場合、改築が前提であり、利用料金のアップ、あるいは個室の持つ雰囲気、改築の計画等について、入所者並びにその家族に対して話し合いというものが必要ではないか。また、されたのでしょうか。双方の理解が第一であります。また、改築の予算規模、予算案では継続費として3カ年で17億9,800万円計上されておるようではありますが、国・県の補助金、市費の負担はどのようになっておりますでしょうか。お示し下さい。

また、現在の入所者の状況について、入所待ちの方がおられますでしょうか。おられるとすれば、その方にも改築並びに制度改正等の説明が必要と思えます。その対応についてお知らせ下さい。

改築にあたりましては、市にとりまして福祉施策としても、事業の規模から見ても、まさに重要な施策と思えます。合併時の経緯は別にいたしまして、市の計画に示すことにより私たちは知るところであります。ただ改築については、旧市時代に全協で概要の説明があったように記憶はしておりますが、今日の世相であります知る権利に基づく情報公開はあっておりません。市民の皆さんは、誰も知っておられないのではないのでしょうか。福祉行政には市民の関心も大変高いところがあります。早めのお知らせをお願いしたいと思えます。

以上について、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） まず、第1点の菊池市の高齢者の現状につきましてご説明申し上げます。平成17年3月31日現在の住民基本台帳から人口5万2,788人に対し、65歳以上の人口は1万3,458人となっておりまして、高齢化率は25.5%となっております。また、平成16年度中の認定申請者数は3,075人おられまして、平成17年3月末の認定者数は要支援が409名、要介護1が682名、要介護2が328名、要介護3が307名、要介護4が282名、要介護5が255名で、合計が2,263名となっております。

次に、介護保険制度の改正内容につきましては、介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢者社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点としまして、制度全般について見直しが行われることとなります。主なものとしたしましては、平成17年10月から施設サービスの居住費と食費が利用者負担となります。ただし所得の低い人につきましては、負担が軽減されます。また、平成18年4月からの改正としましては、保険料の設定方法も見直しが行われ、低所得者に対する保険料軽減など、負担能力をきめ細かく反映した保険料設定と特別徴収の対象を遺族年金や障害年金にも拡大されることとなります。また、新たなサービス体系の確立ということで、高齢者の人が住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスの創設や介護だけでなく、医療や財産管理、虐待防止など、様々な問題を解決するために地域包括支援センター等の創設により、高齢者の方々が安心して生活できるよう支援することとなります。

次に、予防サービスについてでございますが、予防重視型にシステムの転換を図るため、症状が軽度で要支援1、要支援2と判定された人は、状態がそれ以上悪化しないように、新予防給付のサービスが創設され、ただいま議員の方からもありましたけれども、筋力向上、栄養改善、口腔ケアのサービスが加わります。特に筋力トレーニングについてでございますが、機器の導入、指導者の確保、トレーニングの場所、送迎等問題はございますけれども、制度改正にもありますので、実態調査等でニーズを把握し、今後取り組んでいかなければならないと考えております。

以上のような新予防サービスと今までの介護予防事業を積極的に推進し、介護サービスを利用しなくて済むような元気な高齢者が多くいるようなまちづくりを目指していきたいというふうに思います。

それから、3点目についてお答えいたします。合併協議会の協議におきまして、平成17年度については旧市町村の計画を現行のまま新市に引き継ぎ、見直し時期に新たに策定するという事で調整されております。来年度以降が第3期の老人保健福祉計画、介護保険事業計画の運営期間となりますので、新市において一本化した計画を策定いたします。

次に、運営協議会のメンバーにつきましては、保健・医療及び福祉関係団体の代表者、関係行政機関及び介護保険被保険者及び住民の代表者20名以内で組織いたします。また、計画策定の目途につきましては、今後事業計画案等を運営協議会に諮りながら、来年の3月までには計画策定を行う考えでございます。

次に、つまごめ荘の改築関係についてお答えいたします。施政方針の所信表明では、老人福祉施設の充実を図りたいということのみで具体的には述べてありませんし、市建設計画においても広域行政事務組合との協議の調整が基幹的な問題もござ

いまして、調整が取れず、掲載をしていないということでございます。

それから、改築につきましては、入所者家族会の要望、組合議員さんの一般質問もございまして、平成14年9月に旧菊池広域行政事務組合議会におきまして建設特別委員会が設置され、6回の委員会審議と先進地研修がなされ、最後の平成17年2月の委員会におきまして、新菊池市となっても改築を進めるということで確認されて審議が終了しております。その間、国の補助関係で県とも協議する中で、増床、多床室での改築を要望してまいりましたが、国・県の指導は増床はもちろん、多床室も入所者の尊厳を保持することが基本であり認められないということで、現床のユニットケアの個室での建設基本構想が平成15年に策定され、県との協議も完了しております。新菊池市となり、新市長選挙もございました。その後、文教厚生常任委員会にも事業内容等の説明を2回行いまして、今回定例会の補正予算の計上となったものでございます。ただいま申し上げましたとおり、ご承知のとおり、国におきましては介護保険制度の改正がなされており、本年10月から施行される在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、施設の居住費用や食費については保険給付の対象外となり、施設と利用者の契約などによる料金を徴収することになり、年金収入も加味した低所得者対策を考慮し、国が所得に応じた1から4までの段階を設定した利用者負担額等を示しておりますが、全体的に負担増となります。居住費については、居住環境の違いによる多床室、ユニット型個室等の4区分に分けられ、個室になれば高くなるように設定されております。つまごめ荘におきましては、国が示しております額で設定することで進めておりまして、多床室で居住費については光熱水費のみで最高1日320円、食費1,380円となる予定です。現在の利用者負担額と改正後の額を比較してみますと、多床室で所得段階3の方は月4万円から月5万5,000円となり、1万5,000円の増になる見込みです。また、改築完了後の平成20年度からユニット型個室となりますが、保険制度の改正による個室の場合、食費は居住環境の違いに応じた4区分とも同じですけれども、居住費は建設費や近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準を勘案して決めることになっております。居住費を最高額とした場合、所得段階3の方では月4万円から9万5,000円となり、5万5,000円増となることが予想されております。

次に、改築場所につきましては、移転等の検討もされましたけれども、現在地での改築計画となっております。事業内容といたしましては、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り2階建ての改築と既存建物の改修を3ヵ年で予定し、現段階での概算総事業費は約19億6,200万円。それから財源といたしまして、国・県交付金3億3,676万5,000円、施設整備基金3億4,000万円、残りを地方

債で12億8,600万円で計画しておりますが、国・県交付金は既に内示が  
ております。今回補正予算を計上させていただいておりますのは、1期工事分の8  
億9,318万9,000円をお願いしており、継続費につきましては建築本体を主  
に総事業費の内数で計上いたしております。

次に、現在つまごめ荘は長期入所者120名、短期利用者14名、通所利用者3  
0名の方をお世話させていただいております。また、在宅におきまして、長期入所  
者の申し込み者が重複の申し込みもございますけれども、約220名程度おられま  
す。介護保険制度の改革、そして改革による施設の居住環境の変化、利用率のア  
ップは本人はもちろん、家族の方も非常に厳しい状況ではないかと思っております。  
家族会につきましては、経過を踏まえ説明はしておりますが、今後介護サービスの  
向上はもちろん、本人、家族会及び入所申込者の方へも説明責任を果たしまして、  
十分な理解を得、進めてまいりたいと思います。それと並行しまして、市民の方へ  
の改築の事業内容等の周知も図っていきたいというふうに思っております。

福祉行政は、市にとりましても重要な施策であり、つまごめ荘も老人福祉施設と  
して介護が必要な方の一翼を担っており、今後市民の皆さんへのご理解とご協力を  
いただき、施設が地域とますます密着するよう努力をしてまいりたいというふうに  
考えております。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再質問をいたします。

予防サービスについての答弁では、元気な高齢者づくりを目指すということであ  
ります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

筋力トレーニングへの取り組みにつきましては、事業所との連携、さらには成功  
報酬制度等の厳しい対応とは思うところでありますが、制度の運用であり活用を前  
提として検討を進めていただきたいと思います。

それから、老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定につきましては、ただい  
ま本年度中にはまとめるということでありました。計画は、福祉全般の指針となる  
ものでありますので、行き届いた計画書づくりをお願いしたいと思います。

つまごめ荘の改築につきましては、当初の広域での取り組み、合併協議会での調  
整時の取り組み、経緯、理解の必要もあろうかとは思ひますけれども、現在の議会  
の存在、あるいは市民あつての行政ということを考えるときに、忸怩たる思ひはあ  
ります。入所者の負担につきましては、要介護3の場合で、10月からございま  
すが、1万5,000円のアップですか、それから改築後の場合で、同じく3の場  
合で5万5,000円のアップが予想されるということではありますが、入所者の皆

さん、そして家族の方々、そして入所待ちの方々に対してもですね、理解を求め  
るための話し合いを考えておられるようでございますので、ぜひ取り組んでいただ  
きたい。そして、理解を深めていただきたいと思うところであります。

それから、市民へのお知らせにつきましてはやるということでございますので、  
よろしく願いをいたしたいと思えます。

さて、今回の改正によりますと、訪問介護等、従来の全国一律の介護サービスに  
加えまして、市が事業者となることや実施規模が決められるというようになりまし  
た。さらに、地域密着型サービスが創設をされ、市の権限が大変大きくなりました。  
その1つとして、地域密着型サービスの中で小規模多機能型居宅介護の導入があ  
ります。在宅ケアの切り札とも言われ、注目度が大変に高く、利用者から見た場  
合供給不足が深刻な泊まりのサービスの拡充につながるの期待も大きいようであ  
ります。この小規模多機能型とは、施設に通じて食事などの世話を受ける通所介護  
を軸に、介護が必要な高齢者の状態や希望に応じて短期宿泊、訪問介護など、複数  
のサービスを1ヵ所で提供するというものであり、1拠点当たりの利用者の登録人  
数は25人程度と想定をされております。また、夜間対応型訪問介護につきましては、  
ヘルパーが夜間に定期的に巡回をしたり、通報に応じて駆けつけるという要介  
護度の比較的高い高齢者が安心して暮らせるようにするというものであります。こ  
れらは、社会福祉の重要な部分であると思えます。既存の介護事業、業者の指定・  
権限は県にあります。この地域密着型は市が指定できるということでもありますの  
で、今回の改正に伴い、市としてのやる気というものがあれば多様な取り組みとい  
うものが可能となるということでもあります。

次に、第1号の被保険者の保険料についてであります。平成18年度が改定の  
年度であり、本年度改定されると思えます。合併に伴う保険料、調整による算定  
となるのか。あるいは今後3年間、平成18年から20年までの統一料金とされる  
のか。統一料金となれば、制度改正では第1号被保険者の保険料については低所得  
層の負担が軽減されるようであります。現行の5段階の見直しを含めて、改正によ  
る見直しとなるのか、伺います。保険料のアップについては、改正の時期だから、  
需要が増えたので保険料を値上げするということではなく、基本的には福祉施策に  
関することであり、施策の推進の中で検討するとともに対象者であります被保険者  
が理解し、納得がいくよう十分なる対応をお願いをしております。お尋ね  
をすることは、改正によります地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護並び  
に夜間対応型訪問介護についての市の見解、取り組むのか、あるいは検討ぐらいす  
るのかということについてお答えをいただきたいと思います。

それから、保険料の改定につきましては、施政方針で改定の方向とあります。合

併による調整のみか、統一料金として改正されるのか、保険料のアップの場合改正策定にあたっての作業といたしますか、手順等、加えて対象者への対応も含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 認知症や一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域の生活ができますよう地域密着型サービスを充実する必要があります。サービスの種類といたしましては今も質問でありましたが、小規模多機能型居宅介護、小規模介護専用型特定施設、認知症高齢者グループホーム、介護予防認知症対応型通所介護、それから認知症高齢者対応型デイサービス、介護予防小規模多機能型居宅介護、これもお尋ねにありました夜間対応型訪問介護、それから介護予防認知症対応型共同生活介護グループホーム、小規模介護老人福祉施設の種類となっておりますが、これらにつきましては介護保険料算定にあたり大きく影響が出ることが考えられますので、第3期事業計画以降、新市において地域圏を設定し、必要量を昨年までの実態調査で把握し、順次整備していくことになります。特に松本議員の申された小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護につきましては、市民の期待も大きいことから、居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携を密にし、早急に対応できるよう努めて高齢者の方々が安心して生活できるよう支援を行います。

それから、介護保険料の改定関係でございますが、合併協議会の協議におきまして、介護保険の第1号被保険者保険料につきましては、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度、保険料改定年度から保険料を統一するという事で調整されておりますので、本年中に介護保険事業計画の中で改定を行い、統一いたします。また、低所得者対策といたしまして、現在5段階となっている保険料の設定方法も見直され、今まで以上に負担能力を反映したものとなります。平成18年4月から所得の低い方への保険料の軽減を図るため、現在の第2段階を2つに分け、年金収入が80万円以下で年金以外の収入がない人につきましては、より低い保険料を設定する形となります。また、特に収入の少ない方を対象に、これまでどおり市独自の減免制度も実施いたします。なお、保険料の改訂時には、広報、パンフレット等による周知はもとより、老人クラブ連合会等の団体にも説明を行いながら、広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再々質問をいたします。

地域密着型サービスにつきましては、在宅の場合、深刻な泊まりのサービスある



いは夜間巡回により、在宅でも安心して暮らすことができるようになるというためのサービスであります。法の精神でもあります在宅ということに目を向けることにもなるわけでありますので、ぜひ活用を前提としてですね、検討していただきたいと思ひます。制度改正に対する行政の対応としては、分権化の取り組みの中で特区というような制度、活用もあろうかと思ひますが、今申し上げておりますことは、法の範囲内での取り組みであります。ということは、市としてやるかやらないかということになるかと思ひます。高齢化時代の常識として、ぜひ積極的検討をお願いをしたいと思います。市の人口推計を見ましても、今後は高齢化率はさらに上昇をすところであります。施策としても通り一遍のものではなく、市の最重点としての取り組みというものを願うばかりであります。施政方針によりますと、本当に事務的な数行のみの掲載でありました。現実に市の人口の4人に1人は高齢者であり、介護サービスの利用者は増えることがあっても減ることはありません。保険財政への圧迫は明らかであります。市としては、制度の利活用とともに効率化を目指すことが今、求められておると思ひます。例えば、報道によくありますが、不正請求というものはないのか。その対策として、事前の洗い出しシステムの導入とか、あるいは認定業務に問題はないか、事業所並びにケアマネージャーとの連携は十分なのか等、全般にわたる合理性を求めるプロジェクトチームの設置等を考えていくべき時期に来ているのではないのでしょうか。

保険料の改定につきましては、答弁によりますと値上げは必須であります。ただ単に制度が定める3年ごとの改定、あるいは事業が増えたので即値上げということには抵抗を感じます。保険料の改定にあたりましては、慎重の上にも慎重を期していただきたいと思ひます。今後、高齢化対策は市政の中で人口構成の面からも、予算の面からも全体に占める割合は高くなるばかりであります。市の方針として、福祉施策にどのようにお考えになっておられるのか、今後どう取り組まれるのか、お伺いをいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 先ほど申し上げましたとおり、菊池市の高齢化率は25.5%でございます。今後団塊世代が高齢者となります数年後は、本市のみならず大きな社会問題として取り上げられることと思ひます。市といたしましても、今後の高齢者の生きがいづくり、高齢者の生産労働体制づくりと給付と負担のあり方などについては重要な課題となることから、老人保健福祉及び介護保険運営協議会などにも諮りながら各種施策を積極的に推進したいというふうに思ひます。そのような中で、介護保険給付費等の平成17年度予算は、ご承知のとおり36億5,800

万円を計上しておりますが、給付費等においても今後ますます伸びていくものと思われま。現在、国におきましても現行の介護保険制度の見直しを検討しております。平成18年度より介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としながら、介護保険制度の持続可能性を高めるため、予防重視型の介護支援、在宅給付との格差是正を目的とした施設給付の見直し、地域密着型の新たなサービス体系の確立を柱として、効率的かつ健全な介護保険事業を運営することにより、今後の介護保険業務を維持していかなければならないと思ひます。また、介護保険給付費等の不正請求問題につきましては、市町村は国保連合会へのレセプト点検を依頼し、不正請求の防止に努めており、問題はあっておりません。

次に、介護保険認定業務について、問題なくスムーズにしているかとのご質問でございますが、平成16年度中の認定申請者数は3,075名で、年々増加傾向にありますが、市において認定調査員8名を任用して調査を行い、主治医の意見書を付けて広域連合の認定審査会へ審査依頼を行っており、現在のところ問題なくスムーズに行われております。

次に、居宅介護支援事業所のケア・マネージャーとの連携については、菊池圏域での現任研修会を開催し、今後も県・圏域との共同により連携を図り、資質の向上に努めます。今後とも福祉行政につきましては、市の主要施策として取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（北田 彰君） 次に進みます。

怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） こんにちは。

私は、グリーンツーリズムについてと、新市の交通体系、2題についてお願いをしておりますが、私が所属しております総務委員会の所管に関わるところがございますので、あらかじめ委員長のお許しを得ておりますことを最初に申し上げておきます。

最初の質問、グリーンツーリズムについてであります。これは先の6月議会において市長がその施政方針の中で、グリーンツーリズムを推進するという方針を明らかにされました。私は新市議会の冒頭で、グリーンツーリズムにお触れになったことを大変喜ばしく、希望と期待を持って承りました。時代は挙げてグリーンツーリズムを提唱しておりますが、それはそれといたしまして、本市におきましてはグリーンツーリズムのさきがけとして15年度に一步踏み出しております東中跡地の利活用を具体的かつ確実なものにしていかなければならないという命題が存在します。また、中山間地における遊休農地や耕作放棄地の資源化、利活用問題もグリー

ンツーリズムにかかわる農業施策の至上命題とも言えます。そして何よりも深い原生林、豊かな里山、それから菊池川、迫間川、合志川の3本の清流と、それに流れ入る幾つもの沢、これらの天然自然は菊池郡の中では本市だけに恵まれた資源です。グリーンツーリズムとは、自然環境の中での実体験、そこに暮らす人とのふれあいなど、新しい旅の形態の概念を言います。自然から学び、自然から刺激を受ける、自然を創造力の源として自然を基本とする。しかし、ただそれだけでいいということではなく、訪れた人、あるいはまた長期的、短期的にここで暮らしたいという人たちが暮らしの中で満足できるような便利さもなくてはなりません。ですから、グリーンツーリズムというのは総合的な施策が地域で展開されていなければ成り立ちません。住んでいる私たちが自信と誇りを持ち、開かれた地域で訪れた人たち、あるいは移住・定住した人たちと交流を楽しむ、そんなまちをつくるのがグリーンツーリズムの狙いでなければなりません。まず、その全体の構想と人々を引きつけるための本市グリーンツーリズムのコンセプトをどう設定されているでしょうか。

それから、東中跡地の利活用については、子どもアート、それからNPO法人きらり水源村に委託されているところですが、その企画や運用、人的配置、役割分担、責任の所在が現状では非常にわかりにくい。実態について明らかにして下さい。

それから12年に東中が廃校になって、その後グリーンツーリズムを目指してワークショップ等が繰り返されてきましたが、15年の立ち上げまでに3年を要しております。そしてその後、既に2年半が経過しております。今後は本市の主要施策になったわけですから、タイムスケジュールを設定し着実に進めていかなければなりません。どのような経過をもって独自のものを整えていかれるでしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目の交通体系の、新市の交通体系についてお伺いいたしますけれども、これは交通弱者、それから高齢社会に向けて市民の交通手段をどう確保するかということでお伺いしたいと思います。自家用自動車を持たない人、持てない人、それから路線バスが通っていない地域の人、または高齢等の理由により、運転免許証を手放さざるを得なくなる、私たちもそうですけれども、そういういわゆる交通弱者と言われる移動の自由を制限される人々が増えてくると思われます。これら通常の市民活動をする上で移動制約を余儀なくされている人々は、一般的な市民権の行使においても、また健康で文化的な最低限度の生活を営む機会均等の観点からも、現に差別化の状態が存在すると言わなければなりません。そしてこの傾向は、今後ますます増大していくでしょう。旧菊池市においては、べんりカーとあいのりタクシーが地

域的に巡回しており、福祉の面からも、効率の面からも大変評価が高いところですが、今後は全市を視野に入れた移動制約市民に対する交通手段の確保が求められてくると思われます。現状では、県下のほとんど地域で民間バスが、いわゆる廃止路線代替バスとして行政の手厚い補助金の下に走っておりますが、これも制度疲労をきたし、熊本県は18年10月より県の路線バス補助金を見直すことを発表いたしました。したがって、本市においても厳しい状況に直面すると考えられますが、国や県の制度の後退、そして少子高齢化の進展、集落の減少等々、社会変化への対応として市民の交通手段の確保という新しい課題が発生してまいりました。したがって、交通コミュニティという新分野に、嫌でも自治体独自の新しい発想や制度の構築が求められてきます。現在、全市的にはどういう状況でございますでしょうか。

以上を1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） グリーンツーリズムをどう推進するかですけれども、まず第1点目の全体の構想とコンセプトについてでございますが、議員ご承知のとおり、グリーンツーリズムとは緑豊かな農山村にゆっくりと滞在し、その地域の自然や生活文化、また人々とのふれあい、農林業体験を楽しむゆとりある休暇のことであります。農村地域に自信を取り戻し、地域活性化への意欲の高揚を図るとともに、都市住民に芽生えた余暇利用などの新しい農村空間への思いをつなぐ掛け橋として、都市と農村の交流を通しまして相互理解と協力関係を構築し、農山村地域が発展していくことを基本とした考え方でございます。菊池市のグリーンツーリズムにつきましては、新市建設計画におきまして地域の魅力を活かした連携、交流のふるさとづくりの主要事業として位置づけられておりまして、強力に推進していきたいと考えております。ご指摘のとおり、旧菊池市におきましては平成15年度にグリーンツーリズムの拠点施設としてきくちふるさと水源交流館を整備しており、同年度から農業体験、自然体験などのグリーンツーリズム事業を実施しております。また民間におきましても、グリーンツーリズムの取り組みが芽生えつつあるとも聞いております。こうした取り組みにつきましては、緒に就いたばかりではございますけれども、本水源交流館を新しい菊池市の情報発信等の拠点として、それぞれの地域に存在する豊かで特色ある素材を活用しながら、また生まれつつある芽を育てながら、全市的にグリーンツーリズムを推進してまいりたいと考えております。菊池グリーンツーリズムのコンセプトですが、新市建設計画のまちづくりの理念、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」やこれまでの取り組みを踏まえまして、環境・食・子どもをキーワードとして、それぞれの地域の特性を生かせる

ような展開を図ってまいりたいと考えているものでございます。

2点目の子どもアート、NPO法人きらり水源村との関連についてでございますが、きくちふるさと水源交流館は旧菊池市において平成13年度から東中学校跡地利用について、菊池東中学校跡地利用促進協議会を中心とした市民参加によりワークショップを重ね、都市と農山村の交流を行い、地域の活性化を目的とする基本計画と基本設計を策定いたしました。平成15年度には、南側校舎1棟を研修施設として改修するなど、グリーンツーリズム活動における都市と農村の交流拠点施設として整備を進めております。この間、菊池東中学校跡地利用促進協議会がNPO法人きらり水源村へ移行するなど、ソフト、ハード両面でグリーンツーリズムの推進を図っておるところでございます。NPO法人九州沖縄子供文化芸術協会、いわゆる子供アートとNPO法人きらり水源村の関連につきましては、子どもアートがきくちふるさと水源交流館を拠点としたグリーンツーリズム推進における農業体験イベントや自然体験学習などの各種イベントや、地元NPO法人の育成を実施するための企画運営を委託していることに対しまして、NPO法人きらり水源村にはきくちふるさと水源交流館の管理清掃等を委託しているものでございます。きくちふるさと水源交流館をグリーンツーリズム活動における都市と農村の交流拠点施設としていることから、子どもアートの事業も水源交流館を拠点として実施されておりました。相互に連携を取りながら、それぞれの事業展開を図っております。市としましては、子どもアート、NPO法人きらり水源村と協議を重ねながら、グリーンツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目のタイムスケジュールをどう設定しているかでございますが、今後のスケジュールについては、まず拠点としてのきくちふるさと水源交流館の機能充実についてですが、本定例会において宿泊機能、実習機能、交流機能の充実を図るための施設整備予算措置をお願いしているところです。また、施設整備とともに受入体制や施設規模にあった事業メニューも充実する必要があると思っております。いわゆるソフト面になりますけれども、現在計画しております施設整備の中には、郷土料理をはじめとする安全・安心な食の再生を図る施設もあり、免許や技術を要する職員の確保や宿泊者に接する職員については、接客や応接マナーなど、資質向上のための研修期間も必要と思われます。整備する施設の完全オープンは、来年秋以降になると思われますが、オープン後の体制整備に向けた地元協議を今後進めてまいりたいと考えております。

次に、交通弱者、高齢社会に向けての市民の足の確保ということですが、新市全体の交通体系ですが、ご承知のとおり高齢化が急速に進展する中、生活交通の整備確保は重要な課題であると認識をしております。本市における生活交通は、

事業者が補助金なしで運行する自主運行路線バス、また事業者が運行赤字のため路線廃止を決定し、行政が補助金を出すことにより運行を依頼している廃止路線代替バス、試験運行段階ではございますが、事前予約制による乗り合いタクシー、あいのりタクシー、また市街地を巡る巡回バス、いわゆるべんりカー、小・中学校の通学用スクールバスの一部一般利用者開放、この5つの種類によりまして現在交通網の整備を図っているものでございます。近年、乗り合いバス事業を取り巻く環境は厳しく、利用者の減少は続いています。廃止路線代替バスについては、産交バス株式会社と協議を行いまして、市街地の経由を中央通りから立町系統のほかに、市道大琳寺木庭橋線系統を通るよう利用者のニーズに合わせた路線の再編を行ってまいりますものの、利用者は5年間で約50%もダウンし、利用者の減は本市に限らず全国的な問題となっております。事前予約制の乗り合いタクシー、いわゆるあいのりタクシーでございますが、平成15年度に第1回目の試験運行を公共交通空白地域である小木地区及び迫間地区の一部で行いまして、現在当該地域と廃止路線代替バスを廃止した旧原線沿線とその延長地域の2カ所で第2回目の試験運行を行っており、廃止路線代替バスを廃止するために行った事業ではないものの、廃止路線代替バスと比較しますと運行赤字を補てんする補助金の額は約4分の1に減少をいたしております。地域住民の方につきましては、先日のNHKテレビの放送でもバスの廃止については市役所へ何度も苦情を言いに行ったが、このような乗り合いタクシー事業を行ってくれてよかったと一応喜んでおられるようでございます。市街地を巡る巡回バス、いわゆるべんりカーは1便当たり約11名の利用と、他の導入市町村と比較しまして市民の皆様の利用がかなり高いようでございます。また、市民の皆様の市街地を巡る交通手段として定着してきていることから、1年経った現在でも毎月利用者は増え続けておるような状況でございます。

以上でございます。

失礼しました。制度や社会変化への対応についてですけれども、現在廃止路線代替バスにつきましては、年間3,100万円の補助金を支出していますけれども、そのうち700万円が県補助となっております。議員おっしゃるとおり、県につきましては平成18年10月運行分から補助制度の見直しを行うことを決定しておりまして、本市でも影響を受けるところでございます。生活交通の確保を目的とした補助制度でございますが、近年急速な高齢化、過疎化をはじめ、自家用車の保有率の向上によりまして、制度は疲弊し、住民の生活交通の確保は困難を極めてはおります。地区で申しますと、例えば廃止路線代替バス立門線では、立門から東の永山区、菊池溪谷までは行きますが、立門から北側の伊野区、杉生区、木護区、柏区、鉾ノ甲区、四町分線では岩平区、平山の住民の方はバス路線までの距離が長く、利

用するのが極めて困難な状況にあります。バスが通っている沿線住民の方の利便性は確保できても、道路から入り込んだ地区の住民の利便性を確保できない難点がございませう。また、山間部ですとバス停まで坂道があったりし、足腰の弱い高齢者には非常に大変なことだと考えられます。本市では、県の補助制度見直しに先駆けまして、路線バス事業の見直しを進めていたものの、今回の県の見直しに伴いまして、さらなる見直しを行わざるを得ない状況にあるものと認識いたしております。このほか、旧泗水町におきましては、平成16年10月に1ヵ月間試行運行した巡回バスにつきましては、利用者からは好評ではあるものの、1日当たり約18名の利用と実績値が低いこと及び既存のバス路線と競合していることから、どのような対策が最良なのか現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 珍しく大变的確なご答弁をいただきました。よくわかりました。メリハリもありましたし、大変理解が進みましたので、もう少し具体的な中身についてですね、詳しくお伺いしたいと思うんですね。旧菊池市においてはですね、グリーンツーリズムを担当するところは政策推進課でありましたけれども、新市においては企画振興課に移管されましたね、責任者は県から出向しておられる企画振興課の友田課長であります。私は友田課長の在任中に、その地位によるところの高度な情報や知識を使って、そして上位機関との高度な連携、ノウハウをもって、ぜひ菊池のグリーンツーリズムの基礎をつくっていただきたいと思います。そういう意味でご質問をするわけですが、そうですね、既に活動しておられます水源校区の方々を中心にNPO法人きらり水源村、子どもアートを出発点としながら、施設としては東中跡地を拠点施設として整えていくと。そして、全シェアを視野に入れていくということはよくわかりましたけれども、立前としてはそうでありますけれども、相変わらずこう漠然とした部分があって、具体的なイメージが描けないというところもございました。現状のですね、NPO法人きらり水源村、それから子どもアートを補完する組織や人はどこにいるのか、誰なのか。それらを統合するのはどういう形態の何なのかという現実の問題が私は問われていると思うんですね。そういう具体的な、実際的な企画を立案し、仕掛けていく、推進していくというのが振興課の仕事ではないかと思っておりますので、そのところをもう少しお聞かせいただけたらありがたいと思います。私はできるだけ現地に赴くようにしていますけれども、現場には本当に大変厳しい状況が横たわっております。おっしゃいましたソフトの部分を委託されている子どもアートは、グリーンツーリズムの

ノウハウを5年を目途に地元、これはきらり水源村のことと思われますけれども、地元へ伝授するということを知っておりますが、既に2年半が経過しておりますけれども、今のような状況の中で残り2年半できちんと伝えられるのか。その後地元だけでやっていけるのか。また、単に子どもアートを踏襲するだけでいいのか。様々に具体的には危惧される要因がございます。評価するところもたくさんあるんですけれども、既に取り組みされておりますおいしい村などは一定の評価に値するとしても、持続可能な事業として考えるならば、それと抱き合わせにした、例えば、例えばですよ、スローフードの里であるとか、地産地消のバリエーション、スキルアップなど、もう少し地域の現状に合った、しかももう少し地域にシードバックするような内容・システムを構築する必要があるのではないかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。近隣の自治体も競ってこういうのを推進していますね。いたずらに手間取っている場合ではないと思うんですけれども、旧自治体のお取り組み、泗水とか七城とか、旭志もあつたかと思われますが、その辺の調整はできているのか。そして、今後進めていくときに、スタッフをどう確保して割り振るのか。そして、よく言われることですが、やはり詰まる場所は人だと思ふんですね。その人をどうするか。ここでは特に持続可能な事業と、それを動かす人について2番目の質問としてお伺いしたいと思います。

それから、交通体系のことについても、全市網羅して非常によくわかりました。研究されて先が模索されているということも、大変よくわかりました。地理的にも環境的にも異なる新市の菊池市の交通体系を築くというのは、本当に困難なことだと思いますけれども、当局としては避けて通れない、しかも優先順位の高い課題であると思います。これは、人権福祉の観点からも、施策の根幹として、さらに完成度の高いものを追及していただきたいというふうに思います。旧菊池市の場合を見てみますと、民間バスの乗り入れ路線は、先ほどお触れになりましたけれども、山鹿、大津とかにまたがっている2路線ですね、それから穴川線、立門線、四町分線の5路線となっております、16年度からは原線が廃止されて、あいのりタクシーが導入されていますが、バス路線はいずれも赤字路線として自治体の補助金によってぎりぎりの運行が継続されているということがおっしゃいました。本年度の当初予算によりますと、5路線に対して廃止路線代替バス事業として3,140万円ですね、700万円が県からの補助ということで、2,440万円が市の持ち出しということになる。廃止路線代替バス事業は、その公益性に照らして走らせるならば、自治体が補助金を出し続け、乗務員の雇用の確保も、それからバスの老朽化についても修理や買い換え等も当該自治体で行うものとされているというふうに聞いておりますけれども、廃止路線代替バス事業が自治体を圧迫し、行き詰まりの状況



を呈していると、もう全国でこれは言われておりますけれども、新市もその例外ではないというふうにおっしゃいましたが、次の展開として、どのように展望を開いていかれるのかですね、もう少し詳しくお伺いできれば幸いです。

これをもって、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 持続可能なシステムの構築関係だと思いますけれども、グリーンツーリズム推進につきましては、当然1団体により成されるものではございません。本市の農林業の豊かで特色ある様々な素材、それぞれ各地域で芽生えたグリーンツーリズム実施団体、そして行政が有機的な連携を取らなければ、持続可能なシステム構築はできないものと考えております。具体的にはどうするかということですが、先ほど補完する人ということですが、行政組織等におきましては、関係各課所管の補助事業をはじめとする行政が持つ情報や魅力あるメニューなどの提供により支援をしながら、農林業やグリーンツーリズム実施団体の育成を図るとともに、集客力のある施設や組織として、農村地域における所得の向上を図る必要があると思っております。また、農山村地域におきまして、都市住民との交流を通じての所得が確保できることは、地元の人々にやる気と生きがい生まれまして、結果的には持続可能なシステムの構築が可能になると考えております。あと、旧3町村、七城町、旭志村、泗水町の状況ですけれども、3町村におきましては、このグリーンツーリズム事業はやっていなかったのではなかろうかと思っております。またNPO法人だけでよいのかということですが、地域との今後行政と一体となりながら、今後進めていっていきたいと思っております。

また、交通対策関係の中長期的な、具体的な施策ですが、バス会社の自主運行が可能で地域の自主運行路線バス、赤字ではあるものの、ある程度の利用が見込まれる廃止路線代替バス、市街地と郊外とを結ぶ高齢者等の生活交通の確保を図る事前予約制乗り合いタクシー、市街地の利便性の向上を図るため巡回バス、その他、スクールバス一般開放の5つの対策を地域の実情に応じて講じていく必要があるのではないかと考えております。今後の施策としましては、本市では廃止路線代替バスを廃止するために行った事業ではございませんが、事前予約制による乗り合いタクシーであるきくちあいのりタクシーを運行させております。現在、廃止した旧原線も運行地域の1つとして走っておりますけれども、旧原線の地域で廃止代替バス当時と現在のあいのりタクシーを比較しますと、年間補助額でバスの場合は約240万円、あいのりタクシーになりますと約60万円と、一応4分の1の経費で済みであり、利用者1人当たりの補助金額を見ますと、バスの場合1,500円、約1,5

00円、あいのりタクシーの場合は3分の1の約500円となっていて、非常に財政効果の高い事業であると考えています。1日片道1便当たりの輸送人員ではバスの場合は0.75人、今年度の4月から7月までの数字ですけれども、あいのりタクシーの場合は2.58人となっており、効率のよい輸送形態であると考えられます。またあいのりタクシーにつきましては、バス停まで遠かった菊池佐野区佐野、鍋倉区下鍋倉、原細永区堂原のほか、バスの終点より遠い滝黒仁田区、戸城区、日生野区、伊牟田区の方も利用することができ、自宅の玄関から目的地まで利用することができることから、財政効果が高く、かつ住民サービスのよい事業であると認識しております。今後は、このあいのりタクシーを中山間、山間地域及び公共交通空白地域のべんりカーとして位置づけまして、これら地域における生活交通の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 時間が16分になってしまいましたので、お聞きしたいことの方を優先させて申し上げたいと思います。グリーンツーリズムについては、今度の補正で、いわゆるハードの部分はほぼ整うということでございますね。あとはソフトの部分だということになってまいるとは思いますけれども、行政も熱意を持って引き続き有機的な関係づくりをやっていくということをおっしゃって下さいましたので、大いに期待をしたいと思っております。私はグリーンツーリズムを語ることは、本当に夢を語るのだと思っております。どの政策にもロマンがなくてははいけません、特にグリーンツーリズムはそうではないだろうかと思っております。これまでではですね、どこへ行ってもグリーンツーリズムの話をしにいくと、もう皆さんとってもきつそうで、義務感だけが伝わってきて、これでは展望が開けないだろうと心配をしておりましたけれども、何だか希望を持てるという気がいたしました。大いに期待するところでございます。それで、新菊池市が名実共にですね、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちとして生き残っていくためには、この地域の地理的条件や閉鎖的な風土からして、グリーンツーリズムの考え方、グリーンツーリズム的な思考は最も有効だと私は思っております。あるいは、もしかしてこれしかないかもしれないと思っております。であれば、そして最高位の施策として、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を目指すのであれば、当然どの施策の分野にもその精神が生きていなければなりません。先だって、ある政策提言集会の中でグリーンツーリズムの話が出まして、そのときはですね、例によって庁内の連携の悪さとか、というよりも連携のなさが指摘されました。そしてグリーンツーリズムに関しては、

少なくとも企画振興課、農林振興課、教育委員会、もっとほかにもあるかもしれませんが、様々な課が共有課題として推進すべきだという結論でありました。グリーンツーリズムについては、部長もお察しのとおり、民間でも自発的に勉強が行われており、様々な模索が始まっています。その中でも、東中跡地を何とか生きたものにしたいというのは、皆さんの共通した思いのようです。熊本県内及び九州管内、西日本のエリアでも、ユニークな取り組みが見られます。1つの例、たくさん資料はございますけれども、1つだけご紹介しますと、国土の均衡ある発展とか、農山村への移住、定住の促進といった国の方針を使って、空き家や休耕田、耕作放棄地などをグリーンツーリズムの重要なモチーフとして調査・整備をし、その買い取りや貸付については一定の助成をしている。それから、Uターン、Jターン、Iターン奨励金などの制度を設けている。市民農園を併設しているというふうに、独自の工夫を凝らして成果を挙げている例が見られます。そこには、農協をはじめとした地域の多彩な機関との連携、それに熱意ある人の発掘とその連携は欠かせないということが読みとれます。さて、グリーンツーリズム事業イコール総合的な施策の展開という意味において、今後庁内ではどの課とどの課が政策遂行の課題を共有連携されていられるのか。また、庁外ではどのような機関、組織、人の連携を考えておられるのか。情報の発信・受信体制はどうするのか。また、本市の農地の事情に照らし、中山間地を視野に入るとすれば、中山間地域等直接支払制度事業とのセッティングは考えられないのか。そして、それらを統合した今後の事業展開について、もう少しお伺いしたいと思います。

それから、交通体系については、随分もう模索が進んでいるということで、心強く思うところですが、本年度の当初予算によりますと、廃止路線対策として交通コミュニティ検討委員会が立ち上げることになっているようですが、この検討委員会は単に効率化を追及するのみの組織ではなくて、福祉や人権の観点からも移動の自由を制限されている人々に通常の市民権の行使を補償するという前提で論議をしていただかなければなりません。構成メンバー、人員、システムなど、検討委員会について明らかにしていただければ幸いです。

それから、たびたび部長もお触れになりましたけれども、ご高齢の方々とか、児童生徒さんたち、いわゆる交通弱者、あるいはオーナードライバーではない方々を視野に入れて、既に取り組みされているべんりカー、あいのりタクシーは大変好評の中になくはないものとして定着しつつあることは申し上げてきたとおりです。私は、過疎化・高齢化していく本市の中で、近隣自治体に先んじて取り組まれたこのシステムは大変社会的な意味が大きいと判断しています。今後は、さらなる調査や調整は必要ですが、例えばべんりカーについては逆回りを組んでほしいとい

うのは再々お願いをしてきたところですし、あいのりタクシーについても、あちこちが今考えられているようではすけれども、ぜひうちの地域にも回してほしいという要望は具体的にあります。聞き取りをしてみますと、実際両方とも大変熱く指示されていることがわかります。しかし全市を見渡したときに、このシステムの恩恵に浴している市民は、まだ一部の方々に過ぎませんね。今後は状況の逼迫しているところから順次本市独自の交通コミュニティを構築していかなければなりません。部長が先ほどお触れになりましたけれども、ちょっと具体的にお伺いしたいのですが、今のところ廃止路線代替バス事業として穴川線、立門線、四町分線が走っておりますけれども、事業そのものの制度疲労、それから県の補助金も打ち切り・縮減の方向の中、このまま走らせ続けられるのか。また走っている現在でも、お触れになりましたが、3路線の沿線のバス停まで数km離れている地域、伊野とか平山とか木護とか、たくさんおっしゃいましたけど、そういう方がいらっしゃるわけですがね、そういう方々をどう救済するのかという問題は、現に今も存在するわけです。このような現状に照らし、これらの路線に将来を見越した本市独自の交通コミュニティを構築するとすれば、どのような形態が可能でしょうか。つまり将来的に交通手段の確保をどう補償していかれるでしょうか、お伺いいたします。これらの問題は、優先順位の高い課題として早急にお考えいただかなければなりませんけれども、いたずらに効率を追及するのみでなくて、高齢社会、過疎地の施策の一貫として、そして何よりも人権福祉の施策として十分な民意調査の上にお取り組みいただきたい旨を申し添えたいと思います。部長答弁の後、お時間がございましたら、市長のご見解を承りたく存じますので、よろしくお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） グリーンツーリズム関係の庁内、庁外の連携関係等ですけれども、本市グリーンツーリズムの核となるきくちふるさと水源交流館施設の整備も進みまして、また個人や団体で地域興しや美しい村づくり、個性のある農林業など、様々な取り組みを市内各地で見られるようになっております。こうした市全域で各々に行われている活動を支援し、菊池市グリーンツーリズムを推進していくためには、当然各総合支所を含めまして、企画振興課、農林振興課、商工観光課、教育総務課、社会教育課など、関係各課との連携は不可欠であると思っております。庁内組織による検討会議の設置は急務と考えております。このため、今年度には庁内にその検討会議を立ち上げまして、次年度は庁外関係団体等も交えて協議を行いながら、新市全体としてのグリーンツーリズムを推進していきたいと考えております。なお、庁内検討会議では、それぞれ各地域で芽生えているグリーンツーリズム

実施団体の調査や今後の活動の基本方向や具体的な方策等を検討してまいりたいと考えております。また、お尋ねの中山間地域等直接支払制度につきましては、こうした会議の中で活用についても検討を行ってまいりたいと思っております。将来的には、官民が連携したグリーンツーリズム情報の発信・受信機能を備えた菊池市グリーンツーリズムネットワークの構築をきくちふるさと水源交流館を中心に図りたいと考えております。

また、交通コミュニティ検討委員会関係等でございますけれども、現在新市における総合的な交通体系の構築を図るために、交通コミュニティ検討委員会の発足に向けて準備中でございます。この委員会は、既存の交通体系の再編及び公共交通空白地域の解消を目指しまして、高齢者などの交通移動制約者の社会参加や市街地の活性化などの課題を解決することを目的としまして、民意を反映させるための組織でございます。組織につきましては、国土交通省九州運輸局熊本運輸支局、熊本県交通対策総室、国道・県道・市道の道路管理者、または菊池警察署のほか、区長会、老人クラブ連合会、婦人会などにより構成するところでございます。また国の推進する地域交通会議として位置づけることによりまして、巡回バスや乗合タクシーの許認可基準の緩和など、様々なメリットを享受したいと考えております。今後の予定としましては、10月ごろに第1回目の委員会を開催しまして、廃止路線代替バスの問題、あるいは公共交通空白地域に関する問題など、順次検討を行ってまいりたいと思っております。当然、廃止路線代替バス等につきましてはの交通体系につきましても、この委員会の中で協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） グリーンツーリズムについてのお尋ねでございます。ただいま部長の方からご答弁は申し上げますけれども、グリーンツーリズムにつきましては都市に住む人たちにとっては、本当に新しい楽しみの発見ではなからうかと思えます。都会に暮らす方々のリフレッシュの場になりますとともに、特に農村地域にお住いになっている方々は、生活や習慣の違う方々と出会いの場となりますし、今までに経験したことのないような非常に大変ドラマチックな人生観というものを感じられるのではないかなと、このように思いますし、またそのことによって日々の暮らしというのが活力にみなぎってくるのではないかと思います。また実益的は、先ほど部長が申し上げましたように、就業の機会の拡大であったり、あるいはまた所得の向上といったものも現れてくるのではないかと思います。都市と農村の交流を通しながら、お互いの相互理解がさらに深まり、さらにはまた発展してい

く可能性をこのグリーンツーリズムをもってなすことができると、このように思っております。こういったことを含めまして、菊池市の主要な事業の1つとして、このグリーンツーリズムを位置づけているところでございます。この後につきましては、農村地域の活性化に果たす役割というものを十分認識をしながら、新しい菊池市がっております様々な資源、あるいはまた地域的なポテンシャルというものをさらに最大限に生かしながら、地域の方々や、またご指摘のNPO法人の方々の協力を得ながら、他の地域に負けないようなグリーンツーリズムのメッカと言われるように展開をしていきたいと思っております。また、グリーンツーリズムのバックヤードといいますが、背景につきましては、ご案内のとおり、もう既に菊池市は農業生産法人をつくらせていただきまして、農業生産法人、すなわちファーム菊池は、グリーンツーリズム等において経験をされる方々とあわせて、農業の体験を自らがされるということになりますし、またその中でグリーンツーリズムをはじめとした農業参入の方々の指導・研修と、人づくりということにもなってくるということ念頭においております。またそのことを踏まえながら、いざ農業に参入する場合にはということもあって、この農業特区、すなわちいきいき農業特区を、構造特区をいただきまして、この中でさらにまた住んでみたくなるこのまち、住みたくなるような菊池ということで、このいきいき農業特区も大いに活用しながら、20アール以上をもって農業に参入ができると、そのようなことでいろんな多面的な施策を施しながら、グリーンツーリズムもその一翼を担っているということをご理解をいただきたいと思っております。

さらに交通弱者に対しますひとつの乗り合いタクシーのことでございますが、これまで補助金を県または菊池市が支出して運行しております路線バス、すなわち代替ですね、廃止路線代替バスの路線であります。ご指摘のとおり、穴川、立門、四町分線がございますが、今後市民からの評価というのが非常にこのあいのりタクシーが高いと、内外ともに注目を浴びていることであります。この運行区域の拡大ということでございますけれども、ぜひ図っていきたいということで今進めているところであります。またこのことにつきましては、その他の地域かれこれもありますけれども、この四町分線、穴川線、立門線につきましては、先ほど部長も答弁いたしておりましたように、今後交通コミュニティの検討委員会についてお諮り申し上げますけれども、その調整が整えば実行したいと、このように思っております。全国に先駆けた地域交通システムの先進地として菊池市がりたいと、このような意欲を持って取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午後2時37分

開議 午後2時50分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を進めます。

渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 皆さん、こんにちは。後ろからですけど、見とったら大分お休みの方がいらっしゃるようでございまして、お休みでないように少し大きい声で、取り消しするようなことは慎みまして、皆さんお休みにならんように一般質問をしていきたいと思います。

本日は、財政需要について質問させていただきます。今日は歯の調子が悪くてですね、言葉が聞き取りにくいかと思いますが、よろしく願いします。財政需要といいますと、一般会計、特別会計合わせましてですね、歳出として上がってくるものはすべて財政需要と考えられるわけなんですけど、その中でもですね、特にどうしても避けて通れない需要、また大型の歳出予算を必要されるものを中心に、通告しておきました順に従い質問させていただきます。その中で、最も大型の需要というのは本当は本庁舎建設と思いますが、この問題につきましては合併協議の協議会の合意事項とはいえ、あらゆる方面から議論されるべきものと私は考えておりますので、本日は控えさせていただきます。それ以外の点について、質問させていただきたいと思います。

まずは、退職金についてでございますが、まず新市の職員の適正数をいかほどと考えられているのかをまずお尋ねいたします。それから、通常の定年退職者数を今後10年間示していただきたいと思います。それから、職員削減の今後10年間の計画を示していただきたいと思います。それから、勸奨退職に対する退職金はどのくらいで、どのようにした方法で支払っていくのか、これについてもお尋ねいたします。

それから第2番目ですが、浄水センターについてでございます。旧3町村の皆さん方は浄水センターといってもおわかりにならないかと思いますが、これは赤星にあります公共下水道の処理施設ですかね、が浄水センターと我々は呼んでおりますが、浄水センターについて、今後維持管理していく上で増設や改築等の資金需要は、待ったなしの需要と私は考えるんですが、どのようなことで、どれくらいの需要があるのかを示してほしいと思います。

3番目でございますが、産廃補償金についての需要についてでございますが、この件については県と市が2分の1ずつ負担することになっているわけですが、額については現在微妙な時期ですので質問は避けたいと思いますが、ただ財源はどのようにするのか、一般財源からの持ち出しはどのようにするのかをお尋ねいたします。

それから、4番目に一般廃棄物の最終処分場及びリサイクルセンターについては、それからクリーンセンター解体に係る費用等について、どのくらいの費用がかかってくるのか、リサイクルセンター建設に係る費用はどのくらいかかるのか、最終処分場の建設はどれくらいかかるのか。この件については産廃問題と同じで、文厚の所轄案件でございますが、これについては文厚の委員長に了解を得ていますので、その点をご報告申し上げておきます。

以上が、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） まず第1点目の新市の職員の適正数をいかに考えているかということでございますが、現下の厳しい行財政事情の中で、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて、自らの責任においてさらなる改革を図っていくことが求められております。そのためには、定員管理の適正化に向けた取り組みを強化するとともに、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託等の活用、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などによる、一層の適正化を図る必要がございます。そのようなことから、新市建設計画の中では、平成13年現在の職員数514名を基礎数値とし、15年後までに類似団体別職員数445名となるように計画し、今後、合併後10年間の削減効果を試算しております。新市における定員適正化計画の策定に向けては、これまでの定員管理の実績や今後の行政需要の動向などを踏まえつつ、総務省の示す定員モデルや類似団体別職員数の状況などを参考に現状分析を行い、慎重に検討をしているところでございます。なお、平成16年3月に改正されました第8次定員モデル試算値におきましては、教育部門と公営企業等会計部門を除く一般行政部門の職員数は365名とされており、これに対する本市の対象職員は408名であります。したがって、現状において単純に定員モデルと比較すれば43名の超過ということになります。

2点目でございますけれども、通常の定年退職者数を今後10年間示してほしいということでございますけれども、退職予定者数につきましては平成17年度が11名、平成18年度12名、平成19年度19名、平成20年度26名、平成21年度21名、平成22年度17名、平成23年度21名、平成24年度20名、平



成25年度14名、平成26年度18名となっており、今後10年間で179名が定年退職を迎えます。

次に、職員削減の今後の10年の計画を示してほしいということですが、職員数の削減につきましては、本市固有の状況などを考慮した上で、早急に定員適正化計画を策定したいと、現在準備を進めており、その中で計画的に取り組んでまいります。合併の目的の1つである行政コストの削減、とりわけ職員数の削減に向けては、現実的には退職者の不補充や採用人員の抑制等の手法により実施していく予定ではありますが、数年後からの大量退職への対応や長期的な観点からの人事管理など、総合的に判断しながら計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、退職者が増加すればということで、退職手当の支払いということですが、財政負担につきましては本市では今年度より熊本県市町村総合組合の退職手当組合に加入いたしました。したがって、市は退職手当組合に負担金を納付し、退職手当組合から退職した職員に退職手当が支給されることとなります。退職手当組合におきましては、退職者が出た場合は加入自治体からの負担金及び現在積み立てられている基金を原資とし、退職手当を支払うこととなります。このため、本市において勸奨などにより一時的に退職者が増えた場合でも、ある程度の負担の増加は発生しますが、この基金運用により平準化した形で退職手当組合へ負担金を支払うこととなりますので、極端な負担増にはならないものと理解しております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 浄水センターの今後の維持管理、また施設整備上どれだけの資金が今後必要になるかということですが、菊池市公共下水道事業は昭和54年に認可を受けまして、現在全体計画面積600ha、そのうち559haの事業認可を得て事業実施中であります。処理区域内人口は1万4,349名、水洗化人口が1万2,520名、水洗化率で87.25%となっております。ご質問の浄水センターにつきましては、昭和58年10月に一部供用開始以来、21年を経過いたしております。特に電気・機械設備については、耐用年数を超過したものが多く、腐食・磨耗等による劣化が進んでおり、平成15年度に改築更新計画を策定したところでございます。しかしその後、流入水量の増加もありまして、現状の2系列の水処理施設では十分であるかどうか再検討をするとともに、既存施設の現状を再調査し、老朽化の現状を把握した後、施設の増設を含めた改築更新計画へと早急に見直す必要がございます。この概算事業費は約50億から55億円程度と予測

してありまして、補助事業が適用されるものについては補助で計画し、補助残は起債借入となります。この増設を含めた改築更新事業は、合併に伴い処理場等を統合・拡張また、計画変更で新たに管渠等を敷設する事業ではございませんので、合併特例債の対象となるかどうか、微妙なところでございますが、今後強く合併特例債の対象となるべく要望してまいりたいと思っております。なお、事業費が高額となるため、年次計画を策定し、緊急なものより順次施工していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 産廃の問題につきましては、平成16年の6月の環境保全協議会において、最終処分場の操業期間を協定書で定めた平成30年までという期間を5年程度短縮する方向で条件面を協議していくことで、市・県・会社で確認してきたところでございます。この条件面の1つに操業短縮期間と平成30年以降分を合わせた補償を市が行うこととあります。また、県は市に対し、その補償額の2分の1を負担することとなっております。市が負担する補償金の財源につきましては、環境整備基金を一部取り崩して充てたいというふうに考えております。

それから、一般廃棄物の最終処分場建設の経費につきましては、建設費は約7億円、それからリサイクルセンターの建設費約15億円、それから現在のクリーンセンターの跡地の解体費は約1億8,000万円を見こんでおります。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 大変な財政需要を必要とするということは、おわかりになったと思います。私も、わかりました。退職金については、これは退職手当組合ですか、退職手当組合ですから、平準化するんで、一時的な偏りはないということですが、しかし今まで以上に退職者数が増えていくということは、これは歴とした事実でございます。179名という、10年間で179名が退職されるということですが、例え退職金の、その組合で一時負担というんですか、したとしても、全体数が減るわけではありません。だから179名掛ける大体平均の退職金割の10で割れば大体1年間の財政負担というのは出てくるわけございまして、それが平準化するわけでありますが、大体どのくらいの負担になるのか、まず再質問としてお尋ねいたします。どれくらいの、1年間にですね、負担になっていくのか。それをまずお答え願いたいと思います。

それから、浄水センターの件について再質問いたしますけれども、これについて

も大変な需要であります。これは今のところ合併特例債は使えないということだったと思います、今のご答弁ではですね。それを使えるように努力したいということでございますが、非常な財政需要でありながら、一番お得な合併特例債は今のところ使えないということで、じゃ一般財源として大体使えなかった場合の負担がどれくらいになるのかということをご答弁願いたいと思います。

それから、クリーンセンターでは解体としては1億8,000万円だったですね。それから、リサイクルが15億円ですよ。それから、処分場が7億円ということですが、これらですね、やはり一般財源からどれだけ持ち出しになる予定なのか。それについて、それぞれに答えていただければと思います。

以上を第2回の再質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 今後の退職手当組合負担金の内訳ということではないかと思いますが、従来から退職手当組合に加入しておりました旧2町1村と広域行政組合及び新規採用職員分として給料総額の1,000分の150で算出した額、約1億8,000万円。旧菊池市職員分につきましては、過去5年間の定年退職者の平均手当額と今後12年間の定年退職者予定者数を基に算出した約2億6,000万円、合計で約4億4,000万円が単年度負担金の総額でございます。なお、勸奨等による退職者が出た場合におきましては、別途特別負担金が増加されることとなります。なお、今後10年間で負担する負担金でございますけれども、約48億6,000万円を退手組合の方に負担することとなります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 再質問にお答えいたします。

施設の増設を含めた改築更新計画の財源内訳でございますが、まだ概算でございますので、あくまでも概算という形でお聞き願いたいと思います。概算総額を50億円と仮に設定した場合、通常の下水道事業で実施いたしますと、国庫補助金額が50から55%の補助でございますので約27億円。それから補助残につきましては、下水道事業債の充当率90%で約20.6億円。このうち交付税措置されますのが、算入されますのが45%の約9.3億円となります。したがって、一般財源が約13.7億円ということの試算になっております。これが合併特例債が適用された場合でございますが、合併特例債が95%の充当率でございますので21.8億円となります。このうち交付税算入されますのが70%の約15.3億円と

なり、これらを差し引きますと一般財源が約7.7億円で済むという形になります。これはあくまでも試算でございますので、試算の形でお聞きいただきたいと思います。本事業につきましては、現在のところ非常に厳しい状況がございますが、合併特例債が適用されますように県の方に強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 一般廃棄物最終処分場の建設費、先ほど約7億円と答弁いたしましたけれども、この財源につきましては、国の交付金約3分の1ですが、これが約1億9,000万円、合併特例債4億9,000万円。なお、このうち交付税措置で70%がございますので、70%措置されますのが約3億4,000万円ということでございまして、実質一般財源の持ち出しといえますか、これが約1億7,000万円ということでございます。

それからリサイクルセンター、先ほど約15億円と申し上げました。この財源を説明いたしますと、国交付金が約3分1で4億1,000万円、合併特例債約10億4,000万円、このうち交付税措置が70%されますので、これの金額が約7億3,000万円ということになりまして、実質一般財源というのは約3億6,000万円というふうになります。

それから、クリーンセンターの跡地を解体する場合の経費でございますが、先ほど1億8,000万円と申し上げましたが、これは仮にこのクリーンセンターの跡地にリサイクルセンターを建設する場合がありますと国の交付金の対象事業となりまして、事業費の3分の1が国から交付金として流れ着きます。これが約3分の1で約6,000万円。それから、同じく合併特例債が1億2,000万円。このうち交付税措置が70%、約8,000万円程度されます。実質的な一般財源の持ち出しといえますのは、約4,000万円ということでございます。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 大変詳しくご説明いただきましたので、私はメモをしきりませんでした。それで、概略のことはわかりました。ただ、総費用といえますか、総需要といえますか、それをトータルしますと、これ100億円以上の需要があるということでございます。だから結論的に言いますと、大変な需要があると。一般財源の負担にしても大変な数字になるということございまして、大変厳しい財政難を覚悟しなければならないということは、これでわかったと私は思います。ところが、歳

入については三位一体の改革ということでこれから交付税や補助金の削減・減少がもうはっきりしているわけでございます。自主財源の伸びもあまり期待できないような状態であることもはっきりしているわけでございます。さて、このような状況の下です、どのような手を打っていくのか。財政改革の神様と言われる上杉鷹山ならずともです、現代の我々はどのような基本的な姿勢で市政に臨むのか、今一度ははっきりしておかなければならないのではないのでしょうか。私は民間の出身でございますので、どうしても官の考えが理解できないところがあります。民間の手法で考えますと、このように売り上げが落ちて、将来とも収益が、見込みが伸びないと、少なくなるというようなとき、そしてまた社員が過剰であるようなときは、まず資産、それまで持っていた資産、土地や有価証券などなどをやっぱり売ってでもです、リストラ等の資金に立てるわけでありまして。それから、事業計画の見直しを行います。さっき総務部長がおっしゃったように、スクラップアンドビルドを行い、収益増につながる方向づけを、施策を打つわけでありまして。それから、まずは新規の土地購入などはよほどのことがない限り行わないわけです。これが私は民間で育ってきた、その中で修得した考えでございますが、これが民間で取られる手法であると。このような考えからするとです、現在市執行部が行っておられるような施策のですね、基本姿勢がですね、本当に財政難であるということ、あるいは将来に財政難の時代が来るという本当に危機感があるかということなんです。それは危機感があるとは疑わざるを得ないというのが私の考えで、思いであります。私は現在の市政で、例えば市政運営を行えばですね、数年後にはですね、それは増税しかないというふうな危惧を持っているわけでありまして。先ほど私が1番目にお尋ねいたしました資金需要、財政需要の件を見ましても、退職金にしても、浄水センターにしても、クリーンセンターにしましてもですね、この経済というものを、大枠をですね、生産と分配という形で分けたときですね、ほとんどが分配やあるいは後処理、生産の後処理の費用なんです、実を言うと。そうじゃございませんでしょうか。処分場にしたり、リサイクルにしたり、産廃にしたり、クリーンセンターにしたり、浄水センターにしたり、あるいは退職金にしたり、これは後処理の資金である。私はもっともっと税収増になるように、そういうところに手を打っていかにかいかんと。どれだけ今まで打ってきたらうか。私は、非常に危惧しているわけでありまして。生産の分野にあたる施策が余りにも私は少ないとしか言いようがないわけです。今日は、1回も経済部長ご答弁になっておりません。登壇なさっておりませんが、いや、そうじゃないというなら、ご答弁を願いたいと思います。私は生産あつての分配であるというのが、私の考えであります。生産行為を行ってこそ、分配、特に福祉というのは充実していくんだというふうな思いであ

ります。現在の市の施策は分配が先行し、生産にあたる政策が軽んじられているのではないかというふうに私は考えます。例えば、つまごめ荘や老人福祉センターは、まさしく分配の枠にはまるわけでありまして、建て替え前に、私は生産の活性化につながる施策が打たれるべきであると思います。例えば法人税、私は何度も申し上げました。あるいは固定資産税、私は生産の部門、すなわち企業誘致やそちらがこれが生産の部門だと思っわけですが、こういう施策を充実するために、これをまず打たにゃいかん。税収が減ってもこれをせにゃいかん。そしてその税収が減った中で、分配にある福祉を企画しなきゃならないと。福祉が先に出ているから、どんどんどん生産に対する施策に対してお金がない、打てないという事態が起きているんじゃないかと私は思います。例えば、例えばですよ、片角や大琳寺ではですよ、一度一般質問したことがありますね、旧菊池市で。道路沿いは全部家が建った。真ん中は農地がどうしても開発できない状態。1本ぐらい道を入れなさいと、入れてくれと私は一度一般質問したこともあります。これは地元住民の願いなんです、これ1本入れてやれば、地価は高騰します。固定資産税も上がります。片角でもそうです。全くそのとおりになっております。今、道がないばかりに、農地が開発できないでおります。農地の所有者も、それを待っているんです。道路を1本入れていただくのを。今、道がないばかりに、要るところを業者に押さえられている。開発しようにもされないというような事態も起きているわけです。したがって、こういうのは私は生産という分類の中です、手を打っていけば、将来必ず税収増になっていくという思いであります。どうしてこんなのが取られなくて、やっぱり私は福祉をです、福祉に反対をするわけじゃないんですよ。つまごめ荘にしたって、老人福祉センターにしたって、反対するわけじゃない。ただそれよりも生産の方に力を入れるべきだ。先に入れるべきだという私は思いなんです、これについてどう考えられるか。この前、山田議員からも質問されたけれども、私は旧泗水町の田島の工業団地にしてもです、ありゃ高圧線が通るとるです。私も1回あそこに企業誘致といいますか、あそこはどぎゃんですかということで案内したことがあるんです、昔。しかしやっぱり高圧線があつてなて、こう言われるわけです。したがって、やはりこれは、やっぱり企業誘致するにはまならないでしょう。それならそれでです、やはり山田議員がおっしゃるように住宅団地、あるいは、特にです、温泉付き住宅団地というようなです、こともやっぱり考えて、真剣にやっぱり考えられるべきじゃないかと私は思っわけです。農業分野についてもしかりです。生産意欲向上に対する施策も、これ打たなきゃならん。要するに生産が上がるような手を打たなきゃならん。それがほとんど議会の中で出てくるのは、分配に対する予算ばかり、大型予算ばかり。生産に対する予算があまりに

も少ない。私はそれを思うわけであります。私はそういう意味からですね、それらの、このような私は現在の市政のやり方ではですね、将来にやっぱり増税せざるを得ない。あるいは、生産分野へのでこ入れするときには財政的にも難しくなっていくのは、私は必定であると思います。経済は拡大するどころか縮小していくのではないかと、非常に心配いたしております。

市長に最後にお尋ねいたします。私は、生産あつての分配であるという理論を信じております。税収増につながるような民間の活性化こそ十分な分配への道であると考えます。このような考えに、今、菊池市の市政はなっていないというふうに私は思います。こういう方向に再度方向性を変えて、施策を練り直し転換する考えはないのか、お尋ねしたいと思います。各部長さんのご答弁ならびに市長のご答弁を要求いたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 厳しい財政状況の現状認識ということではないかと思えます。合併に伴い、特別職の報酬など、合併効果として顕著に出てくるものがあります反面、各種委託、単独補助あるいは福祉サービスなどの調整に苦慮し、一時的な事業費のふくらみや合併したことにより発生した新たな事業により、財政運営は依然厳しいものがあります。ご存じのように、新市当初予算の総収入に占める財源割合は、市税が19.6%、税外自主財源4.3%、繰入、繰越金等のその他の財源12.3%で、自主財源が36.2%となっております。また交付税への依存度は非常に高く、依存率が63.8%となっております。このような中、市の財政需要は少子高齢化、環境保全対策、情報化等により年々増加しておりますが、市民のニーズに対応し、地域の特色を生かした「まちづくり」に取り組まなければなりません。「三位一体の改革」が推進される中、地方財政はますます危機的な事態に陥ることが懸念されます。先ほど議員おっしゃられましたように、危機感は十分持っております。今後財政運営をしていく中で、合併特例債はその活用について緩和が望まれるところであり、合併効果を図るための職員適正化に係る退職金手当への合併特例債適用と地方交付税所要額の安定確保並びに税源移譲による地域間の財政力格差の是正など、地方財政の充実強化について、現在県下14市共同で国への要望を取り組んでおります。今後自主財源の確保が大きな課題であります。1つに、納税意識の向上と滞納額の解消、2つに受益者負担の適正化、3つ、必要度の低い支出の削減、見直し、4つ目に減免・補助金・助成金の見直し、5つ目に市有財産の有効活

用等の行財政を図りながら、安定的な行財政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 渡邊議員の方からの財政需要が大変切迫した状況になっているということで、それぞれの退職金について、あるいはまた浄水センター、産廃補償金、一般廃棄物最終処分場、リサイクルセンターと数字が、大変大きな数字が出てまいりまして、その一つ一つにつきまして考えますときに、すべてがやはり避けて通れない、退職金をカットするというわけにもいきませんし、あるいはまた浄水センターを随分とこれは寿命を延ばしながらこれまで努力をしていただき、担当課の方で補修をしないでいいようにということで頑張っていたいただいたものであります。また産業廃棄物問題につきましても、長年の市民の懸案事項として、やっと4者協議において方向性が見えてこの産廃補償金についてはもうご案内のとおり、そのための整備基金と言ってもいいくらい整備基金、あるいは協力金、一般廃棄物の協力金制度を設け、あるいは県の働きかけによって産廃税が設置されていると。あるいは県の方がさらに2分の1を負担するという知事答弁を引き出しているということでご理解いただきたいと思えます。また、一般廃棄物の最終処分場につきましても、本来既に完成しているべきものであります。また、財政問題も含めながら、合併ができるであろうという期待感を持ちながら、2町1村を含めたところでの考え方になっていくかもしれないということでこれまで伸ばしてきていたところでございます。また、リサイクルセンターにつきましても、これはもう補助金がないということでありましたので、補助金が付く、それまで全国市長会をはじめとして、それぞれの団体による努力によって国の方が跡地利用ができるのであれば補助率がアップするという制度ができるまで待とうということでもございました。また、地元住民の皆さん方のご理解がなければできない話でありますけれども、そういう1つの内部的には努力をしながらやってきましたが、ご指摘のとおり、今後大きな1つの次の次世代に負担を掛けていくということについては、単なる菊池市の一地方自治体のことのみならず国家として考えていかなければならないものでもありますし、三位一体の税源の移譲というものについて、確実に国から地方に移譲ができますように今後努力をしていきながら、またもちろん一般会計、特別会計も合わせまして大変大きな会計額になっておりますので、これについて冗費の節約というものを十分と考えながら、機構等についてもその辺を考慮しながら進めていきたいと思えますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。



[ 登壇 ]

( 渡邊康雄君 ) 歳入増に対するご答弁は含まれてなかったと思うんですが。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長(福村三男君) 歳入増というのは、すなわち自主財源を増とすることには増税という訳にもいきませんし、また法定外目的税等についても随分と考えてきたわけでありまして、そこで、税という形で課税をする場合にいろんなその国との関係などなどもありまして、今申し上げます廃棄物については協力金という形にいたしました。今後産廃につきましては、やっぱりこの産廃についての県の方に市が本当は取り組むべきものだと思ってきたのでありますけれども、九州各県の一つの廃棄物の移動かれこれにおきまして補足できないということもあって、県の方に働きかけて税を確保してまいりました。そのほかにおきまして、何とかやはりこの新しい税目としてこの自治体として課税するべきものがないのかと考えますけれども、これは市民の皆様方に課税するというよりも、むしろ対外的なものについて課税できるようなものがあればということで頭を悩ませているわけですが、今のところございません。もちろんこれは手数料の値上げをするわけにもいきませんし、自主財源の確保というのは極めて難しいと思っておりますので、今申し上げますように税収と、交付金と、交付税ということについて努力をしていかなければならない。いろんな事業についての今縷々申し上げましたけれども、いわばその合併特例債に適用しないやつを適用するようにお願いするとか、あるいはまた補助金が付かないやつについて補助金が付くような制度システムを働きかけながらやっていくとか、そういったもののシステムの的なもので見ていかなければ、1つの地方自治体として歳入を増やすという場合に到底容易にできるものでもありませんし、もちろんこれまで人口増対策、あるいは企業誘致対策進めてまいりました。広くなりました中に該当する田島工業団地、蘇崎工業団地などなどございますので、そういったところに今ご指摘のように住宅団地に移行したらどうかといったお話もありますが、そういったことにつきましてはこれまでのそれぞれの町の、村の経過というものがありますので、そちらの方との十分な話をしながら検討は進めていきたいと、このように思います。

議長(北田 彰君) 通告があっておりました倉本義雄が欠席であります。

次に進みます。

次に、中山繁雄君。

[ 登壇 ]

( 中山繁雄君 ) 通告にしたがい、質問します。

先ほど怒留湯議員が廃止バスについて伺われましたが、私はＪＲバスの廃止について質問いたします。旧旭志村では、高校生の通学や高齢者の医療機関等の通院、または買い物の交通手段としまして、旧菊池市や大津方面へは国道３２５号線を運行しているＪＲバスと県道菊池赤水線を運用している産交バスの２路線を利用しております。また、泗水町や旧菊池市でも、菊池、山鹿、大津への交通手段として多くの住民の皆さんも利用しているところです。この２交通機関のうち、産交バスは既に廃止路線となり、廃止代替バス路線として、旧旭志村と旧菊池市から交通会社への多額の補助金を交付し、市民の路線を守っていることは承知のとおりです。反面、ＪＲバスは厳しい運営の中でも廃止路線に認定せず、現在まで運行しております。しかし、聞くところによると、やはり厳しい運営は避けられず、経営改善のため、来年この路線を廃止することの情報が昨年から出ており、利用者からは不安と動揺が広がっております。もしこのことが本当に実施されるならば、市民としては大事な交通手段が奪われることは絶対阻止しなければならないと考えますが、この情報をどこまで握っておられるのか、握っておられるならこのことをどのように捉え、どう対処していくのか、お尋ねいたします。

次に、国道３２５号線の改良工事に伴う旭志幹線道路の整備について質問いたします。現在３２５号線は部分改良が進み、ＪＡ菊池本所から旭志伊坂まで４車線となり、今後は菊池方面へ改良工事が計画されています。この旭志伊坂の改良工事にあたっては、３２５号線と交差して走っている県道原植木線のバイパス工事が旧泗水町からと旧旭志村からの双方から、いわゆるバイパス工事が年次計画で進められていると聞きます。旧泗水町では、富納地区まで合志川沿いに２車線化が進み、本年度は富納から国道まで測量も計画されると聞いております。旧旭志村でも旭志妻越から国道までの合志川沿いをバイパスとして改良してとの構想もあり、またこのことは以前から数多くの議員さんや現議員さんからもその都度一般質問で旭志村でされております。県道原植木線と国道３２５号線は、旧旭志村にとっては重要な幹線道路であります。国道改良工事に合わせ、県道原植木線の改良工事を早急に実施し、県道からの国道へつながる方法はロータリーにし、国道へ無理なく出られるような方法を取り、同時に泗水町が改良してきた道路まで一気に改良していく考えはないか、お尋ねいたします。

次に、畜産特区について質問いたします。菊池市の主幹産業である農業は、平成１５年度農業生産出荷額で２８８億１，０００万円を誇り、県内順位は１位、九州順位を見ましても３位です。畜産の分野に限って見ますと、熊本県ではもちろん１位でありますし、九州では都城に次いで２位となっており、九州有数の農業の市でございます。飼育頭数は乳牛約１万２，８００頭、肉用牛約３万４，３００頭、豚７

万1,300頭と、熊本全体の飼育頭数の25%以上が菊池市で飼育されています。家畜排出物からできる堆肥の量は約28万4,000tと聞いております。また、菊池市は観光の市でもあり、市内に23軒の旅館やホテルが存在し、年間の宿泊数が約25万人程度いらっしゃるということです。旅館やホテルから出る残飯や野菜くずも大量であろうと思います。畜産から発生します家畜排泄物と旅館等から出ます残飯や野菜くずを混合し堆肥化しますと、良質堆肥ができると思いますがいかがでしょうか。ところで、今の肥料取締法では、畜産堆肥と化学肥料を混合して一般に販売することを禁止されております。この混合肥料を流通させることができるようになった地域との差別化が図られ、需要拡大にもつながると考えます。肥料特区の申請をし、循環型農業を推進していくべきだと思いますが、特区申請する考えはないか、お伺いします。

次に、民間企業と畜産農家が共同で堆肥センターを建設しようとしても、農林水産省国庫補助金の事業主体になれません。これは、事業実施要領の事業実施主体の欄に都道府県、市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、営農団体、特認団体と記載されていますため、特定の農業生産法人、特定農業法人以外は事業主体になれないからであります。このような組織を補助事業の事業主体になれるよう、農業生産法人の認可の基準のハードルを下げ、規制緩和の特区を検討する考えはないか、お伺いいたします。

最後に、都市計画区域に指定されている旧菊池市の一部と旧泗水町での堆肥舎やストックヤードを建設する場合、建築確認申請が必要となる建物の面積は何㎡にあたるか。また、都市計画以外の旧七城町、旧旭志村では、何㎡からの建築に申請が必要になるか。合わせ、建築面積以外の要件があるならば、どのような要件があるか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず、JR九州バス株式会社の廃止関係等ですけれども、ご承知のとおりJR九州バス株式会社の大津町から福岡県瀬高町間のバス路線の廃止に関しましては、平成17年2月にJR九州バス株式会社より熊本県バス対策協議会あてに平成18年2月末をもって路線を退出する旨の申し出がございました。熊本県バス対策運営協議会要領に基づきまして、国・県・沿線地域でJR九州バス沿線バス対策ブロック協議会が設立されまして、沿線市町村数の多い菊池地域バス対策ブロック協議会の会長及び事務局となることとなりまして、本市を中心として協議を進めてきたところでございます。

まず、バス利用者の現状につきましては、大津町、山鹿市間では利用者の6割が

高校生の通学での利用で、2割が高齢者の利用となっております。平日の雨の日の通学時間帯ですと満員の利用となる区間があると伺っております。路線の廃止につきましては、大津町から福岡県瀬高町の間で比較的採算のよい大津町から山鹿市の間だけでもJR九州バス株式会社による運行継続を要望しましたが、JR九州バス株式会社の路線廃止に対する考えが変わらなかったため、JR九州バス沿線バス対策ブロック協議会で協議を行いまして、JR九州バス株式会社に代わる代替運行事業者について検討に入ったところでございます。そのような状況の中で、平成17年、本年7月1日に熊本電気鉄道株式会社より大津町から山鹿市間について、行政からの補助金をもらわずに自主運行できる旨の申し出が提出されまして、JR九州バス沿線バス対策ブロック協議会及び関係乗り合いバス事業者とも協議しましたところ、産交バス株式会社も同様の希望を持っておられるということがわかりましたために、バス事業者間で調整を行っているところでございます。沿線自治体の希望としましては、JR九州バス株式会社の撤退後の3月からの切れ目のない代替運行でありますので、調整を急いでいただくようお願いを申し上げているところでございます。また、山鹿市から福岡県瀬高町間につきましては、行政からの補助金を受けずに乗り合いバス事業者で運行することは大変難しく、熊本県及び熊本県内の沿線自治体では、国庫補助対象路線として進めるよう合意していますけれども、福岡県側につきましては福岡県と福岡県内の沿線自治体との間で調整中でありまして、調整待ちの状態でございます。大津町から山鹿市までの路線のバス事業者間の協議状況ですけれども、一応行政からの補助金をもらわずに熊本電気鉄道株式会社と産交バス株式会社が共同運行を行うことで合意をしまして、現在運行計画を作成中とのことであります。今月末にはJR九州バス沿線バス対策ブロック協議会に提示されるものと思います。今後は来月10月に事業者が熊本運輸支局へ申請を行いまして、2月末のJR九州バス株式会社の路線廃止から切れ目のない3月初日からの運行開始へ向けて進むものと考えております。その間、事業者の自主運行ですので、行政からはあまり多くの口出しはできませんが、利用者の利便性の向上につながることは要請を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） まず、国道325号の改良工事の現状と今後の事業計画についてご説明いたします。現在、大津町護川地区までは完全4車線化で供用いたしておりますが、その護川地区から旭志伊坂地区までの約3.5kmは一部4車線化で供用いたしております。この区間につきましては、今年度中の完全4車線化に向け

て現在工事が進められているところでございます。また国道325号の今後の改良計画でございますが、旭志伊坂地区から菊池森北地区までの約700mにつきまして、国の予算も確保できまして事業着手が決定いたしました。現在、用地買収を進めているところでございます。事業期間は4年間を見込み、平成21年4月には供用開始ができるように事業の推進を図っていく計画でございます。特にこの事業区間では、合志川に架かる橋梁工事を伴うことから、このような事業の期間を要するものと思われまます。

次に、合志川沿いの道路整備についてでございますが、この路線は旧泗水町と旧旭志村を接続する合併支援道路として位置づけ、新市建設計画にも計上いたしている重要な路線であると認識いたしております。既に泗水総合支所管内では今年度富納地区から北住吉地区まで約800mの区間の改良工事に着手いたしますので、残りの泗水町北住吉地区から旭志妻越地区までの約3kmの区間につきまして、今年度測量調査を行うことで予算計上をいたしております。この路線につきましては、国道325号の4車線化改良工事と並行して行うこととし、国道との接続を橋梁の下を利用したロータリー的に接続する計画で、県土木ともほぼ協議も終わっている状況でございます。今後も重ねて協議をしていきたいと思っております。今後は、調査結果を基にルート構造等の具体的な内容について検討し、予算の範囲内において計画的に整備を図ってまいりたいと思っております。この計画につきましても、地元地権者はもとより地域のご理解とご協力が不可欠でございますので、議会におかれましてもさらなるご支援・ご協力をいただきますようさらにお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 中山議員の畜産関係の3点につきましてお答えを申し上げます。

1点目でございますけれども、肥料取締法で肥料は特殊肥料と普通肥料に分類されております。特殊肥料とは、農林水産大臣が指定する米ぬか、堆肥及びその他の堆肥を言います。普通肥料とは、特殊肥料以外をいうと定義されております。ご質問の中にありましたように、堆肥と化学肥料、すなわち法でいうところの特殊肥料と普通肥料を混合して販売することはできないことになっております。そこで、堆肥と化学肥料を混ぜた高品質の堆肥を普通堆肥として販売する特区が認められますと、耕種農家が求める堆肥の製造販売が可能になり、本市の大きな課題であります堆肥の流通促進と需要拡大が見込まれます。循環型農業に弾みがつくと思われまます。しかしながら、畜産農家個々の堆肥製造技術が未だ未熟であるため、成分が均

一の堆肥ができておりません。そのために、法に定める保証成分量がクリアできないと思われる。市といたしましては、成分が均一でない余剰堆肥が大量に発生している現状では、耕畜連携による地域内外への流通を図ることが最重要であると考え、県・ＪＡなどの農業団体、市・町で堆肥流通プロジェクトを立ち上げ協議を重ねているところでございます。このプロジェクトの中で個々の畜産農家向けの堆肥製造マニュアルを作成することになっておりますし、ＪＡ菊池が二次処理施設の堆肥センターを建設する計画がございまして、将来的にはある程度均一化した堆肥ができるようになることを期待をしているところでございます。そのような時期になりましたら、県やＪＡなどと十分協議しながら、肥料特区について検討したいと考えております。

２点目でございますけれども、民間企業と農家が連携し補助事業を実施することが可能になりますと、資金力が乏しい畜産農家であっても事業に参加することができるというメリットがあると思います。しかし、どのような業種の民間企業ならＯＫなのか、判断が非常に難しく、悪く言いますと畜産農家をだしに使うような企業を完全に排除することが可能なのか、いささか不安でございます。また、農業生産法人になりますと、農地を取得することができます。農地取得後、優良農地が荒廃したり無許可で転売や不法な建築をしたりする可能性も否定できません。このように、メリット、デメリットを考えましたときに、農業生産法人認可基準のハードルを低くすることは、現時点では時期尚早ではないかと判断をいたしております。

３点目でございますけれども、都市計画区域に指定をされております旧菊池市の一部及び旧泗水町において、建築物を新規に建築する場合には、建築確認申請が必要になります。増築等の場合には、 $10\text{ m}^2$ 以上となっております。また、接道については幅員 $4\text{ m}$ 以上の道路に $2\text{ m}$ 以上接続していることが要件になります。都市計画区域に指定をされていない旧七城町、旧旭志村については、木造では $500\text{ m}^2$ 以上、鉄骨では $200\text{ m}^2$ 以上の建物の場合は、建築確認申請が必要になります。接道についての要件はありませんが、このような基準となっておりますので、以上、お答えを申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[ 登壇 ]

（中山繁雄君） 今の答弁で3月から運行できるという方向で安心しました。ＪＲは学生や老人、弱者の交通手段であります。廃止になってすぐ利用者に迷惑がかからないような対応をお願いいたします。

また、畜産特区につきましては、県下どこでも堆肥舎から堆肥が出ておりますが、菊池でＪＡがつくる堆肥を、良質堆肥をつくり、はけ口ができるよう努力して

いただきたいと思ひます。

建築許可につきましては、旧七城、旭志、菊池のほかの他の地域では現状のままということで、理解させていただきます。

これで終わります。

議長（北田 彰君） 次に進みます。

次に、森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 大変お疲れのところと思ひますけれども、最後までおつきあいのほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告しておきました順に質問に入らせていただきます。

新市の保険事業についてお尋ねをしてみたいと思ひます。介護保険事業の内容につきましては、松本登議員の質問で確認ができておりますので、私は保険料の維持についてお尋ねをしてみたいと思ひます。国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計、新菊池市の一般会計・特別会計合わせまして430億円。これに対しまして、国保、老人保健、介護保険の特別会計総額が158億円と、36%を示しております。莫大な保険料であります、市民一人一人の健康維持管理が必要ということでもあります。国民健康保健事業につきましては、成人病の予防に努め、体力づくり、健康管理の推進事業だけの問題であろうと思ひますけれども、老人保健と介護保険料の維持に対しましては、市長の選挙公約でもあります福祉の充実、福祉サービスに対して今後どのような施策、思案を持って取り組んでいかれるか、今後の菊池市の財政運営に対しまして、大きな影響を与えてくるということは間違ひございません。老人保健事業、約66億円、ほとんどが医療消費であります。平成16年度1人当たりの医療費が83万3,000円と、前年度より5%の伸びを示しております。年々と増加をたどっておるわけでございます。老人保健事業の予防策として、何らかの方策を考えておられるかということが1点目でありまして、2点目は介護保険事業、10月に改正案が出されます。これも松本登議員の質問と重複する点もございしますが、介護保険料の維持につきましてお尋ねします。国は居宅介護への移行を示しております。平成12年度、介護保険がスタートいたしまして、施設介護、居宅介護者が増加を示しており、平成16年度は施設介護30%、居宅介護が70%ということではありますが、逆にこのサービス経費につきましては、施設介護が62%、居宅介護が38%と、本年度の介護費36億5,800万円予算計上されておりますけど、現状で施設受給者が約570名ほどおられまして、施設サービス費へ年間1人当たり約400万円、22億8,000万円が施設または病院型の療養型医療施設へ支払われておるような状況であります。できるだ

け要支援、要介護、軽度支援の時点で食い止めるという対策が必要であろうと思っております。生きがい支援デイサービスだけで今後5年後、10年後の福祉の充実が実現できるかということに不安に思うところであります。市民部の中において、国民健康の係の方、老人保健担当、介護保険担当の中におきまして、専門的なプロジェクトチームを設置し、今後介護予防策、保健維持に向けての考えを持っておられるかということ、この2点についてお尋ねをします。

次に、福祉ゾーンの計画についてお尋ねをいたします。新市のスタート直後、老人福祉センター、つまごめ荘建設など、福祉建設等への計画が今回提案されておりますが、早足といえますか、駆け込み的な合併とはいえ、合併の目的であります地域性を考慮しながら合理性を深く認識して、地方分権の中で合併となったわけではありますが、また今後三位一体改革も示しておりますように、地方は地方でという時代を迎えるわけでもあります。バラバラの福祉事業ではなくて、旧市町村全体のバランスを考慮しながら、経費節減に努める総合福祉事業へ取り組むときではなかろうかというふうに痛感するわけでもあります。現状の予算を見てすぐわかりますように、本年度予算の約2割、市の借金、繰入金合わせまして、これは借入金となりますが、こういった莫大な借入を起こしておるわけでもあります。今後道を本当にこう踏み外しますと、大きなつけ回しが回ってくるのではなかろうかなということを懸念しております。また、財政運営に対しまして不信感を抱くところでもあります。5年後、10年後市民の増税にならないように、市民にまた負担をかけてはならないということで、福祉ゾーンの計画、これは合併の基礎だと私は思っております。そこをしっかりと見つめ直すときではなかろうかという思いを込めまして、2005年度高齢社会が進んでいくということは、もう確実に示されております。高齢化率が30%を超えるということも間違いなかつたと思いますし、そういうこととなりますと3人に1人が65歳以上の高齢社会を迎えるわけでもあります。上昇傾向を示すとき、本当にこの現状の福祉体制で対応ができるかと。また建設計画に上がっている各地域での福祉施設の建設を行っても、無駄な経費といえますか、ばらつきのサービス事業になりはしないかということをお尋ねをいたします。介護保険改正がなされる中で、居宅介護支援を移行してまいるとき、軽度支援の人たちが自分自身の自覚を持って自立を目指し、トレーニング、針治療とか、心のケアを支援する予防施設計画を立てていくことが今後の問題であろうと思いますし、これからますます増加する軽度支援の認定者の方々の受入の予防施設として、総合的に対応できる福祉センター等への考えを持っておられるか。

2点目は、市民全体の健康維持管理が国保、老人保健、介護保険、すべての保健事業の現状維持、さらには削減につながるものと思っております。合併の目的が地



域全体を総合的に捉え、合理性、利便性を考慮し、無駄のない行政ゾーン、教育ゾーン、福祉ゾーンの計画へ取り組んでいくのではなかったのか。特に老人医療、介護保険費の増加現象に避けては通れないわけでありますので、今後この福祉問題、新市菊池市の地域全体を見て福祉施設の融合等について考えておられるか、この2点についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お尋ねの増加する国保及び老人医療、介護サービスに対する予防施策でございますが、まず最初に国民健康保険の運営状況についてお答えいたします。旧4市町村合算による国保歳出決算は、平成14年度で対前年比96%の46億5,500万円、平成15年、16年は毎年対前年比107%の伸びで、平成16年度は53億7,500万円となっております。医療費の伸びの要因は、平成14年に導入された前期高齢者医療制、いわゆる国保年齢が従来の69歳から74歳まで段階的に引き上げられたことや、医療技術の高度化、社会経済の低迷による政府管掌健康保険などからの国保への移行等で医療費増となり、平成19年度がピークとなります。また、平成16年度の1人当たり医療費40万5,000円は、県平均42万円の96%となっており、これは保健事業等の効果と思います。ご指摘の老人医療は83万3,000円と県平均84万7,000円の98%と若干低い位置にありますが、対前年比は若干伸びております。

次に、経営内容でございますが、平成13年度から16年度の経常収支は黒字となっておりますものの、繰越金や基金からの繰入金で対処し、単年度収支は平均5,800万円程度の赤字で、厳しい国保運営を強いられております。また、現状での一般会計からの繰り入れは、国保税の軽減分と保険者支援分に対する保険基盤安定繰入金や少子化対策の一端を担っている出産育児一時金、高齢化比率や医療環境の差異、その他の条件による財政格差を是正するための財政安定化支援事業繰入金があり、平成16年度の繰入総額は4億200万円で、財源は国・県・市の補助と交付税措置がなされております。また、調整交付金など、保険者努力による歳入確保はもちろんでございますが、歳出抑制策として従来の人間ドック、鍼・灸助成等の実施による病気の早期発見、治療で医療費高騰の予防や合併後の全市民を対象に健康増進と融和を目的にした水中、湯中運動事業等の保健事業を充実強化することで、国保財政の安定と健全化を図っているところでございます。

次に、老人医療特別会計の運営についてお答えいたします。旧4市町村合算による老人医療特別会計歳出決算は、平成14年度対前年比100.5%の67億3,200万円、15年度は98%65億9,500万円、16年度は前年比101.4%

66億8,700万円と、総額では平成14年度から緩やかに減少しております。医療費総額の減少の要因は、平成14年に国保に導入された前期高齢者医療制度により、老人医療対象年齢が段階的に75歳に引き上げられ、対象人口が減少したため、平成19年度以降は75歳到達者の発生で増加となるとともに、高齢化や医療技術の高度化がさらに進み、医療費の増加も予想されます。また、市町村の負担割合も制度改正により平成14年度の5%から毎年引き上げられ、平成18年度には約8%となる見込みでございます。このように、制度改正により一定期間の医療費総額の減少は見られるものの、平成19年度から確実に医療費総額と市負担の増加が予測されるため、医療費の抑制策として多受診、重複診療等の訪問相談はもちろんでございますが、市民の皆様の健康増進と融和を目的にした、先ほど申し上げました水中、湯中運動事業等の保健事業に積極的に取り組み、国保・老人医療・介護保険等、各事業及び関係課との連携を図りながら、医療費の適正化を進めていきたいと考えております。

次に、介護保険事業の運営についてお答えいたします。2007年から団塊の世代が定年を迎えまして、徐々に65歳以上の高齢者の仲間入りをします。このことで一層の高齢社会となり、国においては介護保険制度の持続可能性を高めるため、現行の介護保険制度の見直しが行われ、平成18年度から介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としながら、第1に予防重視型の介護支援、第2に在宅給付との格差是正を目的とした施設給付の見直し、第3に地域密着型の新たなサービス体系の確立が柱として示されたところです。市といたしましても、これらの柱を重点目標とし、特に予防重視を図りながら、効率的かつ健全な介護保健事業を運営することにより、今後の介護保険業務の維持を確立していきたいと思っております。また、国民健康保険、老人保険、介護保険の各担当の中で専門のプロジェクトチームの設置による介護予防策、保険料維持についてのお尋ねでございますが、確かに現状では各担当課、担当係において別々に運営がなされております。これは各事業目的がそれぞれ異なり、それぞれの特別会計で賄われていることも要因の一つでございますが、議員ご指摘の医療・保健・福祉の総合的な推進は重要でございます。新市の理念である菊池北部の豊かな自然環境を生かし、住民の知恵と力で創り上げる健康で活力のあるまち、すなわち「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」づくりには不可欠というふうに考えております。今後は高齢者福祉保健計画や介護保険事業計画の策定での連携強化はもちろんでございますが、各種保険事業でも国保・老人医療・介護保険等の関係課の連携をさらに密にしながらか、市民の皆様の健康増進と各保険運営の健全な推進を図っていきたいというふうに考えております。

それから、福祉ゾーンのお尋ねがございました。今後の介護保険改正の基本理念は、先にお答えいたしましたとおり、高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としながら、予防重視型の介護支援、地域密着型の新たなサービス体系の確立を行うことにあります。これは各圏域の中でそれぞれの地域にあった福祉施策を展開していくことを目的とし、身近なサービスを身近な施設で行うこととなります。このことにより、送迎の移送時間が少なく済む地元の施設や通所事業所などにより、自立支援のトレーニングや生活維持の訓練を行い、同時に地域に出向き、健康教室や予防教室を開催していくこととなります。このように、新施策に基づき、点在する各圏域の施設や事業所などとの協調性を保ち、総合的に高齢者のニーズに応えていかなければならないと考えております。また新市における地域全体を見ての福祉施設の融合につきましてのご質問ですけれども、これらの福祉施策としまして、地域密着型の福祉事業を展開しながら、それらの施設や事業所を支援し、かつ総合的な予防事業により市民の健康維持管理を行う拠点的役割の施設がふさわしいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 再質問をさせていただきます。

保健維持についてお尋ねをいたしました。福祉の充実ということにつきまして、どこの首長さん方も選挙の公約には必ず選挙時には福祉の充実には努めてまいりますということでありまして、実際、選挙後になりますと、4年間福祉のことは触れないというのが本音であります。確かにそういうことで、福祉というものに対しましては、金をどれだけつぎ込んでも結果が現れないというのが現状でありまして、本当に今後財政難を迎えていくとき、基礎からピシッと合併の基礎を見直しながら取り組むときではなかろうかというふうに思います。18年度の介護保険の制度が基本理念に添って高齢者の自立支援というような形に今後変わっていくところでありますけど、今後の介護保険あたりの事業の事務費に確実にこう目指したものをはっきりとしなければならぬときであろうと思います。老人保健の66億円、介護保険約38億円と、保険料の伸び率を考慮しながら、今後保険業務に持ち出す金に対しまして、真剣にこう捉えながら今後進んでいかなければならぬときであろうと思います。地方は地方でということは、明らかにはっきりしております。また、今、国からの交付税、本年度が予算の30%の72億円という金を、交付税をいただいておりますが、その金額が明確にならないと、その保険料関係の予算査定ができないというような現状でもありますので、やはり今後、先ほども質問

もあっておりましたように、財政的に力を付けていくというのにも確かに必要であります。そういうことを考えながら、今後本当にこの市が目指します財政に影響を与えないで、その高齢者の方々の健康維持を今後どのようにこう進めてまいりながら福祉の充実というのを努めていくかということが1つ起きてきます。サービスだけの提供ではいけませんので、市の財政運営を安定化させていくには、福祉の課題、再度整理するために対策を今設けるときではなからうかということを思っております。福祉のサービスに要する保険料維持について、市長の方策があればお聞かせいただきたいと思います。

それと、福祉ゾーンの計画についてであります。これは基本だろうと思っております。この1年間で、やはりこの行政ゾーン、教育ゾーン、福祉ゾーンというものは、はっきりとこの計画の中に入れて取り組むときであろうと思っております。今、提案されております菊池市の老人福祉センター、またつまごめ荘の建設というのがありますが、これは本当に地域の現状維持だけの計画に過ぎないというふうに思っております。先に保険維持運営関係でもはっきりわかりますように、福祉サービスへの金額は、本当にこう財政運営に打撃を与えてくることは間違いありません。本当にこう足下を見つめて、新市の財政計画を再度見直すべきときであろうというふうに思っております。避けては通れない福祉行政でありますし、市長の思案の見せ所でもありますし、選挙公約でもあろうと私は思っております。今、福祉ゾーンという計画の中に、菊池花房台地の国営営林署跡地というところがありまして、約5万㎡以上の土地が今あります。以前は13億円という価格とも言われておりましたが、旧泗水町で目的があるならばということで3億円での売却ということも検討されたところでもあります。㎡単価が6,000円、坪2万円という単価でありまして、地理的にも行政の福祉ゾーンに一番適した場所ではなからうかというふうに思うわけでありまして、道ごしにちょうど伝承館というものもありますし、予防医学を進めてまいられました竹熊先生を頼りに県内外からそこに来館される方が多数現状でもおられるところでもあります。菊池市が求めるその福祉の充実の適地として、地域全般を考慮しながら一番適した場所というふうに考えるわけでありまして、予防医学の菊池養生園も隣接してありますし、高齢者の方々が自分で薬草を植えたり、食事医療、健康診断、筋力トレーニングとか、いろいろそういった揃える場所としましても総合的な福祉センターになれば、これから高齢化社会に対応できる場所ではなからうかというふうに思います。西合志のふれあい館と保健センターを併せ持ったところがありまして、県内外からそこを福祉関係とか、議会行政などの方が県外からも多数西合志の方にも視察にまいられておりますし、私たちが合併前でありましたけど、泗水町の総務委員会でそこに研修にまいりました。そのの

出口館長が日本一の福祉を目指しておりますという自信満々におっしゃいました。杖を持って来られた高齢者の方が、数日後には杖を持たないでバスに乗って帰られるというふうな説明を受けまして、感動したところでもありますが、年々増加します保険料、介護認定者の対応としまして、対策的に、総合的に考えまして、融合するような施設運営を考えておられるかということについて、お尋ねをしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） ご質問のとおり、高齢社会の中で健康なまちづくりを進めるためには、疾病予防による健康な高齢者を1人でも多く維持しなければならないというふうに考えております。現在、疾病の早期発見、早期治療のための各種健診体制を整備し、事業を実施しております。また、寝たきり予防のための転倒予防教室、生活習慣病予防のための食生活改善教室、歯科健康教室等を開催し、市民の皆様の健康づくりに努めております。今後は若い年代から生活習慣病予防及び中高年代からの生きがいづくりと寝たきりの予防を含め、総合的対策が必要不可欠でございます。幸い本市には漢方や自然食品等を主とした予防医学を推進している菊池養生園が存在しますので、今後も菊池養生園併設の菊池広域保健センターと連携を深めながら、幼児期から高齢者までの効果的な保健事業を進めてまいりたいというふうに考えております。現在、各種健診や予防接種、あるいは健康教室など、様々な事業を行っておりますが、それぞれの各地区での施設をお借りして実施しております。保健事業推進の拠点となる施設の整備につきましては、早急な対応が必要と考えておりますが、施設建設については新市建設計画の中で新庁舎と併設した複合施設として健康センターも考えられておるといようなことでございますので、いずれにいたしましても総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 森議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほど来、市民部長の方がお答えを申し上げておりましたけれども、保健についても、介護についても、健康の保持、または予防重視というものが大きな一つのキーワードになっているものだと、このように考えております。健康の増進と自立支援が保険財政の基盤の安定にもつながるといことでございまして、これまで水中浴であったり、湯中浴であったりということで、運動をやはり適宜に取り組んでいくという事業を進めてまいりました。そのことが保健事業に大きな取り組みの一端になってきているということであり、予防ということに、予防医学にもなってくる

のかなと思います。今後につきましては、国の動向を見ておきますと、高齢者福祉の面では介護保険の改正により示されてまいりましたけれども、今後高齢者等の福祉体制を合わせた医療制度の改正が本格的に行われるであろうということでございます。国の制度の改正が市町村に与える影響にが非常に大きく、今後その取扱いの中で介護保険の被保険者の拡大や、また低所得者の対策により、行政に対してどの程度の負担が求められてくるのかということ、また経済状況をどう判断しながら地方に求めるのかななどを十分に考慮して、健康の保持、予防ということで、繰り返しになりますけれども、1つの大きな柱として取り組んでまいりたいと、このように思っております。ちょうど20年ほど前には要介護者が70万人程度だったかと思っておりますけれども、これからは10年、20年後には100万人を超えるぞと云ったことを本当昨日のように思い出しますけれども、今既に300万人を超えるということで、大変な要介護者になったということだと思います。また、バラバラの福祉事業をやっているじゃないかといったご指摘でございますけれども、総合型でやれということで、もっともなことだと思います。高齢化が進んでまいりまして、非常に先刻のご質問の中にもありましたように、1つの高齢者、交通弱者の移動手段というのが大変今質問の中にもそれぞれからご提言があってございましたけれども、欠けております。そういったことについて、お年寄りの施設というものは、やっぱり身近なところになくってはならないということで、3市町村それぞれにこの福祉センターというものをこれまで持ってきておりますし、そのことをそのまま続けていこうということでございます。専門部会等において専門的な討議が、論議がなされまして、その結果、このような形になっているところでございます。また、将来におきましては、またいろんな意味でおっしゃってますような総合的な福祉ゾーンというものがどういうふうなものが将来的に必要なようになるのか。今、もちろん緊急的な課題ではありますけれども、合併した直下でありますので、いろんな住民の関係者の皆さん方のご意見等を聞きながら進めていくべきかどうかというものを検討していかねばならないだろうと思っております。まずは新市建設計画に入っているということについては、いろんな事情があるかと思っておりますけれども、それぞれの4市町村の内部で、議会も、住民も一体化して論議をされたものが新市建設計画の中の事業であり、あるいは財政裏打ちをされたものであるとなれば、そのことを整理していかねばならないという思いでございますし、また新たな課題につきましては新たな課題として将来を見据えて市民の皆さん方、議会の皆さん方のご議論を待ちたいと思っております。それから、今回、第2回目の議会を迎えたわけがありますけれども、それぞれの議員の皆さん方、第1回の質問におきまして、あるいはまた委員会におきまして、今回の議会におきまして、大変この財政計画の

将来見通しというものに非常に、いわば危惧の念を抱いていただいております。やはりこの今、見直しをすべきじゃないかというようなお言葉もございました。新市建設計画を裏打ちする財政計画ということで、合意を見て確認をされたものではありますけれども、非常に議員の皆さん方から多出していますこの辺の議論、発言というものを見ますときに、見直しということではなくって、これをまた改めて検証する必要性がやっぱりあるんだなというものを、実は今のご質問の中で感じたところでございます。福祉は本当に大切なものでもありますし、まさにこの20年前に私は活力ある経済、そして活力ある福祉ということをスローガンに政治への道を志してまいりましたけれども、その往時を偲びながら、経済の活力がなくなった現在において活力ある福祉というものをどう導いていくかというのが新たな一つの疑問として取り組みの大きな課題として捉えております。森隆博議員の質問につきまして、将来の一つのまた課題として大きく捉えながら、一步一步進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[ 登壇 ]

（森 隆博君） 今、市民部長、市長あたりからある程度理解できるような返事をいただきましたけれども、やはりこの福祉ゾーンの計画というものにつきまして思いますが、やはり総合型の取り組みを今後取り組んでいかなければですね、その今のように単独的に維持していけるかということが一番懸念されるわけであります。それと、本当に養生園関係を中心とされまして、あそこに以前は1万4、5、000人、現在で5、6、000人ですけど、まだ視察に訪れておられるところもありますし、あそこの中に機械的にもすべて整って、健康を管理できるような施設も整っております。そういったことで、本当にこう西合志町が今やって、子どもからお年寄りまで一緒にやっていくような総合的なセンターを設けてやってありますし、去年は潮谷知事の推薦がありまして、皇太子も訪問されておるようなことであります。そういうことで、本当にこの新菊池市におきましても、やはりそういった福祉の充実といいますか、きちっとしたものを今後線引きいただきますようお願いを申し上げまして、この質問は一応終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

---

散会 午後4時29分



第 3 号

9 月 1 6 日

# 平成17年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

平成17年9月16日(金曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(55名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君

23番	森	隆博	君
24番	山瀬	義也	君
25番	本田	憲一	君
26番	栗原	康敏	君
27番	渡邊	康雄	君
28番	栃原	茂樹	君
29番	青木	積	君
30番	坂田	公弘	君
31番	野口	和夫	君
33番	松本	登	君
34番	森	俊二	君
35番	中原	泉	君
36番	松本	隆幸	君
37番	坂本	正弘	君
38番	石本	利治	君
39番	上田	巖	君
40番	水元	征雄	君
41番	東	政孝	君
42番	中山	和幸	君
43番	工藤	恭一	君
45番	岩下	満州子	さん
46番	笠	愛一郎	君
47番	中原	繁	君
48番	出口	サチコ	さん
50番	境	和則	君
51番	森田	精一	君
52番	福島	利徳	君
53番	工藤	道昭	君
54番	甲斐	健彦	君
55番	北田	彰	君
56番	外村	國敏	君
57番	久川	知一	君
58番	徳永	隆義	君
59番	横田	輝雄	君

-----  
欠席議員（４名）

2番 倉本義雄君  
32番 牧野洋一君  
44番 木村末弘君  
49番 荒木建令君

-----

事務局職員出席者

事務局長 樋口昭彦君  
議事課長 春木義臣君  
議事係長 城主一君  
議事係参事 吉野幸子さん

-----

説明のため出席した者

市長 福村三男君  
助役 村上建二君  
収入役 高本信男君  
総務部長 緒方希八郎君  
企画部長 村山隆君  
市民部長 木下儀郎君  
経済部長 岡崎俊裕君  
建設部長 石原公久君  
菊池総合支所長 城直輝君  
七城総合支所長 平野國臣君  
旭志総合支所長 稲葉公博君  
泗水総合支所長 井手政寛君  
建設部総括審議員 松岡隆君  
企画部首席審議員 友田豊和君  
財政課長 川上憲誠君  
教育長 田中忠彦君  
教育総務課長 山田憲章君  
総務課長兼選挙  
管理委員会事務局長 中村鉄男君  
農業委員会会長 松田榮一君

農業委員会事務局長  
水道局長  
監査委員事務局長

五島千秋君  
後藤定君  
山口正司君

午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

横田監査委員から発言の申し出がっております。これを許します。

横田輝雄君。

[ 登壇 ]

監査委員（横田輝雄君） おはようございます。監査委員を仰せつかっております横田でございますが、平成16年度菊池市水道事業会計決算審査意見書を添付しておりますが、既にお気づきの方もいらっしゃると思いますが、泗水町の水道会計でございますが、その19ページ、数値の間違いが判明いたしましたので訂正をさせていただきたいと思っております。昨日の一般質問の終了後、議長の方から議案書を置いていただくようにという指示がございましたが、置かれませんでした方は訂正ができていないと思っております。まだ訂正ができてない方は後で訂正をいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

-----  
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日は、お手元にありますとおり、権限移譲につきまして質問をさせていただきますが、この分野に農業関係のことがありましたものですから、農業委員会の会長さん、わざわざお見えいただいております。大変ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

平成の大合併が一段落を迎えました。政府が目標にしていた1,000程度には及ばないものの、地方自治体は1,800ほどにまで減少する見通しで、一時代を画する事態であることは間違いないこととあります。今回の平成の大合併を10年

後に正しい選択であったと市民より評価を受けるためには、徹底した情報公開による市民との協働、効率的な財政の運営、あるいは地方分権への果敢な挑戦であろうと思います。2000年4月に地方分権一括推進法が施行され、改正自治法に地方自治体の自主性・自立性が明記され、地方自治体の役割・責任が重くなりました。2005年度版厚生労働白書には、都道府県や市町村に実施主体としての責任の下に、自主性、裁量性を発揮して、地域のニーズを的確に踏まえた施策を推進することを国は求めています。また分権時代とは仮言すれば、地方自治体間競争の時代であり、眠れる自治体、指示待ち自治体では競争から取り残され、市民の付託に応えることは到底叶わない時代であります。地方分権は仕事の分権とお金の分権とがセットでの移譲でなければ本物とは言えません。今回は、仕事の分権である権限移譲について質問をさせていただきます。県は6月24日、地方分権をさらに進めるために、知事所管の58単位の事務権限を来年から4年間で市町村に移譲する方針を表明し、12月県議会に条例改正案を提出する予定であります。菊池市が自主自立し、菊池市民による菊池市民のためのまちづくりのためには、権限の移譲が必要不可欠だと思います。権限移譲について、執行部の考え方、対応について、まずご答弁をお願いいたします。

土地利用関係の適正化、市の方針に添った計画、実行は、まちづくりの重要な要素であると思います。今回の権限移譲項目中、農地法の許可、都市計画法の規制・許認可は、土地利用を調整する権限であり、自分たちの考えをまちづくりに反映させるためには最も必要な項目であると思います。また、この2つの許認可は、お互いに関連してくるため、同時移譲が肝要であると思います。都市計画法の移譲には建築主事の設置など、内部体制構築が必要になりますが、許認可行政の迅速化により、行政サービスの向上にも答えられると思いますので、この2項目につきましてはそれぞれ担当課の方でご答弁を具体的をお願いを申し上げたいと思います。

行政には許認可権者と行政サービス提供者を兼ねている部署があります。本来、平衡感覚を持って市民に接しなければならないのに、許認可としての顔がどうしても全面に出てきがちです。権限の移譲を受けたが各課との連携が悪く、市民のたらい回しとは本末転倒です。現体制の各課との連携状況を踏まえ、答弁をお願いをしたいと思います。

以上、1回目の質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

ただいま権限移譲に関する執行部の考え方、対応についてということでお尋ねで

ございますけれども、お答えしたいと思います。権限移譲につきましては、本年3月総務省が示した地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針において、県においても市町村への権限移譲という形で具体的な取り組みが明示された計画の公表が義務づけられました。これを受けて、本年6月、熊本県事務権限移譲推進指針が策定され、市町村対象の説明会が開催されたところでございます。権限移譲とは、知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することによってでございますけれども、その背景として国の構造改革における国から地方へという流れの中で、地方分権の進展がさらに加速し、住民に身近な行政は市町村が担い、個性豊かな自立型の地域づくりを行い、住民サービスを向上させることが求められているところでございます。先の説明会におきまして、議員ご指摘のとおり、行政サービスごとの個別単位で58、移譲対象で84の事務内容の説明があり、各担当部局が出席しております。県の指針による移譲推進期間は、本年度から平成21年度までとなっております。この移譲についての市の考え方、対応につきましては、移譲を受けることによって事務処理の迅速化や住民の利便性の向上につながる事務、計画から実施、指導から許可といった一連の自己処理ができる事務で、経費の負担の伴わないものは事務量の多寡により人的配置が必要な場合もございますが、全体的な受け入れ体制を整え、積極的に移譲を受ける方向で対応したいと考えております。現在、本年度の移譲申し出を県に対して行っていますが、具体的な事務内容で申しますと、現在、本定例会で議案として上程いたしております市町村区域内の町、字界の変更の届出の受理及び告示に関する事務。そのほか、都市計画、建築関係では、公有地の拡大推進に関する法律第2章に基づく届出等に関する事務。都市計画施設等の区域内における建築等の規制等に関する事務。都市計画の決定または変更にあたっての土地の試掘等の許可等に関する事務。また、介護関係におきましては、老人居宅生活支援事業の届出の受理に関する事務等の5つの事務について移譲を受けたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 農業委員会会長、松田榮一君。

[ 登壇 ]

農業委員会会長（松田榮一君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました農業委員会の松田でございます。議会の皆さん方には、日ごろの農業委員会の活動に対しましては、ご理解・ご協力いただきまして感謝申し上げます。

ただいま権限移譲について川口議員さんの方から質問がございましたので、それについて答弁を申し上げます。農地の権利移転及び転用許可に関する事務について、農業委員会関係の県の事務権限移譲につきましては、農地の所有権や



権利移動などを行う農地法第3条の県処理案件や2ha以下の農地を所有者自らが、農地以外の宅地や雑種地などの利用目的で転用する農地法第4条の事務処理と、第三者による農地以外の利用目的で転用する農地法第5条の事務処理の3つが平成21年の3月までの権限移譲の対象となっております。この権限が移譲されますと、特に転用事務につきましては農業振興地域整備計画との調整をはじめとして、都市計画法に基づく開発行為、河川法など、他の法令上の許認可部局との調整が必要となります。専門的な知識を持った職員が必要となります。また転用につきましては許認可事務につきましては、8月末に事務内容につきましては説明会がありますが、異議の申し立ての処理や立入調査、報告や意見聴取、違反転用に対する監督処分なども合わせて権限移譲がなされるため、事務量の増加と事務処理のための高度な知識を持った新たな職員の配置が必要であると考えております。農地の転用につきましては、許認可には法律で農業会議の意見を聞くことになっており、決定までには若干時間を要しますが、迅速・適正な事務処理と住民サービスの向上のためには、県、農業会議をはじめ関係部局と協議を行い、権限移譲に取り組みたいと考えております。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 開発行為につきましては、都市計画区域内において3,000㎡以上、区域外においては1万㎡以上が対象となり、現在県の地域振興局の土木部と事前協議を行い、市を經由して県知事の許可を受けている現状でございます。また、建築確認申請については、市で道路、下水道等の協議を行い、地域振興局の建築主事へ提出することが一般的となっております。このような点から、開発行為または建築確認申請の業務が権限移譲されれば、県と市を跨ぐことなく市において一括で審議ができ、事務の簡素化につながると思われ、住民へのサービス向上にもつながるものと思います。しかしながら、菊池市におきましては現在これらの事務を処理する建築主事の資格を有する職員がいない状況でございます。建築主事は、建築基準法で決められた資格であるために、職員が新たにこの資格を取るか、県からの建築主事の派遣をお願いするか、または有資格者を新たに職員として採用するかの三通りの方法しかございません。まず、建築主事の資格の取得ですが、これは1級建築士の免許を有し、かつ2年間以上実務をしたものでないと試験を受けることができませんし、今から県に職員を執行させて実務を行い、試験を受けて合格した場合であっても、最低3年は必要といたします。県からの建築主事の派遣については、県との協議が必要となりますので、ある程度の時間を要することとなり、その人件費についても当然市の負担となるところでございます。また有資格者

の採用につきましては、職員採用とも関連しますし、今から有資格者を捜すということになるわけでございます。

いずれにしましてもご指摘のとおり、関連する権限の同時移譲が必要だと思いますので、今後は建築主事の配置や事務的経費等を総合的に考慮して、早期の権限移譲の検討を進めていきたいと思っております。

また、ご意見にありましたように、市民、申請者のたらい回しにならないように、関係各部、各課との連携を深める体制の構築に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、ご質問に対してのお答えとさせていただきます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 再質問させていただきます。

権限移譲につきましては、今、ご回答があったとおり、これから内部的な整備体制を整えて受けたいという方向ではあるということだろうと思っております。農業委員会の問題にしましても、あるいは建設部の建築確認の問題にしましても、当然専門的な知識がやはり要ってまいります。権限移譲をすれば責任も出てくるわけですから、市民に直接市の方針として回答していかなくちゃいけませんから、今までどおり県がだとか、国がだとかいう言い訳が通らなくなりますから、それだけの責任は出てくるはずですよ。ただ、それに対してのやはり専門的な知識ということであろうというふうには思っております。そこで、実はですね、私何で権限移譲という問題を出したかと言いますと、この市役所の中で、全体的なことからちょっとご質問しますが、市役所の中で職員の方々が自分たちの市は自分たちでやっていこうという気持ちがあるのだろうかということが1点、以前から疑問に思っていました。旧泗水町も同じ状況であります。これだけテレビ、新聞等々で自分たちのまちは自分たちで責任を持ってやりなさいよと、身近なことはやって下さいよと言われてきております。いずれそういう時代というのがもう到来しているし、いずれやっていなくちゃならない。これは十分おわかりになっていると思っております。ただ、そういう意識が果たしてあるのかなという感じを実は受けています。今回の答弁も、いずれはやっていきたい、受けていきたいというお話でしたから、そうならば当然、それに向かつてのやはり内部体制というのはきちっと整えていただかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。この中で、農地法の関係と都市計画法の関係をなぜ出したかと言いますと、これから都市計画審議会が設置されて運用が始まるはずですよ。菊池市の中の都市計画、土地利用というのはどういうふうにしていくかという議論がこれから始まっていくわけですけども、この中で、要は権限を取

るか、取らないかという前提をしていくのと、全く権限はもう取らないよと、責任は県とか国でやってほしいという気持ちならばそんなに考えることないんですけども、将来権限を取りたいんだということであれば、この都市計画法というのは農地関係との土地利用の調整をきちっと図りましょうと。住民が暮らす生活環境を整えていきたいと思いますというのが本来の基本理念です。これ、間違っていて取られている方もおられますけれども。ただ、それによって規制が加わります。必ず規制が出てきます。そうすると、迷惑をされる市民の方がおられる。ただ、約束した法律を守るか、守らないか、法律を守っていくということからいけば、私はそれで構わないんですけど、要は建築主事の判断で判断内容が違うということが一番困るんです。実は今、建築確認の中で菊池市約230件ほど年間にあるそうですが、これ全部、今、菊池振興局に景観建築課があって、そこに建築主事がおられます。実は、転勤によって建築主事が代わられると、そのときの判断が変わってくるんです。例えば具体的にお話ししますと、実は泗水の方で経験したんですが、ちょっと見ていただきたいんですけど、これ道路の図面です、立面です、おわかりいただきたいと思います。農道というのはこういう形で4mあればこの辺まで、10cmか20cm引いて舗装してあります。基盤整備しますと、今はほとんど4m以上になっています。ところが4mぎりぎりに使っていると、雨が降りますと当然ここにどうしても泥がこぼれますから丸くなります。これをいいという建築主事と、だめですという建築主事はやっぱりおられるんです。その判断はどんなに現状の権限が県にある状態で、菊池市の職員の方がいいですよと言っても、これは建築主事の判断ですから、そこでだめですよと言われたら、要は農道に沿っての農業用施設は建たないということになります。私が経験したのは、だめですとおっしゃった方もいれば、いや、こういう形できちっと整備して下さいと、それでいいとおっしゃった方と、いやだめだ、完全に。こういう判断をですね、同じ行政区の中でやっていただくと非常に困るんです。もう1つの例が、都市計画区域の中には法面が2m以上ある場合には、そこに擁壁を構築する場合には建築確認を取りなさいという規定があります。鹿本の建築主事はそれを、例えば堆肥舎を建てたいと。当然堆肥舎というのは側壁に擁壁を入れます。それからそれに、簡易な堆肥舎ですからハウスを建てたいと。鹿本の建築士は、これはいいですよ。建築確認は出さなくて結構ですという判断なのに、菊池の建築主事は、その擁壁とハウスまで2m以上になるからだめだという判断をされたこともあるんです。これはどうには先輩議員が話されて、最終的には建築確認は要らないということが出たんですけども、こういう判断をされますと何が困るかという、農業委員会では許可をしましょう。その後、建築確認出したらだめだと言われたら、今度は農業委員会の方には取り消して下さいと

言わざるを得ないんです。恐らく、住宅が今建ち並んでいるところというのはそんなに問題ないんですけど、都市計画法がかぶった場合に規制が出てきて一番困るのは、こういう農業用施設を建てる、堆肥舎であったり、牛舎であったり、4 mあるのか、ないのかという判断だろうと思うんですね。これがやはり菊池市できちっと建築主事を将来置いていただければ、その建築主事が、もう菊池市の判断で、同じ考え方で建築確認を申しませうということになればですね、別に支障はないんですけども、やはりこういう案件があると、直接関係ない農業委員会も恐らく困るんじゃないかなということをおもいますから、実は特にこれだけは今日お聞きしたんですけども、将来的には、それはですね、取りたいというご意向でしたから、ぜひとも内部体制をまずきちっと整えていただいて、例えばその建築主事が要るのなら、どういう方針で建築主事を育てるのかということもやはり体制整備をぜひともやっていただきたいなというふうに実は思っております。

それからですね、これが1点ですね。それからもう1点は、建設部長だけがちょっとお答えになりましたが、各課との連携、いわゆる権限移譲を取りますとそこに権限が来ますので、各課の連携というのは非常に大事になってくるだろうと思っています。農業委員会の許認可と、それからこの建築確認関係、開発関係、これは非常に関連が出てきます。私は農業委員会が先だろうと思っているんですが、人によって解釈が違いますので、農業委員会は申請しましたと、開発許可関係は同時進行でやって下さい、結構です、これは。建築確認はどうするのかということですね。農業委員会も建築確認が下りないと困るわけですよ。ところが、建築確認出すのには、設計に頼まなくちゃいけません。1個当たり2、30万円かかります。問題は道路だけの問題なんですね。普通なら、その地域に立つ設計をしますので、あとは道路が、建築基準法上の道路がどうかということだけの判断なんです、実は、一番大きいのは、先ほどお話ししたとおりですけども。そうなった場合にですね、よくあるのが、申請します、これは建設課へ行って下さいと、これは支所へ行って下さい。例えば建設課にある問題で申請すると、この件は支所ですよと、そういうことを今やっておられないだろうかと実は思っております。実は昨年、私の出身区でお墓を63個建てました。当然、保健所の許可が必要です。そのときの泗水町の農業委員会の担当者の方、非常によくやってくれました。保健所と同時に申請をして、保健所の担当の方と常に意志疎通していただいて、同じ日に許可を出していただきました。これは現実にあったことですから、県ともやろうと思えばできるはずなんですね、内部体制によっては、あるいはその職員の方によっては、今そういうことができているのかなという感じを受けております。ぜひ権限移譲を取ったときには、この問題は必ず出てくると思いますし、現在の内部体制ができているのかど

うかということも問題です。私はちょっと疑問符を付けたいなというふうに思っています。

それから、もう1点ですが、今日の新聞に地方分権なくして財政再建ないよというような新聞が実は出ていました。これは熊本県立大学の助教授の方が書いておられたと思いますけども、私も一部共鳴するところがあります。財政再建、本来菊池市の我々でやらなくちゃいけないんですよね。昨日の質問の中にも、渡邊議員が財政運営のことをお聞きになりました。やる気があるんだろうかという話ですよ。それが現実に見えて来ないから質問が出るんだろうと思います。市長が、見直しじゃなくて再検討は必要かなということをおっしゃいました。私はぜひともやっていただきたいなと思っております。ぜひともですね、やはり自分たちのまちは自分たちでつくろうという気概をやっぱり持っていただきたいなと。それが表面に、我々に出るようにはやっていただきたいなというふうに考えております。そこで、質問を1点だけさせていただきますが、先ほどお話ししましたとおり、現在の内部体制の状態、今後どうしたいのかということが第1点。それから、権限移譲を受けるとするならば、内部体制をきちっと整えていただきたいと。この辺の関係をことを就任をされて議員が誰も質問しないんで退屈されているだろうと思っておりますので、内部体制の総責任者である助役さんにご答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） ただいまご指摘で、職員が自分たちのまちづくりは自分たちでやる気があるかというご質問でございましたけれども、今でも、今までも旧4市町村の中で職員はそれぞれの立場で精いっぱい自分たちのまちは自分たちでつくろうという意識で取り組んでいたというふうに理解いたしております。また、さらに今回、市町村合併、さらには権限移譲ということ踏まえまして、自分たちが一人一人自らの手でまちづくりをやるということで意識をさらに高めることを職員に今後期待し、また内部的にも研修等を含めてやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[ 登壇 ]

助役（村上建二君） おはようございます。はじめてでございましたので、ちょっと不手際がございまして申し訳ありませんでした。

川口議員からのご質問でございますが、各課との連携、また内部組織、組織機構のあり方と権限移譲についてということだったというふうに思っております。組織機構のあり方につきましては、ご承知のとおり、現在の組織機構につきましては合

併協議会の第39号において確認をされました新市における事務機構及び組織の整備方針に基づきまして、組織が整備されたところでございます。住民サービスの維持向上のためには、本庁、そして総合支所、双方の共通認識というのが必要不可欠であるというふうに思っております。現在、その共通認識を持って、それぞれの役割を果たしていけるような組織づくり、そういうものが最も重要であり、それに向けて努力をしていかなければならないというふうに思っております。新市がスタートをいたしましてから早くも6ヵ月が経過をしております。そのような中、一部におきまして市民の皆様から、先ほど川口議員がおっしゃったように、業務の事務処理の問題、また職員の対応、そういうふうなものに対するご指摘、ご意見があるということについては承知をいたしております。是正する必要があるれば早急に改善を図っていききたいというふうに思っております。現在、本庁の全課長、それから総合支所長を対象といたしまして、事務事業の現状、あと課題、懸案事項、そういうものについてのヒアリングを実はさせていただいております。また、職員課におきましては組織の機能充実、組織の再編整備に向けての検討も行われております。その中で、市民のご意見、そしてご指摘、不満、そういうものにつきましても精査をし、検討を行いながら、それぞれ本庁、総合支所それぞれの機能を充実、または住民サービスの向上を目指して図っていききたい、整備を図っていききたいというふうに考えております。

それともう一つ、権限移譲についてのお話でございます。権限移譲の受入体制につきましましては、各部局長お答えしましたように、今後ともその権限移譲、前向きに図っていききたいというふうに思います。ただ有資格者、先ほど申されました建築主事の配置、そういうもの、または農業関係、また都市計画の関係、専門知識がいるということでございますので、研修に参加をさせる、勉強させるということでございました。職員の資質向上に取り組みますとともに、組織体制の体制強化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） ありがとうございます。最後に私の意見、お願いを申し上げて、ちょっと質問を終わりたいと思いますが、先日ちょっと熊本へ行きまして本屋へちょっと寄ったら、近ごろ何でかよくわからないんですが、凡人が最強の営業マンになる魔法のセールスノートなんていうような本が実は多いような感じを受けました。いわゆる何かといいますと、民間企業の営業マンに対してどういう形でやっていけば実績が上がるよというようなことを書いてある本でありますけれども、いろんな

タイトルで、いろんな本がそういうのが出ています。それをちょろっと見てたんですけども、昔から言われてた話と全く一緒でして、要は何かというと、お客さんの考えをはっきり聞いてその人の望むものは何なのかということをはっきりと把握した上で、それに対する対策を打ちなさいと。提案型の従業員になりなさいということ、結論するとそういう状態になっています。私はこれは民間企業であれ、公務員であれ、一緒だろうと思っています。先ほどもちょっとご紹介をしましたが、ある泗水の職員、まだ若いんですけども、全体の公務的な仕事をやっているわけじゃない。その自分の与えられた部署において彼がやっていた方針というのが、すべて提案型です。できませんとは絶対に言いません。ただ、これはこうすると法律、条例に触れますよと。ですから、こういう、あなたの目的はこうだから、こういう形でされませんかというようなですね、やはり提案型の職員であるわけです。民間企業であれ、私は公務員という組織であれ、評価される職員というのはそういう方じゃないのかなというふうに思っております。ぜひとも、今、助役が最後に答弁をされた各課連携してできるようなこと、早急に検討したいということでお話しなさいましたけれども、ぜひとも各職員の方々にもですね、決して住民の方が、住民の方々はそれに対しては素人でありますから、断るのじゃなくてよく聞いていただいて、内容を。その方が何を望んでいるのかということをお願いした上で、やはりぜひとも提案型の職員になっていただきたいなというふうをお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に進みます。

坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） おはようございます。12番坂本です。ただいまから一般質問させていただきます。

6月の定例会に一般質問しておきました川辺地区における県の工業団地誘致に係る質問でございましたが、県からその結果が発表されまして、去る8月24日の全員協議会で報告がなされたところでございます。それを聞きまして、非常に残念で、力落ちしているところでございます。企業誘致は雇用の場であり、安定した税財源の確保を始めとして日常生活における他産業への波及効果、現在社会問題となっている少子化現象、これらの難問を理解されてですね、4市町村が合併したからということで地元の熱い思いの中で、地元の区長さん、役員の方、地権者の皆さん、そのご苦勞を思うとですね、非常に残念で残念でたまりません。また、廃置分合協定書の提出時に潮谷知事が言われました、合併した市町村には県としても全面的に協力を惜しまないという言葉は何だったのかと思いますと、悔しくて悔しくて

非常にたまりません。我が菊池市においての誘致活動は6月議会の答弁の中で、議会中でなかったら、すぐにでも県の方に赴きたいという市長の答弁もいただいております。最終候補地として3本の指に残ったという情報が流れてから、県の方に何回要請に行かれたのでしょうか。このたびの県の誘致企業は、どこの自治体も棚ぼたどころではなく、金山に等しいと思います。菊池市において、十数カ所の自治体がそれぞれ誘致合戦を行えば、県の誘致部局が混乱するから要請は派手にやらない方がいいんじゃないかという執行部からの言葉も耳にしているところでございます。一方、益城町におきましては、県議会議員、町議会、執行部、地元が一丸となって何回となく要請に行ったと聞き及んでおります。未練がましいと思われるかもしれませんが、やはり反省すべき点があれば素直に反省し、その反省を今後を生かしていかなければならないと思います。そのことを踏まえまして質問いたします。小泉内閣が進める三位一体改革の補助金削減と地方交付税の縮減、地方への税源移譲を同時に行い、地方分権を進めようとしていますが、税源移譲や補助金の見直しが不十分の中、交付税の削減が先行されて、自治体はかつてない財政危機になっていると9月7日の熊日新聞に報じられていました。まさしく我が市もそうだろうと思います。合併特例債もアメの部分できれいな事に聞こえますが、いつまで続くか、ましてや負債でありまして、3割は市町村の自己負担となっております。なかなか食べにくいアメでございまして、合併特例債、これもやはり将来のことを考えますとあまり使ってはいけないなと私は感じておるところでございます。このようなことを考えますときに、子や孫、子々孫々にツケを残さないためにも、市独自で使える自主財源の確保は必要不可欠だろうと思います。市には既存の工業団地が2団地ありますが、そこには早急に企業誘致をしなければなりません。今回の川辺の予定地に核となる大企業、子会社、孫会社を呼び込めるような企業という、そういう考えの施策も必要ではないかと感じるところでございます。したがって、今回の県の工業団地誘致は2番目となりましたが、今後の計画、また対応をどのようにされるか質問いたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 今回の県の工業団地建設につきましては、県から市に対しまして先々月、7月28日に結果報告がございました。経過としましては、関係の7市町村から15カ所の情報提供がございまして、その中から7カ所について詳細に調査をされたものでございます。最終的には3カ所が適地と判断され、その中で優先順位が付けられました。ご承知のとおり、順位としましては1位が益城町、2位菊池市、3位合志町という順番になったものでございます。現在の状況としまし



ては、第一候補地である益城町の関係地権者の方に事業説明を終了しまして、価格面の協議中ということでございます。また、建設決定までにはもう少し時間を要すると聞いているものでございます。以上のようなことで、はっきりした最終決定があっておらず、現在のところ益城町の状況を見守る必要性があります。また、今回の市の候補地内には相続を必要とする土地が数筆あることや、また畑かん施設整備に基づく補助金の問題等がございまして、問題点の解消に向けて現在業務を進めているところでございます。さらには、市への誘致活動を行う上で優遇措置につきましても合わせて検討をしているという状況でございます。今回の工業団地造成事業につきましては、熊本県の工業振興ビジョンに基づく半導体産業の集積を図るセミコンダクタフォレスト構想の実現のための事業でございまして、同構想の目標とする工業出荷額は平成22年で1兆円を目標としてあり、県ではさらなる半導体関連企業の誘致が必要と考えておられます。3候補地につきましては、現在航空写真を撮り、半導体関連企業への誘致活動に活用するというようなことで県の方から聞いております。今回の工業団地につきましては、県は単一企業への一括売却を予定しております。進出企業が2社以上になった場合は立地する団地がなく、新たな団地が必要となります。したがって、引き続き県に対しまして工業団地の建設を積極的に要望していくとともに、受け皿としての準備を進めてまいりたいと考えておるものでございます。

以上、現在の状況等の説明でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） すいません、今の答弁にですね、今後どうするのかという答えが入っていませんでしたが、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 失礼しました。現在、川辺地区につきましては、325号の4車線化に伴いまして、農地の開発関係等も予想されると思っております。したがって、農業委員会とも連携を取りながら、その状況等を把握していきたいと思っておりますし、また地元の役員さんとも協議しながら地権者への協力も続けていきたいと思っております。また、今回の工業団地につきましては県の事業でございます。先ほど旧七城町、泗水町の件も述べられましたけれども、一応まずは県の事業としてこの事業を進めていきたいと思っておりますので、今後県の方へさらなる要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 昨日のですね、渡邊議員、先ほどの川口議員が言われましたように、自主財源の必要性を非常に痛いほど感じました。昨日、渡邊議員がおっしゃいました、財政需要の大きいものが目立っているということでございましたが、つまごめ荘の増改築に約20億円という価格と聞いております。それでですね、川辺工業団地もですね、20億円かければですね、ある程度造成はできますよ。それでですね、やっぱり自主財源をいかに取るか、その20億円は会社を買ってもらえばいいんですから、何の傷みもせんとですよ。それでですね、ちなみにですね、このたびの県の企業誘致で興味を示した会社は5、6社あると聞いております。そういうところに目を付けて、やっぱり議会、執行部一同になってそのところに持ち込んでいって、いっちょ来てくれんか、どやんか、うちには自主財源が必要だからですね、そういうこともしていただきたいと思います。したがいましてですね、一番今、自主財源で頼りになるのが菊池市では固定資産税でございます。固定資産が36%ぐらいで、交付税の依存率が63%。ということはですね、交付税がですね、だんだん減ってくるんですよ。ですからですね、交付税をあてにしてお金を借りて、交付税で戻すと、そういうことはもう絶対できないことでありまして、いかにその自主財源が必要だと、俺はこうして菊池市を守っていくんだという感じですね、やっぱりその前向きに責任を持って進んでいただきたいと思います。その点、市長の考えをお聞きしまして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 失礼いたしました。先ほど企画部長の方から答弁いたしましたけれども、私といたしましても川辺地区の地権者の皆さん方、大変ご賛同をいただくといえますか、積極的に、しかも大変なご熱意で取り組んでおられるということで、力強く、ありがたく考えているところでございます。心から感謝いたします。県の工業団地につきましては、まだ最終決定が公表されていないということでただいま答弁いたしました。現時点での答弁というのは、まだ未決定ということで、順位を1、2、3とは決めてありますけれども、1がだめなら2、2がだめなら3というようなことになっておりますので、まだその現在の時点においてどうなるということを決定づけておられないということで答弁が難しいところでございますけれども、企業誘致につきましてはご指摘のとおり、自主財源の確保ということにおきまして、あるいはまた雇用の確保ということにつきまして考えた場合に、大変重要なこととございます。これまで以上に積極的に取り組んでいかなければならない

事業であるということは、もう十二分に認識をしておりますし、また旧菊池市におきましても、そのために企業誘致のためのグループをつくって取り組んでまいりました。また引き続き県に対しましては、合併した市町村についてはということで今知事の言葉も引用されましたけれども、さらに支援をお願いしたいと、このように思っております。既存の工業団地というものが今あるのは、ただいまも指摘がございましたように、この一つの誘致と、早期誘致というのも大きな課題であります。市の先行取得について20億円もあればできるではないかというお話であります。既に20億円が今眠り続けているということで、ご案内の林原、蘇崎、田島、この工業団地の20億円の投資をなるべく早くこの企業誘致によって解消しつつ、そして新たなる川辺の工業団地というものに取り組んでいかなければならないということでありまして、あくまでも現在の川辺につきましては、県のフォレスト計画に基づきます企業の一つの県事業の誘致ということに、今現在留めておかなければできないという状況になっております。この現在の所有しております工業団地も、まったく引き合いがないわけではないと思っておりますし、この辺につきまして努力をして、そしてそちらの方向の方向性が見えてくる段階において、川辺については県の方と並行する形で、市の方は市の方として取り組むことが可能になるように努力をしていかなければならないと思っております。地元、そして地元議員の皆さん方のご熱意を十分肌で受け止めておりますので、よろしくまた今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

[ 登壇 ]

(坂本昭信君) 菊池を愛しですね、菊池を守りたいという心で質問いたしました。ありがとうございました。

議長(北田 彰君) ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時52分

開議 午前11時02分  
-----

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上田 巖君。

[ 登壇 ]

(上田 巖君) 私も通告しておきましたことに対して、質問をさせていただきたいと思っております。まず、地元の議員の皆さんに質問することの失礼をいただきながら、くさい話ですので答えがよかったらすぐにやめたいというふうに思います。

単刀直入に言いますけれども、4市町村合併いたしまして、私もあのようなトイ

レがあるということは初めて知りました。小学校14校、中学校5校ありますけども、その中でまだあのようなトイレがどれだけあるのかですね、それを1番に尋ねたいと思います。また、今、落としのトイレです。わかりますか、落としの、若い人はわからん人がおるかもしれませんが、落としのトイレです。菊之池の小学校のことですけども、現在ですね、子どもたちが男の子だったらできるかもしれませんが、女の子、また大便の方はですね、全くこう使用できないよう状況だというふうに私は思います。それで、今後どのような対策を考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 初めての答弁で、失礼しました。議会の皆様には、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今、小学校等の落としのトイレ問題についてお答えしたいと思いますが、まず現在市内に何カ所あるかということにお答えいたしたいと思います。汲み取り式トイレにつきましては、主にグラウンドや体育館、それからプールのトイレであります。その要因としましては、浄化槽への接続が困難な状況にある場合がほとんどであります。現在、河原小学校のプール、水源小学校の体育館、竜門小学校のプールとグラウンド、それから菊之池小学校のプール、グラウンドと体育館の7カ所あります。そのうち、グラウンドのトイレにつきましては、地域行事や社会体育等での使用が主で、児童の使用はほとんどありません。

続きまして、菊之池小学校の場合、今後どうするかということですが、非常に不便を与えているということは承知しておりますが、菊之池小学校の場合は、現時点では校舎のみが浄化槽による水洗化となっております。したがって、公共下水道の敷設計画では、平成17年度末までにグラウンド横の浄化槽近くに公共下水枘が設置が計画されていますので、その時点で校舎棟の接続と、同時に体育館及び屋外トイレ、プールトイレを接続し、学校施設の完全な水洗化に向けて18年度に予算を計上し実施する、施工する計画であります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 上田 巖君。

[ 登壇 ]

（上田 巖君） 4市町村合併しまして、子どもたちは将来を担う少子化の中で大事な私は宝物だというふうに思います。先月ですね、今、教育長から言われましたけれども、あの場所は地区の皆さんも市民の皆さんも使うし、地区の人たちも使用さ

れます。先月、8月グラウンドゴルフ大会がっております。その中で、大人の男の人は立ちしょんべんでいいんですけれども、女の方々ですね、やはりこう今、夏場ですので、蚊やハエがですね、いっぱいできない状態。それで近所のトイレをですね、お借りして使用したというふうに聞いております。大人がでけんところですね、子どもができるはずはなかわけですよ。ですから、早く改造して下さいというお願いを地区の人たちも、先生達もしておられるというふうに思います。野外活動の場ですけれども、家まで走って帰ってですね、済ませてくる子どもたちもいるそうです。その途中の中にですね、失敗といいますか、もらして、帰ってから親から怒られてですね、また学校に帰れば子どもたちからからかわれたり、いじめも起きているような状態だというふうに聞いております。そのようなことを教育長はどういうふうに考えておられますか。

またですね、今一番こう問題になっておる社会的事件の中でですね、小さな子どもたちの心の問題あたりがマスコミから取り上げられて、新聞あたりも大変載ってきます。このような問題も起こらないとも限らんわけですね。ですからこの点も含めて、教育長にお尋ねしたいと思います。また、再三のですね、お願いの中で、調査をしてくれと何度も言いましたけれども、大体頭っからですね、下水道ができなければ仕事はしないと、頭っから担当の職員が思っとるとじゃなかろうかと私は思います。子どもたちがこれほど苦しんでいるのに、何もしてやらないということはですね、大変残念なことであると思います。本当に調査をしたのならですね、先ほど川口議員も言っておられましたけれども、本当にやる気があるのかと。やはりそういうことも疑いたくなるわけですよ。早くどやんかせにゃいかんというのが、本当にですね、やる気があるのならばですね、すぐにどがんかせにゃんということがですね、わかってくると思います。見には行っとらんとじゃなかですか。下水道の整備もですね、今年度中ということになって、やがて始まります。こぎゃんとは前倒しでもしてからですね、早くトイレの整備を1日でも早くするという考えはなかっじやろうかと思えます。この点は、市長に聞きたいと思えます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） いじめ等についてお答えいたします。

まず、授業途中で帰宅して用をたすということですが、現在児童が登校しました場合、緊急以外は学校から外出することはできません。この数年そういうことをやっておりますので、そういうことはないと思われま。通常、グラウンドや体育館での授業時には、始業前に校舎内でトイレを済ませ授業に臨むように指導が行われています。また、いじめ等について学校長に聞き取りをしましたが、そのよ

うな事実はないということを知っています。先ほど心の問題のこともありましたけれども、当然私たちもそのことが一番の問題と考えております。十分配慮していきたいと思いますが、調査のことについて質問がありましたが、現地を見ていないかということでございますが、私は1回見に行きました。学校長にも聞き取りをしました。事実その必要を見まして、本当にその必要性は感じましたけれども、簡易トイレの改修につきましては、現在子どもの使用が少ないこと、それから下水道工事完了後に新たに改修がまた必要ということになり、短期間に二重の工事を行うということで、効率的な経費配分とは言い難く、また住民の行政不信を招くことにもなりかねませんので、したがって旧菊池市で計画されておりましたとおり、下水道工事完了後に速やかに水洗化による改修計画を計画しておりますので、どうぞ議員にもご理解をいただきたい、ご協力をお願いして答弁いたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 上田議員の方から、すぐやれということで、前倒しをしろう話ですが、これまで下水道の、特に菊之池地区につきましては、将来のこの要するに財政状況というものが、国家財政が非常に緊迫した状況になってきているのを見通しながら、3年ほど前から前倒し、前倒しを大体進めてきたわけでございます。前倒しの前倒しというのはありませんもんですから、要は市の単独でやるわけではありません。国の方の補助、起債を仰ぐわけでありますから、極力ひとつ菊池市は県下に先駆けて翌年度のやつを前年度に前倒しをいただくということで心がけてやってまいりました。しかしながら、ご指摘のとおり、非水洗の解消に至っていないということは現実でありますし、ただいま田中教育長からお答えいたしましたように、危険性がないようにちゃんと学校側の方と協議をしていただきたいと思っております。また投資につきましては厳しいという財政のご指摘がございましたように、手戻りにならないように進めていかなければならないということで、今年度ということはあと半年しかありません。その間に整備が、下水道の整備がなされて、新年度においては水洗化が可能であるということで、今しばらくの期間でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 上田 巖君。

[ 登壇 ]

（上田 巖君） 今、教育長の方から、いじめはないというふうに言われましたけれども、学校の先生たちからの立場から言わせるとですね、私たちからはお願いだけしかできません。子どもや父兄には迷惑をかけられませんからということでですね、実際にやっぱりいじめは、細かいいじめはあっているというふうに思います。

そら先生たちには、教育長あたりは言いなさらんかもしれませんが、実際にあつとるからお願いされたらろうと私は思います。私もですね、7月の30日の日、同僚の岩根議員とですね、現場のトイレを見ました。八工はいっぱい、黒が八工まで、蜂のような八工までおっとですよ。蚊もいっぱい。その前後して、七城の坂本議員もですね、見ていらっしゃるといふふうに思います。こら早よどぎゃんかしてやらなくてはというのがですね、私たち、同じ思いだといふふうに思います。それからですね、現場を見ればですね、皆さんたちも、絶対これは早くしてやらにゃんと言ふとかですね、同じ考えだといふふうに思います。環境に優しいまちづくりなんか言うたってですよ、蚊や八工で近所にも大変迷惑して、近所の方々も迷惑しておられると思うんです。社会体育の面からですね、市民の皆さんもあそこを使用するわけですから、ナイター設備も完璧に整っております。それにですね、トイレがですね、使われんといふのは、そぎゃん施設がですね、なかといふふうに思います。昼ばかりじゃなか、晩も使用されなはるわけですから。聞くところによりますと、北中の校舎30億円もかけてつくってあるわけですがけれども、何か暑くて暖冷房の話も聞きます。市長は教育文化の里づくりと言っておられます。文化のまちを目指すといった市長ですから、公平な立場からですね、子どもたちが健やかに学習に、野外でのですね、スポーツに励めるように、1日でも早くできるような対策をですね、ないか、そういうことをもう一度市長にお尋ねして、終わりたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） その前に、いじめは現実にあっているんじゃないかということでしたけれども、聞き取りの時点では、このトイレ問題についてそういうことはないということのお答えでしたので、ご報告申し上げましたが、再度詳しく調査をしたいと思います。

また、八工、蚊の問題については、やはり衛生面についてということで、トイレの改修といいますか、については先ほどお答えしたとおりですが、応急措置ができないか含めて、早急に対応したいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 再度のご質問でございますので、考え方を述べさせていただきます。

旧菊池市におきましても、他町村に、皆様方の2町1村につきましてもそうであったと思いますが、それぞれの中長期的な計画の中で排水計画というものを立てて

いかなければなりませんし、また給水にしても、そうであります。その計画に基づきまして、下水道でいけるところは下水道だ、あるいはまた下水道がどうしても集落等において戸数が少ないとかといった場合には、この農業集落排水になってみたり、あるいは地域限定の下水道施設になってみたり、特別環境整備事業になってみたりとかやっていますけれども、この地区については下水道区域としての排水計画地域に入っております、その年次の計画の中で進めていく地域でありますもんですから、そこでそれでは例えば単独に非水洗の部分のを水洗化するというようにした場合には、下水道以外の施設といえ、やっぱり合併浄化槽をしなければなりません。民間の一般の市民の方々には下水道の区域については下水道でやっていただくということに、これは法的なものでやっております、学校につきましてはその改修というものが特に菊之池が地理的に離れているということもありまして、下水道の整備が遅れてきたということでもあります。その遅れている分を例え2年ないし3年間前にこれをやったといたしましたら、たぶん学校のすべてをすれば数千万円のお金がかかるであろうと。下水道の配水管といいましょうか、下水道管が到達するまでの間はご辛抱いただかなければ二重の投資になって、下水道が来たときにはその数千万円の投資の分が廃棄しなければならないということで、二重投資になってしまうということ避けなきゃならんということをごさいます、環境が劣悪であるということについては、これまで長年この下水道がなかった地域、今もまだそうでありますけれども、そういった地域もあります。そういった中で、さっき申し上げましたように本年度中に下水道が整備をされて、18年度には水洗化ができるということにおいて、ご理解をいただきたいと申し上げたところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 次に、水上博司。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 昼ご飯前でございますから、くさい話から環境の話の質問をしたいと思えます。

第3セクター事業について、市長以外のものの社長就任について質問いたします。単刀直入に市長に答弁をお願いするというようなことでございましたが、差しあたって経済部長が答弁をするということでございますので、よろしくお願い致します。新菊池市になり、第3セクターによる施設の数には株式、有限会社の経営形態の違いはありますが、現在8つの会社があり、その経営については委託運営しているところであります。この8つの会社すべてを、現在、福村市長が社長として就任されていることは周知のとおりであります。市長においては、市長就任後、1人で行



政の舵取りをされ、激務の連続だと思いますが、6月には助役さんをはじめとする特別職も決定され、少しは緩和されたかと思えます。しかし、日々の行動を見てみますと、分単位で行動をされているようで、我々には想像ができないほどの激務ではないかと感じます。このような中、第3セクターの事業運営、経営を考えますと、その運営については非常に厳しい状況にあると言えます。その経営改善を図るためには、社長自らが現場にいて、その現状を直視しながら経営改善を図っていくべきだと思えます。社長が常勤することの重みをよく考えていただきたいと思えますが、いかがお考えでしょうか。合併したために、ますますその経営が厳しいものになったと市民から厳しい批判を受けないため、逆に合併したため会社経営がよくなった、合併してよかったと市民から認められるためにも、市長が社長を兼務するのではなく、専任の社長としてその運営に携わるべきだと思えます。もちろんそれぞれの施設で出資をされている会員の方々、また取締役の方々の意見を聞くのも大切だと思えます。有限会社法では第26条から27条に会社の管理についての条文があり、その中で社員総会で代表取締役を定めることができると規定されております。この法に従い、市長として社員総会に行政以外の第三者をもって社長に推挙する考えはないのか、お尋ねいたします。

次に、大規模林道菊池人吉線及び新山林道未改修部分について質問いたします。現在、菊池渓谷の近くに念仏橋というのがございます。伊牟田間の工事が一部未改修部分があり、この道路は阿蘇スカイラインにつながる唯一の道路と考えます。観光面から見ても、この林道の景観は素晴らしいものがあります。この大規模林道の当初の計画はどういう計画であったか、お聞きしたいと思います。また、新山林道整備計画について、合併前につきましては旭志村が事務局となり、新山林道協議会がございました。関係町村としては、泗水、合志、菊陽、旭志の4町村からなる協議会があり、その中に県有林関係もございます。この協議会からなる町村の負担をいただき、林道工事が行われてきました。当然、森林の所有面積からなる負担だと思えますが、旭志が239.49ha、泗水町330.83ha、合志町89.43ha、菊陽町が7.69haであり、森林面積からすれば泗水、旭志が85%を占める割合を持っていて、現在200mほどの離合箇所の設置が毎年行われております。それにより、大型バスも十分すれ違えることができる場所が数ヶ所ございますが、しかしながら全体的に道路幅が狭いために、登山客、観光客のようにバスを利用される方が逆に北外輪山大津線339号線です、通称ミルクロードと申しますが、その道路を利用し登山される方が多く、この道路が観光道路の1つになっています。近年、森林浴を、また観光登山客も増える中で、菊池人吉線及び鞍岳線の整備は合併後の菊池市の観光地にもなると思えます。この一帯の整備計画を図りなが

ら、森林浴をはじめとした多目的ゾーンをつくり、自然と共生できる施設を設置、よって心を癒すことを目的とした事業を計画する考えはないのか、お聞きいたします。また、小国、阿蘇へつながる高規格道路としても必要であると思いますので、よろしく願いいたします。

3問目につきまして、菊池地域の森林状況について質問いたします。森林に対する市民並びに下流域市町村の期待は、国土保全をはじめ水源涵養、自然環境の保全及び形成、保健休養の場の提供など、多様化しております。さらに1997年の京都議定書の採択以後、地球温暖化防止に関連し二酸化炭素吸収源として森林の役割、また再生産可能な資源として資源環境型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されているところであります。本市の民有林面積1万2,693haのうち、先人たちの努力によって造成された人工林は8,776haで、人工林率69%に達し、森林造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき段階を迎えております。本市における森林の状況についてどのように認識をし、林業政策をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

以上、3問質問いたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 水上議員のご質問の3点についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目の第3セクターの市長の社長就任の件でございますけれども、現在の経済環境が変化する中で、類似施設間の競争激化など、第3セクターを取り巻く状況は大変厳しいものがあります。また、指定管理者制度の創設なども踏まえまして、個々の第3セクターにおいては経営管理の改善をはじめ、組織の見直しなど積極的に取り組むことが求められております。本市の第3セクターにつきましては、合併時の事務協議の中で合併後5年を目途に新市において調整をされるということとなっております。現在、旧4市町村で各首長さんが就任をされておりました第3セクターの社長職を合併後の新市長が引き継いでおられる状況でございます。議員ご質問の代表取締役の問題につきましては、今後各セクターの実状を見極めながら検討を進め、調整を図っていかねばと考えております。

2点目の大規模林道菊池人吉線の当初の計画はということでございましたけれども、大規模林道菊池人吉線は、菊池から人吉に至る林道でございますけれども、今日の林業地域を通る林道としまして木材の搬出等に多大の貢献をするということで当初から計画されたものと思っております。

次に、鞍岳林道新山線の改良につきましてでございますけれども、この林道は旧

旭志村北桜ヶ水集落より鞍岳山頂の裏を回りまして、阿蘇市境界に至る総延長14 kmに及ぶ林道でございます。公有林を所有する市町村や山林を持つ林業家の要望で、昭和43年に旧泗水町、旧旭志村並び合志町、菊陽町により林道改修を目的とした新山林道協議会を設立し、地元の旧旭志村が事業主体となり、年次計画による局部改良を実施したものでございます。ご承知のとおり、市町村合併によりまして事業主体を菊池市が引き継ぎ、今年度も140 mの区間の離合箇所設置工事の発注を予定しております。事業費は補助金や起債等を活用して、関係市町が所有します森林の面積割で負担しながら改修を進めてきましたが、事業実施箇所が鞍岳山頂に近づくほど断崖絶壁など、改良が極めて困難なところが数多くあり、今後の改良工事には多額の費用が予想され、費用対効果等の面からも改良による幅員の拡張については困難であろうと考えておりますが、平成7年の四季の里旭志オープン以来、施設利用者や鞍岳登山の愛好者も増えており、この林道の利用性が高まっていることもあり、従来どおり部分的な改良は進めながら終点側の阿蘇市との協議を進め、観光ルートでありますミルクロードとのアクセス等を考慮し、改修計画を検討していきたいと考えております。

3点目でございますけれども、林業施策はということでございます。森林は水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能など、様々な公益的機能を持っており、森林を適切に保全管理し、その公益的機能の維持向上を図ることが災害から市民や下流域を守る基盤づくりを進める上では大変重要であると考えております。本市人工林は8,776 haの森林資源の成熟、特に杉の伐採可能な資源が成熟する中で、森林の有する多面的機能を保全し発揮していくためには、生産活動の活性化とその担い手の確保を図っていくことが必要であると考えております。本市民有林面積1万2,693 haのうち、森林所有者また森林所有者から委託された森林組合などが施業計画を作成し、市もしくは県が認定している面積が5,228 haあり、これら民有林面積の41.2%については所有者等による計画的な施業が実施されております。また、一部重複する部分がありますけれども、保安林の指定面積が5,052 haであり、民有林面積の39.8%が保安林として適正に管理されております。なお、本市において間伐などの適正な作業が行われていない森林については、統計上約880 ha程度と推計しております。本市におきましては、平成17年度事業として労働力の省力化、低コスト化を実現し、経営の改善を図る目的で作業路、作業道開設事業を本市単独事業として推進するとともに、熊本のもり間伐材利用促進事業、高齢級間伐促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業などの国・県事業に取り組みまして、森林所有者の自主的な計画に基づく適切な森林整備を基本とした森林施業計画の作成、支援などを行い、まとまりを持った一体的な施

業が効率的に行われるよう施策の推進に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 水上博司。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 第3セクターの事業につきましては、市長の負担軽減のために質問したわけでございまして、やはり年度末あたりになりますと8つの第3セクターの会社あたり、各種団体の総会あたりで市長大変こう忙しくて、中に携わる執行部の方々、またはいろんな施設の役員の方々、大変お困りになると思います。そういったことを考えまして、前向きに考えていただきたいと思います。

大規模林道菊池市人吉線につきましては、私も私なりに県事務所あたりに調べに行った結果、やはり先ほど言われましたように費用対効果がないということで、県の財政上、国の財政上、大変厳しいということで、早急に道路をつくるということではできないということでございました。ただ現場に行ってみられた方はわかると思いますが、誰が考えてもやはり大規模林道菊池市人吉線は、あれをつなぐべきではなかろうかと思えます。鞍岳林道にしましても、やはり登山客が年々増える中で開発していかんやならんということで前向きに検討していただきたいと思えます。

それから、菊池地域の森林の状況につきましてですが、今日は9月16日でございます、全国的に山の神の日でございます。山の仕事に携わる人は、今日は山の安全と、安全祈願をしながら祝いをしているわけでございますので、再質問させていただきます。私たちが暮らしている本市面積の約2分の1を占める森林は多様な、広域的機能を有しており、森林整備を画期的に図っていくことが必要ですが、全国の統計において就業者人口が減少し、昭和50年には18万人いました就業者が平成12年には6万7,000人まで減少し、近い将来5万人を割り込む可能性が懸念されています。また65歳以上の高齢化率は25%まで上昇し、この傾向は今後ますます顕著になっていくと思われまします。また、木材価格についても状況は日に日に悪化していると言わざるを得ません。近年の森林組合の年度別木材共販取扱実績を見ますと、平成16年度はスギ単価1万円を割り込み、平均9,129円、年々低下しています。またスギ1立方で雇用できる伐木作業者の推移を見ましても、昭和50年には3.7人に対し、平成14年には0.4人まで減少しています。そしてこのような状況は、先に申しましたように林業就業者の減少を招くとともに、次世代の担い手の不足、就業者の高齢化の問題とつながっています。このような近年の林業における抜本的かつ構造的な問題が間伐の遅れの原因となり、森林整備への再投資を膨らませ、森林の公益的機能の発揮にも悪影響を及ぼしています。

昨今、新聞等で取沙汰されています人吉球磨地方での植栽放置の問題も、このような背景から生じる一例ではなかろうかと思えます。また、本市における治山事業を見てみますと、平成3年から平成16年までに41億2,417万8,000円、実に年間に3億1,700万円程度の予算が組まれ、災害の起きた場所、あるいは災害の起きる場所に使用されたこととなります。このような現状を踏まえ、今後の森林、林業政策の方向性についてどうお考えか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 水上議員の再質問にお答えを申し上げたいと思えます。

1点目に、大規模林道菊池市人吉線の中で、若干言い漏らした部分がございますので、先に申し上げたいと思えます。議員がご質問いただいております起点側の念仏橋付近につきましては、菊池川第一発電所がございまして、その送水管が林道を横断しております。道路の側面は断崖がそびえ立っておりまして、幅員拡張等の改修には多額の費用を要することが予想されますので、費用対効果等を考慮しますと、これ以上の改修は現時点では困難であろうと考えておりますし、なおこの大規模林道を効果的に活用するには、県道二重峠菊池線の改良が最も有効であると考えており、以前より県に要望しておりますが、今後とも継続して要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

次に、森林の状況でございますけれども、森林を守るには伐採、植栽、保育といった適正な山の循環を適切に施業する必要があります。手入れがなされない森林は過密となり、太陽の光が入らず、草や低木も育たないため地表の土壌が露出し、雨などで土壌が流出することにより、山地や森林の被害が多発することが懸念されます。平成16年度森林林業白書では、木材資源の利用を図ることによって森林の多面的機能を発揮させることは林業政策の大きな課題としており、災害に強い森づくりのためには間伐によって健全な森を育てる、木を育てること。そのためには、間伐の採算性を向上させることが健全な林業を継続する唯一の道であると考えております。菊池地域におきましても、近年は材として利用可能となる人工林が増えてきており、菊池地域のスギ、9から10齢級で3,691haの面積のうち、本市で3,287haの面積を有し、約9割を占めております。森林組合の資料によりますと、作業道を開設し、補助金をうまく導入して間伐の採算を確保する所有者もおられます。こうした事例を個別事例に終わらせず普及させることによつて、民有林の造林間伐を促進させていくことが行政の務めとしての所有者への働きかけであろうと考えております。今後の森林林業の施策の方向といたしましては、本市森林整備計画をベースに所有者の造林間伐の主体的な施業計画を国・県・市の事業と融合

させるとともに、また県菊池振興局や森林組合と連携を図り、間伐に必要な経費、間伐材の売り上げ、補助金等を活用した採算を確保するための試算、森林整備プランの作成を現在検討していきたいと考えております。また、林業生産活動の担い手であり、林業研究グループの育成についても、グループであり、専門、水源、旭志と、それぞれの地域の特色ある取り組みの中で活性化を図っており、今後も関係機関と連携し支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 水上博司。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 再々質問を行います。

多くの先人の多大な努力によって造成された人工林が現在でも成長を続け、森林の持つ公益的機能の発揮に大きな役割を果たしていると言えます。一方、木材生産という点においては、戦後造成された人工林がようやく利用期を迎え、成長した人工林をどう生かすかに焦点を合わせていくことが望まれます。そのために、間伐の採算性を向上させることが森林の公益的機能及び間伐の利用を促進するというわけです。森林の整備保全や木材生産の実際の作業にあたるのは、やはり山村に住み、林業に携わる人たちにほかなりません。森林、特に人工林が持つ多面的機能を発揮させていくためには、適切に利用されることにより伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に回転をし、林業の持続的かつ健全な発展が図られるとともに、林業に携わる人たちの生活の基盤である山村が魅力的である必要があると思われまます。林業は木一代、人三代と言われます。子、孫の世代へ引き継ぎ50年、60年の歳月と手間をかけ、ようやく1本の木に仕上がるわけでございます。市長は所信表明の中で、地域産材の流通活性化による林業振興を図りますと言われましたが、先ほど申し上げましたとおり、木材価格は年々低下しております。このような中に、市は作業路・作業道の開設、単独事業を取り組まれており、森林整備を行う上で欠かせない道路網整備は大変重要であり、林家にとっては大変ありがたい政策であります。前に答弁でありました間伐の採算性を向上させるために、国・県・市の事業と連携した施策をとっておられますが、これでも林家は採算が確保されるかどうか大変不安であります。森林の整備、保全を進めるには、林業の採算性をより向上させ、森林所有者の意欲を掘り起こし、森林管理の基盤である山村の維持が不可欠であることを明らかにした上で、後継者の育成、地域産材の推進、山村資源を生かした林業の活性化が求められます。そしてこのことが、森林から恩恵を次世代に引き継いでいく行政としての役割だと思っております。

最後になりましたが、近年林業問題はその特異性において、そのまま環境問題へ

つながる傾向があります。そしてこの傾向は問題意識の啓発からモラルへ、モラルからルールへと変わりつつあります。このようなことを踏まえながら、地域の特性を生かした政策を取り組まれることを要望するとともに、林業再生のための市長の考えをお聞きいたしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 水上議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

菊池市の民有林は、森林整備計画において、そのほとんどの面積が水土保持林ということで区分をされておりまして、基本的には水資源の涵養や土砂の崩壊の防止などの機能を重視した施業が求められているところであります。そもそも森林は、その所有者が管理をするというのが原則であります。一方ではご指摘のとおり、森林の持つ多面的な一つの機能の低下や、あるいはまた貿易の自由化に伴いますところの外国産材の輸入によりまして、木材価格が大変低迷しているということの中で、森林の所有者にのみこの施業を委ねると、森林の管理を委ねるというのは大変困難な一面があるということございまして、社会全体で森林を支えようというその意識の醸成のために、新たな施策といたしまして、方策といたしまして、県の方では本年度の4月1日からご承知のとおり、水とみどりの森づくり税が導入されたところでございます。経済部長の答弁にもありましたように、森林整備計画の対象森林には、水土保持機能に配慮をしながら、森林所有者の皆さん方が主体的に計画をされました施業計画を実施していただくことを前提といたしまして、造林関係補助事業を中心として森林整備地域活動支援交付金事業や県の単独事業、そしてまた市の単独でありますご指摘の作業路、あるいは作業道の開設整備事業などの制度を最大限に活用しながら支援をしていきたいと、このように思っております。保安林においても、施業計画対象林同様に森林所有者自らが施業することが原則であります。同様の支援を実施しておりますし、担い手・後継者対策といたしましては、それぞれの地域の特色を生かして活動をしておられます林業研究グループ等の支援について、強力かつ積極的に今後とも継続していきたいと、このように考えております。間伐材の採算性につきましては、間伐に必要な経費、間伐材の売り上げ、連携する事業補助金額などの活用を精査をしながら、それぞれの施業ごとの実施事例を示す、先ほど説明答弁いたしておりました森林整備プランの検討を行う一方で、間伐材の加工、丸太材の利活用促進及び特用林産物も含めましたところの森林林業の資源の活用をより積極的に進めていきたいと、このように思います。なおまた、白川、菊池川流域林業活性化協議会という協議会がございまして、会長を務めさせていただいておりますが、そちらの方でもこの流域林業の活性化には木材の新流通

システムの構築が必要であるということで、その構築に努めておりますし、やはり生産は、すなわち消費あつての生産でありますから、生産流通の活性化として位置づけながら、積極的に今後取り組んでいきたいと思っております。地場木材の使用についてのお話もお触れいただきましたけれども、この協議会におきましても、過日潮谷知事をお訪ねいたしまして、地元高校であります県立高校の木造化をお願いしたところでありますが、既にこの階数が建築基準法を満たさないということで、この木質化の方に変わらざるを得ないということでございます。旧菊池市におきましては、中学校の話もありましたが、中学校は3階建てとなっていたものを何とか面積を広めることによって平屋建て、2階建てに変更し、木造教室とすることができたわけですが、県の方はそれができないということもありまして、なるべく地元材をたくさん使っていただくようにということで、木質化を強く求めてきたところでございます。

なお、先ほどの質問の中で第3セクターのことについてご質問いただきまして、誠に私の職務に対しましてご理解をいただき、誠にありがたいと感謝申し上げますところであります。ただいまのご質問の中で菊池市の物産館をはじめ8つあるというご指摘でございましたが、7つの第3セクターの社長になっております。1つは3セクターの方は社長にはなっておりません。ご質問にありますように、あらゆる職務について兼務を兼ねているということでございます。現在まで旧4市町村で各首長さんが就任をしておられました第3セクターの社長職というものを引き継いだ状況になっております。一部におきましては、前任者の方が株主総会があつて、既に再認をされておつたということもありましたけれども、その後また辞職をされまして、私の方が就任をしたということもございます。各セクターの現在の状況、実態というものを今把握をしているところでございますが、現在の管理運営につきまして、私の方は月次の決算書や、あるいはまたは業務の報告などを受けながら、特に取締役会やあるいは出荷者のグループ、会合等に出席をいたしましたり、あるいはまた社員との交流、懇親の場に参加をさせていただきながら業務に努めておるわけですが、日常の業務につきましてはご指摘のとおり、社員の皆さん方にお任せをしているという状況でございます。また、担当課において時折に触れて指導も行っているところでございます。行政といたしましては、第3セクターをつくつたという一つの大きな責務があるにいたしましても、既にこのそれぞれの第3セクターは菊池市のファーム菊池を除きまして10年を経過したところでございまして、今回の議会でもご質問があつておりました指定管理者制度がいよいよ移行していくということもございまして、この機会を含めながら、できる限り導入をしていきたいと、このように思っております。社長という者の職務については、なかなかこの兼務とい



うのは大変厳しいものがございます。ましてや一度に7社の社長になったわけでありますから、大変なことであります。しからば、この社長はどういう人が適格者であるかということでありまして、これが一番いわばこれまでの第3セクターで社長に首長になってきたという経緯からいたしますれば、やっぱり職務上の充て職的な意味でなられてきたものだと思います。やはり多額の公金を出しているということにおいて、その日常の業務にも深く関わっていなければいけないということがあったのだらうと思います。そのことの中で、またこれを社長にどなたか民間人を入れる場合においては、適格者という者をどういうふうを選択していくのかなと思います。私の経験におきましては、少なくともその今新しい民間人の人を社長としてお迎えするには多額な報酬を入れなければなりません。現在まで首長は無報酬によって第3セクターの運営にあたっておりまして、民間を入れる場合には7社について、その報酬を出さなきゃならないということが1つあると思います。また、内部的にこの社長を選ぶということについて、株主、そしてまた現在の取締役さんからすれば、社員さんでありますから、その辺についてどういう権限が実務的に行使できるのかなという思いもあります。いろんなそういう中におきまして、例えばいろんな事柄について、会社でありますから、第3セクターとしては菊池の物産館にしても、私が保証人に立っているのもあります。あるいは、これは第3セクターのみならず、例えば土地改良区等につきましても、やはり充て職的な意味合いになっておりますし、ほかのあらゆるものがそういうものがありますものですから、そういうことも含めながら、この3セクについてはなるべく早い時期にこのそういった民間、もしくはその指定管理制度を利用した方向に持っていくべきであるということ、社内的にはそういったことを取締役さんに説明を申し上げながら、来年の9月2日までの間に方向性を見極めながら、皆さん方に相談してよりよき方向を皆さん方とご相談したいということ社内においては申し上げているところでございますが、まだその会合に恵まれてない第3セクターもありますので、すべてが言い尽くしたということではありませんけれども、そのようなことで民間の皆さん方の指定管理に移行する、あるいはまた社内から社長を選考する、第三者を選んでくる、そういったことの中で、このことを進めていくため私は今、社長に就いているという認識でございますので、ご理解をお願いいたしたいとこのように思います。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

-----  
休憩 午後零時00分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。午後のトップバッターということで、まだ皆さんお疲れではないと思いますので、どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、通告にしがいまして質問をいたします。

今回は、旧菊池市において長年の懸案でありました老人福祉センター移転新築についてお伺いいたします。市におかれましては、旧菊池市の老人福祉センターの老朽化に伴い、新しく施設をつくってほしいとの老人会の皆さんの要望を受け、建設に向け準備をなされておられるようですが、昨日の甲斐議員の質疑にありましたように、建設予定地については7カ所が候補地として我々旧菊池市の議員に示されたところです。私もですね、本当誘導にこう載せられそうになりましたけれども、陳情書ですね、内容をよく見ましたところ、ちょっと考えたところがいいんではないかなという思いで今回の質問をさせていただきます。その中の1つ、有田物産跡地が最有力候補地として現在上がり、今回の予算の中にも不動産鑑定委託料として予算計上してあるようです。この経緯、経過については、昨日の甲斐議員の質疑の中でありましたので大体わかりました。しかし、風評の噂は実際のところどうなのか。そうではないとおっしゃるのなら、市民にわかりやすいように、また納得してもらえるように執行部の説明をやっていただきたいと思います。この点が、まず1つ。

2点目に、このことについて市民1,549名分の署名とともに陳情書が市長並びに議長あてに提出されているようですが、この市民の声をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。ちなみに、その後、新たに435名の署名も集まっております。現在もなお、署名の数は増えているようです。私もですね、よく街をさるくわけですけれども、そのとき私の顔を見て、私には署名のまだ回ってこんばってんというようなですね、そういう声を実際私に声をかけられてきます。そういう中で、私がですね、署名活動をやっては何か売名行為になってしまうかなということちょっと差し控えてはおります。その署名についていかがお考えでしょうか。

3点目に、菊池老人福祉センター建設検討委員会でのこの有田物産跡地についての賛成意見、または反対意見がそれぞれあったと思われませんが、どのような意見だったのか。

以上、3点お伺いいたします。なお、答弁はゆっくり、わかりやすくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） まず、老人福祉センターの建設の経過につきまして、簡単にご説明いたします。現菊池老人福祉センターは昭和47年に建設されまして、30年以上の経過で老朽化が進み、平成13年度に旧菊池市老人クラブ連合会からの改築の要望書が提出されました。これを受けまして、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を楽しんでいただくことを目的に整備することになりました。当初は保健福祉センターとして整備することとし、平成14年度、平成15年度にかけて検討がなされましたが、市町村合併に伴う新市建設計画において、保健福祉センターの複合施設を分離し、保健センターは新市全体の施設として合併後に進めることとなり、老人福祉センターは菊池市の継続事業として計画を進めることとなりました。平成16年度には旧菊池市で老人福祉センター建設検討委員会が設置され、建物にかかわる基本設計などについて検討がなされてまいりました。建設予定地の選考につきましては、旧市の福祉課において協議を進められ、庁議を経て候補地を絞り込み、議会にも説明がなされてきたところがあります。新市におきましてもこれらの経過を基に、合併後5月の文教厚生常任委員会で老人福祉センターの事業説明、さらに6月の同常任委員会で候補地の現地調査をお願いし、7月に第1候補地の確認を得たところがあります。以上のようなことから、今回の議会において第1候補地として考えている土地の交渉の参考とするための補正予算を計上させていただきました。今後は、不動産鑑定の結果により庁内において検討し、正式に決定されれば交渉準備を進めてまいりたいというふうに考えております。その後、用地等価格評価審議会において価格を決定し、地権者のご理解をいただければ、用地購入の契約を交わしていく予定になります。なお、用地取得後は温泉掘削の設計、施設の実施設等を菊池老人福祉センター建設検討委員会、老人クラブ連合会等と協議しながら進めていくこととなります。

それから、風評につきましては昨日の甲斐議員のお答えとだぶるかもしれませんがけれども、本用地を候補地といたしましたのは、建物面積と駐車スペースを合わせて必要な面積が確保できること、市街地の活性化に供する位置であること、老人会の要望に添い、交通便利性に適していること、温泉が必要ということで民間施設に配慮するとともに温泉掘削の同意が得られる場所であること、新市建設計画の予算計上の7億8,039万3,000円を上回らないことなどを総合的に勘案して、多

くの候補地の中から絞り込まれたものでございますので、風評というようなことはございません。また、候補地としてこれから検討するためにも、不動産鑑定は必要になり、用地の区画とともにそのような風評がでないように適正に判断しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、市民の声についてでございますが、ただいま、まだあと435名の署名があり、まだ増えているということでございますが、こちらにいただいております要望書、市民の声ということでは、市長及び市議会議長あてに老人福祉センター建設に関する陳情書が出されております。高齢者の利便性、経費の節減及び市街地の発展並びに物産館の振興のためには、市民広場が望ましいという内容であり、8月31日現在、ただいまありました1,567名の署名が提出されております。陳情書の中身は、市民広場の一角に新設移転をということで結ばれております。この市民広場は、旧菊池市において平成4年にふるさと創生市民広場として菊池武光公像、芝生広場、観光物産館、市民駐車場等の施設が配置されていますが、温泉街や周辺観光施設、商店街等の連絡及び拠点機能が十分果たされていないこと。駐車場不足、国道387号からアクセス不良により、観光客の立ち寄り拠点として再整備の要望がなされたことにより、平成9年3月、旧菊池市の庁内組織の市民広場周辺再整備等調査検討委員会を設置され、同年9月に旧菊池市議会において市民広場周辺再整備等計画調査特別委員会が設置され、翌年委員会からそれぞれ報告がなされました。議会の特別委員会からは、市民広場はレクリエーションや祭りなどの憩いの場として、また災害発生時の避難場所として基本的に広場として残すこと。2、スポーツ施設は、多目的運動公園へ移し、建造物は最小限に止めること。国道387号に隣接する旅館、民家等をタイミングや条件に合うものから買収に向かうことなどが提言されております。したがって、旧菊池市の議会からの提言・要望等を踏まえ、市民広場としての機能を十分果たすことができるよう新市で市民広場再整備推進委員会で再整備計画の進捗管理を行っているところでございます。この陳情書に出ております市民広場には、弓道場、ゲートボール場の移転跡地につきましては、道の駅の登録や駐車場不足の解消、観光客の誘導等を考慮し、大型バスを含めた駐車場の整備予定地と計画されていますし、大規模施設の建設より、市民が楽しみにされております夏の花火大会にも許可が出なくなるというような可能性も高く、周辺地域のイベント効果もかなり影響が出るため困難であるというふうに考えております。さらに一方では、平成13年の旧菊池市老人クラブ連合会の要望から数年を経過しております、早急な建設に向けての期待も大きいところであります。先ほど申し上げましたとおり、現在第1候補地として今後進めていく上での不動産鑑定の補正予算をお願いしたところでございます。二ノ文議員の申されるとお

り、市民の関心も高いことから、できるだけ早い時期に適切に判断してまいりたいというふうに思います。

それから、検討委員会での内容ということでございましたが、検討委員会は第1回の建設検討委員会を8月の31日に行いました。この検討委員会では、センター候補地の経過報告、あるいは今後の建設計画等について説明を申し上げ、必要性あるいは条件等をいろいろご説明しながらご相談申し上げております。その中で、多くの意見がありましたのが、まず用地の確保が先決ではないかというふうな意見が一番多うございました。あとは、土地の問題は事務局サイドではなくて検討委員会、あるいは議会と協議しながら検討しているということを申し上げております。いずれにしても、今申し上げましたように意見が一番多かったのは土地問題が先決でありますというようなことで、内容的にはそれが一番多うございました。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） それでは、再質問させていただきます。

まず、道の駅のことをおっしゃいましたけれども、道の駅は果たして本当にあそこにあることが可能なのか、いろいろ委員会等で議論があり、勾配の問題とかも出たというふうに思っております。

それから、花火の件ですけれども、弓道場があって、福祉センターができたからといってできないということはないんじゃないかなと私なりに考えております。

陳情書によりますと経費節減も含め、市民広場の弓道場跡地に建設したらどうかという意見ですが、私も大賛成であります。その理由として、有田物産跡地では温泉がいつ出るか、出ないのか、わからない状態で、掘削費6,000万円もかけてですね、やることは少々無駄が多いんじゃないかと私は思います。市民広場にはですね、八媛荘から市が買い上げた泉源が今現在足湯になっておりますけれども、その泉源を使えば無料でできる。そういう経費節減にもつながると思います。いろいろその、今、合併特例債とかでお金を使えばいいものではないと私も思います。さっき坂本議員さんおっしゃいましたように、アメはなめるほど、中に塩の入るとるとじゃなかるかというような合併特例債のアメのようにも最近では耳にしております。

それから2点目にですね、近くに芝生があるんですね。これは老人の方たちがですね、グラウンドゴルフもできるし、汗をかいた後に温泉につかり疲れを癒し、弁当を食べて、飲んで、その後に夢美術館で芸術文化にひたり、最後に物産館で買い物でもできれば、健康長生きにも役立ち、物産館の売り上げ増にもつながるかと思われま。

3つ目に、この署名にはですね、旭志の方の名前が非常に多いんですね。それで、私ですね、福祉センターに類似する施設を旭志の方に見に行きました。見に行ったらですね、旭志の議員さんおわかりだと思いますけれども、玄関にこう行ったらですね、天井を見たら穴が空いて、その穴が空いたところに鳩が巣をかけているんですね。それぐらい老朽化が進んでおります。今度は中に入りました。中に入って周りを見回したところ、ゴキブリがですね、うろうろうろうろしているんですね。中に今度は入って、また上に上がろうと思ひ、靴を脱いでスリッパを履こうと思ったら、スリッパもないわけですね。そういうふうな施設が現在今、旭志の福祉センターがそういうふうになっております。そういうようなことをですね、恐らく旭志の住民の方がですね、この陳情書の内容を見られたときに、ああ、こらよかばいというふうなふうに私は感じておられたんじゃないかなと思います。そういうことからですね、やはり4市町村、特にですね、旭志の住民の方、泗水、七城さんは立派な福祉センターがあるとちょっと聞いておりますけれども、特に旭志の方々の意見はですね、大事に聞いていかなければならないのかなというふうにも思っております。

そして4点目にですね、平成に入ったころよりですね、バブルの影響か、リゾート開発が大変進みましてですね、乱開発で乱掘削をあちらこちらでやって、既存の今まであったところのお湯が枯れたり、また温度が下がったりですね、お湯の出が減ったり、いろいろその乱開発の影響があるんじゃないかということで因果関係をですね、来年度平成18年度から環境省が因果関係をですね、調べることになっております。このようにですね、環境保全の面からも、なるべくあるものをですね、有効活用していただきたいと私は思っております。

以上の理由からですね、新築移転するならば、私は有田物産跡地よりも市民広場の方が利便性が高いし、財政負担も非常に軽く、何よりも温泉を掘らなくていいという利便性、そして節約が期待できるのではないかと思っております。そしてですね、このような、私も含め約2,000名ですね、市民の意見に対して、執行部はどのようにお考えになられるのか、再度お聞きしたいと思います。なおですね、435名分の署名はここにあります。現在もまだ進んでおります。日一日一日増えております。そのことを含めて、再度ご答弁を願いたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 私の方から、道の駅は本当に可能なのかというようなご質問に対してお答えをさせていただきます。旧菊池市の議会の特別委員会の回答であります「スポーツ施設等は多目的運動公園へ移し」というような項目も入っており

ます。それを受けまして、庁内の市民広場再整備検討委員会で検討をいたしてきているところですが、それに従いまして弓道場、ゲートボール場の移転は、ゲートボール場はもう移転工事完了いたしております、弓道場もまもなく着工となります。そういうふうなことで進めておりますし、このことは市民広場再整備計画の中で、あの広場をもっと有効にこう整備していこうというような観点に立ってやっているものでございます。387号線からの進入路が現時点では勾配の問題で進入路が難しいというような警察、あるいは管理者であります県の方からの指摘を受けておるところでございますが、進入路の位置の問題も含めまして、再検討に入っております。県の土木部とも今協議を進めておりますし、昨日も警察とも話し合いをやったところでございます。進入ができるように安全帯を設けながら、あそこに右折レーンができて、観光客等があそこに立ち寄ることができるような、そういった整備計画で今建設部としては取り組んでいるところでございます。そして、道の駅の整備につきましては、県の土木部とも協議いたしておりますが、平成20年ごろを目途に指定を受けるとというような方向で今も継続で申請中でございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 二ノ文議員さんの市民広場で花火の件をおっしゃいましたが、現在でも市民広場、物産館あるいは弓道場、それから民家等がございまして、いろいろな規制がございまして、事実でございます。この後に新たな施設を建てるということであれば、現在市民の方々大変期待をされております花火大会、迫龍まつりを含めまして、花火の方は特にこの施設が新しいのが建てば、もう困難になろうと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） まず、先ほど旭志の老人福祉センターのことのお話ございましたが、旭志の老人福祉センターにつきましては、新しい事業ですね、老人福祉センターの建て替えが計画されております。ほかの事業と合わせてですね、確かに老朽化してございますので、そういった計画はしておるということをもまずは申し上げたいというふうに思います。

それから、後の、市民広場が適地がよいと思うというふうなお話でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、それぞれ市民広場については現在まで検討なされておりますし、ただいままた花火の面、あるいは道の駅、そういった計画

的な市民広場の総合計画がなされておりますので、そういったことで現候補地ということによって今回の鑑定、不動産鑑定をお願いしとるところでございます。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） 今、不動産鑑定のことをおっしゃいましたが、昨日の甲斐議員の質疑の中で値段を出すのがですね、確かいつだったですかね、平成16年5月6日付で新市建設計画素案の中で補足資料として、もう既に1年以上前にこう7億8,000万円ですね、値段というのが、何かあたかも将来を見通したようにですよ、出ていること自体がおかしいと、私も昨日本当に思いました。委託料の方を先に出して、それから値段が付くのが当たり前なのに、何かそこら辺がですね、少しやはり市民の方々に風評が出る原因じゃなかろうかと私は思っております。それと、花火の件ですけれども、現に今、弓道場があるわけですよ。そこにあの建物がまた、同じ規模ぐらいのものが建つと。そう考えたときにですね、努力によっては、私も消防団ですので一生懸命見張り番をやります。あのそこにうちの副分団長もおりますので、しっかりお願いしたいと思っておりますので、よくお考えいただきたいと思っております。

それから、さっきちょっと言い忘れたんですけど、避難場所ということですが、木村さんいらっしゃいますけども、鳳来あたりからですね、避難してきよるときにですね、地震あたりがあったときに、とても間に合いません。そこにグラウンドに逃げてきたときに、地震がいきなりきた、また余震が来て、今度は武光像が倒れたら、また大変なことになるんですよ。避難場所というのは、やはりそれぞれの地区ごとにですよ、行政の方から指導をしていただいて、そして確保をすると、そういうことが一番大事なんですよ。現に何年前か台風がございましたときに、あそこはごみの山です。玄関口にごみを溜めて、何ヵ月も野ざらしにして、そして最後は九州産廃のお世話になると。そういうような状況にならないような、そういう活用の仕方があの市民広場には大事なんではなかろうかと私は思っております。

そのようなことからですね、再度あの市民広場、弓道場跡地を8つ目の候補地として、再度検討委員会を招集されて検討・議論をしていただきたいと、そのことをしっかり要望したいと思っております。それから、陳情書につきましては、文教厚生常任委員会の管轄になります。常任委員会ですね、皆様に良識ある判断をしていただきたいと思っております。

8つ目のですね、候補地のことを、これ答弁をそれだけ求めます。検討委員会ですね、の招集。



議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） まず、先ほど温泉の乱開発とならないかというふうなことでお答えしておりませんでした。温泉掘削は県の許可により実施しているところがございますが、その保全には県とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどの旭志の問題でございますが、旭志の老人福祉センターにつきましては、合併協議会の中で新市建設計画の中にもありまして、先ほど申し上げましたように早急な対応をしたいというようなことで考えております。文教厚生常任委員会でも、まず旧菊池市の老人福祉センター建設が先ということで了解をいただいております。そういった中で、旭志も順次整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、市民広場を再度検討議題に挙げたらということでございますが、このことにつきましては、まだ1回しておりますが、今後の検討委員会の検討の材料とさせていただきたいというふうに思います。

議長（北田 彰君） 次に、福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） こんにちは。皆様、まだ2人目ですので、お昼寝をしないように耳の掃除をしていただいて聞いてほしいと思います。

それでは、質問いたします。基幹産業の農業対策について、経済委員長の許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

菊池市におきましては、私が言うまでもなく、何と云っても農林業は基幹産業であり、多くの方が従事しておられます。稲作、果樹、野菜、畜産業など、どれをとりにしてもブランド化されて有名なものばかりです。どれだけ先人が努力されてきたのか、またそれを皆様が継承し、守り、発展させてこられたことか、離島の半農半漁の小さな集落で育ち、猫の額ほどの田畑を大切に耕作し、水に不自由をした子ども時代の私の知る農業から考えますと、熊本の農業は本当に驚きと感嘆するばかりでございます。熊本は大変恵まれた土地で、緑豊かで、水はおいしく、豊富な農産物が育ち、湯水の心配のないこの熊本の菊池市に縁があったことに私は感謝をいたしております。市長は先の6月議会の施政方針で、菊池市の基本理念である豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを市民とともに目指し、菊池市に住みたい、住んでよかったと思う市政を推進することを命題に6つの公約を掲げられ、1つ目に農林業の活性化を進めるため、認定農業者の育成、女性農業者の地位向上、畜産環境への対応などの農業後継者が夢の持てる施策、農業いきいき特区を活用した遊

休農地の活用とグリーンツーリズムの推進、農林畜産物のブランド化などを展開していかれるようでございますけれども、その中で産業振興のためファーム菊池に新規就農支援セミナーを継続実施していくなど、お話をされましたが、今日の質問は、旧菊池市長時代に市が1,000万円、菊池物産館100万円、個人が15万円の計1,115万円で設立されたこの有限会社ファーム菊池という農業法人について、今年度も委託事業などの予算がございますが、この設立の目的・内容・活動状況・成果について再確認のためご説明をお願いいたします。

次は、教育・文化の里づくりについてお尋ねいたしますが、その前に教育長にお会いするのは私はもしかしたら初めてだと思いますので、このたびはご就任おめでとうございます。教育長として新しい菊池市の子どもたちの人材の育成に、生涯学習にどのように取り組まれていかれるか期待をしておりますが、1年では何もできないと思いますので、再任も認められますので、教師経験者として力を発揮していただきたいと思います。

それでは、質問を続けさせていただきます。これも市長の公約なのでございますけれども、保育園・幼稚園・小・中学校の連携や児童生徒の非行・悩み解決のための心の相談室設置、学校教育の環境整備、生涯学習の充実などを展開していくということでございますけれども、具体的にはどのようなことが計画されておりますか。お答え下さい。また、幼・保・小・中・高校の連携と言われるのであれば、菊池市内にあります菊池高校、菊池農業高校、それから菊池女子校などの位置づけが私は問題になってくると思います。私たち母親が中学3年生の高校受験生を抱えるときよく話題に上りますのが、この地域は387号線利用で熊本市内とそれから菊池市内にはバスの便もよいので部活をさせながらも高校生活をエンジョイさせることができるけれども、山鹿や大津は交通の便が悪い、本当は普通科なら菊池高校に進学させたいんだけど、でもねと言いながら、子どもの希望もあって通学に不便なところを受験、そして進学させ、親子共々バイク通学の許可が出るまでは、雨の日や、それから部活で遅くなる時には送迎に大変な思いをしているところが多いようです。なぜ地元の高校を選ぶことができないのか、学校は近くにあることがいいですし、地元も元気づくと思います。私が熊本に来て驚きましたのは、あなたはどこの高校出身ですかとよく聞かれることです。同窓生ということをとっても大切にしている県民性があるように思います。同窓会もよく開かれているようで、私のようによそから来た者としてはうらやましい限りでございます。愛校心や愛県心が強いのではないかと考えます。これらの県民性を考えますと、人づくり、地域活性化のためにも、地元高校の位置づけをどのように市長、教育長は考えてございますか。市として地元の高校を選んでいただくためにどのようなことを考えてございますか、

お尋ねをいたします。

1 回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 福川議員のご質問のお答えを申し上げたいと思います。

有限会社ファーム菊池の件につきましては、第 1 回の定例会の中で経営状況報告を申し上げておりましたので、後で参照いただければと思いますけれども、議員もご承知のとおり、今日の農林業は労働力の高齢化の進行や耕作放棄地の増加などにより大きな課題を抱えております。特に、中山間地、山間地では、高コストの生産性の低い地域として、農地、林地の荒廃などが進み、多面的な機能の低下や集落機能の維持など、深刻化をしております。このようなことから、集落営農や高齢化対策、新規就農者への支援などの推進や消費者と生産者の架け橋として、また生産者の思いと消費者の期待をつなげることを基本理念として、地域の資源であります自然・土地・人・生活・文化など、地域資源を最大限に有効活用し、かつ作る側のこだわり、思い、信念、栽培過程などを語り、さらに地域のよさや魅力などを PRしながら、将来にわたる消費者の食べる安全と生産者の作る安心を広く構築するための目的を掲げ、平成 16 年 4 月に農業生産法人有限会社ファーム菊池を設立した次第であります。

活動状況としましては、生産・販売として、農地を約 2.5 ha 借り受けて、現在ヤーコン 120 a、ハウス栽培による野菜、花卉など 60 a、露地野菜 40 a、有色米 30 a、高原野菜 20 a、ぶどう 7 a などを耕作し、販売につきましては、これまできくち観光物産館をはじめ、地域の企業、法人などを中心に販売をしております。指導部門としては、農業、農山村への理解を深めることを目的とし、河原小学校農業体験研修の受け入れや知的障害者施設わらび学園の皆さんを招待し、収穫体験などを実施されております。また、意欲ある就農希望者の円滑な就農並びに農業後継者の定着を図ることを目的に、市主催の新規就農者の研修受け入れや新規就農支援セミナーを実施されております。今後はこれらの活動に加え、新規作物、新品種の導入実証や集落農業への支援などの活動も計画されておると聞いております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 教育文化の里づくりについて、具体的にどのような計画があるかということですが、まず幼・保・小・中・高の連携につきましては、これまで

も幼保小、小中、中高の連携というのはそれぞれ実施されてきましたけども、幼稚園、保育園から高校まで一貫した連携というのは余りありませんでした。しかし、その重要さというのは私どもも認識しておりますので、平成16年度から県の研究指定を受けまして、七城町では幼・保・小・中の連携を、また菊池高校では幼・保・小・中・高連携を研究、実践しております。内容を紹介しますと、七城町では人権を大切にすることをベースに幼・保・小・中が共通の目標を持ち、全職員、全保護者が長期にわたって子どもを見つめながら、日々の保育や教育にあたることを目的に、職員同士の学びの会の部会、幼児、児童、生徒同士のふれあいの会の部会、保護者同士の子育ての会部会、また広報啓発を目的の連携の和の会部会、この4つの部会を中心に地域の子どもは地域で育てることを目指して活動を推進しています。今後この成果を全小・中学校で取り入れていくつもりでございます。また菊池高校では、菊池高校職員や菊池高校OB、さらに菊池高校後援会が中心となって、学力向上と豊かな人間性及び健康や体力づくりを目指して取り組んでおります。内容としましては、高校職員や高校OBによる中学生を対象にした学習指導の拓志ゼミナール、それから中学校・高校の先生たちによる合同の授業研究会、それから幼・保・小・中・高の合同のボランティア活動、それから中学校・高校の合同部活動、それから新聞にも載っていましたが高校生による小学生への学習支援等の活動を実施しています。

次に、児童生徒の非行悩み解決につきましては、議員の質問にありました各中学校への心の相談員の設置、それから小・中学生を対象に菊池市青少年ホームでのきくち適応教室、それから泗水公民館でのこうし教室の開設をしております。また泗水中学校と菊池南中学校に文科省指定で臨床心理士によるスクールカウンセラーの配置、それから隈府小学校、旭志小学校に子どもと親の相談員活用事業を行っております。

次に、教育環境整備につきましては、施設整備として、障害を持つ生徒を受け入れるための菊池南中学校へのエレベーター設置と段差解消の整備、それからさらに老朽化に伴う旭志中学校、泗水東小学校、泗水西小学校の校舎等の耐震診断業務、泗水中学校の耐震補強設計業務を実施しています。また、マンパワーとして、全市内小・中学校に学校図書司書の配置、さらにLD、ADHD及び75条学級の補助教員、さらに個に応じた指導のための少人数指導としての補助教員及び小学校の英語学習の指導者を配置し、児童生徒の学力向上の充実を図っております。また、教育内容としましては、市内小・中学校19校ありますけれども、その内18校が何らかの研究指定を受けておりまして、研究を進めております。文部科学省指定が11校、熊本県教育委員会指定が2校、菊池郡市教育委員会連絡協議会指定が1校及

び菊池市教育委員会指定9校がそれぞれ指定を受け、学力向上や人権教育及び特色ある学校、開かれた学校づくりを展開しております。

生涯学習の充実につきましては、これまで旧市町村ごとに公民館を拠点して実施されてまいりました様々な学級や講座の連携を図り、どこの講座等にも参加できるような周知と募集を行っております。また、市職員が市民の皆様の要望に応じて地域に出向き、行政各課の取り組みや情報を提供する生涯学習出前講座を実施し、行政がより身近なものになり得るような施策を実施しております。さらに本年度の大きな事業としまして、仮称ですか、菊池市生涯学習フェスティバルを来年2月に計画しております。具体的な内容につきましてはこれから計画してまいります。市民の皆様の学習の成果の発表の場として、あるいは地域に残る郷土芸能の披露、また記念講演などを取り入れ、多くの市民の方に参集いただける内容としたいと考えております。このほかにも、学校が週5日制になったことを受けて、土曜日を利用し、自然や文化、歴史及び新しいスポーツなどを体験させるための土曜体験教室を定期的で開催するなど、心豊かな子どもたちの育成に努めております。

もう1つ質問がありました地元高校についてのどのように考えるかということでございますが、地元の高校3校ございますけれども、3校ともそれぞれに伝統と歴史を持っております。文教の菊池と言われるここ菊池の人材育成に大きな役割を果たしてきたと思っております。しかし、地元の中学校から熊本市内や近隣の高校へかなりの数流出しているということも事実でございます。私としては、菊池高校のOBとして、やはり経済的な面、距離的な面を考えましても、地元の子どもは地元の高校へ進学してほしいという気持ちは議員さんの気持ちと同じです。そのことが、やはりふるさとを愛する心や誇りとなり、地元定住へとつながると信じておりますし、さらに地域の活性化にもつながると思っております。

進学については、その子どもさんの特性、個性を生かして将来の目標に向かって、やはり行きたい高校に行くというのが原則だろうと思っておりますけれども、そのためには、やはり地元の高校にこれまで以上、子どもたちの様々なニーズに対応できるような特色ある、魅力ある学校づくりを期待したいと思っております。

それから、ご指摘の保護者に高校に対するですね、認識ももう少し考えてほしいなということも合わせて考えております。現在、菊池高校ではそういう意味で特色ある学校づくりということで、先ほど申しました学力向上のための小・中・高連携、文教菊池を未来につなぐ拓志プランということですが、その事業を展開しております。具体的には先ほど申し上げたとおりでございます。このようなことを通して、地元の子どもは地元で育てるという機運が高まることを期待しております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） ご質問にお答えいたしたいと思いますが、ただいま教育長の方から大変素晴らしい的確なご答弁をいただいておりますので、私の方はところを替えながら答弁いたしたいと思います。

菊池市内にあります県立高校2校についての位置づけということでのお尋ねでございますが、教育長は今、ご自分の考えをお示しいただきました。親子共々に地元の高校へ進学を望んでおられると私は思っております。果たして敬遠されているのかなという思いであります。たくさんの中学生在が市街に流出をしているという今のご答弁聞きますときに、その方々なり、子どもさん方なり、ご両親、ご家族という立場におきましては、子どもが行きたい学校に行ってほしいという、それは地元高校に残りたいという思いも他の高校に進学しようという思いも同じものではないのかなというふうに思っております。敬遠という言葉には置き換えたくないと思っております。既に今現在入学をし、地元高校で熱意を持って頑張っている生徒さんたちは、自分の学校にそれぞれに誇りを持っておられると、このように思っております。要は地元高校に進学をせず、遠い道のりを超えて行かれる方々について、親御さん等々についてなぜなのかといった場合に、今特色のある学校が求められていると。そういった中に地元高校が、やはりこの中学生の皆さん方から希望されるような学科、コース、そういったものを設置していくことが時代に果たしてどうなっているのかといったことではないのかなと思っております。私も教育長も菊池高等学校の卒業生であるということでございまして、私は政治家の道を選び、現在市長職に就かせていただいておりますし、また田中教育長は教育者として長年にわたり教育界にあられましたし、今5万都市の教育長として教育行政のトップに就任をされております。卒業生の中には、いろいろとその産業界においてそれぞれ努力をされておりますし、プライバシー的なことですが、田中教育長さんの長男さんも菊池高校で、今は若手弁護士として法曹界で頑張っておられます。いずれの高校におきまして、そういった社会的に生きがいを感じながら、その学校を卒業したことを誇りに思っておられる方々がたくさんおられると、このように思っているところであります。仮に地元の高校、この我々の行政自治体の範疇にはありませんけれども、望むとすれば、まさにこの伝統ある地元高等学校が特色のある時代にふさわしいような、そういう教科、コースを設けてほしいなど。例えば国際科の設置などではないのかなと。今、英語という教科もありますけれども、お隣の中国語であったり、韓国語の選択ができるということなどはどうなのかなと。あるいはまた、絵画や書道といったもの、文化芸術などというのもそうだと思いますし、また

菊池にふさわしい武道コースなどを設けることはいかなるものかなと、このようなことも思っているところでもあります。社会のニーズに合った教科というものを、その時代時代において進めていかなければならないと思っております。そういった意味におきましては、地元高校に望まれる、進学したいと望まれる中学生の皆さん方の希望に添った一つの学科の改変等々も進めていただければなと、このように思っておりますが、そのような機会を捉えながら学校当局にも進言をしていきたいと、このように思っております。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 経済部長の答弁をいただきまして、また6月議会での16年度の事業報告書を読んでみましても、ファーム菊池の設立とか、目的、内容などがですね、例えば旧泗水町で行われておりました歴代町長の農業施策、農協とタイアップの楽園農業、また町単独の元気の出る農業、アグリプロ21なども農業活性化のため、また農産物のブランド化のため、名称は変わっておりますけれども、新農産物の研究とか開発、それから後継者育成などの目的で行われておりました、泗水町の成果としてはアスパラガスとか、マンゴーとか、発芽玄米、一寸空豆まどの特産品づくり、加工などに取り組むグループ農家など、助成された政策がありました。規模は違えども、ほとんど変わらないんじゃないかなというのをちょっと私は現地調査をしたときに思いました。ところがですね、合併したことで、旧泗水町等で行われておりましたこういう事業がなくなりまして、取り組まれていた農家などのグループから続けていけるだろうかとか、それから始めようとしていたグループなどから不安の声が寄せられております。旧七城町では、何か組合方式だったり、旭志の方では、またちょっと違って方法で農家の活性化のためいろいろな施策が行われていたようです。対等合併の立場からいきますと、これらの事業にも何らかの措置をすべきだと思いますし、市長は公約の一番に農林業の活性化を掲げられておりますので、私は何かこの事業も継続すべきではないかと考えておりますけども、市長のお考えをお聞かせ下さい。

それから次に、教育の面ですけれども、教育長には大変詳しく説明をしていただきまして、いろいろなことが取り組まれていることがわかりました。教育のプロの教育長さんに素人の私が言うのもおこがましいことではございますけれども、子育ては本当に環境が大切だとつくづく思っております。家庭環境、学校環境、地域の環境のどの環境も欠かすことのできないものだと思います。子どもは親を選ぶことはできませんし、澄んだ瞳を濁らせてしまうのも私たち大人でございます。また、社会に出たときに、近ごろはですね、社会に出たときに社会生活のできない大人が

ですね、増えてまいりました。私たちの育ったころは年上がですね、下の子どもを見る縦のつながりがありまして、良くも悪くもそこで社会性を育ててもらいました。大人に成長していく遊び仲間だった兄さん、姉さんの様子を見て大人の世界をかいま見て自分たちは成長してまいりました。今は横のつながりばかりが多く、私の子どもを見ていても同級生とはよく遊んでいるようなんですけれども、部活以外ではですね、上下関係で遊ぶということはあまりありません。そして、室内遊びなんかをする様子を見てますと、ゲームをする子、本を読む子、それから会話があまりないんですね、今の子は家の中で遊ぶ場合に。それで、私たちが本当にこの高校生ぐらいになりますと、どういう社会人になろうかとかですね、よく考えたものでしたけれども、今の子は本当に何かちょっとですね、もっと大学や何かに行くからでしょうけれども、どうやって自分たちは大人になってから社会に貢献していくのかということですね、考えることが足りないんじゃないかなと思います。昔の私たちの子どもころの方がですね、同年齢と比較しても何か大人ではなかったのかなと感じております。そこでですね、縦のつながりを経験させるためにもですね、先ほどいろんな七城地域では研究指定校として行われているようなんですけれども、私はちょっと提案させていただきたいのは、小学校4年以上高校生までを対象のですね、4泊5日の宿泊体験研修なんですけれども、これは合志町ですね、行われておりまして、それでとても親から喜ばれているんですよ。よその町の真似をしろとは言いませんけれども、ですね、やっぱりそこでですね、そこは木、金、土、日と4泊5日ですね、木、金は、そのある場所から学校に通うんですね。親は一切その間親との連絡は取れないそうなんです。そこで、そのいろんな計画をして、先ほど七城で行われていたようにボランティア活動をしたりとかですね、して、そして帰っていくそうなんですけれども、もちろん学校の方にも金、土は通うんですね。そういうのをやっておられまして、とても親の方からも喜ばれております。それで、ぜひちょっと考えていただきたいと思いますので、次、答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 福川議員のご質問にお答えを申し上げます。

旧市町村地域で行われた農業対策についてということで、合併前の旧4市町村においては、それぞれの地理的条件などに応じまして、作物の振興、国・県補助事業の補助上乘せや各種団体が行う事業への補助など、それぞれ独自の方法により農業振興施策が進められました。旧泗水町におきましては、これまで町とJAとの連携による農業振興、農業経営の確立を図る目的の協議会を設置し、農業面の技術指導



などのノウハウを持った県普及員OBの方を事務局長として、この協議会で雇用し、各関係機関と検討を重ねながら、各種農業振興施策を講じてこられました。しかしながら、協議会の事務局長も辞意を表明され、推進リーダー不在となり、協議会自体も市町村合併によりまして廃止になっております。合併時の事務事業調整の中で、進行中の国・県事業については継続事業として予算化をいたしましたけれども、それぞれの単独事業につきましては予算化できなかったものであります。今後につきましては、合併を機に新たな全市的な農業振興施策を講じる必要があります。現状必要な各種の取り組みに対する支援等については、国・県事業の調査を行い、補助事業への誘導を図りながら、今後新市の農業振興方針、施策につきましては今後新市の総合計画策定に合わせ、農業を取り巻く様々な厳しい環境の中、担い手の育成や地産地消、特産品加工開発の推進、高齢農業者の活動促進及び多様な生産組織の育成などの集落営農の確立を推進するとともに、環境に留意した安全・安心・高品質の農産物生産等、菊池農業の確立に向け現状の課題を整理しながら地域の特性を活かした農業振興施策を検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

よく環境が人を育て、その環境は人がつくるといことがよく言われます。子どもの環境づくりというのは、私たち大人の責任だと思っております。そのようなことを踏まえて、宿泊体験研修についてお答えしたいと思います。議員が言われますように、最近の子どもたちは少子化やIT社会の急速な発展などにより、先輩後輩が一緒になって遊んだり、行動を共にする機会は少なくなりました。お互いが助け合い、また協力し合うというそういう心が薄れているのは事実であろうと思っております。いわゆる人間関係づくりがなかなかできないということも、今の若い大人のの中にもあるということも聞いております。そういうことから、ご質問の体験研修というのは大いに意義があるものと考えますし、先ほどありました合志町で小・中学生を対象に実施されていることも承知しております。年2、3回だということで、20名程度を町内から募集して4泊5日でやっているというのを聞きました。ただ本市の場合、合併し小学校が14校、中学校が5校となりまして、本当に広い範囲でありますので、学校への通学距離の問題ですね、送迎の問題、それから、施設の宿泊等の問題、その整備の問題、あるいは指導員の問題等、課題が多いと思われるかもしれませんが、他市町村でのそのような先進的な取り組みを調査しまして、モデル的

な取り組みも含めて今後検討していきたいと思います。例えば、現在尚実寮という菊池北中学校がございますけれども、そこは宿泊等ができますので、そういったこともひとつモデル的に考えて検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 菊池ファームのようなですね、法人のやり方がよいのならばですね、他の地域にも私は広げていただきたいなと思っております。私も農業をしていないのですね、こういう農業のことを言うのも、語れないんじゃないかなということで、今年からですね、小作を始めました。本当に、なにしろ田んぼが結構大きいので、なかなか大変なんですけども、結構ものが要りますし、それからまたですね、本格的にですね、夫が定年後、私たちはあと百姓をやりたいなと思っておりますよ。それで、百姓になりたいと思うと、結構資金が幾らあっても足りないんですよ。それを考えますと、新規就農者の支援とか、それから新規農作物の導入やなんか助成があると、農業を始めようという人にも、就農中の人にも多くのメリットがあると思います。市長の今後の農業施策に期待をいたしております。

そして、教育面ではモデル地区を考えてみるということの答弁をいただきました。私は何でもチャレンジしてみることが大切ではないかと思っております。地域公民館もたくさんありますので、地域公民館での世代間交流事業なども考えてあるようですので、ぜひ検討していただきたいと思っております。そして、参加者の親同士の懇談会なども必要になってくると思っておりますので、親も一緒にそういう場で成長していきたいと思っております。私は、それから教育委員会にですね、保護者が気軽にいろいろな相談に行けるような場にしてほしいと思っております。何かどうしても教育委員会は敷居が高いようなところがありまして、なかなかですね、子どもが不登校ですね、を始めた高校生なんかのときなんかでも相談ができなくてですね、やっぱり顔見知りだとどうしても、同じ母親にも自分の子どもがだんだん不登校になってきていることを言えない母親もおりますので、本当に教育委員会がですね、保護者の悩みも聞いてくれるような教育委員会になってほしいと思っております。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午後2時07分

開議 午後2時22分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） それでは、一般質問いたします。

私が通告をした議題は、国保税の一本化について、この際大幅減税を求めると、こういう質問事項であります。今日は中学生の皆さんがお見えになっておりますので、わかりやすく説明をいたしたいと思うんです。国保税とは、国民健康保険税のことです。お父さんたちがサラリーマンの方は社会保険に入っていらっしゃる。国家公務員その他地方公務員の方は共済組合に入っていらっしゃる。自営業者、お勤めでない方が国民健康保険税を払っておると、これが高いから下げろという主張を今からいたしますので、よく聞いて下さい。合併をしてから半年近くになりますが、合併の際に国民健康保険税も含めて固定資産税、その他の公租公課、住民の負担に関わる問題、これらが一本化できないと、不均一課税、こういうことで今日までやってきております。これをどうするのかと。執行部のご見解では、今年度中に一本化をして、来年度からは一本化でいきたいと、こういうお話でございますが、まず一本化をどういうふうな手順でお進めになろうとしておるのか。特に国民健康保険税について一本化をどういう手順でお進めになるのか聞きたいというふうに思うわけですが、この議会にですね、水道料金の菊池と泗水の一本化が行われました。これによると、泗水町は水道料金の値上げになると、これが合併後の一本化の一つの序曲の始まりではないかと、私はそう思うんです。あらゆる問題がそういう方向で高い方に合わせて、低いところは底上げになると、これでは住民、市民はたまったもんじゃないというふうに思うわけであります。しかも泗水町、旧泗水町単独であったとするならば、水道料金の値上げ等については住民の皆さんから相当のご意見が出ると。ところが今回は執行部の皆さん、何の説明もせんでぼすっと議案を出してきて、住民が知らん間に決めてしまおうというふうなお考え。これじゃ困ったもんですね。やっぱり民意を汲み上げる、住民の意見を尊重する、そのためには説明責任を果たす。まず説明責任を果たしなさい。それまでは水道料金の問題も議案を引っ込めなさいと、そう言いたいけども、私はその議題ではございませんので、そこはそれまでにします。今、盛んにですね、構造改革を通じて官から民へと、何か官は悪いもん、公務員はバカばかり、そんな風潮がですね、まき散らされておりますが、実際ですね、官から民へいい面もある。しかしよく考えてみらんとですね、官から民への民とは、国民の民なのか、民間大企業の民なのか、その辺をですね、ぬかりなく我々は頭を絞って見つめ直さんといかんというふうに思います。そういう点でですね、今、テレビ見ると朝から晩までアフラック、アフラック

と言ひよるんです。アヒルが叫びよるでしょう。一方では、117、117、アリコ、アリコと言う。そして、医療保険、医療保険、盛んに民間保険会社が医療保険をですね、宣伝しよる。なぜか。彼らの方がすばしっこいから、いずれ日本もアメリカ並みに医療制度が民間中心の医療制度になると、そういう方向性を予見して、今から宣伝している、そう取らざるを得ないでしょう。私はそうならないように、健康保険税、国保会計、これらを慎重にですね、運営をして、きちっと住民、市民の健康を守る、それから生活を守っていくと、このことが求められておるといふふうに思います。それで、私の質問は大変簡単です。まず、どういう手順でお進めになりますかということを知りたい前に、今の国保会計の現状はどういうふうになっておりますか。菊池市、七城町、旭志村、泗水町、合併以前の状況でそれぞれの旧市町村別に国保、国民健康保険税の税金の状況、課税の状況、これらをですね、まず明らかにしていただきたいと申します。その上で、さらにお尋ねをするわけですが、私の言い分どおりにですね、そのとおりにいたしますとおっしゃれば、10分ばかりで済むわけです。

第1回目の質問は、以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 旧4市町村別の国保税の現状についてということでご説明申し上げます。平成17年7月末現在、旧市町村別の国保税医療分の世帯数と被保険者数は合計1万761世帯、2万4,842人となっております。内訳は、旧菊池市が5,808世帯1万2,707人、旧七城町が1,150世帯3,020人、旧旭志村が1,066世帯2,940人、旧泗水町が2,737世帯6,175人となっております。

次に、課税内訳ですが、所得割の課税総額は12億301万円で、内訳は旧菊池市が所得割率9.7%、課税額5億3,539万円、旧七城町では8.9%、1億5,019万円、旧旭志村は9.7%、2億4,375万円、旧泗水町は8.9%、2億7,366万円となっております。また、均等割の課税総額は6億5,920万円で、内訳は旧菊池市が均等割額2万6,000円、課税額3億3,038万円、同様に旧七城町は2万7,000円で8,154万円、旧旭志村は2万7,400円、8,055万円、旧泗水町は2万7,000円、1億6,672万円となっております。

次に、平等割の課税総額3億4,261万円で、内訳は旧菊池市が3万1,000円、課税額1億8,004万円、同様に旧七城町が3万3,000円、3,795万円、旧旭志村が3万3,200円、3,539万円、旧泗水町が3万2,600円、8,922万円で、これらの課税限度額の超過や低所得者世帯に対する7割軽減、

5割軽減、2割軽減を差し引いたそれぞれの市町村別の合計課税金額は旧菊池市7億8,483万円、旧七城町1億8,922万円、旧旭志村1億8,300万円、旧泗水町4億453万円で、課税総額15億6,158万円となっております。また、国保税の軽減状況は、旧菊池市では対象の被保険者数が5,852人、世帯数が3,048世帯、軽減額合計で1億3,603万円、旧七城町では同様に1,128人、550世帯、2,651万円、旧旭志村では1,188人、529世帯、2,804万円、旧泗水町では2,503人、1,261世帯、5,839万円となっております。総数で1万671人、5,388世帯で、全体の50%、2億4,899万円となっております。

次に、国保会計についてご説明申し上げます。旧4市町村合算による国保歳出決算は、平成14年度で対前年度比96%の46億5,500万円、平成15年、16年度は毎年対前年度比107%の伸びで、平成16年度は53億7,500万円となっております。医療費の伸びの要因は、平成14年に導入されました前期高齢者医療制度、いわゆる国保年齢が従来の69歳から74歳までに引き上げられたことや、医療技術の高度化、社会経済の低迷による政府管掌健康保険などからの国保への移行等で、毎年3億円強の医療費増となり、平成19年度まで続くこととなります。また、平成16年度の1人当たり医療費40万5,000円は、県平均42万円の96%となっております。

次に、経営内容でございますけれども、平成13年度から16年度の経常収支は黒字となっているものの、繰越金や基金からの繰入等で対処し、単年度収支は平均5,800万円の赤字で厳しい国保運営を強いられております。このような厳しい状況の中で、平成17年度、本年度歳入での税率は合併協議会での決定事項の不均一課税とし、歳出を対前年度決算比ベースで102%、55億400万円を計上し、療養給付費負担金や調整交付金等の各種補助金・負担金の確保に努力するとともに、収納特別対策事業による滞納対策を実施するなど、公正・公平な税の徴収に努力しているところでございます。また、歳入確保努力はもちろんです。歳出抑制策として従来の人間ドックや鍼・灸助成等の実施による病気の早期発見、治療で、医療費高騰の予防や合併後の全市民を対象に健康増進と融和を目的にした水中、湯中運動事業等の保健事業を充実強化することで、国保財政の安定と健全化を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 合併をした4市町村が今までの過程から見て、それぞれ税率が違

う、課税方式、課税方式の金額が違ふということで、いよいよ一本化をせにゃいかんわけですけれども、この合併が進められる際の国・県・市も含めて、皆さんが我々にお約束なされたことは、私はいつも申し上げます。負担は低い方に、サービスは高い方に。そういう方向で料金の統一を、国保税の統一をお考えになるのかどうか。どういう手順で、しかも今度の水道料金みたいに住民には秘密のうちに上げるというようなことではなくて、住民にもきちんと説明責任を果たして決定をなさるのか。その、これから先、料金統一を、税率統一をどういうふうな方向でお進めになるうとしておるのか、そのことを詳しくご報告をお願いしたい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） ご存じのように、合併協議会では平成17年度は不均一課税ということで確認されて、18年度において給付に見合う税ということで統一するという事になっております。今後の改定の考え方でございますけれども、10月下旬までに電算システム等で試算をいたしまして、11月中に国保税率の試算を行い、11月下旬に庁内で協議をいたしまして、国保運営協議会へ説明申し上げ、12月議会中までには委員会、全員協議会へご説明を申し上げ、2月ごろに予定いたしております国保運営協議会の方に諮問し、答申をお願い、3月に議会へ上程することとしております。考え方といたしましては、平成16年度の税率、4市町村の税額でございますけれども、その税額を単純平均値的な数字でしまして、16年度決算ベースの総税収額を上回らない、いわゆる16年度ベースで4市町村の税率を制定するならばということで、基本的な考えを持っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） なるべくですね、やっぱり住民の負担にならんように、有利な方法で、方向で決めていただきたい。そして決める際には十分に住民の、議会を含めて住民、市民の皆さんのご意見を汲み上げて、その上で決めていただきたい。このことは、まず今の答弁に要望をしておきたいと思えます。

それから、せつかくのときですからね、私は高すぎる国保税、もう少し値下げをしてほしいというふうに思うんです。この私がいただいた資料から逆算をしてみますと、4市町村合計ですね、所得割から逆算をすると1世帯の所得月割で17万1,595円になるんです。これを社会保険でもし課税をしたとするならば、6,970円。そういうことで計算をしてみてもですね、1世帯当たりが今課税額が14万5,115円になっています。それで、今のような計算で社会保険だとすれば8万

3,640円になる。もちろん社会保険の場合は事業主負担が2分の1ですから2分の1減っているということはありますけれども、我々国民健康保険税負担者は2分の1の負担者がいない。しかし、少なくとも菊池市には一定の貢献をしている。2分の1とは言わぬけれども、一定の負担をしてほしいというふうな気持ちもあるわけで、そういう点です、被保険者世帯数が1万761世帯です、4市町村合併で。もし1世帯1万円の減額をすることで、一般会計繰り入れすれば1億ちょっとで、1億ちょっとです、1万円減額ができると、5,000万円程度の繰り入れをすれば、5,000円の減額ができると、1世帯ですよ。その程度のことです、お考えになっていいんじゃないのかと。そうしなければ、国保税の住民負担というのは大変重いということで、払えない人も出てくるというふうなことになり兼ねないので、そういう点をひとつお考えいただいて、値下げを実行していただきたい。そのことについて、ご答弁を求めます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 一般会計を繰り入れてでも大幅な引き下げをということだろうと思いますけれども、ご存じのように国保事業は特別会計で独自性と独立性が求められてる中で運営は大変厳しいものがございます。合併前と新市では経常収支は黒字となっていますものの、繰越金や財政調整基金繰入等で対応しておりまして、実質の単年度収支は赤字を計上している状況でございます。本来、国保特別会計の健全運営には給付に見合う税収の確保が重要で、その手段としての税率改正は必要不可欠と考えております。現状での一般会計からの繰り入れは国保税の7割、5割、2割軽減分に対する保険基盤安定繰入金がございます。平成16年度は2億3,800万円となっております。また、平成14年度の前期高齢者制度創設に伴い、平成19年度までの期限付きの保険者支援分として4,800万円がございます。財源は、国2分の1、県・市4分の1で、すべて法定繰入金となっております。なお、平成17年7月末現在の保険税軽減者数は5,388世帯、1万671人で、被保険者世帯の半分50.07%、2億4,900万円となっております。

次に、少子化対策の一環、一翼を担っている出産育児一時金は、国保世帯の出産者に対して一律30万円を支給するもので、平成16年度は必要支出額の3分の2の2,100万円を一般会計から繰り出し、その財源としては交付税措置を受けております。

最後に、高齢者比率や医療環境の差異、その他の条件による財政格差を是正するための財政安定化支援事業繰入金が9,400万円でございます。金額は、国からの指定で財源は交付税措置がされております。このように、平成16年度では一般

会計からの繰入金総額4億200万円で、国・県の支援を受けながら低所得者の保険税軽減や少子化対策などに対応しているところでございます。このような形で、法定繰入金や低所得者層へ配慮した一般会計からの繰り入れの確保を行っております。なお、本年からは三位一体改革の一環として、従来国の裁量であった財政調整交付金の一部が都道府県に財源とともに移譲され、より保険者の責任が大きくなるとともに、身近な国保事業の推進が可能となってまいります。今後は、国保財政への県の積極的な財政支援等を引き続き要望していきたいと思っております。ご提案の税負担分の一部を一般会計から繰り入れることは、市民が国保税と市民税の二重負担となるとともに、社会保険加入者にも国保税負担が及ぶことになり、不公平感を生じることとなり、理解が得にくいものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 多分私が最後となると思います。最後から2番目で結構です。今日は、たくさんの方が傍聴に来ておられますので、頑張りたいと思います。今日は、実は一般質問の3日目と私、思っておりましたけれども、どんどん早くなって今日になってしまいました。心の準備と体の準備と、いろんな準備ができておりませんけれども、一般質問に移らせていただきたいと思っております。

質問事項、農林業の振興について。

1、地域営農をどのように進めていくのか。皆さんご存じのとおり、菊池市の基幹産業は何と言っても農業でございます。熊本県一の畜産地帯、また日本一の米どころ、メロン、花卉、果実、野菜、葉煙草、肥沃な菊池平野、花房台地、旭志台地等、耕作農家、畜産農家、大変恵まれた自然環境で農業を営んでおられます。しかしそんな農村部でも社会的減少でもあります高齢化が進み、若い後継者も段々少なくなってきたのが現状でございます。私の周りの集落でも、耕作農家の後継者がいない集落が周りの8集落中5集落が後継者が1人もいない深刻な状況でございます。そこで、地域営農をどのように進めていくかということでございますけれども、集落の現状といたしまして、兼業化、高齢化のため作業を委託したい。担い手の高齢化現象で将来も地域の農業、農地が守っていけるかどうか大変不安である。そんな中で、地域営農に取り組んできたが、将来のことを考えると生産組織を法人化して専従者を確保することが必要だなど、不安な面と前向きな面がございます。地域営農としてのメリットとしまして、高齢化等で農地を管理できなくなった場合に安心して引き受けてもらいます。荒しつくりや耕作放棄等の発生を防止し、集落の維持、地域社会の活性化に貢献します。法人が後継者や新規参入者の就農の受け



皿となり、担い手の確保につながります。集団で転作に取り組みやすくなります。農業者年金受給に必要な経営移譲の受け皿になります。以上のメリットがあるようでございます。現在は、よほど現状でもいいかもしれませんが、今からたった5年経ったら今の65歳から75歳の農家の方は、ほとんど辞められ、耕作放棄等でその地域が荒廃しかねない状態になると思います。そういった地域で若者たちが集団で法人組織をつくり、つまり特定農業団体もしくは特定農業法人をつくり、作業受託と地域営農を進めていく以外にはないのであります。また、国も地域営農を模索中であり、近々国の方針も出る予定でございます。そういった地域営農を目指して頑張っている若者たちに対して、いち早くその情報を地域営農を目指している農家に伝え、指導、支援してほしいのであります。地域で率先して地域営農を行っている集団にモデル農家として市として支援していただく考えはないのか、お伺いをいたします。

第2点といたしまして、菊池市内の余剰堆肥と森林保全について。七城で合併協議を進めているときに、ここにおられます先輩議員の福島議員と栗原議員が言っておられました。合併はせにゃいかん。なしかというと、菊池や旭志には広大な山林がある。森林は雨水を保水し、災害の防止や地球温暖化防止のためにも、そして何より環境浄化に役立つ、このような海・川・台地、地域社会のため、人々の暮らしのためになくしてはならない森林が多く持っている菊池市に、今見ろ、補助金なり交付金が必ずどっさ来ると言っておられました。そんな中、熊本県は水とみどりの森づくり税を創設されました。森林保全という意味から、伐採した山林また未植栽地帯に植樹等がスムーズにできるよう、また台風の風倒木災害、菊池市の森林を守るため、災害から守るため、植林育成に、また森林保全に水とみどりの森づくり税を活用できないか。もう1つございます。また菊池市は県内最大の畜産地帯で、21万4,407トン、余剰堆肥として余っている現状でございます。森林保全のために、竹林、クヌギ林の植栽育成に余剰堆肥を活用できないか。またこれはちょっと虫がよすぎますけれども、よければ水とみどりの森づくり税の補助を受け、堆肥を無料化すれば一石二鳥と思いますが、その考えは市長にございませぬか、質問をいたします。

次に、質問事項2、市の活性化について質問をいたします。坂本議員が質問をされましたけれども、多少重複することもあるかもしれませんが、ご容赦お願いいたします。工場誘致について。先日、渡邊議員が質問されましたが、市の予算は全般的にまんべんなく無難に組んであると思います。また、将来を見据えた建設的な予算配分では、私はないと思います。企業、自営業においては、利益が出なければ福祉・教育どころか、生活ができなくなります。利益が少なければ少ない金で福祉・

教育を賄わなければなりません。利益が多く出れば、豊かな福祉、教育の充実も可能でございます。だから、税収の望める分野に投資、歳出し、税収増とし、健全経営に持っていくことが肝要かと思えます。それで、私は私なりにこの菊池市を分析してみました。新菊池市においても、分譲住宅、市営住宅等建設されているとは思いますが、そういった状況を考えましても、とても人口増は望めないということは、高齢化率アップからいたしまして、将来を担う若者の数が減少をしているということになると思えます。また、商業の現状は、先日地域通貨券で言われましたが、菊池市民の方々6割が菊池で買い物をしている。4割の方は熊本市や他市町村で買い物をしているということでございます。理想は100%を超えるというのが理想でありまして、商業の活性化でございます。観光はといいますと、5年間の数字では日帰り客は確かに増加しております。日帰り客数平成11年149万1,300人、平成16年229万6,500人、かなり増えております。しかし福岡から阿蘇、渓谷を通るだけで、メロンドームで買い物をして帰ると。菊池市にはどうですかね、余りお金は落ちていないと思えます。宿泊客数にしますと、平成11年が26万3,328人、平成16年は23万108人でございます。減少しております。工場誘致が叫ばれていますが、工場出荷額は平成11年度1,507億3,829万円でございます。それが平成15年は1,446万6,263円、減少しております。また、農業生産額は、皆様もご存じのとおり、よくて現状維持だと思えます。そして、私、前の定例会で質問しましたけれども、4車線化は進まず、道路網の整備は他市町村並みか、どうでしょうかね、それくらいだと思えます。以上の点を考えますと、将来の菊池市の姿というのは決して明るくない。極端に言えば暗いです。税収増も望めず、将来の菊池の活性化という点では、大変厳しい状況だろうと私は思います。こと、菊陽、大津に関しましては、4車線、道路網整備等ができる、その中で商店街も菊池よりも活性化しているかなと思えます。優良企業も東京エレクトロニクス、ソニー、フィルム、本田技研等が入っていますし、分譲住宅地と若者の定住で人口がどんどん増えております。特に大津町は本田技研がここ数年好景気で、企業個人ともに税収が増えたため、不交付団体となりました。本当にうらやましい限りでございます。大津も菊陽も、といいましても、隣の町であります。そういう観点からしまして、優良企業の誘致は最々優先課題だと私は思いません。その点、菊池市への優良企業の進出はなかなか難しい現状でございますが、現在、菊池市内の工場団地の進出状況はどうなっていますか、質問をいたします。

それから、いこいの広場と今後の取扱いについて質問をいたします。菊池温泉郷がいまいち発展しないのは、素晴らしい泉質の泉源を持っているのに、また九州ナンバーワンの渓谷、菊池渓谷を持ち、竜門ダムを持っているのに、その観光客を宿

泊客として呼び込めない点にあると思います。各観光地と温泉郷が同じ菊池市なのに、点と点でありますし、1つの線になっていない、面になっていない、結ばれていないと私は思います。そんな中で、菊池渓谷の下流に水の駅公園の上流にいいの広場というのがあります。面積3haぐらいだと思いますけれども、このいいの広場は、菊池市が菊池渓谷、竜門ダム、菊池温泉郷を線を結ぶ、連結するには重要な場所、拠点だと私は思います。現在、菊池高原開発に貸していると聞いております。来年3月31日に期限が切れるとのこと。もし、高原開発が買収、もしくは借り入れた場合、菊池市の権限はなくなると思います。私は、菊池観光の拠点として菊池市の宝とっております。いろいろな市民のアイデアなり、考えを参考にして決定してほしいと思いますが、市長は来年4月1日以降、どのようになさろうとされているのか、考えをお聞かせ願います。

地域イベントと菊池観光の連携について、最後に同じ連携でも各種イベント、各地域の観光とのタイアップについて、さっきも申しましたが、地域間の連携が必要だと思えます。観光ですね。七城を例に取りますと、10月にコスモス祭りがあります。川岸にコスモスが咲き乱れ、県内外からたくさんの観光客がお見えになります。同時開催で農業祭もあります。3km、5kmコース、川岸に咲いたコスモスを満喫しながら散策するウォークラリーがあり、またコスモスの見物客もトータルすれば何万人という方がおいでになると思えます。しかし、ほとんどの人が日帰り、泊まりはほとんどないと思えます。よければ、市の予算もいただいておりますことですし、市の観光協会とタイアップし、菊池温泉泊まりコスモス祭り散策ツアーなどを考えたらおもしろいかと私は思います。シャトルバスを出して、夕方迎えに来て、夜はお風呂に入って宴会をして泊まってもらう。旭志のホタルフェスタ、孔子公園祭り、七城のホタルフェスタ、七城の河川には夏ひまわりも咲きます。各地域のイベント、また四季折々の河川の花、風景等、菊池観光協会との連携の考えはないのか、市長にお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 坂井議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の農林業の振興についてでございます。本市の農林業は、平たん地では施設園芸、花卉、畜産など、施設型農業を基幹とした複合経営の展開が行われ、共に一定の規模に達しているものの、水稲、麦、大豆を中心とした耕種農家については、専門を目指す担い手は少なく、また農地が分散し、生産性が低いなど課題を抱えております。このため、平たん地農業については、生産コストの低減や効果的な

土地利用を図るために、地域や集落での話し合い活動を進めながら、地域の実情に即した多様な生産組織の育成など、地域営農システムの確立や高齢者の活動促進を推進する必要があると考えております。また、耕作放棄地等の増加が懸念される中山間地域等においては、今回の中山間地域等直接支払制度の改正の中で、機械・農作業の共同化等による生産性、収益性の向上、新規就農者の確保や認定農業者の育成などによる担い手育成、その他集落を基礎とした営農組織の育成や担い手への集積化など、担い手育成や集落営農に向けた前向きな取り組みを推進しております。この制度を一つの手段のとして、将来的な集落営農の推進に向けて交付金の有効活用による各協定集落内での話し合いと協力による集落営農の推進を図っていききたいと考えております。また、基盤整備が進み、比較的営農条件の整っている平坦地域では、集落ぐるみによる機械の共同利用による生産組織内での担い手及び高齢者の役割分担等を含めた生産組織育成、または担い手の少ない集落においてはJAによる広域的な農作業の受委託組織の育成など、地域の実情に即した生産組織の確立を図らなければならないと考えております。これまで旧4市町村におけるそれぞれの取り組みの中で、共同機械利用の作業受託等を中心とした幾つかの営農組織等の設立が既になされて、運営が行われております。このような既存の営農組織、機械利用組合を基礎として、将来の集落営農に結びつくような育成推進を図りたいと考えております。さらに組織化の熟度の高い営農組織につきましては、経営の安定や強化を図るために法人化を推進する必要があると考えております。いずれにしましても、地域の実情を踏まえながら今後の施策展開につきましては関係団体との連携、調整を図り、関係機関の指導、協力の下に取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の問題につきましては、現在、竹林、クヌギ林の育林、育成に余剰堆肥を活用していく考えはないかという質問でございましたが、特用林産物シイタケの生産は県下でも最大の産地であります。特にクヌギを原木とした生産体制では、県下一位の品質、生産量を誇り、山間地域の貴重な収入源であります。低価格の輸入品との競合が続き、市場価格は低迷している現状であります。クヌギ林への堆肥の施肥については、本市シイタケ振興会の主要生産者を対象に聞き取り調査を実施した結果、施肥を行ったことがあると答え人が1人で、その中で堆肥を使用した人はなく、また堆肥を施してみたいという人もなく、使いたくないという人がほとんどでありました。クヌギは植えてから約15年で伐採し、原木として使いますが、伐採した後は萌芽を行い、更新していく方式で、新規植林は年次減少しつつあります。以上のように、結果を見ますとクヌギ林への施肥、堆肥の活用は現状では使えないという方向が伺えます。しかし、竹林関係につきましては、タケノコの

生産者が親竹と地下茎の活力促進、ひいては増産効果を目的として施肥が行われており、早出し促進を目的とする速効性の化成肥料や有機肥料を使用して肥培管理が実施されております。7月龍門小木地区に生産者、JA菊池など関係機関でタケノコの生産講習会を開催されました。今後タケノコ生産林の肥培管理については、随時検討されていくことと思われます。

次に、森林保全は、森林の機能を損なわないで、私たち人々の社会生活に有効に利用することで、例えば立木を伐採する際に治水機能の低下や自然景観の損壊を計算に入れるなど、森林を経済的に活用するとともに、その存在価値を低下させないようにすることです。本市につきましても、森林整備計画において、森林整備の推進方向を水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分の考え方を基に、地域の自然的、社会的特性及び将来期待されるであろう森林の役割などを総合的に勘案し、策定しているところでございます。また、将来の森林保全の取り組みに加え、新たに税を活用し、森林の働き、維持増進を図る目的で熊本県が平成17年4月1日から導入をしました水とみどりの森づくり税を活用した取り組みは大きく2つに分かれております。まず、森林の公益的機能の発揮に向けた取り組みは、重要な水源涵養地域などにある手入れがされていない人工林を対象に、通常よりも間引く本数を多くした間伐を行い、針葉樹と広葉樹が入り交じった自然に近い森林へ誘導する取り組みや、人工林の伐採後、植栽が行われず放置され、災害の発生の恐れがある山に広葉樹を植栽して災害防止を図る取り組みであります。2つ目の県民参加の森づくりを推進するための普及啓発に向けた取り組みは、森林ボランティアの総合支援、里山林保全活用推進、森林環境教育の場づくりと環境教育の実施などが取り組みの内容であると認識しております。いずれにしましても、余剰堆肥の活用と森林保全などにおける取り組みにつきましては、現在実施している森林整備地域活動支援交付金により、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するとともに、本年度から導入された水とみどりの森づくり税の活用については、関係機関と連携協議を図りながら積極的に取り組みたいと考えております。

次に、いこいの広場の今後の取り扱いについてということでございます。いこいの広場の今後の取り扱いにつきましては、現在株式会社菊池高原に貸付中でございます。これまでの経過について申し上げておきたいと思っております。昭和58年に雇用能力開発機構の前身、雇用促進事業団と旧菊池市において事業費4億7,000万円でセンターハウス、テニスコート、ローラースケート、ファミリーゴルフ及び児童遊園地などを整備いたしました。北部地域の観光開発の拠点として、勤労者が余暇を利用して自然に親しみながら明日への労働力の回復、勤労意欲を高めるため、家族とともに気軽に活用できる施設としてオープン、人と人、人と自然、人と

地域との出会いは勤労意欲を高め、余暇の楽しさを創り出し、賑わいをみせながら、その歴史を刻んできたところでございます。しかし時代の流れとともに利用者数も低迷をし、年間400万円程度の赤字が続いておりました。一方、雇用能力開発機構も行政改革推進に伴う特殊法人の整理合理化に関する閣議決定を受けまして、勤労者野外活動施設について、各自治体への有償譲渡方針が決定され、平成13年の11月に最初の説明会が開催されたところであります。その後、観光振興、交流促進に寄与できる施設や活用方法を基本コンセプトに、譲渡を前提として民間活力の導入も視野に入れて、平成14年7月、旧菊池市議会の経済建設常任委員会及び市議会の月例会で経過報告をいたしております。活用につきましては、市民に広報を通して提案募集や新聞報道で民間希望者募集を募り、結果、株式会社菊池高原より既存施設の有効活用で提案書が提出されました。それに基づき、地元水迫地区への住民説明会、意見聴取、地元区長会との協議、あるいは庁内協議、市議会の経済建設常任委員会協議会などへの報告協議などを重ねて、雇用能力開発機構所有分の施設を1万500円で譲渡を受け、平成15年5月より地元水迫地区との連携を図ることと合わせ、観光の振興に供する施設として使用することで、現在の株式会社菊池高原と賃貸借契約を締結しているところでございます。現在はセンターハウスなどを整備して、レストラン、売店、バーベキューハウスをオープンし、また広場内は自由に開放して、市民や観光客の憩いの場として利用されています。このような中で、観光の柱であります菊池溪谷をはじめ、フラワーヒル菊池高原、大場堰、千畳河原や菊池ふるさと水源交流館、さらには国道387号と県道133号を結ぶ迫龍地区農免道路、通称水の道と、を利用することで、竜門ダムへ回遊しやすくなり、北部地域が一体となった観光ゾーンになりました。また、合併によりまして、厚みの増した豊かな自然、歴史、農業、温泉などの魅力ある観光資源を含めましたストーリー性のある新しい観光ルートを設定し、回遊性の向上を図っていきたいと考えております。その結果、観光滞在時間の延長、地域の活性化につながるものと考えております。今後、いこいの広場が市民と観光客が共有できる新しい観光スポットの軸となり、訪れてよかったと言われるように株式会社菊池高原の民間の活力を期待しているところであります。また、そうなるように協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、市の活性化について、地域イベントと観光振興でございますけれども、地域のイベントと菊池観光の連携につきましては、まず最初に合併後の本市の観光の状況について申し上げます。菊池市の観光の特徴は、福岡都市圏からの観光客が多く、入り込み客数は増加の傾向にありますが、宿泊客は横ばいの状況となっております。特に新緑、夏休み期間中の菊池溪谷、春先の菊池川沿いの菜の花、菊

池公園の桜、初夏の旭志、七城のホタル、夏の迫間川沿いのひまわり、夏祭り、花火大会などに多くの観光客や市民が訪れ賑わいを見せています。またこれからは、秋祭り、コスモス祭り、孔子祭り、菊人形菊まつりなどのイベントや、菊池溪谷の紅葉シーズンに今年も多くのお越しいただけるものと予測しているところでございます。このように、それぞれの地域には四季を通して美しい自然や歴史を活かした祭りをはじめ、大小様々なイベントが数多くあります。イベントは地域の活性化を図るための大きな戦略の一つであり、人が集まり、交流を育み、そこに住む地域の人たちがイベントに参加することで、地域を愛し、訪れる観光客を迎え入れ、地域の発展につなげていくことがイベントの原点であると思います。合併により、観光への取り組みが変わりつつあります。それは、初夏のホタルが舞う季節に旭志や七城まで旅館、ホテル側が宿泊客を送迎したり、また旅館組合では七城のメロンドームから取り寄せたメロンを宿泊客にプレゼントするなどの新しい取り組みが、試みが始まっております。このような中で、観光振興をさらに展開させていく上では、イベントを通して新しい菊池観光のイメージアップづくりやおもてなしの心など、ソフト面の充実を図り、菊池らしさを出しながら、商工会、観光協会や旅館組合などの関係者と連携し、地域との連携をさらに強化していくことが重要であると考えます。また、市民間の融和を図れる地域素材を活かして、新菊池市にふさわしい一過性に終わらない新しい市民総参加型のイベントを市民の皆さん方と一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 市の活性化についての工場誘致関係ですが、まず新市の工業団地で分譲可能な土地は、旧七城町の林原、蘇崎工業団地と旧泗水町の田島工業団地、合わせて約22haでございます。企業誘致の状況としましては、進出決定までには至ってませんが、検討中の企業が数社ございます。工業団地の問い合わせにつきましては、県の企業立地課を通じてや直接市に電話、あるいは来庁されての問い合わせがっております。問い合わせがありました業種としましては、製造業、倉庫業、道路貨物運送業等からの問い合わせです。企業も立地を検討する中で、菊池市は立地条件としては有望な候補地と考えておられるようでございます。また、県北の既存工業団地の中で分譲可能な1区画が10haを超える規模の工業団地は田島工業団地のみで、規模の大きい企業の誘致に向け県とも協議をしながら進めているところでございます。今後市の誘致活動としましては、CD作成やパンフレット作成を行うとともに、企業への優遇措置を創設し、自治体間の誘致競争を

優位に進めたいと考えております。なお、合併後の菊池市農工団地への進出企業は、一応40社と相成っているものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 先ほど坂本議員が質問されましたけれども、同じ工業団地でも川辺工業団地の企業誘致のことでございますが、議会全員協議会で全会一致で推進しようという案が出ましたけれども、執行部一任という形になりました。結果二番手ということになりまして、非常に残念に思っているところでございます。市の将来の活性化は、優良企業の誘致しかないと言っても過言ではないと思います。こんな大切な企業誘致でございます。益城が第1候補、しかし第2候補に菊池市川辺地区が挙がっております。しかも緊縮予算の中、県の事業予算は決して十分とは言えない候補地の中で地価が最も高いと見られる益城町の場合、地価面が交渉のネックとなる可能性もあり、多数の地権者との協議に多少不安材料を抱えるという記事もございました。川辺地区は100haの土地があり、空港も近く、325号線沿いがあり、高速道路もそれほど遠くなく、しかも良質で豊富な水があります。土地は安いという好条件を備えております。我が菊池市は、極論から言えば私は、私の意見です、第2候補地でもいい、将来の菊池市の活性化のために幾らとは言いたくはございませんけれども、私は2、30億円の金を使ってでも、予算を計上してでも川辺に造成し、新しい団地を準備しておくべきだと私は思っております。いろいろ今まで一般質問の中で、これほかの議員が私におっしゃったことではございますが、旧菊池市が100億円近い予算の歳出をするようになっていくと。浄水センター、老人福祉センター諸々、100億円近い金を使うという中でですね、将来、将来の菊池の活性化に一番大事なこの工業団地にですね、私は2、30億円も、3、40億円も極端に言うなら投資してもいいんじゃないかと、私は思います。企業が進出するには、進出話があって、買収造成するのでは間に合わないと聞いております。もし今回の企業が来なくても、次の企業の誘致のために、条件がいい川辺でございます。今から準備しておく必要があると思いますが、市長の考えはいかがでございますか。ご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） ご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、いこいの広場の今後についてということでございますけれども、いこいの広場は先ほど部長の方が答弁いたしましたとおり、これまでの契約が来年の3月で



切れるということでございます。しかしながら、地域の皆さん方が大いなる期待を持っておられるということと同時に、今までの施設としての周囲に与えているいわば利用をしていなかった期間というものがあまして、大変荒れた状態になっておりましたので、民間に委託をして今の状態になっておりますが、これは契約の内容等について、また相手方との話し合いがあって、先方の方が契約の意思がとおりになればですね、引き続きいこいの広場はこのままの状態ぜひひとつ運営をしていただきたいなという思いでございます。

それから、観光イベントのことについてもお触れいただきましたが、これも詳細にわたりまして部長の方からお答えいたしておりますとおり、非常に坂井議員ご指摘でございましたけれども、宿泊客が減少していると、これはもう全国的なことだと判断いたしております。日本の経済の減速、先行きの不透明感、所得の減、そういったものを含めながら、観光というのは非常にこの陰りを見せているのは現実であります。そこで、私も前菊池市の市長に就任いたしまして、そのときから観光客倍増ということをして4年ほど前に打ち出しまして、観光客の倍増の施策を今うち続けてきておまして、まずは宿泊というよりも入り込み客全体の増加を図るべきであるということございまして、そのことが入り込み客が非常に増えていると、ご指摘でありましたが、そのことからさらには魅力あるその旅館、宿泊施設、あるいはおもてなしの心、そういったものを含めながら、日帰り客が宿泊できるような施策というものを業界と一緒に考えていかなければならないと、このように思っております。

また、堆肥の利活用についてもお述べいただいておりますけれども、大変大きな問題であるということで、これは農業という生産的な立場と同時に、環境の問題に関わってくるということでございますので、ご承知のとおり、菊池地域畜産振興の協議会というものもございまして、行政の一、合併はいたしましたものの、畜産の最も、県下でその畜産地と言われる菊池になったわけでありまして、周囲の市、あるいは町とも協議をしながら、この地域の畜産振興協議会の中等におきましても十分協議を進めながら、この耕畜連携をさらにスムーズな形で進めると。同時に、この堆肥の問題につきましてはどう今後将来を見据えて処理をしていくかということについて取り組みをしていかなければならないと、このように思っております。また、市の活性化のためには企業の誘致が不可欠であるということは論を待ちません。これも就任直後から、4年ほど前から企業誘致の対策室を設けながら努力をしてまいりましたけれども、旧菊池市におきましては残念なことに、その誘致する受け皿である用地がなかったということでありまして、用地がなかった、それでは20億円かけても旧菊池市でその受け皿である工業団地の造成をすべきではあった

と思いますけれども、これは旧菊池市議会の皆さん方、市民のご承知のとおり、産業廃棄物問題で、産業廃棄物処理場の拡張を阻止するために農地の転用が拒否されてきていたという現実問題からいたしまして、その工業団地の造成、取得というのが非常に問題があったということでございますが、ご案内のとおり、またご承知のとおり、それぞれの地域に今、工業団地をお持ちになっていた七城町、そして泗水町が一緒になっているということで、20億円、30億円かけてもいいじゃないかという、まったくその通りだと思います。しかしながら、午前中の坂本昭信議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、この合併によりまして20億円程度の用地は既に準備されているということでございます。ただ旧旭志村の方に新たな工業団地として半導体企業を誘致するための用地としてはどうかということでありますが、いわばマンションを建てまして20室、30室が空いているということで、また新たな20室の部屋を設けたマンションをつくるかということでございまして、これが少なくとも幾分の動きがあって、企業の誘致が進んでくるという前提があればですね、思い切ったまた施策というのも考えていかなければならないと思いますが、現状といたしましては、その20ha程度の用地がもうあると、土地が取得され造成されているということについて、こちらの方を絡めながら考えていかなければならないところにおいて、財政の投資というのは非常に厳しいということをお答えしたところでございます。また、この川辺につきましては、地元からの本当に熱意のあるご要望を踏まえまして、県に強く誘致活動を展開をしまいったところでございますが、特に県に対しましては、市及び地元川辺の熱意をひとつ斟酌してほしいと。また、県が進めてまいりました、国が進めてまいりました市町村の合併ということにつきましては、特にこのテクノ圏域内においては我がまち菊池市のみでは合併ができたのではないかと、そういうことにつきまして、ぜひひとつ財政基盤の強化という一面を捉えながら、必要な県の方から支援をお願いしたいということをお申し上げてきたわけでありまして、また、BSE問題等なども含めまして、積極的に行政に協力してきたということもご理解して、お願いしたいことを進めてまいったところでございます。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日17日、18日及び19日は市の休日で、休会となります。20日、火曜日にも一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

---

散会 午後3時33分

第 4 号

9 月 20 日

# 平成 17 年第 2 回菊池市議会定例会

## 議事日程 第 4 号

平成 17 年 9 月 20 日（火曜日）午前 10 時開議

### 第 1 一般質問

-----  
追加議事日程（第 4 号の追加 1）

- 第 1 議案第 110 号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 111 号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 112 号 菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程・説明

### 第 2 質疑

### 第 3 委員会付託

-----  
本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 一般質問

- 日程第 2 議案第 110 号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 111 号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 112 号 菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程・説明

#### 日程第 3 質疑

#### 日程第 4 委員会付託

-----

出席議員（59名）

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	栃原茂樹君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君

34番	森	俊	二	君
35番	中	原	泉	君
36番	松	本	隆	幸
37番	坂	本	正	弘
38番	石	本	利	治
39番	上	田	巖	君
40番	水	元	征	雄
41番	東		政	孝
42番	中	山	和	幸
43番	工	藤	恭	一
44番	木	村	末	弘
45番	岩	下	満州子	さん
46番	笠		愛一郎	君
47番	中	原	繁	君
48番	出	口	サチコ	さん
49番	荒	木	建	令
50番	境		和	則
51番	森	田	精	一
52番	福	島	利	徳
53番	工	藤	道	昭
54番	甲	斐	健	彦
55番	北	田		彰
56番	外	村	國	敏
57番	久	川	知	一
58番	徳	永	隆	義
59番	横	田	輝	雄

-----

欠席議員（なし）

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋	口	昭	彦	君
議事課 長	春	木	義	臣	君
議事係 長	城		主	一	君
議事係 参事	吉	野	幸	子	さん

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
助 役	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
菊池総合支所長	城 直 輝 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部首席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教育総務課長	山 田 憲 章 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員事務局長	山 口 正 司 君



午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----  
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

早速、隈部忠宗君の質問を許します。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 皆さん、おはようございます。15番、隈部でございます。一般質問、今日は3日目で、本日で最後でございますが、よろしく願いをいたします。

文厚に関係ある質問でございますので、文厚の委員長にあらかじめ許可をいただきましたことをご報告いたします。

先日より一般質問の中で、新市を活性化するために財政改革の面から、あるいは農林漁業、福祉、教育行政の面から、また都市計画、権限移譲に伴う職員の皆さんのやる気の啓発など、非常に建設的な意見が出されました。私は、一般質問の中で新市を活性化するために文化という面から歴史ある菊池の文化をどう行政に反映し、菊池市の活性化に生かすかということについて、通告にしたがいまして質問をいたしたいと思います。新市になって早6ヵ月が経過いたしました。夏祭りやホテルフェスタ、各種イベントを通じて、市長の施政方針であります市民の皆さんの人と人との交流、また地域の連携が保たれつつあることは、非常に喜ばしいことであります。これまでの地方の行政は、ハードの面に力を入れ、例えば公共施設等社会資本整備に重点が置かれまして、ソフトな面、つまり生活が豊かになり、反面では精神的な安定を求める価値観の変化が見られるようになりまして、人々に優しい行政が要求されるようになりました。ソフトな文化行政をいかに進めるか、これから大きな課題ではないかと思えます。そのためには、文化の意味を広く捉え、真の耕すという意味のカルチャーとして、これまでの教育委員会が担当する狭い意味の芸術文化から地域の文化、市民生活文化を行政の各部門の施策に取り入れることが必要であると思えます。これは特別に新しい事業を始めるものではなくて、これまでの施策や運営のやり方を文化的視点で見つめ直しまして、今までのマニュアル行

政ではなくて、菊池の歴史や美観、あるいは潤いといった人間的な鑑賞を施策運営に取り入れ、市民の一人一人が積極的に行政に参加する住民参加のまちづくりが必要であると思われます。旧4市町村にはそれぞれの文化があったと思います。私の住みます旧七城でも、田園文化の里づくりがテーマでした。先般委員長報告でありましたように、ウォーキングトレイ事業もその一つで、豊かな田園と清流菊池川、迫間川の河川を利用した草花など、自然環境を生かした安心安全のおいしい農畜産物を活用して、メロンドーム、あるいは温泉ドームなど、都市と農村の交流を図るのが狙いでした。そして地域の活性化が図られてきましたが、まだまだ目的が達成されたとは言えないようでございます。この地域の活性化には、行政や地域の集落の方々、JAやNPO法人をはじめ、各種のボランティア、あるいはシルバー人材センターの方々が活躍をされ、それぞれ旧市町村の独自の文化を築いてきたと思います。これからは、優れたアイデアを持って、地域の特性を生かした特色ある行政を如何に発揮するか、競争の時代であると思います。各部局、各課が連携し、職員の皆さんの創造の意欲、改革の意欲、やる気が最も重要であると考えます。市長の所信を伺いたいと思います。

2番目に、新市になりましてから毎月広報紙が発行されております。特に高齢者の方々がおっしゃるには、地名とかいろんなところがわからないというお話を聞きます。新市のわかりやすい自然、あるいは文化遺産、集落等を掲載した地図の配付の考えはないか、お尋ねをしたいと思います。これは、ある市の広報紙の綴りでございますけれども、こうやって絵地図ですね、でわかりやすく示してあります。こういうのもあります。

次に、文化財の管理の状況についてお尋ねをいたします。新市には多くの古墳が発掘されております。今回でも補正で古墳の維持管理費、出土遺物品の処理費が上がっておりますけれども、先人たちによる多くの有形・無形及び史跡等の文化財を後世に伝えることは非常に大切だろうと思います。文化財の管理状況についてお尋ねをいたします。

4番目に、これらの伝統文化をどう教育の中に生かされているか。また、合併を機に4市町村の歴史文化を紹介する副読本の必要はないか、お尋ねをしたいと思います。過去の人たちがどんなふうにかこの菊池で生きてきたか、非常に教育の参考になるのではないかと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。

第1点目の地域の文化をどう行政に取り入れていくかでございますが、ご承知のとおり菊池市におきましては長年にわたり育まれてきた市民が誇れる歴史と文化がございます、その歴史、文化を基に今日のまちづくりがなされていることはご承知のとおりでございます。また各地域においても地域独自の文化がございます、地域の伝統として、また生活の一部として地域に根付いており、これらは新しい菊池市が飛躍的に発展するための大きな資源であると認識をしているものでございます。このような地域の文化をどう行政に取り入れていくかについては、合併前に策定されました新市建設計画において、まちづくりの基本方針を定める中で、人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用するとして、その方向性が示されております。新市で新たに策定します総合計画におきましても、新市建設計画のまちづくりの基本方針を引き継ぎまして、有形・無形の資源を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。特に市民参加のまちづくりを推進していく中で、地域の歴史や文化を継承し、地域の特性を伸ばしていくことは、物づくりだけでなく、人づくり、心の豊かさづくりに重要なことであると認識をしております。また地域の文化を活用したまちづくりを推進するためには、当然のことながら関係各課やあるいは関係機関との連携強化はもとより、地域住民と行政との連携が極めて重要であると考えております。現在、各地域で行われています祭りやイベントなどの文化事業につきましては、合併協議に基づきまして新市になりましても引き続き執り行われておりますし、地域づくりに欠かせない事業については、今後も各地域で引き継がれるものと思います。市としましても、地域資源の活用につきましては事業推進にあたり、関係各課や、あるいは関係機関との連携を強化するとともに、住民自らが行う地域活動につきましてはこれを積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、第1点目の答弁といたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

新市のわかりやすい地図の配付の考えはないかというご質問ですが、ご承知のとおり新菊池市には有形・無形の文化財が多数ありますが、現在旧4市町村の文化財・遺跡等について把握して、まとめを行っている状況であります。ちなみに国指定文化財は史跡・絵画・書籍等で4件、県指定は建造物・絵画・彫刻・史跡等で26件、市指定その他の文化財等は数多くあります。合併前はそれぞれの市町村において文化財マップや冊子等を作成し、活用されていましたが、自然環境・産業・集落等まで掲載してはありませんでした。合併してまだ日も浅く、他市町村の集落など

わからない方が多いと思われます。今後わかりやすい地図につきましては、関係各課と連携して作成する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、文化財の管理状況についてのご質問ですが、まず古墳の管理状況について申し上げます。熊本県指定の袈裟尾高塚古墳、七城町の長明寺坂古墳群、旭志の藤尾支石墓群、市指定の木柑子古墳等があります。土地の所有は熊本県、市、または個人の所有となっておりますが、管理については市で行っております。内容は年2、3回の除草、清掃ですが、地元区やシルバー人材センター等に委託して管理を行っているところでございます。土器等の管理につきましては、合併前のそれぞれの施設で保存・展示等を行っております。旧菊池市は、わいふ一番館にて展示開放し、残りの土器等は文化会館の地下倉庫に保存しております。七城町では一部を小学校の空き教室を利用し展示し、残りは七城町のサッカー場敷地のプレハブで保管し、復元作業も行っていますが、まだかなりの量の土器が屋外にシートをかけた状態でありまして、保管倉庫の必要を感じているところでございます。旭志では歴史資料館にて収蔵・保存し、泗水町では歴史民族資料館において保存・展示を行っております。次に、古文書につきましては、菊池中央公民館、旭志多目的研修センター、泗水歴史民俗資料館に保存しています。また所有者個人が管理されているのもございます。

以上が、文化財の管理状況でございます。

次に、副読本等の必要はないかということのご質問でございますが、菊池市には神楽、獅子舞、松囃子能、狂言など、数多くの伝統文化がありますが、これらの文化を学び知ることによって、将来の菊池市を担うような感受性豊かな子どもに育てることが菊池市の発展、活性化にもつながると思います。菊池北小学校では狂言を、赤星地区では神楽、出田地区では獅子舞を地域で学んでいます。また、泗水の田島保育園でも神楽を学んでいます。これは、伝統文化を次世代に引き継ぐ後継者育成にも役立つものと思います。そこで副読本についてですが、旧菊池市が平成15年に菊池市の文化歴史を知る「新菊池文化物語」を作成しておりますし、泗水町では昭和60年に作成し、その後平成元年、平成6年に改定され、現在に至っております。今後の旧市町村をまとめた副読本の作成についてでございますが、その必要は感じますけども、かなりの時間がかかると思われますので、当面は旧市町村で発行しているものを他の市町村に配付するなどして活用していただきたいと思っております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

(隈部忠宗君) 再質問いたします。

旧七城町においては、続七城町史ということで、各集落の歴史をですね、紹介した冊子を発刊いたしました。非常に私たちも初めて知る事柄が多くて、もっと早くしておけばよかったというくらいでした。今度新しい菊池市になりましたので、それぞれ集落のことがわかるような冊子ですね、を発刊する考えはないか。そういうことをすることによって、市民の一体感が早く図られると思いますがどうですか、お尋ねを申し上げます。

次に、ただいま古墳に埋蔵されました土器、古文書等が保管されている状況をお話いただきましたけれども、保存だけじゃなくて市民に公開し、市民に知っていただくことによって活性化が図られるのではないかと思いますけれども、どう活性化に生かされるか、お尋ねを申し上げます。私は先日ですね、わいふ一番館に行きました。ところが平成14年にですね、菊池北小学校の5年生の児童が総合学習の中で菊池一族が勢力をふるいました、鎌倉時代から南北朝時代にかけて菊池地方に大規模な菊池延寿の刀工ですね、の村があったということを知った児童たちが、自分たちも本物の刀をつくりたいということで、地域の刀商の人や保護者の協力を得て、迫間川から砂鉄150kgをですね、採取して、校庭に窯ですね、窯をつくって、失敗をしながらも刀剣1本の玉鋼を抽出して、刃渡り2尺6寸、77.7cmの素晴らしい刀をつくったということで、わいふ一番館に展示してありました。これこそ、まさに地域の歴史を子どもたちが直に体験した素晴らしい活動であったと大変感激をいたしました。聞くところによりますと、そのときの校長先生が、今度教育長になられた田中先生だということを知りまして、菊池の古い歴史を今後教育の面や私たち市民の、市の活性化に役立たせていただくものと非常に意を強くしたわけでございます。

次に、古文書ですね、新たに発見された場合の解説マニュアルをつくってほしいということでございますけれども、4月ごろだったと思いますけれども、熊日の新聞に大きくですね、古文書の解説をしてほしいという写真入りの見出しが出ておりました。菊池市の方の写真でありました。菊池市には解説する人がいないかなと思いました。菊池市は古文書の宝庫と言われておりますけれども、不思議だなと思っておりました。玉名と熊本市から解説の申し込みがあったそうですけれども、結局は菊池市の先生に解説をいたしましたけれども、今後多くの古文書が出るのが予想されますので、そうした市民の方々に解説のマニュアルを示していただきたいと思えます。

それから、4番目に古文書の中で「嶋屋日記」というのが菊池市には残っておるそうでございます。これは菊池の商人が190年間もかけて綴った日記だそうでご

ございますけれども、昭和62年の10月に発刊されて、876ページですかね、発刊をされております。大変な努力であったと思います。聞くところによりますと、そのほかにもたくさんの古文書があるということですが、その中で「兵戸井手」をつくられた平山八左衛門という方の日記が残っているそうでございます。できれば嶋屋日記と同様に、この平山八左衛門さんの日誌を解読し、編さんするお考えはないか、お尋ねをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 集落ごとの歴史・地名の紹介をする冊子等についてお尋ねですが、確かに七城町においては続七城町誌の中に地名辞典で集落の歴史や地名の由来等を詳しく紹介してあります。市民の方が市全体の歴史を知り、旧4市町村の市民が交流を深め市の活性化を図るという意味からも、そういう冊子等があればいいと思いますが、当面は合併前のそれぞれの市誌、町誌、村誌、もしくは冊子等を利用していただきますようお願いしたいと思います。この件に関しましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、市の活性化に菊池の文化をどう生かすかということでございますけれども、先に刀剣の制作についてご紹介いただきましたけど、本当に議員さんのような見方をさせていただいて、あれを見ていただくということは、私自身も苦労した思い出がありますけれども、子どもたちにとっても本当に励みなるんじゃないかなと思っております。議員のおっしゃるとおり、文化財、古文書等につきましては、菊池の歴史・文化を広く市民に紹介し、市民の文化意識の高揚を図り、菊池の文化に誇りを持ってこれを活用しながら市の活性化につなげなければならないと考えます。そのためには、市民に気軽にいつでも利用できる展示施設等の整備が不可欠だと思います。菊池には、水神とかかわり深い河童を祀る、河童、伝説の生き物ですが、河童を祀る天地元水神社、これは原にあります、や河童に関する渋江家文書など歴史的資料も多く、この10月22日から23日にかけて、全国的な河童伝承と水神と題しまして、熊本地名シンポジウムがあります。全国から河童研究者を招いて、歴史・民俗・生活文化などの様々な視点から河童伝承に光を当て、そのルーツを探り、そのなぞに迫り、河童文化を地域の文化に役立てるものであります。そのようなイベントを通して、市の活性化を図っていかれたらと考えています。

次ら、古文書等が発見された場合のマニュアルについてでございますが、菊池市にも解読できる方がいらっしゃいますので、文化振興課に連絡されると解読ができる方を紹介しますよという旨の文面を市の広報に掲載し、お知らせしたいと思います。

す。

最後に、古川兵戸井手の開設に貢献した平山八左衛門の日記についてでございますが、確かに現存しておりますし、そのコピー版については菊池市の中央公民館にもございます。また、菊池市誌にも記述してありますが、これを解読し、さらに編纂することについては、今のところ計画しておりませんが、今後の検討課題にさせていただきます、ぜひ考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 3回目の質問をいたします。

4市町村にはそれぞれ独自の文化が育っておりと思います。新市になって、その文化を消してはならないと思います。これからは、優れたアイデアを持って地域の特性を生かした特色ある行政をいかに発揮するか。各部、各課が連携して職員の皆さんの創造の意欲、改革の意欲、やる気が最も重要であると考えます。市長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 隈部議員のご質問、歴史ある菊池の文化をどのように行政に反映するかということでございます。先ほど来質問の中を通じまして、旧七城町の歴史・文化をどのように旧町民の皆様方が温めながら、しかも一体化して、そしてみんなの手で地域ぐるみで町の活性化に生かしてこられたということでご紹介をいただきまして、本当に心から敬意を表すところでございます。菊池市は先ほど来お示しいただいておりますように、菊池一族が500年にわたりまして九州の政治経済文化の中心地として栄えたところでございます。この歴史・文化を現在に脈々として伝えているわけでありまして、これをまた私たちは次の世代に引き継いでいかなければならない大きな責務があるわけでありまして、このような政治や教育や文化というものが現在のこのまちづくりにどのように生かされているのか、あるいは影響を与えてきたのか。それぞれの地域にありますいろんなイベント等を見っておりますときに、この昨今に出てきたイベントという言葉というものは、歴史や文化というものよりも、むしろお互いの楽しみの中で催される行事の1つだと思っておりますが、祭りと言われるようなものにつきましては、本当に故事由来というものがあってのお祭りだと、このように区別をしているところであります。このような歴史的背景の下に、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、天地元水神のお話がありましたけれども、天地元水神社というものがあられるわけでありまして、これにつ

きましては河童伝説を日本の今まで物語りとして、伝説として伝えられてきたものが古文書によって、渋江家の古文書によって、今、解読が進められているということでございます。私も何度か関係の神奈川大学の小馬教授、4年ほど前に、ちょうど旧菊池市の市長に就任しました直下にお会いをいたしまして、ぜひひとつプロジェクトチームの中で積極的に、しかもなるべく期間を短縮して解読をお願いしたいということをお願いをしたところであります。今、その大筋が大体出てきたということで、地名シンポジウムの中におきます、また大変素晴らしい歴史的な背景についてお話があるものだと大いに期待をしております。また、河童というのは私たちが旧菊池市におきまして、岩手県の遠野市と交流都市を結んでおりますが、河童伝説、柳田國男の河童伝説というものからいたしまして、菊池はまた大きな関わり合いになってくるなど。全国的な河童の伝説というものが菊池に伝わる渋江家の古文書によって、伝説ではなく、誠に歴史的な資料として解明されるというような多きな期待を抱いているところでございます。余談でありますけれども、すぐその近くにですね、河童の手がですね、あるということで持ってきていただいて拝見したことがありました。それで、いずれこの河童の手もですね、日を見ることになるだろうと、このように思っております。このようなことも、このような行政の中でぜひ生かすべきということをお願いをしているところでございますが、また今月10月の5日におきましては、菊池の4代目の末裔に当たられますスイス在住のド・ローラ・節子様再来訪をいただくということで新聞等でご案内のとおりであります。今朝はBSですね、先ほど横田議員さんが見てきたよということで、節子様のスイスにおける生活、暮らしというものが報道をされておったようでございます。この方におきまして、ユネスコの平和芸術家ということで、昨年12月だったでしょうか、指定を受けられまして、菊池に本当に、菊池をこよなく愛し、ふるさととされておきまして、このたびご来市にあたりましては、特に奈田議員さん、地元出田の獅子舞をお育ていただいている保存会の会長ということで、願わくばということをお願いしておりますが、そのような子どもたちの伝統文化というものを見ていただきながら、世界のステージに菊池の子どもをとというような思いを強く抱いているところでございます。それぞれの4つの市町村にそのような歴史的な背景がたくさんこのあると思っておりますが、このようなものを生かしながら、地域の振興やまた4市町村の住民の融和に積極的に努めていくべきだと思っておりますし、その役割を果たすものがこのような歴史だと思っております。新市におきましては、ご承知のとおり、まちづくりの理念といたしまして、「豊かな水と緑、光ふあれる田園文化のまちづくり」ということを謳っておりますが、サブタイトルといたしましては、「菊池市の豊かな自然環境や歴史を活かし、人の優しさでつくりあげる健康



で活力のあるまちづくり」ということを掲げております。自然や歴史、文化を柱に、新しいまちづくりを推進していきたいと、このように思います。このように、本市におきましては歴史文化はまちづくりを進める上で大変重要な一つの位置を占めているということを改めてまた再認識をしながら、各種の施策にこの文化を生かしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

[ 登壇 ]

( 隈部忠宗君 ) 以上で終わります。ありがとうございました。

議長( 北田 彰君 ) 次に、奈田臣也君。

[ 登壇 ]

( 奈田臣也君 ) おはようございます。それでは、通告にしたがいまして質問させていただきます。

まず、第1の質問は、新庁舎の建設についてであります。新庁舎の建設につきましては、平成17年3月22日の市町村合併以来、市民の間では大変大きな話題となっております。そこで今日は市長が市長選の当選のインタビューで発言されております新庁舎の建設は勇進して進めると公言されておりますこのことと、もう1つは市町村合併協議会で合併後3年を目標に建設すると取り決められております。これらの事実関係を基軸といたしまして、現在の進捗状況や問題点、さらには今後の見通し等について質問いたします。

まず第1点目は、新庁舎の建設の場所、位置につきましては、合併検討委員会の1つであります新庁舎の位置候補地選定小委員会で国道325号線と387号線間の菊池グリーンロードの沿線周辺に適地を求めるとしてありますが、市当局はなぜこの合併検討委員会が国道325号線と387号線間のグリーンロード周辺に適地を求められたと思われるのか、その根拠を、理由と思われるものを具体的に2点か3点に絞りまして報告をしていただきたいと思います。答弁をしていただきたいと思います。

第2点目は、新庁舎建設の候補地に内定しております花房台地は、現在国営事業の土地基盤整備事業が推進されております。この土地基盤整備事業が実施されますと、この農地は20年間以上は農地としてしか利用できない厳しい状況におかれるものと私は考えております。そういたしますと、花房台地に新庁舎を建設しても、農用地利用の制約により、新庁舎を中心とした市街化計画の意味は断ち切れ、わざわざ多くの問題も残しながら新庁舎を花房台地に建設した意味がなくなりますが、市当局はこういう矛盾した建設が進められていることに対しまして、現在どのような考えてを持っておられるのか、市当局の見解を伺います。

第3点目ですが、現在、花房台地には農業振興地域の指定がなされております。俗に言う農振であります。この農振の指定が除外されない限り、この台地を農地以外の、例えば新庁舎の建設等として利用することは不可能であります。花房台地に新庁舎を建設するためには、花房台農地の農振の除外は必要不可欠なことであります。そこで質問であります。農振除外にはどのような問題があるのか、また農振除外のほかにも問題があるのか。またその問題は解決可能な問題なのか、それとも不可能な問題であるのか、市当局の見解を伺います。

第4点目は、仮定のことではありますが、花房台地の農振の指定が除外され、花房台地に新庁舎等の開発計画が可能になった場合、早急に対応しなければならないことは、花房台地を都市計画区域へ編入することです。この花房台地がこの都市計画区域に編入され、都市計画が推進される場合、この都市計画区域の編入後は編入前に比較しましてどんな都市政策が展開されるのか。例えば、考えられますのは公共施設ゾーンとか、住宅ゾーン、商業ゾーン、その他公園等の整備がされると思いますが、これらのことについて、この答弁は特に建設部の石原部長がお答えになるとと思いますが、どうか石原部長、将来をもって夢の持てるような説明をですね、特に財政的な面から答弁をお願いしたいと思います。

第5点目は、花房台地の花房中部におきましては、土地基盤整備事業、1工区が、基盤事業がですね、今行われておりますが、当初は全体の150haで計画されておりました。現在は2つに、1工区の56haと2工区の97haに実施されております。なぜ2工区に分ける必要があったのか。また、2工事区の事業参加の同意については今後の推進課題ではありますが、95%、事業実施に必要な95%以上の同意が取れる見通しがあるのか、市当局の見解を求めます。

次は少し論点を変えまして、新市発展の新たな構想について、私なりの考えをまとめて申し上げたいと思います。まず、私は今回の市町村合併に賛成いたしました最大の理由は、今後ますます地方分権が進められ、地方の自主性と独立性が求められるとき、地方自治体の活力の源、発展のカギとなるものは、人口の確保とその増加にあるということで賛成したわけでありまして、おかげさまで、菊池市は5万3,000人の人口を抱えることができまして、一つの発展への基礎ができたものと少しは安堵いたしております。しかしながら、少子高齢化の現代、人口の確保は今後とも行政の最大の課題であると考えております。したがって、次の2点につきまして質問いたしますが、まず第1点は私は新菊池市の発展といえますか、基本は新たな新市の人口5万3,000人の方々が連帯感と一体性を確立して、心一つになることが最も大事なことでありまして、もし旧菊池市と泗水町との間に横たわっております花房中部、現在のその基盤整備が計画されておりますとこ

るですが、この開発可能な豊かな台地が土地基盤整備事業によりまして、その農地として整備されて将来にわたって農地の利用が限定されるならば、旧菊池市と泗水町は南と北と分断され、一体性、連帯感は完全に断ち切れ、新市発展の最も大きな大事な住民の心を一つにするという崇高な精神は闇に葬り去られることも考えられます。これは大変重要な問題であります。市当局は花房中部の基盤整備事業がこのような危険な要素を含んでいることに対し、どんな感想、危機感を持っておられるのか、見解を伺います。

2点目は、菊池市が合併を機に将来に向かって確かな発展をしていくために最も大事なことは、旧来の延長線上に市の発展を求めるのではなく、合併したことでありますし、今までと違った新たな視点の方向で求めるべきであると考えております。その新たな視点、発展の基礎となるものは、旧菊池市の市街地に匹敵するような新しいまちづくりの核となる市街地を新しく建設することであると思っております。私とその新しいまちづくりの核となるものは、何と言いましても花房台地の開発構想なくして、ほかに策なし、道なしと信じております。私は、花房台地の開発に5万3,000人の英知と力を結集して、花房台地に近代的な市街地を建設することが新たな新市発展の大きな要だと信じております。市当局は、花房台の開発構想に対してどのような見解を持っておられるのか。私は、花房台の開発は必ずや5万3,000人の市民の連帯と連携を強め、心を一つにする作用がある。2番目に、菊池市の人口増につながる。3番目に、菊池市の新たな活力の源、合併のシンボルとして新市民から絶賛されるものと私は信じております。

以上、5点につきまして、市当局の答弁をお願いします。終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） まず、第1点目の新庁舎建設の位置選定につきましては、平成16年4月22日開催の合併協議会におきまして、新市事務所の位置候補地選定小委員会の提案の上、確認がなされております。その小委員会の検討内容でございますが、まず新庁舎を建設するかどうかにつきまして検討がなされ、4市町村の中で最大規模である旧菊池市庁舎が既に建設後約40年を経過し、維持管理や事務に支障にきたし始めてきており、いずれ建設は必要になりはしないか。また、建設費の総額が対象にならないにしろ、合併特例債を利用することは財政上有利なため、合併特例債の適用期間内に建設することが望ましいということで、適用期間内に新庁舎を建設することで意見がまとまっております。

次に、建設時期につきまして検討がなされ、早い時期に新庁舎を建設することが合併後10年間の交付税の合併算定替えの特例期間内に少しでも償還期間が取ら

れ、後々の市の財政負担を少しでも軽くすることにつながるということで、早い時期での建設を目指すことで意見がまとまっております。今回ご質問の新庁舎建設位置候補地の選定根拠でございますが、4市町村の住民にとって地理的に中心地になることや利便性を考慮して検討がなされております。小委員会としては、合併前の4市町村の庁舎が各市町村の利便性及び地理的に中心に位置しているため、その各庁舎の位置から概ね5km範囲内の中心的位置で検討がなされております。また、旧市町村を超えて、住民意識の中に新市一体感を醸成することや、対等合併の意義からも各庁舎からなるべく同距離の地域が全市民の理解が得られるものということで意見がまとまり、国道325号と387号間の菊池グリーンロード沿線周辺で合併協議会に提案がなされたものでございます。新庁舎の建設候補地につきましては、早急に新庁舎建設等検討委員会を開催し、合併協議会での確認事項である花房台地に建設することを基本に、建設場所の確定、新庁舎の規模、新庁舎の周辺整備等の検討に入り、議会の特別委員会及び花房中部地区畑総事業推進委員会並びに地元等と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。特に花房中部二期地区畑総事業につきましては、推進委員会が設立されたばかりで平成19年度採択を目標に事業推進がなされております。事業推進に支障がないか懸念されるところでございますが、新庁舎建設や周辺整備計画の検討と並行して推進委員会と十分協議を行い、受益者への情報提供はもちろん、意見・要望を十分聴取し、慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、新庁舎の候補地となった根拠でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 奈田議員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の新庁舎建設に伴う花房台の農振除外の件でございますけれども、現在花房台地は農振農用地区域に指定されております。新庁舎建設の構想がありますが、具体的な計画が示されていない現時点においては、国営菊池台地農業水利事業の受益地として、また県営基盤整備事業が推進されている地域であり、農業用以外の土地利用による農振農用地区域の除外については困難であろうと考えております。今後、新庁舎建設の具体的な計画等が示された時点においては、農振計画の全体的な見直しとの調整を図りながら対応したいと考えております。

また、農振農用地区域の除外については、国営菊池台地農業水利事業の受益地であるため、菊池台地用水土地改良区との協議調整が必要になるかと考えております。

2点目でございますけれども、花房中部の基盤整備事業1工区、2工区に分かれ

たこと、ということでございますけれども、花房中部地区畑地帯総合整備事業につきましては、平成16年の旧菊池市議会の9月の定例会で奈田議員さん及び12月定例会で水元議員さんの一般質問にお答えをいたしておりますので、重複したお答えになろうかと思っておりますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。本事業につきましては、平成11年度に地元推進協議会を結成し、受益面積約153haで事業推進を図ってきたところでございますが、平成16年8月に地元推進協議会での2分割のよる事業の推進が決定をされました。その主な理由としましては、全体面積153haで推進した場合には、どうしても一部同意が徴取できないこと。また、埋蔵文化財の発掘調査面積が広範囲にわたり、事業期間内に完了が困難をきたす恐れがあると判断されたこと。このことから、地元受益者の方々からこれ以上の事業採択の遅れは事業そのものの遂行に支障をきたす恐れがあり、できることから事業採択申請を行うという結論に至った次第であります。また、2工区の事業参加同意につきましては、分割決定を余儀なくされましたときに、残りの部分についても今後とも事業推進を図っていくとの確認が地元推進協議会でなされております。本市としましては、今後とも受益者、地元推進協議会、県並びに関係機関との連携を取りながら、2工区の事業採択申請に向けた同意徴取に向けて、なお一層努めてまいりたいと考えております。

2点目、2番の大きい2番ですけれども、新市発展のためのということ。菊池市、旧菊池市と泗水町との間のグリーンロードの件ですけれども、グリーンロード沿いの旧菊池市、旧泗水町、旧七城町に至る花房台地につきましては、国営の菊池台地農業水利事業の受益地として、また農振農用地として県営基盤整備事業を推進しております。この事業により、大区画のほ場を造成し、優良農地としての整備を行い、竜門ダム用水の有効利活用を図るとともに、担い手農家への農地の集積を推進し、農家の経営安定と後継者が就農しやすい営農環境の構築を目指すものであります。既にこれまでに平成15年度で花房東部地区の経営体育成基盤整備事業217haが完了し、平成17年度現在で花房中央地区経営体育成基盤整備事業119haが継続中であり、また残されました花房中部地区経営体育成基盤整備事業56haは、平成17年度から平成22年度事業完了予定で推進中であり、合わせまして、同花房中部地区の2期地区につきましても、受益者、地元推進協議会、関係機関との連携を取りながら、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。なお、いずれに地区についても、受益者は旧4市町村の農家の皆さんであります。農業振興上は何ら支障はないと考えておりますので、以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 具体的にご指名いただきまして、編入後は財政的に夢の持てるような答弁をしるということですが、仮設のことで申されましたので、仮にという話でさせていただきます。都市計画区域に指定されますと、都市計画法や建築基準法の規定が適用され、開発行為や建築行為に一定のルールが課せられます。それによりまして、秩序ある土地利用が実現化されます。また、道路、下水、公園といった都市施設の建設及び市街地開発事業を国の補助が受けられる都市計画事業として施工することができるようになります。このように、都市計画区域については、規制・誘導・建設整備が組み合わされることにより、健康で文化的な居住環境と機能的で調和の取れた市街地の形成をはじめとする合理的な土地利用を図ることが可能になります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 2点目の新市の、新菊池市の発展の基礎は人口を増やすこと、また新たなまちづくりの核となる拠点づくりということですが、ご質問のとおり人口増が市の発展の重要な要素になることは言うまでもございません。また新たなまちづくりの拠点づくりが人口増につながり、市を発展させるということも十分考えられます。執行部としましても、様々なまちづくり施策や人口増施策を検討し、今後も市の発展を目指しまして努力してまいりたいと考えております。なお、その人口増及びまちづくり施策として、花房台地を新市の新たなまちづくりの拠点にしては、また花房台地の開発が新菊池市の一体性、連帯感の芽生えとなり、市の発展につながるのではとのご質問と思えますけれども、先ほど申しましたとおり、花房台地は新庁舎建設の候補地として合併協議会で確認がなされております。新庁舎建設につきましては、市民の利便性も考慮し、関連する基盤整備、商業関係、あるいは住環境関係事業に配慮した新庁舎周辺整備基本構想の計画が必要であると考えているものでございます。この基本構想がどのような計画となるかで、花房台地周辺の将来において大きな影響を及ぼすことも十分考えられます。早急に新庁舎建設等検討委員会において検討し、議会等の関係組織と十分協議しながら新庁舎周辺基本構想の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時00分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奈田臣也君。

[ 登壇 ]

（奈田臣也君） 第 1 回目の質問では、基礎的な問題や課題等について、5 点に絞りまして各部長さんにお聞きいたしまして、大変丁寧な画期的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。しかしながら、不明確な部分もございますので、改めまして、次は福村市長に重複するかとは思いますが質問をさせていただきます。

まず、4 点でございますので、その 4 点について市長の方から 1 項目ごとに答弁をいただきたいと思っております。

まず第 1 点ですが、花房台地の基盤整備事業については、地権者の 95% の参加同意が必要であります。私に言わせれば、この 95% の同意の確保は 100% 不可能であると私は考えております。95% の同意が取れなかった場合、この基盤整備事業の推進者として今後花房台地をどのような開発を考えておられるのか、福村市長の見解を伺います。

第 2 点、花房台地に新庁舎を建設する場合は、先ほど申し上げましたように、農業振興地域からの指定除外の問題、花房台地都市計画区域の編入等の問題が考えられますが、部長から今お聞きしますと、いろんな困難な問題もちょっとありましたけれども、最終的には時代の要請によって都市計画区域からの編入もあり得るということで、この 2 つもピシッとした根拠やそれなりの理由があれば解決可能なことで、私は受け取りました。ましてや、福村市長が新市発展の構想の下に本気でこれらの問題に対して対処されれば、解決可能な課題ばかりと思っておりますが、福村市長は新庁舎の建設にあたり、これらの課題解決に対しどのような見解を持っておられるのか伺います。なおまた、先ほどその質問をいたしました中で、特に私には理解できなかったことがありますので再度お尋ねしますが、新庁舎が新しく建設されるということは、その新しい新庁舎を中心に政治や行政が展開され、新しい文化がそこに生まれ、なおまた公共施設の整備も順次整備され、やがて都市計画、都市が形成されることは明らかであります。私たちは、そのようなことを夢見ながら市町村合併を成し遂げたわけですが、じゃその実態はどうか。現在の市の対応はどうか。そのような構想の中に花房台地に現在土地基盤整備事業と新庁舎の建設が同時に進められておりますことは、先ほど申し上げましたとおり、大変矛盾した不合理的な対応であります。これらのことを考えますと、本当に福村市長には花房台地に新庁舎を建設する気があるのか、疑わざるを得ないのであります。福村市長の花房

台地における新庁舎を建設についての見解を伺いたいと思います。

それから、第1回の最後の質問で申し上げました。私は、花房台地の開発の効果というものを、1つは新市民5万3,000人の連携と連帯につながり、心をつなげる大きな効果がある。2番目は、菊池市に市街地に匹敵するような新しいまちをつくれれば、それなりの菊池市の新たな活力の源になる、引いてはそれが人口増につながると申し上げましたが、私はこのような思いで花房台地の開発に真剣に取り組んでおりますが、市長は何と申しますか、今申し上げた3点につきまして花房台地の開発にはそれなりの効果が期待されますので、福村市長の見解と構想を伺います。

以上、4点についてよろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 奈田議員のご質問にお答えします。3点というよりも、むしろもっと多かったような気がいたしますけども、5点ぐらいあったと思いますが、まず第1に今の土地基盤整備事業におきます第2期分ですね、花房中部第2期につきまして、95%が100%取れないという断言をされましたけれども、これは至上命題でありまして、なぜ竜門ダムをつくったのか、あるいはまた国営事業をやってきたのか、多分ダムの建設事業と農政事業を合わせますと1,800億円程度のお金をかけてやってきているわけでありまして、それで、この農地というものを基本として多目的ダムというものを建設してまいりました。ですから、農家の方々は悲願の水が菊池台地、花房台地に来るんだということで大変待ち望んでおられたはずであります。ですから、今、協議会がおつくりになりまして2期地区におきまして、これから議論がはじまってくると。また同意につきましての皆さん方のご理解を取ると、ご了解を取るとということで、その協議会がスタートしたばかりであります。ですから、このことについては私は95%が100%取れることを100%信じて疑わないというところでございます。

それから、都市計画法といわば基盤整備の事業というものが並行してやれることについて矛盾があるのではないかと申しますが、この点につきましては、これは花房中部地区畑総整備事業というのが正式名称でございますが、この受益地がほとんどを占めております。この2つの事業というものを建設と農地というものを開発、どちらも並行して進むことが矛盾ではないかと申しますが、新庁舎の建設事業につきましても、また花房中部のこの第2期地区の畑総事業にしましても、今からこれを推進していかなければならないということございまして、公共用地、あるいは住宅用地などの農業関連施設以外の施設というの



が将来予測できるということで、これに農業基盤整備事業が同時に進行していくことは大変このないようでありますけれども、いろんな事例が各地であっておりますから、初めてこういう事業がこの地域にあって、ほかに類例がないということではないということをごさしまして、一概に矛盾しているということとは言えないと考えております。しかしながら、この課題、あるいは問題点というものがないわけでもありません。私はこの合併協議の当時の話におきましては、この農政の推進ということ菊池市を進めてまいりましたし、また菊池台地の事業組合長、あるいは菊池台地土地改良区の組合長、あるいは菊池市の土地改良区の組合長、そういう立場におきまして、特に今も現在菊池台地の用土地改良組合長をさせていただいておりますが、この事業推進の立場にあるということにおいて、農地を守っていかなきゃならない立場にあってのこの転用というものは、非常に厳しい状況にあるということを申し上げて、旧議会にもご理解をいただいていたところでもあります。しかしながら、合併協議という中においてお互いの確認事項でありますから、これを進めていかなければならないという今現状にあります。新庁舎の建設やまた周辺整備の計画の検討と並行しながら、花房中部地区の推進ということは、当然先ほど部長が答弁いたしましたように、委員会の皆さん方と十分協議をしながら、いろんな要望をお聞きいたしながら進めて、慎重に進めていかなければならないと、このように思っているところであります。

それから、新市の庁舎建設に伴う都市化といいましょうか、住宅が建ち並び、あるいはまたビジネス街ができるといったような意味合いで、花房台地に対する大いなる夢と期待を持っておられるということは十二分ご理解ができますし、また旧市議会におきましても奈田議員が花房台地の開発ということをしっかり熱弁をふるわれたことも記憶しておきまして、私それを奈田プランとこう申し上げておりましたけれども、奈田プランの延長線上に新市庁舎が建設がされる予定になってきているということをごさしますので、これが果たしてそのような形から延長して都市化と言われるようなことになっていくのかどうなのかということでもあります。そのために農地を予測して、予測を果たしてどう設定してするのかということでもあります。検討委員会、合併協議におきましては、概ね5haを庁舎用地としてありますし、また周辺のいろんな民間開発も含めて約20haぐらいの用地は必要ではないかというようなご指摘も承っているところをごさしますが、これは今後の検討委員会の課題ということになってこようかと思っております。

それから、花房の開発構想ということですが、これは今申し上げますように農地としての整備計画が地域振興ということでこれまで進められてきて、現在もあります。そこに、いわば合併によって割って入った新しい一つの新市建設の構想が入っ

てきているという状況でございますので、これもまた今お答えしましたように、関係の皆さん方と協議を進めながら、花房のいわば新市庁舎を中心とした開発をどこまで、どのように進めていくのかということは、これからの皆さん方、住民の方々を含めた議会のご論議になってくると、このようにお答えしたいと思います。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[ 登壇 ]

（奈田臣也君） 再々質問で2点に絞って答弁を求める予定でしたが、4点に変更したいと思います。

まず、第1点はですね、花房台地に新庁舎を建てるということで、その中に片一方におきましては新庁舎で、片一方におきましては基盤整備をする。基盤整備をしたところは、20年間は土地は動かされない。そういうところに新庁舎をつくって、菊池市の発展になるのか。花房台地の本格的な発展になるのか、私はこれほど矛盾した考え、対応はないと思います。それにつきまして、あと1回答弁いただきたいと思います。

第2点目は、花房台地に、あそこはずっと長くなれば5kmぐらいございますが、すべてが基盤整備され、20年間は農地以外の利用は禁止されております。今、開発可能なのは、私たちの上の100ha、これだけでございます。この100haを以後20年農地としてしか利用できないならば、本当に菊池市が一体になるのか、私は泗水町、菊池市が合併した意義がないと考えておりますが、このことにつきまして答弁いただきたいと思います。私は、花房台地を開発してこそ、4市町村の合併の相乗効果が出ると考えておりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、先ほど企画部長が申されましたけれども、私は3点か4点かに絞って答弁をお願いしたい。しかし、それにつきましては答弁がございませんでしたので、私とその根拠を申し上げたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。私は、花房台地に新庁舎が建設される根拠は、先ほど言いましたように菊池市の中心であること、開発可能な広大な土地があること、あと泗水町からの強い要望があったこと、これは私の考えですから。そして、この花房台地の開発こそが、菊池市はもちろんですが、泗水町、七城町、旭志村の方々に合併の恩恵をもたらす、私はそのように考えております。私はこの花房台地の構想なくして新市合併の意義はない、そのように考えておりますが、福村市長の見解をいただきたいと思います。

もう1点は、私は今回、この件につきまして、市の幹部の方といろいろお話をいたしました。私がお話しした時期が早すぎたのかとも思いますけれども、新庁舎を建てるにあたって、花房台地に新庁舎を建設するにあたって多くの問題が山積して

おりますけれども、そのような問題意識をどれくらい職員の方々は思って合併協議会の小委員会で決定されましたこと、市長が新聞紙上で発表されましたことに対して、職員の人たちがどれだけ前向きに検討されているかは、甚だ疑問であります。これはひとえに福村市長の矛盾する考え方が市職員の方につながっていると私は思っておりますが、市長の答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、再々質問にお答えいたしたいと思えます。

花房台地に新庁舎をつくること、これが新市の発展のすべてであるかのようなご質問でございますけれども、やはり箱物ということよりも、むしろ土地が動く、動かないというよりも、人が動かなければまちの発展はあり得ないと、このように思います。土地が、あそこの土地というものにつきましても、今、先ほどの答弁でも申し上げましたように、必要な面積は概ね5haというのは皆様方の方の議会、そして学識者、皆様方ご参加の中で、特に小委員会の方でその数値が示されておりますから、そのことを参考にして必要な農地というものを宅地化しなければならないと、必要以上の地域を、やはりこの農地を宅地にしていくことは目的がないために到底取りはからえないことだと思えますが、概ねの目標数値、必要な面積をお願いをして協議会の方にご理解をいただくということになるだろうと、このように思っております。また職員と私の方が何か意識がですね、共通してないかのようなお話でございますが、それは全くないとは言えません。ただやっぱり合併をする過程においてたくさんの協議調整項目があった、その中の一つ一つの中で考え方、文言だけでは理解できない部分がありますから、議会の皆さん方におかれましても、やっぱりこの庁舎の問題も含めて、いろんな問題において考え方がそうではなかったんではないかといった疑問があられるのも、やはりこの職員と私の間にもそういったものが全くないとは申し上げません。ただしこれは矛盾ではないと、このように思っております。基本的な考え方については、すべて一致をしていると、このように考えております。

それから、余談でありますけれども、合併協議の、旧菊池市議会の市町村合併特別委員長をされておりました松本委員長の方が合併協議の中で報告をされて、合併協議における確認をされました。その折におきまして、目標の3年ということについては大変難しいと、3年を超えた年数を要するものと思われるということで付帯意見を付けられております。それはなぜなら、やはり農家の皆さん方の長年の願いでありますこの農地整備ということにつきましてご理解をいただくのに、あるいは

文化財の問題の解決に至ってはどうなるのかと、排水問題はどうなるんだろうと、いろんな諸問題があるために、これについては3年を目標という形におかせていただくということを付帯して申し上げておったことを付け加えさせていただきたいと思います。

それから、この花房台におきます庁舎の建設というものが、非常に喫緊の課題ということであることは紛れもない事実であります。いろいろと皆様方の議会の質問の中におきまして、菊池市の旧隈府の市民広場のつくってはどうかというようなお話しもあっておりましたし・・・

議長（北田 彰君） 市長、質問時間の45分となりました。発言を中止します。

次に、木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告をしておきました順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、合併後の経費節減、各事業の見直しの現状についての質問でございますが、この件は6月の定例会において総務常任委員会で慎重に審議され、中原委員長より報告の中で執行部に対しての各事業の見直しが指摘されました。執行部からも平準化すべきものは見直していくとのことであり、合併によって効率化を図り、経費を節減することが緊急課題であり、重要課題であります。8月24日の熊日新聞に「菊池発公用車の運用見直し、経費節減へ強制削減も」という見出しで掲載されましたので、市民の方々も大いに注目をされているのではないのでしょうか。総務常任委員会の指摘によって、早速取り組まれたものだと思いますが、このように改めて再確認してみますと、合併効果どころか、逆に合併によって公用車が増加し、また既存の駐車場では足りず、民有地を新たに借り上げている状況のようであります。市としても本当に必要であるかを把握し、強制削減も踏まえ、維持管理費の軽減に努めていただきたいと思います。今後の考えを改めて具体的にお示し下さい。また、今回から議会だよりにより各常任委員会の委員長報告が掲載されておりますが、総務委員長報告の中で、先ほどの公用車の問題とともに庁舎の清掃など、職員で対応できる部分もあるのではないかと指摘が上がっておりました。議会だよりを見た市民の方々より、旧七城町は職員で対応しているとのことであるが、合併したことによって新市全体を今後はどうするのかという意見をたくさん聞きました。そこでお尋ねですが、各旧市町村の庁舎清掃委託の現状と今後どのように対応されるのかをお示し下さい。また、合併効果により消耗品は一括購入等によって経費削減ができていると思われませんが、現状とその今後の取り組みについてもお願いいたします。

次に、市の交通体系の見直しの現状と今後の対応について質問をさせていただきます。この件につきましては、先日怒留湯議員より質問があり、市長より補助金を出して運行している廃止路線代替バスの赤字3路線を2006年10月から廃止し、代わりに乗り合いタクシーを運行させるとの答弁があり、また9月16日付の熊日新聞にも大きく赤字バス3路線廃止へと掲載されましたので予想はしていたとはいえ、市民をはじめ、特に利用者にとっては驚かれていますこととされます。市としても交通弱者に対する生活交通の整備・確保を重要な課題と認識し、これまで便利カーをはじめあいのりタクシーの試験運行がなされていますが、私の地元の地域にとっても将来的には厳しいと考えていましたが、このように早急に廃止ということであれば、長年親しんできたバスが消えることに沿線住民の抵抗感もあると思われれます。現実的な対応としても、お年寄りなど交通弱者の移動手段が奪われ、過疎化に拍車がかかる事態は避けなければなりません。厳しい財政の中ではありますが、中山間、山間地域については特に利用者の意見を十分聞いていただきたいと思われれます。先日の企画部長の答弁によりますと、交通弱者、高齢社会に向けての市民の足の確保に対しては、総合的な交通体系の構築を図るために、交通コミュニティ検討委員会を10月ごろに第1回目の委員会を開催されるということであります。各団体の代表者で構成のようですが、利用者の不安が解消される委員会が望まれれます。そこでお尋ねですが、具体的な検討内容がわかればお示しいただきたいと思われれます。

次に、鞠智城跡堀切門の整備の現状についての質問ですが、内容が文教厚生常任委員会に関連しておりますので、委員長の許可をいただきまして質問させていただきます。この件につきましては、過去3回旧菊池市議会の定例会で一般質問を行ってききましたが、新市になりましたので再確認を含め、改めて質問いたします。鞠智城跡は7世紀後半、約1,300年前に大和朝廷が築いた山城です。当時東アジアの政治的情勢は非常に緊張していました。日本は友好国であった百済を復興するために援軍を送りましたが、663年の白村江の戦いで唐と新羅の連合軍に敗北してしまいました。このため事態は急変し、逆に唐・新羅の連合軍に攻められる恐れが出てきたために、山城をつくって日本を守ろうとしました。そこで大和朝廷は、太宰府を守るため、百済の人たちの指導の下に、大野城、基肆城、金田城をつくりました。鞠智城は、これらの城に食糧や武器、兵士などを補給するための支援基地としてつくられたと考えられています。鞠智城跡の地域面積は、中央部の内規地区だけで55haの広さがあり、旧菊鹿町与那原の集落、農地、山林、丘陵を取り組み、我が菊池市の堀切地区まで拡大しています。昭和42年からの発掘調査により遺跡の内容が明らかになりつつあり、八角形建物後、貯水池跡、貯木場跡が検出さ

れ、木簡も出土しています。その後、県の文化課の鞠智城整備事業により、平成9年度は米倉、平成10年度には兵舎、平成11年度には八角形建物跡、平成14年度には熊本県立装飾古墳館分館、歴史公園鞠智城、温故創生館がオープンしており、またその後も長者山展望広場休憩所が完成しております。そしていよいよ、平成16年2月には、国内4例目の古代山城の国史跡となったのであります。しかし菊池市の部分の堀切門だけが、歴史的にも鞠智城跡の正門でありながら整備が遅れております。国史跡になりましたので、要望先等も変わってくると思われませんが、市として現在どのように認識し、取り組まれておられるか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 節減につきましては、国と地方の三位一体の改革に伴い、補助金及び地方交付税の大幅な削減が実施されるなど、今後極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されます。このような中、本市といたしましては市町村合併の本質を踏まえ、無理無駄のない行財政運営に努めてまいります。

総務常任委員長の報告でご指摘受けました公用車の問題につきましては、7月上旬に各課、各総合支所に削減可能な台数の調査報告を求めましたが、建設部、経済部など、現場を抱えているところでは削減がなかなか難しいということで、全体で10台程度の減となっております。残り150台につきましては、今後利用状況等を調査し、稼働率、取得年次等を見ながら、各課、各総合支所と協議しながら削減に努めてまいりたいと思っております。

次に、庁舎清掃委託についてでございますが、各種委託が現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整するとなっておりますが、総合支所方式となったことにより、現行のまま清掃委託が締結されております。本庁と各支所の委託内容を比較してみますと、日常清掃では内容と回数、清掃範囲に相違があり、定期清掃にもワックス塗布仕上げの回数が2回から4回とまちまちでございます。また、委託額は本庁及び第2庁舎が1,754㎡で406万5,000円、泗水支所が3,006㎡で451万7,000円、七城支所が728㎡で148万3,000円、旭志支所が564㎡で63万3,000円となっております。本年度中に日常清掃、定期清掃の中で職員がどこまで対応できるかを検討するとともに、そのほか委託料につきましても算定基礎を明確にして、18年度には委託面積の減と委託内容の統一を図り、適正な清掃委託による維持費の節減に努めてまいりたいと思っております。

3点目でございますけれども、消耗品の削減につきましては、これまで事務事業に支障のない範囲で取り組んできております。平成16年度旧市町村の決算で、消

耗品費の総額は2億65万2,000円となっております。平成17年度で、当初予算においては1,025万6,000円減と、これは5%の減でございますけれども、それを想定していましたが、小学校の教科書改訂に伴う指導書14校分購入の2,000万円が必要となりましたので、対前年度比5%増の総額2億1,039万6,000円となっております。消耗品の購入につきましては、経費削減のため財政課において一括購入を行い、無駄のない使い方に心がけております。本庁において、現在ISO14001を取得し、環境マネジメントシステムに取り組んでおりますので、消耗品のみならず全般にわたり事務事業の点検を行い、経費節減に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 交通体系の見直しにつきましては、旧菊池市において検討を行ってりましたが、本年6月に県から平成18年10月運行分からの地方バス補助制度の見直しが突然発表されまして、本市も影響を受けることと相成ったものでございます。将来的にはあいのりタクシーへの事業移行を考えてはありましたが、平成18年10月運行分からの見直しということになりますと、新年度予算への計上や運輸局への申請などの手続きがございまして、早急な判断を迫られているところでございます。今後の対応でございますけれども、来月初旬の交通コミュニティ検討委員会を開催しまして、菊池市の交通体系について説明を行いまして、その後廃止路線代替バス沿線の区長会をはじめ、地元説明会などを通じ、利用者あるいは各高等学校、教育委員会などからも十分に意見を聞きながら、慎重に事業判断をまいりたいと考えております。ご指摘のお年寄りや交通弱者の移動手段が奪われ過疎化に拍車がかからないようにということでございますが、旧原線沿線の場合ですと、1日片道1便当たりの輸送人員はバスの場合0.75人、今年度の4月から7月までの数字であいのりタクシーの場合2.58人となっておりまして、あいのりタクシーの場合1日置きの運行ですから、2分の1をしまして1.29人となり、バスと比較しまして約2倍の外出頻度がございまして、移動手段が奪われるというより、もしくは外出しやすくなったのではないかと考えております。これは、玄関までドアツードアで運んでくれる便利さが評価されていることと思われま。こうした旧原線での試験運行結果から、沿線住民の方へは住民サービスの向上について十分に説明を行いながら、路線バス廃止に関する不安を払拭していきたいと考えております。また、高齢者の利用が多く見込まれますことから、1人でも2人でも要請があれば地元へ説明に伺いたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 鞠智城跡堀切門の整備状況についてのお尋ねですけれども、鞠智城は議員さんのご説明のとおり、7世紀代に大和政権によって築かれた山城の1つでございます。この城の敷地は、菊池市から山鹿市にまたがっていきまして、八角形の鼓楼、兵舎、高床式の倉庫等が復元され、またガイダンス施設、展望所等、歴史公園としての整備も進められておきまして、平成16年2月にこの鞠智城が国指定の史跡になったものでございます。整備の状況につきましては、菊池市側に発掘された、いわば鞠智城の表門とも言われます堀切門の復元整備につきましては、まだ未整備でございます。この整備には時間を要することから、周辺整備を先行して実施することで進めてきたものです。しかし国の補助の見通しがつかないことや県の財政難から、当面整備の目処は立っていない状況であります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 答弁、ありがとうございます。

公用車の削減につきましては、今後とも利用状況を調査していただき、一括管理、またリース等も含め、効率的な運用に努めていただきたいと思います。

次に、庁舎清掃委託についてでございますが、やはり旧市町村の庁舎、それぞれにずいぶんと委託料に差があるようであります。日常清掃では、内容と回数、清掃範囲が違うということですが、今後は市政の重要課題である経費節減に努めていただき、職員でどこまで対応できるかを視野に入れて検討する必要があると思います。今回は庁舎清掃委託について総務常任委員会より指摘がありましたが、私が旧菊池市議会の平成16年12月の定例会において、各スポーツ施設等の現状について質問をいたしました。旧菊池市も総合体育館をはじめとして、8施設ほどあります。その中の1つ、菊池公園の上にある総合体育館は、平成16年度年間使用料の326万7,800円に対して、経費面では嘱託員3名の報酬548万4,305円、光熱水費は542万5,564円、清掃業務委託料は473万7,600円です。使用料収入が326万円に対して、基本的な経費だけで1,564万円であり、約1,200万円の経費がかかっていることとなります。市民サービスが一番だと思われそうですが、大いに改善の余地があるのではないのでしょうか。このように、全旧市町村の他の公共施設についても、職員でどこまでできるか、また委託



料の算定基礎を明確にして経費節減を図る必要があると思われま

す。次に、消耗品の件ですが、やはり合併によって消耗品費も2億円を超えているようでありま

す。私自身、民間出身であり、特にホテル業でありましたので、歯ブラシからトイレットペーパーまで、経費削減のためにしっかりチェックをしておりました。市の場合、地場産業育成が基本であります

が、今後は改めてトイレットペーパー1個の購入金額までチェックして、経費削減に努めていただき、事務事業全般の点検をさら

にお願いしておきます。次に、企画部長の答弁によりますと、しっかりと民意を吸い上げて一生懸命取り組んでいただ

くようでございますけれども、今までのいろいろな委員会では、なかなか直接利用される方々の意見が反映して

おりません。しっかりと利用者の立場に立った検討をしていただきたいと思います。なぜならば、私どもの地元の方で今

まで通勤に、毎日の通勤にバスを利用されていた方からの陳情なんです

が、あいのりタクシーは基本的には毎日の運行ではありませんので、なかなかやっぱり今までのようには十分な利用が

できない。やっぱりそれと、また路線バスのやっぱり路線変更や廃止によってですね、そのバス停の近くの商店街なん

かにも大きな影響が出ているというのが実状でございます。これらの点からも、各団体の代表の方々に検討して

いただくことはもちろんですが、各地区の利用者の十分な把握をしていただい

てですね、行政としても柔軟な対応をお願いしておきます。いずれにしましても、市役所の方に直接苦情を

ですね、言いに来られない人たちの意見も吸い上げて、本当の意味での市民の便利カーであり、あいのり

タクシーであってほしいと思いま

す。また今後はスクールバスの公共交通機関空白地帯の一般市民の利用、また部活動等の利用等も視野に入れながら検討をお願いしてお

きます。鞠智城堀切門につきましては、教育長の答弁によりますと、堀切門についてはまだ予算等も含め対応が遅れているとい

うことでございますけれども、どう感じても旧菊鹿町の対応はですね、最初の発掘当時から素晴らしい取り組みがなされて

おります。町道の整備による施設への道路アクセス等も含め、その熱意の差を感じるように思うわけ

でございます。歴史的には、先ほどから申されましたように、正門として認知されておりますので、復元されて当然の部分

でありますので、市としても貴重な財産として再認識していただきたいと思います。改めて、その教育長

のですね、熱意を含めて、今後の取り組みの考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 熱意の差を感じるということですが、今後の方向、対応につ

いてお答えいたします。堀切門の復元事業につきましては、先ほど申し上げましたが国の指定史跡となりましたけれども、国・県ともに財政的に見てここ数年の間に整備が行われるのは非常に厳しい状況であります。また、当面の代案ということで出しておりました県による堀切門モニュメントについても、国の補助事業の削減による財源の確保が難しいと聞いておりますし、県単独ではなお厳しく、着工時期も示されておられません。ただご指摘のように貴重な遺産でございますので、今後も門の復元につきましては早急な着工をいただきますよう県歴史公園鞠智城・温故創生館とも十分連絡を取りながら、ねばり強く復元について要望してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） ありがとうございます。教育長が申されますように、とにかく何回か質問した中ではですね、その当時では予算が付くような状況でもあったんですよ。国がこういう状態でございますので、国指定史跡になりましても厳しいかと思えますけれども、今おっしゃいましたようにねばり強くですね、対応をしていただきたいと思えます。田中教育長の素晴らしさは、先ほど隈部議員がですね、褒められましたように、菊池北小学校の校長時代刀剣づくりに取り組まれました。大変なプロジェクトでありまして、砂鉄から取って、踏鞴をつくって、また本物の刀まで持ち込んだわけでございますけれども、私もその当時の保護者の一人でありまして、またPTAの役員をしておりましたので、先ほど隈部議員から褒めていただきましたので大変うれしく思っております。議員の皆様もぜひとも一番館にですね、ちゃんと飾ってありますので、見学に行ってくださいますようよろしく願いしておきます。教育長ですね、素晴らしい熱意によって復元整備が実現しますように期待申し上げまして、今回の質問を終わりたいと思えます。

最後に市長より総括的に答弁をいただけたらと思えます。よろしく願いします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 木下議員の総括的なということでございまして、総花的なお答えになるのかもしれませんが、ただいま最後の堀切門のことなどにつきましては、これは堀切地区の皆さん方が本当にこの鞠智城の整備が進んでいく中において、用地を提供してきたという、そのような思い、地元のふるさとの意識というものがあって、先祖の皆さん方がそれだけ大切にしてきた用地の提供もあっているというこ

とで、特にまた堀切門については歴史的由来があるから、何とかひとつ整備をしてほしいということがあっておったわけではありますが、これについてはご案内のとおり、県の方の所管から国の方の指定になったということになりまして、この史実に基づいたものを国はつくっていくということでもありますから、モニュメントというのは国の所管ではないということになっていると思います。そこで県の方がモニュメントをつくるということについても、今お答えいたしましたように、財政的な問題もあってできなくなっているという状況で、引き続き教育長の方でご努力をいただくということではありますが、私の方もそのように努力をしていきたいと、このように思います。

それから、経費の問題についてご指摘がございましたけれども、本当にこの補助金や交付税がどんどん削減をされてきているということでありまして、需用費の削減というのは当然なもうことになっております。いろんなトイレットペーパー1本についても、価格というものをちゃんと念頭に入れながら考えなさいよということでございます。これはご承知のとおり、ISO14001を認証取得したということは、単なる財政・経済的なことというよりも環境に立地したところでございますが、環境すなわちまた非常に地球に負担をかけない、あるいはまた財政の削減にもつながるといった効果はあると思います。ちなみに現在この室温の温度、大体議場は低くしてありますけれども、ぬくもらないようにということでもありますが、一般の行政執務室はやはり温度を上げてあります。そこれはどこのお役所も同じであります。地球に負荷をかけないということと、同時にランニングコストであります電気料を削減しようということでもありますし、またいろんな資料につきましても、なるべくペーパーレスでいこうということと同時に、ペーパーを使うとすれば裏紙をですね、なるべく極力使おうということでもやらせていただいております。清掃の委託のことをご指摘いただきましたけれども、これは行政改革というものをこれから進めていかなければならない中での一つの部門であろうと思いますが、管理委託というものにつきましてもご承知のとおり、いよいよ指定管理者制度ということで制度が移行していく中にありまして、これでいろんなものについてこれでいいのかという疑問を投げかけながら検証していく必要があると、このように思っております。これは職員が一致協力してやっていかなければならない部分と官と民、すなわち市民の皆さん方のご理解とご協力なくしては削減ができない部分というものがあると思っております。緊急性や必要性、あるいはまた費用対効果というものを十分認識しながら、今後ともひとつ経費の節減に努めていきたいと思っております。漏れているところがあるかと思っておりますけれどもよろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後 1 時から開きます。

-----  
休憩 午後零時 0 0 分

開議 午後 1 時 0 0 分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本正弘君。

[ 登壇 ]

（坂本正弘君） 最後の一般質問であります。昼食後で眠い方もおられるかと思いますが、4 5 分だけ辛抱いただきたいと思います。執行部から早く答えが出れば、出らんとしますけれども、早めに終わりたいと思いますので。

お疲れと思いますが、通告に添って一般質問させていただきます。また、この住宅問題に対しましては所管事項でございますので、前もって委員長の許可を取って質問させていただきます。

合併協議会第 2 4 号で協議された公営住宅の取り扱いについてということで質問をさせていただきます。公営住宅等の施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、公営住宅等の整備については、新市において策定する住宅マスタープラン等により計画的に整備する。なお、継続事業については新市において引き続き実施するというので、また公営住宅の家賃については現行のまま新市に引き継ぎ、新市において概ね 3 年を目途に家賃算定方法を統一する。特定公共賃貸住宅、改良住宅、単独住宅及び立地企業、従業員用住宅の家賃は、現行のまま新市に引き継ぐなどの取り決めがなされております中で、今現在旧菊池市で 1 0 団地 7 1 1 戸、旧七城町で 6 団地 1 0 2 戸、旧旭志村で 6 団地 1 1 1 戸、旧泗水町で 5 団地 2 2 1 戸、計 1, 1 4 5 戸。また、特定公共賃貸住宅が旧菊池市で 1 団地 1 0 戸、改良住宅が旧旭志村で 1 団地 8 戸、単独住宅が旧旭志村で 1 団地 1 0 戸、旧泗水町で 1 団地 3 戸、また従業員用住宅が旧七城町で 2 団地 1 7 戸の状況であり、今後は新市において住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画を策定し、計画的に整備する。なお、継続事業については新市計画で調整し、新市において引き続き実施すると明記してあります。市営住宅、その中で市営住宅建設について質問をいたします。

まず 1 番目に、砂田西団地建設の時期が遅れているようであるが、なぜか。また、いつ頃に着工の予定であるか。4 市町村が合併して、建設関係に携わる業者の方が建築・土木・電気設備その他関係の方々まで入れると約 1 2 0 数社の方がおら

れるということで、工事及び入札の方法は分離方式か、一括方式か、どちらで行う考えか。

また分離発注式で行うのと一括方式で行うのと全体の工事の金額に対する格差はということでが2番目です。

3番目に、今までは4市町村の中で、市・町・村の単独のランクがあって、その中で業者選定があっていたと思うが、今回は県のランクを基準に行うのか。市独自の基準で行うのか。また、地元企業優先という考えはないのか。多くの業者が潤うよう考えをお聞きします。

続きまして、教育行政について質問をいたします。今年児童生徒の状況は、教育制度の充実とともに学校外での教育機会が増えた一方で、いじめや不登校の問題、青少年非行の低年齢化、家庭の地域における教育力の低下など、教育環境において深刻な問題も生じている中で、学校関係の取り扱いということで合併協議会第45号で協議されていることです、これも。その中で、はじめに通学区域の取り扱いということで、小・中学校の通学区域については現行のまま新市に引き継ぎ、必要に応じて新市において検討・調整する。また学校規模適正化審議会については、菊池市の例を参考に新たに設置すると協議されています。この中で、小学校14校の中で、平成15年度現在で学級数が隈府小学校が23学級、河原小学校が6学級、水源小学校が7学級、迫水小学校が8学級、竜門小学校が8学級、菊池北小学校が11学級、菊之池小学校が9学級、花房小学校が6学級、戸崎小学校が6学級、七城小学校が13学級、旭志小学校が14学級、泗水東小学校が14学級、泗水小学校が20学級、泗水西小学校が6学級であり、また中学校5校の中で平成15年度現在で、菊池北中が9学級、菊池南中が17学級、七城中が6学級、旭志中学校が6学級、泗水中が16学級であり、審議会は教育委員会が委嘱した委員15人以内をもって組織するとなっておりますが、その状況は。新入生は35人学級であり、例えば71人のときには3クラスであり、69人のときは2クラスになるということであり、今度は地域の中でまた質問しますけれども、少数クラスの編成の考えはということで聞きます。また、中学校5校、小学校14校になり、今までは4市町村ごとの学校に通学していますが、今後は生徒、児童数の減少により、通学の見直しの考えは。

また、2番目の質問でありますスクールバス運行についてでございますが、これは憲法第26条教育を受ける権利、教育の義務の中であり、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。2つ、すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とすると謳っております中で、小・中学校

用スクールバスは、市町村が僻地学校及び市町村の合併に起因する学校相互における遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和、並びに人口の過疎減少に起因する児童生徒の減少に対抗するための学校相互及び過疎地域などによる過疎地域山村振興法による山村におけるバス路線の廃止による遠距離通学児童生徒通学条件の緩和を図るために運行するスクールバスを購入されたものだと思います。その中で、補助事業でもあり、市の囑託であれば市の管理する車でもあり支障はないと思うが、運転委託であれば、その状況報告、第11条の様式で補助事業は補助事業の遂行にあたり支出増強について、文部科学大臣または都道府県知事の要求があったときには、速やかに状況報告書を提出しなければならない。また実績報告書もそういうことであります。市所有のスクールバスの運行が合併した当初でもあると思うが、市の囑託と委託という方法で運行されているが今後はどう考えているか。

これで、第1回目の質問は終わります。あとは質問席で質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お尋ねの2点につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、発注の時期についてでございますが、砂田西団地の建設につきましては、隣接者との協議の中で、住宅の配置を変更してほしいとの要望がございましたので、設計の修正を行っております。そのために工事の時期が遅れているというようなことでございます。平成16年度の繰越事業で建設する9戸につきましては、10月発注の予定。また、平成18年度に12戸建設する土地の造成工事につきましては、この11月に発注の予定でございます。

次に、2点目の発注方式についてでございますが、本体、電気、設備工事のそれぞれに分けて分離発注することで考えておりますし、造成については造成工事で発注する予定であります。また経費につきましては、一括発注した場合も分離発注した場合も経費は変わらない形での設計方式を取っておりますので、分離発注した場合でも工事費が高くなることはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 業者選定は、県のランクを基準に行うか、市独自の基準で行うかということでございますけれども、合併後の新菊池市では統一的な格付け基準につきましては県のランクを基準にしながら指名する業種、業者の年間平均売

上高、工事経歴など様々な視点から検討を重ねてまいりました。しかしながら、このまま従来の旧市町村の格付け基準を無視して全く新しい基準を早急に設定することは、かえって業者間の混乱を招くとの判断から、しばらくは発注場所の属する旧4市町村ごとに合併前の発注方法を基本としてやることで、菊池市工事入札参加者指名審査会で決定し、現在実施いたしております。合わせて、旧4市町村単位では指名業者がいなかったり、極端に少なかったりする工種がありますので、その場合は新市全体の中から必要な業者数を選定するなどいたしまして、業者間の不公平感が生じないように配慮しながら、独自の業者選定を行っております。今回の質問の旧七城町の砂田西団地建設工事につきましても、発注時期から考えまして現在の暫定方法で入札を行うことになると思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） 通学の見直し等についてお答えいたします。ご承知のとおり、合併に伴い中学校が5校1,757名、小学校が14校3,142名が今在籍しています。平成18年度の新入学予定者を紹介しますが、9月1日現在で隈府小学校が85名、河原小学校が10名、水源小学校14名、迫水小学校6名、龍門小学校5名、菊池北小学校42名、菊之池小学校35名、花房小学校14名、戸崎小学校21名、七城小学校56名、旭志小学校53名、泗水東小学校43名、泗水小学校81名、泗水西小学校14名の計479名の予定であります。ご案内のとおり、現行法では児童生徒が就学すべき小学校、中学校は教育委員会が指定することになっております。具体的には、児童生徒の住所によって通学区が線引きされているところから、通学する学校は個人的・家庭的事情は考慮されていません。ただし、いじめ、不登校などのことなど特別な事情がある場合は、実態調査の上、通学区外就学を認めております。なお、お尋ねの通学校区の見直しについてでございますが、6月議会において市の学校規模適正化審議会設置条例を承認していただきましたので、当審議会において学校規模及び通学区の適正化に関し調査審議をお願いしていきたいと思っております。なお、先ほど言いました学校規模適正化審議会の委員さん15名については、現在人選中でございまして、本年12月までには1回目の審議会を開催する予定にしております。

続きまして、スクールバスの件につきまして、現在菊池北中学校が立門路線、原路線、四町分路線の3台、龍門小学校が穴川・鳳来路線、小木路線の2台、迫水小学校が杉生・立門路線、茂藤里・永山路線、木護路線の3台、旭志小学校では2路線を1台の計9台で運行しております。運転手さんにつきましては、旧菊池市の8

台が委託業務で、旭志の1台を嘱託職員で運行しております。今後、先日の怒留湯議員さん及び本日の木下議員さんの答弁にありましたように、菊池市の交通体系の見直しが進められておりますので、スクールバスも含め検討したいと思います。なお、交通体系確定までは全路線とも嘱託職員への移行を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本正弘君。

[ 登壇 ]

（坂本正弘君） では、質問に入らせていただきます。

今、小学校のですね、生徒数で菊之池がちょうど35名、先ほど私が新生生のところを言いましたが新生生は35人ということで、ここにですね、あと1人増えれば18人で2クラスできます。そういうことですね、今、教育長さんもおっしゃったとおり、これは行政区とは違うところでありますけれども、これもですね、小学校の通学区域は市町村ごとの長年にわたり取り計られており、地域に根ざしたものであり、住民の不安を与えないようにということで合併協議会でも論議されておりますけれども、今が9月ですので6ヵ月先ですけれども、6ヵ月はすぐ来ます。そしてですね、その中で、あと菊之池校区は、すいません、菊之池校区のことに議員さんもおられますけれども、入りまして、同じ菊池市でございますので。そういうことで、新興住宅地でありますので1人増えれば幸いですけれども、このままいけばもう35人の最悪ということで、今日ちょっと予算書を見よりましたら、教育長のお交際費も15万円、あれは20万でも30万でもしてですたい、そしてですね、やっぱり地域の方々にですね、また1人どこから生徒持ってこようかということも不安になるので、かねがねおつきあいをさせていただいて、最悪のときにはお願いしますというようにするのが、先ほどは2人の方々が教育長褒められましたけど、私はそれは教育長の職務と思います。そういうことでもありますのでですね、6ヵ月先でございますけれども、教育長しっかり頑張ってください。

その答えが1つとですね、先ほど交通体系のことでいろいろお話がございましたけれども、これも今のままではスクールバスは補助金で買われとるけん、それだけしか使われないうすたいね。私が先ほど申しました、状況報告書やら収支計算書がとても書かれないようになりますし、その答えもまだ私はいただいておりませんので、委託であればその報告書はどうですかと質問の中にあつたけれども、嘱託はこれは公有財産だからいいですけれども、その答えがあつておりませんでした。公有財産を個人に委託ができますか。それが2点、3点あつたですね。

今度の議会にも職員の事故が2件ほど報告されました。公有財産を市の嘱託じゃ



ない人が運転して、その保険はどうなっていますか。事故がないからいいですけれども。恐らく市の車ですからですね、所有者責任が問われると私は思います。その関係も、それで4つか、5つか。それだけ、あとはまだありますけれども、答弁は3回しかできませんので、それをします。その答弁を聞いてからいきますけれども、3回目にはまだうんと質問をしますけん、その4つか5つありましたので、それをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長（田中忠彦君） まず、学級編成についてお答えします。菊之池小学校のケースの場合ですね、これは私も何度も経験いたしました、現場で。教育長としてどうか、今度は今悩んでおるんですけど、校長としても一番悩むところでございます。あと1人で1クラス増えるがな、なんとか1人増えんかなというのは、ほんと祈るような気持ちでですね、毎日を過ごしたものです。これはですね、小学校3年生以上の40人学級の場合も、あるいは複式学級の問題も同じことですが、しかし法を破るわけにはいきませんので、現在の状況を申しますと、熊本県の場合、学級編成の基準日は入学式の日となっております。つまり入学式の日には36人になれば2クラスとなるわけですので、したがって菊之池小学校のような場合、それに期待するほかありません。通学区域については先ほども申し上げましたように、学校規模適正化審議会に諮り、様々な方々にご意見を聞きながらまいりたいと思っております。とにかく職務と言われましたけれども、おたくはここに行って下さいというようなこともなかなかこれ申し上げるのも難しい状態でございますので、何卒ご理解いただければと思います。

続きまして、スクールバスの件ですけれども、特に状況報告等については運転手の方から学校の方にその報告をさせていただいておりますが、もう1つの公有財産の委託ということでの保険の問題ですけれども、ご質問のスクールバスの事故発生による責務につきましては、市がバス運転業務を委託しておりますから、使用者としての責任が考えられまして、賠償についての責任を負うものと考えられます。また、保険につきましては学校管理下における通常の通学路線の事故につきましては、児童生徒につきましては日本スポーツ振興センター災害共済保険と、さらに市が加入しております社団法人全国市市有物件災害共済会の保険が適用されることとなります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本正弘君。

[ 登壇 ]

(坂本正弘君) 今度は長く質問します。

田中教育長さん、先日の新聞に、6月の何日から教育長になられてからの抱負と  
いいですか、コメントをされておりました。その文章を読みます。菊池北、隈府小  
学校の校長を歴任され、現役時代のモットーは、愛情を持って子どもに接すること  
だったということであり、また文教菊池復活教養人育てる、また先人たちに負けな  
いよう教養ある人間を育てたいという抱負を新聞に書かれておられました。そうい  
うことですね、先ほど言いましたが教育長の職ということで、一つはこれも、こ  
れは9月17日の新聞ですけれども、熊本市ですね、来月特区申請ということですが、  
3年生から40人学級ですが、文部科学省では、市は独自で35人学級にする  
ということで新聞に載っとるですね。そういうことで、文教菊池ということである  
ならば、なおさらそういうことには頑張っていくのが教育長の職務だと思ってお  
ります。そういうことで、よその自治体はそれなりに頑張っているのに、うちの方  
としてもそういうことだけ、これはここで論議しても一緒ですから、6ヵ月先とい  
うことで状況が刻々変わりますので、その時には頑張っていたきたいと思いま  
す。

今、申されましたスクールバスと交通体系のことですが、ちょうど私も交通体系  
の方は一般質問に上げておりませんでしたので、通告外でございますので質問はし  
ませんけれども、時間があるときには意見として述べさせていただきたいと思いま  
すが、再度教育長にお尋ねしますが、そういうことで答えは答えになるかわかりま  
せんけれども、スクールバスのことに対しては囑託を考えているということで、私  
も安心しました。なぜならば、片一方の方は同じ学校であって囑託と。片一方の方  
は生徒数、9台ありますから何百人と運びながら、その運転委託というのはあまり  
差があるのではないかとということで、そういうことで私は一般質問しましたけれ  
ども、答えがそういうことで返ってきましたので、今、バス関係に対しましては安心  
をしているところでございます。そういうことで、再度の質問でございますが、菊  
之池校区に対してのですね、そういうことで、しっかり交際費も使って、そしてで  
すね、教育長さんが言うことならよかよか、俺の息子ばやろうだいということの  
できるように、できますか、できませんか、それだけ。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[ 登壇 ]

教育長(田中忠彦君) 学級編成に関わることは、先ほどもおっしゃいましたように  
非常に悩むところで、努力したい気持ちは山々でございますけれども、私の方です  
ね、あなたはあっちに行きなさい、あなたはこっちに行かないというようなこと  
は、これはもうできないと思いますので、そのところははっきりした答えができま

せんけども、ただそういう適正なその校区割ということについては、先ほど言いましたように審議会を通じてですね、本当にこれは複式の学級の問題も同じ問題がありますので、県の方にも、例えば複式学級の緩和の問題、今の人数をもう少し減らしていただけないかと、そういうことも合わせてお願いしながら、今後進めていきたいと思います。答えになりませんが、以上、答えさせていただきます。

[ 登壇 ]

(坂本正弘君) どうもご清聴ありがとうございました。終わります。

議長(北田 彰君) 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----  
休憩 午後 1 時 2 8 分

開議 午後 2 時 4 8 分  
-----

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 議案第 1 1 0 号から議案第 1 1 2 号まで一括上程・説明

議長(北田 彰君) 追加日程日程第 1、議案第 1 1 0 号、議案第 1 1 1 号、議案第 1 1 2 号の 3 議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長(福村三男君) ただいま上程いただきました議案第 1 1 0 号から議案第 1 1 2 号の 3 議案につきまして、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、本日の提案となりましたことにつきまして、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。深くお詫びをいたします。審議につきましては、よろしく願いいたします。介護保険制度の施行から 5 年が経過をし、国民の老後の生活を支える制度として定着する一方、制度から給付される費用は年々増大し、スタート時の約 2 倍に達する勢いがあります。介護保険の給付は、保険料と公費により支えられていますが、保険料の負担上昇も見込まれています。今回の制度見直しは、保険料の上昇を抑えるため、少しでも早く介護保険から給付される費用を効率化・重点化するため、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう介護保険の保険給付の範囲を介護に要する費用に重点化し、居住や食事に要する費用は保険給付の対象外とするものです。このことにより、関係する本市介護保険施設条例の改正の必要が生じたのでお願いするものです。3 議案の詳細に

つきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 追加議案についてご説明申し上げます。

議案第110号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案の追加の1ページをお願いします。介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、今回の制度改正により介護保険施設では利用者の負担を現在の食材料費として徴収しておりますが、改正後は居住費用と食費が保険給付対象外となり、利用者負担となりますために、所得階層に応じた料金の制定を行う必要があり、本市条例の一部を改正するものでございます。開けていただきまして、2ページでございます。菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例です。第3条に次の1項を加えるものです。第2項、居住費、食費の利用者負担額は別表のとおりとする。とし、新たに別表を追加するものでございます。附則で、この条例は平成17年10月1日から施行することといたしております。参考として添付しております新旧対照表の1ページを参照いただきたいと思います。改正後の右側、第3条第2項を追加しますとともに、下段の別表を追加し、階層別の利用者負担額をお願いするものでございます。

以上、議案第110号の説明でした。

次に、議案第111号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案の3ページをお願いします。短期入所介護、いわゆるショートステイでございますが、その見直しでございます。短期入居者については、食材料費として1食につき250円を徴収しているものですが、施設と同じく所得階層により居住費と食費について料金の制定を行い、利用者から利用料金を徴収するものでございます。開けていただきまして、4ページでございます。菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例です。第3条第2項を改正するもので、第2項居住費、食費の利用者負担額は別表のとおりとするとし、新たに別表を追加するものでございます。附則で、この条例は平成17年10月1日から施行することといたしております。新旧対照表の2ページをご参照いただきたいと思います。1食250円を下段の別表のとおり第1段階層から第4段階層ごとの居住費と食費の利用者負担額を定めております。

以上、議案第111号の説明でした。

続いて、議案第112号、菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案の5ページでございます。通所介護、デイ

サービスでございますけれども、この一部を改正するもので、現行では1食250円徴収いたしておりましたものを今回の制度改正により食費の積算には食材料費に調理に係る人件費を加算することになり、近隣の施設との均衡を考慮した料金を徴収するものでございます。開けていただきまして、6ページでございます。菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例でございます。第3条中、食材料費として1食250円を食費として1食390円に改めるものでございます。附則で、この条例は平成17年10月1日から施行することといたしております。新旧対照表の3ページでございます。左側が現行、右側改正案でございます。

以上が、追加提案いたしました条例の説明でございました。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

-----

#### 追加日程第2 質疑

議長（北田 彰君） 追加日程日程第2、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----

#### 追加日程第3 委員会付託

議長（北田 彰君） 追加日程日程第3、委員会付託を行います。議案第110号から議案第112号までの3議案については、文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は9月27日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----

散会 午後2時55分

第 5 号

9 月 27 日

# 平成17年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

平成17年9月27日(火曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第5号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出  
について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 特別委員長報告
- 第4 議員派遣について
- 第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 意見書案第5号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の  
提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 特別委員長報告
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

-----

出席議員(58名)

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君

10番	清	水	昭	栄	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	安	武	俊	右	君
14番	森		誠	雄	君
15番	隈	部	忠	宗	君
16番	工	藤	春	雄	君
18番	葛	原	勇次郎		君
19番	河	島	秀	逸	君
20番	木	下	雄	二	君
21番	福	川	幸	子	さん
22番	坂	井	正	次	君
23番	森		隆	博	君
24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君



45番	岩下	満州子	さん
46番	笠	愛一郎	君
47番	中原	繁	君
48番	出口	サチコ	さん
49番	荒木	建令	君
50番	境	和則	君
51番	森田	精一	君
52番	福島	利徳	君
53番	工藤	道昭	君
54番	甲斐	健彦	君
55番	北田	彰	君
56番	外村	國敏	君
57番	久川	知一	君
58番	徳永	隆義	君
59番	横田	輝雄	君

-----

欠席議員（1名）

17番 奈田 臣也 君

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事 課 長	春木 義臣 君
議事 係 長	城 主一 君
議事 係 参 事	吉野 幸子 さん

-----

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
助 役	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総務 部 長	緒方 希八郎 君
企画 部 長	村山 隆 君
市民 部 長	木下 儀郎 君
経済 部 長	岡崎 俊裕 君
建設 部 長	石原 公久 君

菊池総合支所長	城 直輝君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育総務課長	山田憲章君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	後藤定君
監査委員事務局長	山口正司君

午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程にしたがいまして、日程第1、去る9月15日の会議及び9月20日の会議において、審査を付託しました議案第86号から議案第104号まで、議案第110号から議案第112号まで並びに陳情第2号・要望書までの24案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中原 繁君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） おはようございます。総務委員会の報告をいたします。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案に対し、去る9月21日、22日、2日間にわたり、慎重には慎重をきし、あらゆる角度から審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。当委員会に付託されました議案は、議案第86号、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について、議案第87号、菊池市生活安全条例の制定について、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算、議案第102号、反訴の提起について、以上4議案であります。

まず、議案第86号は、一般公募により市長がこれを指定し、菊池市公の施設を管理運営の業務を委託するものであります。この件につきましては、政治家の倫理性が問われている今日、卑しくも議員がこれに参加することは法的には問題ないにしろ、政治倫理上市民の信頼を損なう等々の意見が出され、この件については特に時間をかけ審議をいたしました。その結果、1つ、市長及び議員が関係する企業及び団体には、委託契約をしないこと。ただし、第3セクターは除く。2つ、施設の

利用者及び関係者の意見をよく聞いて実施すること。3つ、現在その施設に働いている人たちの労働条件の確保を図ること。4つ、保育園や老人ホーム等、社会的弱者に対しては、十分配慮して実施すること。以上の意見を付して、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第87号は、市・市民・事業者等が一体となって安全意識を高め、安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図るため制定するものであります。これも採決の結果、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第94号、一般会計補正予算では、歳出総務費及び歳入の全部であります。歳出の総務費の主なものは、企画費の地域通貨実行委員会補助金1,656万7,000円で、これは長引く景気の低迷、個人消費の落ち込み、あるいは大規模店の進出等により、市内の中小商店は大変厳しい状況にあります。そこで、菊池市内のみで使える地域通貨を発行することで、個人の消費を喚起し、地元での買い物運動、地産地消運動を推進することにより、地元中小商店の活性化を図ることを目的に実施するものであります。地域振興費の工事請負費1億4,124万9,000円は、きくちふるさと水源交流館の宿泊施設を新築する工事請負費であります。

次に、歳入について。今回総補正額、国庫支出金、県支出金、地方債、その他一般財源合わせて6億3,511万円であります。特に土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金、緊急地方道整備事業費交付金の2,475万円は、ウォーキングトレイル事業国庫補助金であります。この件につき、本当に補助金が来るのかとの意見に対し、執行部の説明では現在800万円は確定しているが、その他については内示も来てないし不確定であり、来るか来んかわからないとの説明であり、委員より全く不透明であいまいな予算を計上するなんてけしからん、よって反対だとの意見が出され、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決をいたしました。

最後に、議案第102号、反訴の提起についてであります。これは、旧旭志村四季の里において、温泉ポンプ入替工事を株式会社斉藤工務店が請負、完成15分後にポンプごと地下深くつかしたため、それを引き上げるためかかる経費2,500万円のうち、1,209万3,690円を旭志村が立替払いしたが、その後、斉藤工務店は残りの1,372万8,687円の支払を求めて旭志村を相手に提訴したのであります。合併後の菊池市は、この事故は斉藤工務店の過失により発生したものであるから、暫定的に支払った1,209万3,690円を逆に戻せという裁判を提起するものであります。

以上、審査の結果、原案どおり可決いたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 文教厚生常任委員会報告。文教厚生常任委員会に付託されました議案につきまして、審議の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第90号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第110号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第111号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第112号、菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分、議案第95号、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第96号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算、議案第98号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算、陳情第2号、老人福祉センター改築を巡る陳情書、以上の案件であります。

はじめに、議案第90号であります。菊池市泗水公民館の一室を一般に貸し出しをするための条例の一部改正であります。

次に、議案第110号、111号、112号であります。介護保険法の一部改正により、10月利用分から介護保険施設における住居費、食費について本市条例の一部を改正するものです。介護保険制度の一部改正により、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となる仕組みとなっておりますが、住居費や食費は保険給付の対象外となることから、利用者の方に十分な説明を行い、きめ細かな配慮を望むという意見がありました。

次に、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、補正の主なものは、款3民生費の社会福祉総務費、こすもす号運転業務補助金310万3,000円ですが、当初予算計上がなされておらず、今回計上したものであります。次に、児童福祉施設費、次世代育成支援対策整備補助金7,939万5,000円ですが、富の原保育園、菊池乳児保育園の改築に伴う補助金であります。次に、高齢者福祉費、不動産鑑定委託料43万4,000円ですが、平成13年度からの懸案事項でもある老人福祉センター建設は、不動産鑑定を行い、1日も早い建設が望まれるとのことであります。款4衛生費、し尿処理費、工事請負費1億1,800万9,000円については、し尿処理場解体工事費であります。次に、款9の教育費の主なものは、文化財保護費1,661万円については、泗水福本・富地区のほ場整備に伴う文化財調査のための補正であります。次に、各種競技会等出場生徒派遣費補助金134万1,000円ですが、菊池市の代表として出場するものであり、生徒派遣費の補助要件の範囲拡大をとの意

見がありました。また、外国語英語助手、ALTを生涯学習の一環として活用してもらいたいとの意見がありました。その他、菊之池小学校のトイレ改修を早急に取り組むよう要望がありました。

次に、議案第95号、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてであります。収納率向上特別対策事業補助金申請に伴うもので、内容としては賦課徴収費310万1,000円、納税組合の廃止により納税率の低下が考えられることから、納税率向上のための巡回用軽自動車の買い換え及びパソコン機器購入等の補正であります。

次に、議案第96号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算であります。主なものは款6諸支出金、償還金4,500万6,000円は、平成16年度の各市町村合計の給付実績に対し給付見込みが多かったということで、それぞれ国に対し1,862万7,000円、県に対して1,164万円、支払い基金に対して1,473万9,000円を返納する補正であります。

次に、議案第98号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算であります。つまごめ荘の改築については、平成14年2月の広域議会での一般質問、同年8月の家族会より組合議会に要望書提出があり、9月建設特別委員会が設置されました。委員会では築後30年近くを経過し、老朽化による雨漏りの防止、また6人部屋の解消、介護保険法に基づく1人当たりの床面積10.65㎡以上にすることを目的とし、改築を前提として協議がなされました。計6回の特別委員会及び先進地研修を行い、当初の多床型において申請をしておりましたが、国の制度改正によりユニット型に変更されております。それに伴いまして、補助金見込みも4億3,490万円から現在の交付金額3億3,676万5,000円の減少いたしております。なお、特別委員会においては市町村合併が行われても現在地での改築が確認されております。今回、早急に計上をされた理由としては、県の交付金が総括して17年度に交付されることに伴い、市の改築への取り組みを具体的に予算化し、県に対して示す必要があるため計上されております。県は交付金について実績で交付をするため、進捗状況によっては交付金の返納の可能性が考えられるからであります。特に委員会として心配をしておりました利用者負担増についても、家族会との協議を行いました。役員の方々からは、国の制度改正でもあるのでユニット型によるホテルコスト等の理解もされており、1日も早い改築の強い要望がありました。今後は入所者並びに家族会、職員からの意見を十分取り入れ、安全で安らぎのある生活環境を整備していくよう指摘いたしました。また、改築についてはユニット型になり職員の増員等の負担も考えられることから、収支の計画を十分考慮し、将来健全な経営がなされるよう付帯意見を付し可決いたしました。

以上、議案第90号から議案第112号については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号、老人福祉センター改築をめぐる陳情書であります。隈府下町の私有地については、旧菊池市議会及び合併後の常任委員会で協議し、面積、土地の形状、特に交通アクセス、利便性あわせて隣接行政区の集会場並びに近隣に少ない防災拠点としての役割も果たせるということを考慮し、第1候補としたものであります。また、陳情の中で、市民広場の一角に移転とのことではありますが、旧菊池市議会において市民広場周辺再整備等計画調査特別委員会も設けられ、1つ、市民広場はレクリエーションや花火大会、祭りなどの憩いの場として、また災害発生時の避難場所として基本的に残すこと、2、スポーツ施設は多目的運動公園へ移し、建造物は最小限に止めるとのこと、3、国道387号線に隣接する旅館、民家等をタイミングや条件に合うものから買収に向かうことなど、八媛荘の買収、弓道場の移転等が順次進められ、再整備計画の進捗管理が行われているところであるとのことです。陳情書に述べられている財政的な心配は、特に用地費について市民に配られている用地費2億2,800万円という価格は、委員会にはまだ提案されておらず、検討もしておりません。市民の皆様が納得できるよう、不動産鑑定後の市当局の提案により検討することによって、市民への不安が広がらないよう早期の判断を示すことなどの理由から、本陳情書については賛成少数により不採択とすることに結しました。

審議の過程において委員より貴重な意見、要望が出されました。執行部におかれましては、今後早急に対応されるよう要望いたします。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、森 隆博君。

[ 登壇 ]

経済常任委員長（森 隆博君） おはようございます。

それでは、平成17年第2回定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議を行いました。その審査の経緯と結果につきましてご報告をいたします。当委員会に付託されました案件は、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分、議案第103号、字の区域の変更について、花房北部地区でございます。議案第104号、字の区域の変更について、赤北地区でございます。要望の公共施設の木造化・木質化に関する要望書。以上の案件でございます。

はじめに、議案第94号、菊池市一般会計補正予算の付託分ではありますが、農業

委員会費、農業振興費、農業振興施設費、畜産業費、農地費、林業総務費、商工業振興費、商工業施設費、観光費、治山施設災害復旧に対しまして執行部より詳細な資料を求め、慎重な審査を行いました。農業委員会費の負担金補助及び交付金は、旧泗水町、旧旭志村でのうねん年金部会での活動費として予算計上がなされておりましたが、今回の合併で4市町村へ平等にのうねん倶楽部へ補助をして、各支部の活動、研修等の統一を図るためのものであります。現在、農業者年金加入者数は715名で、農業者年金受給者数は1,821名であります。4市町村合わせまして16年度末で農業者年金受給者状況は、支給総額1億8,400万円と報告がありました。農業振興費の委託料で調査委託料は農村総合整備事業で、七城の2期地区実施計画策定、現況調査、計画概要書、経済効果算定の委託として2期工事を実施するためのものであります。工事請負費の2,500万円は、七城町の山崎地区と下水次地区で、農道9号、10号改良工事で、長さ791m、幅4mを行う工事請負費であります。公有財産購入費につきましては、山崎地区と下水次地区の農道9号、10号改良に伴うものであります。負担金補助及び交付金、単県事業による補助金を充てるものであります。頑張る女性農業者へ手作り味噌による漬物用真空パック機械導入、ラベル作成、新規作物による加工品開発調査等の事業活動の補助で、女性の能力発揮による地域農業活性化活動のモデルとして事業の展開をするものであります。さらに旧泗水町、永営農組合、旭志農業機械利用組合へコンバイン、田植機、畦塗り機への補助であります。菊池地域ゴボウ部会へマルチ張り機27台導入費、総事業費の1,504万4,000円に対しましては、県の補助金の3分の1の補助で、トンネル事業となっておるものであります。それと、旭志ニンニク部会に冷蔵庫1台を導入に補助するものでありまして、これにつきましてもトンネル事業であります。地域活力対策事業を目的とした単県事業の負担金補助及び交付金を充てるものであります。農業振興施設費の需用費で、平成16年度台風・雷被害共済金、旧七城町が事業主体となりハウスリース事業を実施、災害復旧時は農家組合が行っております。市町村共済組合から台風災害が50%、雷災害が100%となっております。それを各組合へ修繕費として支出するものであります。畜産業費の負担金補助及び交付金は、放牧に対してJA菊池繁殖部会が国庫補助事業の2分の1、事業主体が2分の1の補助を受けて、阿蘇の黒川牧野組合が所有します牧草地に330頭の繁殖牛を放牧し、低コスト生産を図るために実施を試みたものであります。今回の放牧地において病気等が出るなど、今後の対策に対してどのように考えておるかという意見が出されました。JA菊池繁殖部会では初めての事業でありまして、執行部とJA菊池繁殖部会と連携を密にしまして、伝染病に対しましては十分調査を行い、目的であります低コスト生産に向けて前向きに事業の推



進を図っていききたいという担当課からの説明でありました。農地費の工事請負費は、旧泗水町永南堆肥舎横の排水路が崩れ、隣接地の畑地へ排水が流れ込んでいるために早急に工事を行うという報告でありました。負担金補助及び交付金は、今回単県中山間ふるさと水と土保全対策事業補助金が決定し、大場地区、七城地区、高柳地区の3カ所へ補助金を割り当てるものであります。林業総務費の賃金につきましては、大規模林道菊池人吉線8kmを2回に分けて草刈りを行う賃金であります。商工業施設費のマイナス555万円につきましては、組織機構の見直しにより今回まで商工観光課にあった竜門ダム経費が建設部対応となったためであります。新市になってから組織事務の見直しで農業廃水の治水利用と観光等の目的が全く違った方向で取り組んでいないかという意見が出されました。菊池市の観光の名所の1つであります竜門ダムは、イベントを通してこれから多くの人を引き寄せ、活性化を求める場所であるのに対しまして、商工観光課から建設部へ変更がなされたが、ダム・道路整備は完了し、建設部の仕事は終わっております。班蛇口湖活性化対策イベント委託などは、建設部へ変更したのか。執行部におかれましては、今後十分認識を持っていただき、組織事務の見直しを求める意見が出ました。治山施設災害復旧費は、7月の集中豪雨による災害で林道施設災害復旧箇所、八方ヶ岳線被災現場、椎場2号線の被災現場等、経済委員会で現地視察を行い、担当課より説明を受け、早急に復旧すべき箇所と確認を行ったところであります。

議案第103号、字の区域の変更について、花房北部地区の2工区の整備事業に伴い、菊池市の河原字杉迫、字大迫、字杉谷の公有地、道路、水路等の区域変更を行うものであります。

また、議案第104号、字の区域の変更につきまして、旧七城町、蘇崎、小野崎間の赤北地区整備事業により、公有地、水路、道路等の区域変更をするものであります。

以上、議案第94号、議案第103号、議案第104号は、全員一致で可決したものであります。

要望書、公共施設の木造化・木質化に関する要望書に対しましては、新市菊池市の建設計画に木質化を取り入れ、森林業の活性化、さらには菊池市の宝であります水と緑を観光の目玉となすためにも、要望書を全員一致で推進すべきと決したものであります。

以上が経済常任委員会に付託された案件であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。経済委員長長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） おはようございます。建設常任委員長報告をいたします。

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案は、議案第88号、89号、91号、92号、93号、94号、97号、99号、100号、101号の10議案であります。以上の議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。2日間の委員会審議でありまして、主な事業箇所につきましては現地調査を半日行い、慎重なる審議をいたしました。

まず、議案第88号、菊池市ダム流域対策協議会条例の制定については、水質保全、住環境の改善及び地域の活性化と、大変重要な問題であるが、調査審議した後はどうするのかという疑問が出されました。これに対しましては、第2条第3号で、関係機関に対する要望に関する条項を規定しているもので、問題が生じた場合はこの条項に基づき、市・県または国土交通省等に要望することができるということで、また旧菊池市においてもそのようなことで運用をしてきたという説明を受け、採択の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、菊池市都市計画審議会条例の制定については、旧菊池市、旧泗水町でも制定されていたが、合併したので新菊池市として都市計画法第77条の2第3項の規定に基づき制定されるものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、給水区域に新たに菊池市森北の一部を含めるための一部改正であり、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道料金の統一化を図るということであるが、実質的には値上げであり、4人家族で月に幾ら値上げになるか。また住民に対する説明、特に区長会に対する説明はなされているか。なお、施行日が10月1日であり、可決されたとしても住民に対する説明期間もなく、不適當ではないかという質疑等がなされ、これに対し、結果としては値上げになるが、決算上累計で2億800万円、また16年度単年度決算では2,500万円の赤字となっているし、合併協議会でも新市において調整する旨協議がなされており、特に企業会計の健全財政の確立を図る上においても、料金の統一を図る必要があり、改正する旨の説明がなされ、また4人家族では月に260円増額となり、住民及び区長会に対しては料金引き上げの説明はしていないとの説明がなされました。特にこの改正議案については、住民負担の増加につながることであり、住民及び区長会に対しても説明がなされておらず、原案の附則では平成1

7年10月1日が施行日となっており、可決されたといいたしましても住民に対する周知徹底が図られる期間もないため、十分な期間を設け、住民に周知徹底した上で施行する必要があるという理由で、附則中、平成17年10月1日を平成18年1月1日に改める議案第92号、菊池市給水条例の一部を改正する条例に対する修正案が会議規則第94条の規定に基づき、中山和幸委員ほか13名、全委員から提出され、採決の結果、全員異議なく修正案のとおり可決すべきものと決しました。また、修正案を除く原案の部分につきましても、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原の一部、重味の一部、また新しく市野瀬及び西迫間の一部拡大を図るための改正であり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託案件については、まず主なものを申し上げますと、款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節19の負担金補助及び交付金の2,990万円につきましては、単県道路事業負担金1,440万円、急傾斜地崩壊対策事業負担金3箇所分の1,050万円、単県砂防事業負担金2カ所分の500万円の工事箇所分でありま。目3道路橋りょう新設改良費の8,208万9,000円につきましては、節13委託料で市道金峰線190mの測量設計等委託料の431万5,000円、節15工事請負費7,735万6,000円ですが、このうち7,500万円は通称ウォーキングトレイル事業の護岸工事費で、両岸のおのおの20mで、延長40m分と取付道路の一部を含んだ分であります。残りの235万6,000円については、旧旭志管内の市道岩本姫井線の工事費であります。また、ウォーキングトレイル事業の護岸工事については、下部工の施工時に整備すべきものであるが、現在未施工であり、護岸を守る施設として当然整備しなければならないものであり、国土交通省とも来年3月31日まで完了しなければならないという期限付きの約束された工事である旨の説明がなされました。

以上の説明に対しまして主な質疑の内容を申し上げますと、まず1点としまして、国土交通省がなぜ護岸工事に先延ばしするようなことで許可をしたのか。これに対しては、国土交通省はあくまでも17年の出水期までに護岸工事をやりなさいという条件が付せてありました。ところが護岸工事の分の予算計上が旧七城町できずに、予算不足からしなかったということでございます。したがって、合併後護岸工事は私たちも認識をしておりませんでしたということでございます。当然してあると思っておりましたけれども、国土交通省の方から約束違反ではないかと

ということで現場で相当お叱りを受けましたということでございます。また、ちょうど出水期に入るということから、今は護岸工事ができないということで、その対応策として何点かの指示がございました。その第1点が、出水期に堤防を超える恐れがあること。それについては、土嚢を積みなさいということでございます。右岸、左岸とも上流に向かって約100mずつ土嚢を積みましたということです。これは企業努力でやってもらっておるそうでございます。それと、もう1つは出水期に監視体制を取りなさいということでございますので、その指示を受けましたので七城総合支所において出水期においては巡回をしながら護岸の監視体制に入ったということでございます。それと、一部仮設に流木等が引っかかるという構造になっていることから、丸みを付けるというようなことで、三角にとがらせるしかないということで、丸い鋼管を溶接し、流木等がかからないような処置を講じてあります。そういうことで、本年度9月ごろ予算を組んで、来年の3月までは完成させるので、どうかその点だけは認めてほしいというようなことで現在に至っている状況だそうでございます。国土交通省は、最初から指定はしてあったという答弁がなされました。第2点は、総事業費につきましては、どれだけになるのか。これに対しては、計画では約6億5,000万円程度の事業費を見込んでいるということでございました。なお、現在護岸工事等が今回補正されている7,500万円を含め、今まで要った分として約4億6,300万円ということでありました。また、今後取付道と遊歩道、及び車道の整備を橋田大橋のところまでの事業費として約1億円の事業費が必要であるとのことでもございました。なお、当初の事業計画では、橋田大橋から高田橋までの遊歩道及び車道計画がなされていりましたが、現在のところ計画見直しをしたいと考えているとのことも説明がございました。また指摘事項として、今後工事にあたっては、このようなケースに二度とならないよう十分配慮して工事をなされたい旨の指摘がございました。次に、款7土木費、項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業費47万2,000円については、御所通りイコール城山・木の本線が都市計画決定が昭和36年にされており、それからもう44年の年月が過ぎている状況であり、熊本県の方でもガイドラインの策定が20年以上経った街路については見直す方向で進んでいるというようなことで、今回まちづくり交付金事業の変更をするための事業認可変更申請業務委託料でございます。また節の17公有財産購入費の減額4,291万8,000円は、節22の補償補てん及び賠償金へ増額するものであり、これは家屋等の移転補償費が不足するために予算の組み替えを行ったものである旨説明がなされました。このことに対し主な質疑等を申し上げますと、中央線の買収の進捗はどうなっているか。またこの交付金事業は、泗水町は含まれていないか等の質疑がなされ、これに対し進捗状況については南側の警察通

りの国道の方から順次進めています。16年度土地が2件、17年度6件ぐらいの契約が進んでいると思うというような答弁がございました。なお、泗水町についてはこの交付金事業には現在のところ計画されていないということでございます。なお、現在は市役所も本気になったという理解を得て、かなり用地買収にも協力的であり、買収費用の予算が不足しないかという状況も出てきているので、土地開発基金なり、土地開発公社の資金運用も考えているということでございました。また、要望として、用地交渉は非常に難しいと思うが、土地開発公社の資金が使えるなら、ぜひ前向きに早めに交渉された旨の要望もなされました。

以上が、平成17年一般会計補正予算に対する当常任委員会に付託されました主な経過であり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算については、補正額181万7,000円のうち、工事請負費180万円、これは泗水町の公共枡の6箇所分であり、残り1万7,000円につきましては、農業集落排水事業負担金であり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、平成16年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について並びに議案第100号、平成16年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について及び議案第101号、平成16年度菊池市水道事業会計決算の認定については、最高裁の水道料金債権に対する2年の短期消滅時効に対する質疑がなされたが、このことにつきましては判決に基づき適切なる対応を図っていくという説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定するものと決しました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、建設常任委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ここで10分間休憩します。

-----  
休憩 午前10時52分

開議 午前11時04分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

中原 繁君。

(中原 繁君) それでは、2、3質疑をさせていただきます。

まず、ただいま建設栃原委員長の方から大変丁寧なご報告がありました。多少重複するかもしれませんが、その点につきましてはあらかじめご容赦願いたいと思います。

まずですね、委員会の中で修正案が出たと。中山議員ほか13名の議員の修正案が提出され、それを可決して原案のとおり可決したというような話があっただけですが、ちょっと私とその点の具体的な内容についてですね、ちょっと聞きそびれましたので、改めてその修正案の内容についてご報告をお願いしたいと思います。

次にですね、道路橋りょう費、新設改良費の7,735万6,000円、いわゆるウォーキングトレイル事業に関することですが、これもいろいろと説明があっただけでしたが、私は私なりにまたお尋ねをいたしますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。この7,700万円、これは人道橋建設に伴う護岸工事費と。この護岸とお宅の報告では取付の一部というようなことでございましたが、その予算の配分についてはどのようになっておるのでしょうか。取付工が幾ら、あるいは護岸工が幾ら、その点について、再度お尋ねをしたいと思います。

それにですね、例えば河川に構造物を建設する場合は、様々な災害を未然に防止する意味で、その周辺の護岸を保護しなければならない、これはもう河川法でぴしゃっと規定をされております。しかしながら、国の指摘もありながらここまで後回し、後回しに延ばしてきた。先ほど説明もあっただけでしたが、報告の中にあっただけでしたが、この点についてもう一度具体的にお願ひをしたいと思います。

それからですね、この公共工事を発注する場合は、必ず施工管理者を選定し、しかるべき方法をもって施工管理業務委託契約を締結しなければなりません。そこで、この管理者選定にあたってどのような方法で、誰と、幾らで、いつ契約がなされておるか、その点についてお宅の委員会でわかっておるならばご報告をお願いいたします。

さらにですね、ウォーキング、この事業に関していただいた資料によりますと、平成14年度から20年度まで7年間計画が示されております。これまで先ほどもご答弁がありましたか、約4億6,000万円の金がもう既に支出されておるが、残りは約1億円だというような報告がありました。そこでですね、今後その約1億円の残事業といいますか、これをどの程度まで進めていくのか。その辺について、お尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） それでは、中原議員の質疑に対してお答えをいたします。

第1点目につきましては、先ほど詳しく申し上げてはおりますけれども、同じだといえないようでございますので、内容につきましては平成17年10月1日の原案は、執行部よりの原案は1日に施行するとなっております。それで、あまり住民、区長会等に説明する期間がないではないかというような質疑もなされ、そういうことで、やっぱり増額される分でございますので、これについてはある程度の期間をおく必要があるということで、中山和幸議員ほか13名の全委員さんから修正の、92号についての修正案が附則の部分のその17年10月1日施行日を18年1月1日から施行するという、その部分だけの修正の議案が出されたということでございます。それで修正部分については可決すべきものとし、その他の執行部提出の原案については、附則部分を残して議決すべきものと決したということでございます。

それから、2番目の人道橋に伴う件でございますが、これは歩道橋と車道、自転車道ですね、そういうものがあるという橋でございます。中原議員がおっしゃるとおり、下部工と同時施工するのが当然でございますけれども、現在まで未施工であると、これは現場にも行きましたので、事実護岸については施工されていないということでございます。それで、このことは護岸が水害で決壊したりでもすれば、その集落関係の住民の生命財産も守らなければならないということでございますので、当然これはしなければならない事業であるということでございます。むしろこれをしていないなら、やらないなら、常任委員会の方でなぜやらないかと指摘をするような護岸工事であるということで、お答えをさせていただきます。

それから、3番目の施工管理業者の選定とか、費用、誰と契約したかというような質問であったらうかと思っておりますけれども、これについては当委員会では審議いたしておりませんので、お答えをいたしません。

それから4番目のウォーキングトレイル事業の1億、あと1億円残があるということの説明を先ほど報告をいたしました。これにつきましては、現在斜張橋を建設しているところから、何百mか私もちっと700か800ぐらいあると思いますが、下流に橋田大橋というものが、新しいのが架かっております。そこまでの分は一応執行部としてもどうしてもこの事業でさせていただきたいというようなことで、その部分が歩道の3mと車道の4mですね、その分の整備と合わせまして、取付道の一部と先ほど申し上げておりますけれども、それは簡単な、今現時点の一

時的な支障がある部分をですね、7,500万円には入っておりますけれども、あとの1億円に対しましては部落とか、その他関係者とも十分打ち合わせて、その取付道路部分についても含まれております。それで、車道、歩道、取付道分の橋田大橋までの分が約1億円だという説明を受けております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[ 登壇 ]

（中原 繁君） えらい委員長、大変丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。ということは、今の説明では取付部分の一部ということは、歩道橋から出たその段差を解消することだろうと思っておりますけれども、残りの約1億円の中には橋田大橋までの約1kmですか、800mか、それを整備するためとおっしゃいました。とするならばですね、それを整備するためには12月出てくるのか、来年の3月に出てくるのか、次の次か、補正がですね。そうすると、もう来年の3月はもう橋は完成するわけです。完成したときの、ありゃ何といたしますかね、初めてわたるとき、渡り初めはできるんでしょうかね。その辺については、どうですか。お宅の委員会の中で議論をされましたか。せっかく素晴らしい吊り橋ができて、渡り初めもでけんということになればですね、こらまさにこれは前代未聞で、世界中探してもどこにもないというふうに私は思うところがございますけれども、その点について執行部の見解なり、あるいはお宅の委員会の中でどのような議論がなされておるのか。もしなされておるならば、その結果についてご報告いただきたいと。この1点だけお願いいたします。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） お答えいたします。

ただいまの質疑に対しましては、いろいろな審議が複雑なものがございまして、まだ渡り初めとか、云々というようなところまでは当委員会では質疑がなされておりませんので、以上でお答えを終わります。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。簡潔に質問して下さい。

[ 登壇 ]

（中原 繁君） 経済委員長にですね、もう1点だけちょっとお伺いをしようかと思うてからですね。農業振興費ですよ、款5の農林水産業費、目の3、このですね、工事請負費、あなたさっき何とかいろいろ説明しよなったばってん、私がちょっとほかのことは考えよったもんだけんですね、詳しくうわからなかった。申し訳ないけれども、この工事請負費2,500万円ですね、内訳をもう一度お願いしたい



と思います。

議長（北田 彰君） 経済常任委員長、森 隆博君。

[ 登壇 ]

経済常任委員長（森 隆博君） 今、中原議員の質疑にお答えいたします。

この節の15の工事請負費2,500万円、これにつきましては先ほど報告申し上げましたか、七城町山崎地区、また下水次地区の農道9号線、10号線の改良工事でありまして、長さにしまして791m、幅4mの道路工事を行うものであります。

議長（北田 彰君） 質問が3回でありますので、終わります。

[ 自席 ]

（中原 繁君） いや、3回て言うたって、経済委員長には1回です、まだ。

議長（北田 彰君） いやいや、トータルで3回です。

ほかにありませんか。

甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 簡単明瞭に質疑します。

文厚委員長に質疑いたします。議案第111号、老人福祉施設条例の一部改正、さらに関連して112号、111号、112号、これらの問題についてお尋ねをいたします。これは全協の中でも申し上げましたけども、追加提案なんですね。9月20日に提案された。この件については委員会ではどんな議論がなされましたでしょうか。執行部の責任追及という点ではどういうふうになさいましたでしょうか、お答えを下さい。それから、委員長報告を聞きますとね、この9月20日に提案されて本日、例えば可決をされたとするならば、10月1日施行なんですね、実施なんですね。あと何日しかない。この間にどういうふうに関係者、当事者に説明の責任を果たされるのか、執行部にはどういうふうを考えておるのか、委員会としてはどういうふうな意見を出されたのか、お答えを願いたい。

以上です。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 今、甲斐議員の質疑に対して、回答をいたします。

議案第111号と112号ですね、つまごめ荘の条例の改正でございますが、このことについて急に出したのを委員会としてはどういう対応を取ったかということが1点だろうと思いますけれども、委員会ではこれは政令の改定であるということ

で、執行部に対しての意見はありました、急々じゃないかという意見はありましたけれども、それ以上の追及はなされていないということでございます。それとまた、条例施行に対して期間がないじゃないか、どういう説明をするかという意見でございますが、このことにつきましてはつまごめ荘の方ですね、もう条例改正というものはもう前からわかっていたと。ただ、どういうふうになるか確定的なことはまだ決まっていけれどもわかっていたということで、説明はあっておるようでございます。さっきの委員長報告のときも申し上げましたように、家族会の役員の方等の協議会の中でもですね、あらましの説明は受けていると、そういうことございました。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） ちょっと遠慮深いものですから。文教厚生常任委員長の野口議員に質疑をいたします。大変文教厚生の方では案件が多くて大変だったろうと思えますけれども、質疑をさせていただきます。

ただいまの委員長報告では、老人福祉センター移転改築の陳情書に関しましては、不採択ということでしたが、具体的にですね、議員さんの方からはどのような賛成意見、反対意見があったのかを具体的によろしくお願いします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 二ノ文議員の質疑にお答えします。

陳情書についてですね、どういう意見が委員会であったかというようなことでございますので、やっぱり賛成意見としては、住民の1,500何名かの同意があるじゃないかと、市民のこれは切実な願いであるということで、そらわかってくれというような意見とですね、それとやっぱりさっきも申し上げましたように、一番陳情の関心というものは、やっぱり用地代が高いと、そういうことだろうと思えます。そのことについては、まだ正確な価格というものは今度の補正予算で組まれておりますように不動産の鑑定を行った後で提案をします。その後で検討をします、そういうことでございます。また、今まで執行部からの説明で、用地については幾つも検討をし、調査を重ねながら第一候補として今の有田物産跡地ということに絞ってきたという経緯の説明に基づいてですね、委員会では今の執行部の提案の用地について確認をしております、確認済ではないかと。そういうことで、陳情については反対だという意見がありました。また、陳情についてですね、税金の無駄遣い

という点についても、やっぱり今までの経緯とか、詳しく説明をした上での判断でないという一方的になっちゃいけないかと、そういう意見が出ております。そういうことです。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） 今の委員長の報告では、その有田物産跡地がちょっと高すぎはしないかというようなことでした。今度不動産鑑定委託料が出ていますが、旧菊池市の方においてですね、正式にということではありませんが、2億2,800万円とこの価格を付けて提示されたということは、これは事実なんですね。それでその今のなつて不動産鑑定料を入れる、ちょっと話が逆だろうと思うわけですよ。こういう陳情書があって、何か後から鑑定料を入れてきたようなふうにもですね、市民の方には与え兼ねないわけですよ。そこら辺の議論を委員会の方ではなされたのか。それとですね、先ほどの委員長報告の中で、不採択の理由というところでレクリエーションとか花火とか、いろいろ出たわけですね。あれは私が一般質問の中で質問したことに対して、執行部が答えただけの、それをこの委員長報告の中に入れてあるふうに私は聞こえたわけですよ。それでもっとほかにですね、あの陳情書は市長と議長あてに出されたということは、議会に対しても陳情書を出されたということですよ。議員の中からほかにですよ、もっと意見はなかったのか。そこら辺をですね、合わせてもう一度、再度お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 二ノ文議員の質問に対して、再度お答えいたします。用地代の2億2,800万円についてはという話でございますけれども、私どもの委員会には1回もそういう説明はあってません。まだ用地についての価格あたりの説明は1回もあってない。今度初めて不動産鑑定をすると、そういうことで出してあるわけございまして、今までそういうことは私たちの考えの中には、用地についてはもう全然ありません。

それと、今、市民広場についてのことですが、ああいうこともやっぱり執行部の説明に基づいてですね、判断材料として受けたわけでございます。

それと、委員会の中での質問ですね、意見等についてということでございますけれども、さっきも申し上げましたように、もう委員会では今までの執行部の経緯も十分聞いておるし、やっぱりあの面積と言わず、その用地の形成と言わず、大体場所としてはいいじゃないかという意見が多数で、そういうふうに決定しております。6月の議会のときに委員会では今の有田物産跡地、それと今現在の福祉施設、

そういうところも現地調査も行って、議員の人たちは十分理解しているものと思います。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 建設常任委員長と、それから総務常任委員長に質疑をいたします。

まず、建設常任委員長には、議案第92号の菊池市給水条例の一部を改正する条例で、旧泗水地区が水道料金の値上げになりますけれども、この旧泗水町の方の水道事業には未処理欠損金として約2億812万円ほどがありますけれども、この赤字を補てんするという考えもあって、この菊池市の、旧菊池市の水道料金に統一されたのかどうか。そしてまたですね、住民に対する説明がなされていないということで、施行日を平成18年1月1日施行に修正案を出されましたけれども、このある程度の期間をおくということですけども、この3ヵ月間の根拠は何なのか。そして、もうこの議会でこれが通ればですね、住民が納得しないとしてもですね、住民の方はこの値上げに従わなくてはいけないんですけれども、その辺の審議は委員会としてはどういうふうにありましたでしょうか。

それと、議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算（第3号）についての質疑で、地域通貨実行委員会補助金1,656万7,000円についてですけども、初日に森議員が質問されまして、企画部長がいろいろ説明を下さったんですけれども、地元中小商店街の活性化を図り、地産地消に役立つということで説明されたと思いますけれども、利用できる範囲などをですね、まだ何かはっきりしていなかったようなんですけれども、委員会としてはその辺はどのようになりましたか。そしてまた、実行委員会のメンバーはどういう人たちが入るのかどうか、ご説明をお願いいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

建設常任委員長（栃原茂樹君） ただいまの福川議員さんの質疑に対してお答えいたします。

赤字2億8,000万円の負債を埋めるために値上げをするのかということですが、それも一部は入っているだろうと思います。まずは企業会計の健全財政運営を図るために料金の統一を図る。この統一を図るということについては、ほかの金額とも合わせるということに結果はなるんじゃないかと理解しております。

ただこのまま放置しておりますと、単年度で16年度の決算で2,500万円の損金があるということでございますので、そういうような諸々なことがあって、それから合併協議会においても新市になって調整するというような協議がなされているということもあって、統一するという説明でございますので。

それから3ヵ月延ばししたのが正当かどうかということについては、これは法律上何も決まっておりません。ただ3ヵ月すれば、せめて区長さんあたりにはですね、周知徹底することができるだろうというような意見もありまして、10月1日の施行日を、執行部原案の施行日を3ヵ月延ばして18年の1月1日ということに委員会として決定したということで、何か根拠はということ、3ヵ月あれば、せめて区長さんあたりには周知徹底できるだろうということでございます。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 福川議員からご質疑をいただきまして、ありがとうございます。確か福川議員の質疑は、利用範囲の問題と、それと実行委員会のメンバー。

まず利用範囲というのは、もう旧菊池市、泗水、七城、旭志入れて全部菊池市ですから、全部使われるということです。

それから、メンバーについてはですね、まだこれから今からそのメンバーを選任せにゃならん段階で、当然やっぱりこれに詳しい人たちが入ってくるんじゃないかと。今メンバーはまだ決定いたしておりません。この議会で通ったならば、早速実行委員会の立ち上げということで、メンバーの選出も行われるものと思います。そういうことで、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） まず、水道料金の値上げについてはですね、区長あたりには周知できるということで3ヵ月ということですけども、私はですね、なぜ旧菊池市の水道料金に統一されたのかなというところが疑問としてあるんですよ。泗水町が赤字があるなら、今度の報告でも菊池市の方はちょっと黒字がありますでしょう。菊池市水道の方はですね。だからその中間を取ってもよかったんじゃないかなという考え方もありましたので、そういう質疑をさせていただきました。そして、あとですね、この議案が提案されて修正がその平成18年の1月1日になったんですけど、それだったら12月の議会でね、再度よく審議してからやってもよかったんじゃないかなというのを感じました。すいません、質疑だけなんですが、申し訳ありません。

ん。

議長（北田 彰君） 質疑をやって下さい。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） その2つが、すみません、私の考え方を言いましたけれども、質疑です。そして、地域通貨実行委員会ですけれども、ある程度どういう人を選任するかというのを決まっていなくて予算立てられないと思うんですけども、そこら辺はどうなっていますでしょうか。決まっていなければしょうがないですけれども。

[ 自席 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 決まっております。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） そうですか。それで認めていいのかなと思って。

議長（北田 彰君） まだ質疑あつとですか。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） いえ、終わります。これで。

議長（北田 彰君） 笠 愛一郎君。

[ 登壇 ]

（笠 愛一郎君） ただいまの常任委員長、総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長の報告に対して、一部質疑をいたします。総務常任委員長さんには、今、福川議員がお聞きになりました部分でございます。議案第94号、平成17年度菊池市一般会計補正予算のうち、款2の総務費、目8企画費の地域通貨実行委員会補助金に関してです。先ほどの委員長の報告では、目的について報告がございました。中小企業商店の活性化を目的とするというような趣旨であったかと思っておりますけれども、審議の内容、委員会における発言等の部分がありませんので、その点についてお聞きしたいと思います。今、福川議員の質問に対してですね、実行委員会の構成等については報告されていないということでもあります。それについても少し聞こうかなと思いましたがでもないということでもありますので、ただ私の方が商工会の方を預かっておりまして、現在企画の方から今回のこの地域通貨に関しての説明がありました。担当職員の方がおいでになりまして。これは私は菊池市ばかりじゃなくて、七城、旭志、泗水の商工会もそれぞれ1回おいでになりまして、今後こういうものを取り組みたいというようなお話がありました。現実ですね、行政がされますものありますし、団体としては補助金を受けている団体でありますので、行政がされる事についてはですね、前向きに対応していきたいと、そう思っているわけでありましてけれども、私たちの、旧菊池市の商工会としては少し戸惑ったんですね。それは

なぜかという、同じ企画が持ってこられた地域通貨、実はですね、この数年前からその菊池市の地域通貨、菊池に特色のある地域通貨、例えば観光の底上げとか、ボランティアを活用した地域通貨と、そういった検討委員会がずっと、研究会がですね、各団体を招集されてあっておりました。その結果がまだ報告をされていない。それぞれ委員を送り込んでやっていたわけですありますが、それと全く違うのが今度ぽんと出てきて、これを実行、説明会聞きますと年末から実行したいというお話でありましたので、以前の問題はどうなっているのかなというのが一番皆戸惑った部分でありまして、今回の内容等を聞きますと、地域通貨というよりもプレミアム付きの商品券の販売ではなかろうかなと思っております。その点について、中小商店の活性化ということでありますけれども、早速4つの商工会も事務局の段階です、それぞれ受け皿についてのその打ち合わせありました。その点について意見が出ているのが、一番心配しているのがですね、旭志、泗水、七城からのやつではですね、現実に実施をされましても、自分たちの地域の方の商店にそれが波及するのではなくて、例えば一部の大型共同店舗、または旧菊池市の商店の方にほとんどが流れて効果がないというのが、現実泗水、旭志、七城の意見でありまして、県内でも各地区でこの問題が行われております。一番近くでは小国、下の方では天草の苓北町等で行われておりましたけれども、現実結果を見ますと、一部のやっぱり数店舗がほとんどその受け皿となって交換をやっているという現状がありますので、果たしてその中小商店の活性化の方に結びつくのかなという心配をしております。そういうものに対して、総務常任委員会ではどういう論議がありまして、どういう意見があったのかということでありますし、手直しをすべきことは今後今実行委員会ができますわけでありまして、手直しがされていくんだらうと思っておりますので、やっぱり議会としてはどういう審議があったのかを一部ご紹介いただければありがたいかと思っております。

それとですね、私も経済委員会でありますので、経済委員会でもこの件についてお尋ねしましたけれども、中小企業等の活性化でありますならば、当然その経済部がですね、何かの関与をしなければならぬということがありましたけれども、部長、担当の商工観光課長にお聞きしましても、一切関係してないということでありますので、経済委員会の中ではそれは実行するであればちゃんとかかわりを持たなければおかしいじゃないかという意見が出ているわけでありまして、そういう関係について、総務常任委員会ではどのような論議があったかということをご紹介をしていただきたいと思います。特にその効果についての論議がどうなされたのか。それとまた実施時期等についても論議をされたならいきたいと思います。

それと、続きまして文教厚生常任委員長にお聞きしますのは、先ほどから一部お話がっております議案第98号の菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてでありますけれども、経過等についてはですね、委員長の方から報告ございました。ただ私個人としてちょっと心配しているのは、この20億円の投資をしてつまごめ荘の運営をするわけであります。そして、新市になりまして広域行政事務組合の職員であったつまごめ荘職員を、記憶では確か47名ほど市の職員に引き取りをした。先ほど、今後建設が進んで完成しますと新たな増員をするということでもありますので、増員計画がどれだけになっているのか示されておりますならばお聞きしたいと思います。

それと、以前はですね、やはり市が直でするという社会福祉法人なるこういう施設がですね、非常に行政がやらなければならない時代であったと思いますけれども、介護保険がスタートしましてですね、以前は、例えば急々にそういう施設に收容したいとか、しなければならぬ人たちの調整を行政側がやって配分を決めていてですね、うまく取りまとめをやられてたんですけれども、介護保険がスタートしまして、それが全部行政から手が放れて、菊池が直でやる施設にしても一般社会法人と同じ扱いになってしまったわけでもありますので、本来のその市が直接やる施設としての意味合いがですね、大分薄れてきたと思うんですよ。その中で施設を直営化して、市の職員を入れて、また新たに増員をするということになりますと、今後建設費は建設費としてですね、その後どういう運営状況になるのかなど。特に特別会計なされておりますので、そういう点について意見が出て、市の方から将来こういう見通しでありますとか、例えば何年後には収支バランスが崩れて赤字になりますとか、当然職員化してきますとそういう問題が往往にして出てくる。その問題があると思います。国も独立行政法人なるものをつくってですね、きちっとそれぞれの運営がここで行われるような流れになっているわけでもありますので、ただ単に流れの中でやっぱり大きな投資をして次やっていくという意味合いがやっぱり薄れてきておりますから、その辺を含み、将来の運営上の見通しについて委員会ではどういう論議をされて、行政の方から提出がありましたら報告をしていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 商工会長であり、笠議員の方からただいま質疑がありました。私より詳しいんですよ、本来は商工会のことについてはですね。だから私はおっしゃるように、委員会としてはどういった意見が出るのか。目的その他に



については、私よりあなたがお詳しいと思うが、報告の中にもちゃんと申し上げておりましたように、そうでございます。まず、旭志、七城のそういった意見もあったと。当然、私の委員会の中でも、果たしてこれがそういった効果を現すかと。しかも3ヵ月で1億5,000万円の金が使いきるかという、そういった不安の声も確かにありました。しかし、何でも初めてやることはいろんな意見が出てくるんですよ。一番ご存じなのは笠会長であって、今の中小商店街のあの様を見てみなはりませ。もう将来どうなるか、もう冷え切ってしもうとるじゃないですか。ここでインパクトを与えて、よかろうが悪かろうがやってみると。よかったなら今後も続けるというようなことですね、何かをインパクトを与えんとですね、今の状態、どうやってうち破っていくのか。それは皆さん、気持ちは一緒だろうと思います。そういうことですね、今回、1億5,000万円、それプレミアム1,500万円、合計1,650万円を今回発行して、それを市民の皆様、例えば1万円の場合は1万1,000円方、1割がですね、その消費者が儲かるわけですよ。そういったことで今回実施をしてみようということですね、だから私は3ヵ月間のうちに必ずですね、私はいい方向に向くんだらうと、そういう気持ちであります。そうすると、菊池市に全部集中するんじゃないかというようなことではありますが、確かにこの菊池市に一番商店街多か、なかところは使われんわけですから、その点はやっぱり皆さんご理解いただかにゃしょんなかと思います。そういうことで、以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[ 登壇 ]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 笠議員さんの質問にお答えをします。

つまごめ荘の改築の件での質問でございますが、当然のことながらユニット型になれば増員をせねばならんということでございますけれども、まだ今のところ具体的な増員が何名になるかとか、そういうことはまだ説明はあっておりません。それと、多額のやっぱり投資をしてですね、市が運営せんでも何とか民間でもいいんじゃないかというような意見のように感じたわけでございますけれども、そのことについても委員会ですね、いろいろこう質疑もなされております。市長の答弁によりますと、合併時もやっぱりこれは受け皿があるならというようなことの検討もしたけれども、なかなかないというようなことで、職員も市で引き受けざるを得なかったと、そういう説明を受けておるわけでございます。それと、改善計画についてはですね、現在のところは余剰金も出てるわけでございまして、3億4,000万円積み立ててきた余剰金、年間7,000万円ぐらいは余剰金が出ておりますが、ユニットケアになれば、やっぱり笠議員がご心配のようにやっぱり人件費も高

むだろうと、経営についても厳しくなるだろうと、そういうことで委員会としてもさっきも委員長報告のときに説明をしましたように、今後ですね、収支計画ですね、例えばその人員をどのくらい増やすか、今後の経営については十分今まで以上に周知を図って健全な経営をしてもらいたいと、そういう厳しい意見を付けているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 笠 愛一郎君。

[ 登壇 ]

（笠 愛一郎君） 今、お二人からご答弁いただきましたけれども、地域通貨に関しましては、委員長さんの思いも大分含まれておっしゃいましたから、それが委員会の全体の雰囲気かなと思っているところでもありますけれども、私がお聞きしましたその元々の準備をされた企画の部分と今の部分の整合性とか、例えば今の経済部との関係、これについて審議上出ておりませんでした、もし委員長のですね、権限で執行部の代理答弁をお認めになりますならば、せっかく議決をしなければならぬときでありますので、お聞きしたいと思います。

また、同じく文厚委員長のご答弁の中も新しいタイプのユニット型の施設にしましても、増員体制が示されていないということでありますけれども、これだけの投資をするのにですよ、今後運営状況のその定員管理等も示されていないというのは、元々なかったらこれは非常に問題でありますから、委員会の席上ご質問がなくて出なかったということであれば、執行部が持っておればですね、合わせて代理答弁を許可をしていただければ一番ありがたいと思います。合わせて将来の見通しというものをしていただければ、これだけの投資をして、あとはなるようになれではですね、済む時代じゃない。国自体がそういう時代じゃないわけありますので、これだけの投資をする、ほかにいろんな案件が出て、合併が出された直後でありますので、非常に予算の中がわかりにくくなるとるわけですね。これがどれだけの効果を持ち、どれだけの将来の負担になるかというのはわかりにくくなってありますから、そういうものはやっぱり執行部側としては明確にやっぱり示すべきときだと思いますので、両委員長のご許可があればですね、担当部長なりの代理答弁をいただければありがたいと思いますけれども。

議長（北田 彰君） あくまでも各常任委員長の報告に対しての質疑であります。答弁要りますか。

[ 登壇 ]

（笠 愛一郎君） 議長が許可せんならしよんないたいね、今までありよったんだけど。議長権限でそういうことをさせないということであれば、それで結構ござい

ます。

議長（北田 彰君） 委員長報告の質疑に終わりたいと思います。

ほかにありませんか。

水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） 再度総務委員長にお尋ねいたします。

議案第102号の反訴の提起についてでございますが、これは合併前に起きた事故でございます。委員長の話によりますと、一方的に斉藤工務店の落下事故、工事による落下事故というようなことでありましたが、私たち四季の里の役員をしておりますし、また議会の方としても意見の異なるところがありますので、再度総務委員会の中で進行された経過報告についてご説明をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 水上議員の質疑にお答えいたします。

これはまだ、確かに合併する前であります。実はですね、平成16年2月24日にですね、斉藤工務店と約4,000万円で四季の里のですね、改修、建築改修工事を契約しております。その中の約60万円程度がそのポンプの入れ換え代ということでございます。そこで、もうポンプを入れ換えてですね、もうもちろん現場説明からすべてしてあるわけですよ。工事にかかる前、斉藤工務店はその現場十分見とるわけですね。それで、どうなかったかということですが、要するにすべての工事が終わってですね、そのもう15分後にストーンとつこけたと。それはなぜかということいろいろ聞きましたところがですね、前あれを入れ換えた業者は、ここで名前言うていいかどうかわかりませんが、確か荒木何とかですね、第一機工ですよ。その第一機工は前の工事はしとった。その第一機工がですね、この取付部分の、私も詳しいことはわからんけどもですね、取付部分のねじをですね、大体なら上から入れにゃんとば下からこう入れとったと。そいけん、そのねじがうっ取れてつこけたというようなことです。それが原因ですもんね。あとは、もう責任の問題ですけども、約1,200万円払ったのはですね、要するに総額この回収する経費が2,500万円かかるわけです。そのうち差しおり、その銭持たんけん、どうでもお願いしますと斉藤工務店が言うから、村としてはどうしてもその温泉は早よう汲み上げて、1日でも早く温泉を利用してもらわにゃいかんから、いつまでもんほたくるわけにはいかんということで立替払いをしとるわけですよ、立替払いですね。だから、立替払いをして、何ヵ月か後にはそれがやっとながって、新たに入れて、今、温泉を吹き出してこうしよるということで、だけん斉藤工務店の過失

問題、責任問題については、その辺を明確にするため市としても裁判を起こすわけです。責任の範囲内については、私ども素人では今のところは何とも言えません。  
議長（北田 彰君） 中原委員長。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） なんですか。

議長（北田 彰君） 固有名詞は出さない出さないで下さい。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） もう出したけんですね。そういうことです。

以上でございます。大体わかるかと思いますが、そういうことでございます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[ 登壇 ]

（水上博司君） いろいろボルトの問題、そして当時は旭志村ですから、村としての責任もあろうと思います。検査、この事前の前に検査を通してというのも問題があろうと思います。それで、まだ今から提訴するわけでございますので、議会の中で委員長の発言で一方的に悪いというのがこういった議会の中で風評が高まっては困るというような形で皆さん方に知っていただくと思って質問いたしましたので、以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

中山和幸君。

[ 登壇 ]

（中山和幸君） 総務委員長にお伺いいたします。

一般会計補正予算のウォーキングトレイル事業の歳入について質問をいたします。この事業につきましては、合併等々の関係から非常に深いと思いますが、そのようなことで、この事業については今回建設委員長の報告のとおり、いろいろ設計変更であるとか、いろいろ関係があって、いろいろな関係町との約束事もあるようでありまして、その辺がはっきりしましたので、しておりますので、恐らく歳出についてお認めがあっておるとおもいます。そのようなことで、歳入の予算について補助金800万円は決定しておるけれども、ほかについてはわからないというようなご説明でございましたので、そのことについていろいろ7,700万円ですか、その中については護岸工事ですけれども、当初の計画の工事、あるいは変更がしたために仮設に関する護岸が増えてきたとか、いろいろあると思いますが、そのようなことで今後そのあと残りの補助金、入の見込みがあるのか、ないのか。あるいはそのほかの事業費がはっきりしておるのかですね、決まっておらないものが。そのようなことで、合併のときにこの事業に関しては基金の特別持ち込みがとおる

やに聞いておると思います。そのようなことで、今後どのような形です、当然入らなければ補正で減額とか出てくると思いますが、もしその辺の説明があつるとするならば、内容をお聞かせいただきたいとします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[ 登壇 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 中山議員の大変貴重なご指摘であります。歳入の2,475万円のうち800万円は確かに補助金が決定いたしております。残りの分については、何回聞いても不確定で、どうなるかわかりませんと。どうするかということには、努力をしますという答弁しかいただいておりません。その後もし来なかった場合はどうなるかというときにはですね、七城町の持ち込み分をですね、取り崩してこれに充てるというようなことでございます。それとですね、他の工事を中止することもあるかもしれないという答弁もいただいております、説明ですね。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山和幸君。

[ 登壇 ]

（中山和幸君） はい、わかりました。終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第92号及び陳情2号を除き、要望を含め討論を行います。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 私は、94号の一般会計補正予算について、反対を表明いたします。反対の理由は、ウォーキングトレイルの予算措置についてであります。かなり質疑で議論になっておるようですが、この予算を執行部に問いただしても、委員会の席上でも、私は極めて不透明だという印象、結論を得ております。総額7,735万6,000円の補正ですが、そのうちの2,475万円が国庫補助金と。質疑でもありましたように、800万円はほぼ確定と。2,475万円の残り、800万円の引いた残りについては不確定だと、来るか来んかわからんと。したがって、国庫補助金が来ないときはどうするかと。先ほども述べられたように、基金取り崩しで七城町からは、旧七城町からはよそよりも多額の取り崩しで積み立

てておると、それを取り崩すと。将来的にその取り崩しも使ってしまった後はどうするか。このような質問をすれば、七城町で行っておる事業を削減してでも、その予算を回すと、こういう答弁でありました。これが執行部の統一見解ですか。統一見解なら統一見解と、後々で表明して下さい。まさに七城町のこの橋の予算については、議会の議決もへったくれもないと。自分たちのこれは範囲だと。もうつば付けて、これは自由に使えるんだと。金んなかならば、予算がなくなれば、七城町のほかの事業を削ってでもですね、これに充てると。こんなことがですね、合併後の我々に執行部として答弁する、これはあきれて物が言えません。こんな不透明な予算は、私は認めるわけにはまいりません。したがって、一般会計補正予算については、反対を表明いたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで、議案第92号及び陳情第2号を除く討論を終わります。

次に、議案第92号の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案及び委員会修正案に反対する者の発言を許します。

福川幸子さん。

〔登壇〕

（福川幸子さん） 議案第92号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。水道料金の統一を図るためという理由で、この議案が提案されて、委員会でもいろんな審議が行われ、また修正等が、施行日の修正等が行われましたけれども、泗水町の、旧泗水町の住民たちは、4人家族で月平均30から40の範囲を使うそうです。そうすれば月に230円から336円ほどの値上がりになりますし、そして区長会、3ヵ月あれば区長会あたりに周知できるということですが、やっぱり住民の方の必ず意見を聞いていただきたいと思えます。そして、また合併の基本はですね、負担は低い方に、サービスは高い方ということからしますと、この水道料金が上がるということは、旧泗水町町民として納得がいかないということで、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

甲斐健彦君。

〔登壇〕

(甲斐健彦君) 議案第92号、給水条例の一部改正について、反対の意見を述べさせていただきます。

合併の正体見たり水値上げ、こんな川柳ができました。この川柳は、泗水町を中心にこれから大いに流行っていくと、こういう状況です。私は、まさにですね、合併の本質、これが4つの市町村がまとまって、そして旧泗水町という一部分の人たちに対する水道料金が値上げされると、こういう形で値上げされていくなれば、たまったもんじゃありません。値上げするなと私は言いません。しかし、合併直後、まだ1年も経っていないと。しかも合併のとき、負担は低い方に合わせます。県庁からも来て言うた。市の幹部も言うた。嘘ばかり言うなと、こう言わざるを得ない。私は、しかもですね、修正になりましたから、それは説明期間というのはまあまあ確保されたと思いますけれども、本来的にはですね、やっぱり合併後、ある程度の時間をおいて、そして全体がやっぱりなじんだ後でですね、値上げなら値上げ、値下げなら値下げという議論をですね、すべきだというふうに思います。そういう点で、私は反対を表明します。

議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

これで議案第92号の討論を終わります。

次に、陳情第2号の討論を行います。討論はありませんか。

渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

(渡邊康雄君) お待たせいたしました。二度とは上げられんかもしれませんが。陳情第2号、老人福祉センター改築をめぐる陳情に対して、採択すべき賛成の討論をいたします。1つ、まず第一にですね、陳情者代表3名の市民の方は、会計事務所の社員であったり、居宅介護支援センターの社長だったり、不動産を営む代表者という職業のお持ちの方々に、それぞれの立場から市の企画に対する思いをこの陳情書に託してあると思うものであります。すなわち、会計する者として見た市の財政状況、介護のプロとして見た老人福祉施設、不動産を営む者として見た不動産取得見込み価格等に対する思いが込められた陳情書であると思うものであります。またこの陳情書並びにチラシ等に書かれている数字的なことは、新旧菊池市の議会に配付された資料の数字と合致しておりまして、代表者3名が嘘の情報により集めた署名ではないということがはっきりと言えるのであります。先ほどの質疑の中で、委員長質疑の中で、文教厚生常任委員長の答弁の中で、市が提案してきた土地価格については、これまで知らなかったとか、知らさせなかったかのごとき答弁がありましたけど、これは全くおかしい答弁でありまして、新市協議会では、価格

については協議してきたところであり、委員長が知らなかったとは不思議せんばん  
というか、そういうことしか私は申し上げられません。それから、市民は自分たち  
が納める税金をより効率的に無駄なく使い、より効果の上がる企画にしてほしいと  
いう基本的な思いがありますが、市がこの件で議会等に出してきた資料を聞いた市  
民がどうしてこんなに有田物産跡地が高いのと思うのは、極めて当然のことと思う  
ものであります。最近取り引きされている土地売買の実例価格からしても非常に高  
いと思うのは、市民の正直な思いであり、私は理解するところであります。それら  
からして、市民には税金の使い方に無駄があると感じるのは当然と言えます。

次に、ボーリング代についてもしかりであります。最近、市が取得した八媛荘用  
地並びに泉源については、旧菊池市民はよく知っています。しかもその泉源が足湯  
に使われていることも知っております。これをもっと有効に使うべしと想っている  
現れでありまして、私にはよく理解できるところであります。

次に、これらのことから、土地代もボーリング代も必要としない土地である市民  
広場の一角に新設移転すべしという市民の思いは大いに理解できるものでありま  
す。

次に、有田物産跡地は、交通便がよいとされていますが、市民広場再整備計画で  
はバスターミナルの整備として、駅としてバス会社4社と協議を進め整備をすると  
書いてあります。バスターミナルとして整備してもなお、有田物産跡地が交通便が  
よいと言えるのでしょうか。また、市民広場再整備の青写真が示されましたが、そ  
れによりますとゲートボール場、弓道場を駐車場として国道387号線からの進入  
路となっておりますが、これでは観光シーズンのときの交通渋滞はますますひどく  
なりますし、それを解消するには地形的無理があり、交通渋滞を解消するには多大  
な資金を必要とすると考えなければなりません。それよりも、菊池溪谷方面から観  
光客をスムーズに物産館に誘導するには、大平から豊間、高野瀬、物産館へと案内  
板によって誘導すべきと考えます。そのためには、騎馬像前こそ駐車場とすべきで  
あると考えます。竜門ダムも菊池の観光地の1つであります。菊池溪谷、竜門ダム  
方面から騎馬像前に誘導することこそ自然体であり、交通渋滞も解消されるし、資  
金も少なくして済むということであります。現在の市民広場再整備計画では、活性  
化は十分に達成されないと思うものであります。

次に、市民広場内の物産館の立地条件には大きな欠点があります。それは、この  
地は観光シーズンか否かによって、季節的変動が大きいということであります。ま  
た、曜日や天候に左右されやすい立地であるという欠点があります。菊池溪谷が冬  
場には客が大幅に減少するという影響が、この物産館には出てくるという欠点があ  
るわけであります。市民広場再整備計画では、インフォメーションレストラン施設



を整備するとなっておりますが、特にレストラン経営には季節的変動や曜日天候によって変動する欠点は大きな痛手となります。それを補う恒常的客の誘致を考えておかなければならないと思うものであります。そのためには、可処分所得や余暇を十分持つておられる老人が集まる施設を隣接地に持つてくることこそが、その欠点を補う最善の方法と考えるものであります。

次に、新市となって市民の要望に応えるための財政的負担は目白押しであると言えます。よほど慎重に財政運営を行わなければ、財政的窮地に陥ることは言うまでもありません。そのような意味からして、土地代も要らない、ボーリング代も要らない、物産館や将来設置されるレストラン等にも波及効果を及ぼすとなれば、一度これまでの市民広場再整備計画も考え直してみる必要があると考えるものであります。この陳情書は、そのことを真剣に議会並びに市執行部に訴えている市民の声であると理解するものであります。

次に、何よりも老人の方々が強く望まれているということでもあります。春には桜、初夏にはツツジなど、菊池を代表する公園の近くに老人の憩いの場とも言える老人福祉センターを建設できれば、老人の皆様に対する最高のプレゼントでありましょう。その証拠に、各地区の老人会会長さんが多く署名されておると聞き及んでおります。今朝も何とか議会で陳情を通してくれるよう強い要望の電話を受けたばかりでありますし、昨日の老人会連合会菊池支部のスポーツ大会でも多くの方々から同様の強い要望を受けてきました。このような強い老人会の皆さんの要望に対して、もう一度立ち止まって検討する必要があると強く思うものであります。

最後に、このようなことからですね、真に菊池市の発展と福祉の充実を図るためには、今一度立ち止まって真剣に検討を重ねる必要があると考えます。

以上の諸々の理由から、この陳情書を採択すべきと考えるものであります。

以上をもって賛成の討論といたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 原案に、反対者の発言を許します。

野口和夫君。

[ 登壇 ]

（野口和夫君） 私は、陳情書の反対の立場で討論をいたします。

さっきの渡邊議員の討論の中で、新市においても有田物産の価格については説明があった、委員長は間違っただけを言っているような発言でございました。私は、昨日でございます、そういうことは聞いていない、私も記憶にありませんので、全委員の方にお聞きをしました。そういう発言があったのか。全員そういうことは聞いていない。また執行部にも説明を求めました。本当に用地代の価格についての説明

は1回くらいされたのか、私の聞き間違いだろうか。ところが執行部からも、まだ説明はしていない。さっきから申し上げますように、不動産鑑定の後で用地の価格は提案する、そういうことになっておるわけございまして、全く私が間違っようなことを言っているような討論に対しては、私は大変心外でございます。それと、今の有田物産跡地について確認を取るとき、先ほども申し上げましたように委員会で現地も視察しました。また、建設検討委員長さんの意見も私と木下副委員長でお聞きをしたわけでございます。そのことは今提案をされている場所についてどのように考えておられますか。そういうことをまず私は聞きたかったのは、一番利用する人の気持ちになって決めるべきだ、そういうことで木下議員と意見をお聞きしました。その結果ですね、そのときですね、やっぱり用地については執行部に任せていると。だったら執行部の提案は、今有田物産の跡地ということになっておりますが、あそこで異議はありませんかとお聞きしたときですね、結構です。それよりも何よりも、1日も早く建設をしてくれ。私たちの同士は、もう新装を夢見ていながら何人もなくなっていったと。生きとるうち早うつくっていただきたい、そういう切なる要望をいただいております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

まず、原案についてただいま討論がありました議案第92号、議案第94号を除き、一括採決します。お諮りします。議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、以上の20案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の20案件については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第92号、議案第94号については、異議及び委員会修正が提出されておりますので、起立によって採決します。

まず、議案第92号、菊池市給水条例の一部改正を改正する条例の制定についての採決を行います。委員長の報告は修正です。委員会の修正案について、起立によ

って採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。お諮りします。修正部分を除く原案について委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号について委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、老人福祉センター改築をめぐる陳情書を採決します。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、陳情第2号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、不採択になりました。

次に、公共施設の木造化・木質化に係る要望書について、経済常任委員長の報告は採択であります。公共施設の木造化・木質化に係る要望書は、経済常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、公共施設の木造化・木質化に係る要望書は、経済常任委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----  
日程第2 意見書案第5号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

議長(北田 彰君) 次に、日程第2、意見書案第5号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。議員、中山和幸君。

[ 登壇 ]

( 中山和幸君 ) それでは、意見書案第 5 号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、提案の理由を皆さん方のお手元に届いていると思いますが、原案を読み上げて説明いたします。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国民が等しく熱望するところである。平成 15 年度税制改正において、揮発油税等を道路特定財源とし、その暫定税率の適用が 5 年間延長と認められ、その全額を道路整備に充当されることとなり、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うこととされた。しかし、平成 17 年度予算では、公共事業費の削減がなされ、道路整備においても必要な事業が確実に進められない状況となっている。本市では、新市建設計画の中で、「都市基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり」を基本方針に据え、その中で道路の整備を重点的に推進しているところである。特に本市においては、市民の経済・社会活動の活性化に資するものとして、県北部経済圏と熊本空港・テクノポリスを結ぶ国道 325 号の 4 車線化や朝夕の混雑の著しい国道 387 号の改良等、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。これに応えるためには、国道 325 号をはじめとした国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済財政担当大臣。

各議員におかれましては、速やかにご賛同されますようよろしくお願いをいたしまして、提案の理由の説明いたします。

議長(北田 彰君) 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、意見書案第 5 号は会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

( 甲斐健彦君 ) 私はこの意見書に反対の意を表明します。

この道路特定財源ということで、これは道路整備に使うという限定したですね、予算化されている。今これは国会でもですね、大きな問題になるわけですよ。いわゆる一般財源化して、財政再建の1つとして、そういう方向でですね、この道路財源を使うべきだと、こういう意見もですね、極めて強いわけです。今は小泉内閣が大勝して、えらい子分が増えたと。財政再建ということで、こういうことですね、一方では道路に対する道路特定財源の垂れ流しをして財政再建ができるかと、こういう議論にもなるわけで、私はこれは一般財源化して、そして財政再建に役立てていくということが必要だと。そのことを求めて、反対の意を表明いたします。

議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

異議がありますので、起立によって採決します。意見書案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----

### 日程第3 特別委員長報告

議長(北田 彰君) 日程第3、特別委員長報告を議題とします。小川会館建設特別委員長から所管事務調査について中間報告の申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、小川会館建設特別委員会の所管事務調査について、中間報告を受けることに決定しました。

小川会館建設特別委員長の発言を許します。

小川会館建設特別委員長、牧野洋一君。

[ 登壇 ]

小川会館建設特別委員長(牧野洋一君) 時間もだいぶ経過しましたが、ただいま議長の許可をいただきましたので、小川会館建設特別委員会の中間報告とし

て、現在までの経過を報告をさせていただきます。

当委員会は、合併前の旧泗水町から引き続き、小川会館建設について審議するため、3月の臨時議会におきまして設置をされたものでございます。小川会館建設につきましては、合併までに建設予定地として孔子公園の南側の農地6,688㎡を購入し、建物の基本設計についてコンペ方式によって6社に発注して、成果品の納入まで終わっておりまして、事業の推進を図っていたところでございます。新市になりまして、新たに設置されました小川会館建設特別委員会の第1回の委員会を平成17年4月14日、これは泗水町の総合支所において開催をいたしまして、小川記念館建設の現在までのスケジュール、小川記念館建設委員会の設置要綱等について執行部から、当時の執行部から説明を受け、設計におけるコンペ採用については選考委員会、全員で14名を委嘱して5月末までにどのコンペ設計を採用するか結論を出していただくことで審議を終わったわけでございます。これまでは第1回の会議でございまして、第2回の委員会を平成17年5月の30日、市役所の第4委員会において市長ほか関係職員の出席を求めて開催をいたしました。平成17年5月11日にご存じのとおり、故小川水宝氏の娘、小川恵美さんの顧問弁護士から小川会館建設について内容証明付で反対であるという文書がまいりました。その内容と選考委員会を延期したことについて報告を執行部から受け、さらに小川会館建設についての現在までの経過を再確認し、市長にご理解をいただいたところでございます。今回の小川恵美氏のいわゆる反対の申し立てについては、法廷闘争に入るようなことは避け、誠意を尽くすべきではないかというご意見等がいろいろ出まして、小川会館建設は少し時間的に間をおきながら進めていくべきではないかということになりました。また、福村市長が誕生されてからの会館建設について内容証明付の反対を受けたことでもあり、市長においては先方へ出向いていただき、改めて10億円の寄付に対しお礼と敬意を表し、現在までの経過を説明していただくことをお願いをいたしました。その日程につきましては、市長が全国市長会で上京される6月の7ないし8日に決定をいたしましたものでございます。

次に、第3回の委員会を6月の定例会の会期中の6月28日に第4委員会室において開催をいたしまして、先の6月7日、8日、市長が全国市長会のため上京され、機会をつくって小川恵美氏、吉田弁護士に面談されましたので、そのときの面談された結果についての報告を受けました。市長は、小川恵美氏に対して多額の寄付をしていただき、小川基金として旧泗水町の教育・福祉・産業のため利活用してきたことについてお礼と敬意を表して、ご挨拶を兼ねた面談をされ、市長の報告では小川恵美氏は青少年のための奨学資金でよいのではないか。小川記念館はつくってもらわなくてもよい。旧泗水町役場前にある記念碑で十分であると。泗水町役場

の記念碑につきましては、小川氏の功績をたたえまして、合併40周年の折に記念碑を建立したものでございます。さらに、町民や行政がぜひ必要とする施設であれば一般財源で建設すべきであり、小川基金は使うべきではない。私は、小川館建設は反対である。小川会館建設を強行するなら、裁判をして寄付した10億円を返還していただくなどの話があったそうです。これは、内容証明付を受けた反対の文書と全く同じようなことで、そういうことを市長は受けられたということの報告がありました。今後の対応について委員会で検討しまして、市長が今回はご挨拶程度のところで面談されましたので、機会を捉えて再度小川氏に会っていただくことにし、その間は静観をしながら、ただ、今までの大変お世話になった先方に対して、先方が言われる裁判で争うことが果たして好ましいことであるか、考えた場合、あくまでも話し合いをお願いし、妥協点を見いだし解決していくべきであると意見等が出たわけでございます。

さらに、第4回の委員会を平成17年9月16日、第4委員会室で開催いたしました。これも定例会の会期中でございます。8月の29、30日、市長が上京され、小川恵美さん並びに吉田弁護士に面談された結果について報告を受けました。小川恵美氏の意見としては、箱物は絶対やめてほしいこと、この考えはこれからも変わりません。父が寄付した金は1円も私は要求いたしません。もらう気はさらさらありませんということで、菊池市の子どもたちが基金で育ってきたならば、将来はその子どもたちが大人になって再びふるさとに寄付をするようになるのではないのでしょうか。もう一度このことについて帰って論議をしてほしいということでございました。昨年11月に町長と議長の面談のとき、今まではそのことに触れなかったのですが、譲歩したこともあったけれども、今は譲歩する気持ちはありませんということでございますが、この問題について私なりの補足をしますと、平成16年2月22日にも同じような町長あての反対の文書を旧泗水町はいただいております。その後、やはり合併協議の進む中、小川会館につきましては、小川基金につきましては、合併協議の中でいろいろ検討をしていただきまして、9月の20日提案されました財産及び債務の取り扱いで小川基金については泗水町に帰属し、その用途については一任するという協議事項を得ておりますので、旧泗水町としてはこの問題について、小川会館建設についていろいろ執行部で検討をし、議会で論議をして進めておったのですが、その間に2月26日のこの小川恵美氏からの反対の文書が来ましたので、当時の町長、議会議長等も2回ほど出向きまして、さらに文書等でいろいろお願いをしてまいって、最終的に昨年11月18日、当時の松岡町長、北田議長が小川恵美氏、吉田弁護士と面談され、会談の結果として報告を受けたものは、これまでの記念館の建設に対しては一貫して反対であったが、町長、議長の

協議要請に対して建設に反対ではなく、なるべくコンパクトな建物をつくってほしい。そしてその上で、残った金額はできるだけ運営費等に充ててほしいと。第2点として、またそれらを踏まえ、具体的内容が固まったら、早急にその内容を示してほしいということでありまして、こういう意見をいただきとったんですが、先ほどもありましたように、11月の町長、議長の面談は今まで触れなかったんですが、譲歩したこともあったけれども、今は譲歩する気持ちはありませんという言葉も市長の方から報告がありました。翌日、吉田弁護士との面談報告では、予算計上して執行はしないのか。議会レベル、委員会レベルでの議論があっているのか。市長は予算計上しているが、執行はしていない。弁護士の先生から代理人としてお手紙をいただいたから、行政としては進めていません。止まった状態になっています。ただ、次に市長の見解ではございますが、提案、あるいは示唆と受け止めて、市長は報告をされました。吉田弁護士は子どもたちを中心としたものはどうか。小川恵美さん本人には言っていないが、弁護士が、私が代理人として調整をしていただけたということも含めながら、何か考え方を出すべきではないかといった感じを受けたと市長は言うておられます。子どもたちというものを非常に中心的に、故人も遺族の方も考えておられることからいたしまして、いわば旧泗水町民の皆さん方の交流親睦とか、研修だとか、子どもたちを中心に見据えながら、一般の方も利活用できる施設であり、スケールを小さくするなど提案書、青写真をつくっておいた方がいいのではと提案され、提案されたものは弁護士が小川恵美さんに話すということの報告を市長から受けました。

以上の報告を受け、委員会といたしましては何らかの施設として執行部で子どもたちを中心にお年寄りの憩いの家的な健康づくり、あるいはその児童館などを含めた子どもとのふれあいの場などの構想図を書いていただき、当特別委員会に報告をいただいた後に小川恵美氏、吉田弁護士に構想図を、年末ということになっておりますが、できる限り早い機会にこの構想図等を提案して、ご了承いただけるよう努力することで今後進めていくということに決定をいたしております。ただ審議の内容についてはいろいろ意見も出ましたが、報告でございますのでこの程度に留めさせていただきます。

以上、当委員会の審議結果として、中間報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 中原 繁君。



[ 自席 ]

総務常任委員長（中原 繁君） 私はこの際、議員の議案の提出権、自治法のその規定に基づきまして、ウォーキングトレイル事業及びその他公共工事に関する事務調査に関する調査特別委員会設置の動議を提出いたします。

議長（北田 彰君） ただいま、中原 繁君からウォーキングトレイル事業及びその他公共工事の事務調査に関する調査特別委員会設置の動議が提出されました。本動議は書面にて提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立しました。

本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、本動議は日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは、否決されました。

-----

日程第4 議員派遣について

議長（北田 彰君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員名	研修内容
1	市長より2005釜山国際観光展出席依頼による。	大韓民国釜山広域市	平成17年 9月28日 ～30日	中原 繁	釜山国際観光展出席 友好交流及び韓 国人誘客の促進 を図るため関係 省庁及び旅行ラ ンド会社等への 菊池市PR活動 トップセールス 活動

議員派遣について、会議規則第159条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、配付資料をもって報告とします。委員派遣について、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
議長（北田 彰君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

政治倫理条例策定特別委員会

- 1 政治倫理条例の策定に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について議席配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成17年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

お疲れ様でした。

-----  
閉会 午後零時 5 8 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 川 口 良 郎

菊池市議会議員 中 山 繁 雄

# 付 録

平成 17 年第 2 回定例会付議事件一覧および審議結果表  
( 9 月 9 日・27 日議決 )

議案番号	件名	審議結果
議案第 82 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて ( 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更 )	原案承認
議案第 83 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて ( 平成 17 年度菊池市一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) )	原案承認
議案第 84 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて ( 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更 )	原案承認
議案第 85 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて ( 平成 17 年度菊池市一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) )	原案承認
議案第 86 号	菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について	原案可決
議案第 87 号	菊池市生活安全条例の制定について	原案可決
議案第 88 号	菊池市ダム流域対策協議会条例の制定について	原案可決
議案第 89 号	菊池市都市計画審議会条例の制定について	原案可決
議案第 90 号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 91 号	菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 92 号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第 93 号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 94 号	平成 17 年度菊池市一般会計補正予算 ( 第 3 号 )	原案可決
議案第 95 号	平成 17 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )	原案可決

議案第 96号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 97号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 98号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 99号	平成16年度旧菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第100号	平成16年度旧泗水町水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第101号	平成16年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第102号	反訴の提起について	原案可決
議案第103号	字の区域の変更について(花房北部地区)	原案可決
議案第104号	字の区域の変更について(赤北地区)	原案可決
議案第105号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	原案可決
議案第106号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議案第107号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第108号	人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて	原案同意
議案第109号	人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて	原案同意
議案第110号	菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第111号	菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 1 1 2 号	菊池市通所介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
報 告		
報告第 1 4 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 1 5 号	専決処分の報告について	原案報告
意見書案		
意見書案第 5 号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について	原案可決
陳 情		
陳情第 2 号	老人福祉センター改築をめぐる陳情書	不採択
要 望		
要 望	公共施設の木造化・木質化に係る要望書	採 択



菊池市議会会議録  
平成17年第2回9月定例会

平成17年11月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1041

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968)25-2325